

株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成27年10月 第3回訂正分)

日本郵政株式会社

ブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成27年10月26日に関東財務局長に提出し、平成27年10月27日にその届出の効力が生じております。

○ 株式売出届出目論見書の訂正理由

平成27年9月10日付をもって提出した有価証券届出書並びに平成27年10月7日付及び平成27年10月19日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による売出し396,000,000株の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項を、ブックビルディングの結果を踏まえ、平成27年10月26日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第2 【売出要項】

1 【売出株式】

平成27年10月26日に決定された売出価格(1,400円)にて、当社と元引受契約を締結した下記「2 売出しの条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」といいます。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該売出価格で売出し(以下「国内売出し」といいます。)を行います。引受人は株式受渡期日に売出価格の総額を売出人に支払います。売出人は、引受人に対して平成27年10月26日に決定された額の引受手数料を支払うものとします。

なお、国内売出しは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で売出価格を決定する方法をいいます。)により決定された価格で行われます。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「495,000,000,000」を「554,400,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「495,000,000,000」を「554,400,000,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 2. 国内売出しと同時に、当社普通株式の海外市場における売出し(以下「海外売出し」といいます。)が**行われます**。国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は495,000,000株であります。総売出株式数の内訳は国内売出し396,000,000株、海外売出し99,000,000株**であります**。また、国内売出し及び海外売出しにおいて国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が、海外の引受団に売却されることがあります。

3. 海外売出しは、海外市場(ただし、米国においては1933年米証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。)で**行われます**。海外売出しの詳細は、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 海外売出しについて」をご参照ください。

4. 国内売出し及び海外売出し(以下「グローバル・オフアリング」と総称します。)に関連して、ロックアップに関する合意が**なされております**。その内容につきましては、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

5. グローバル・オフアリングのジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社であります。国内売出しの主幹事会社は、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、岡三証券株式会社(特定主幹事※)及び東海東京証券株式会社(特定主幹事※)であります。なお、国内売出しのジョイント・ブックランナーは、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社であります。

※特定主幹事：強みのある地域や得意とする顧客層に対し販売活動を実施する主幹事会社

6. 当社は、引受人に対し、上記売出数のうち、37,141,100株を、福利厚生を目的に、日本郵政従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先(親引け先)の状況等につきましては、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 6. 親引け先への販売について」をご参照ください。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って行われる発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

7. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 2. 9. の全文削除及び3. 4. 5. 6. 7. 8. の番号変更

2 【売出しの条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

＜欄内の記載の訂正＞

「売出価格(円)」の欄：「未定(注) 1. 」を「1,400」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 2. 」を「1株につき1,400」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注) 3. 」を「(注) 3. 」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1. 売出価格は、ブックビルディング方式により決定されました。その状況については、以下のとおりであります。

売出価格の決定に当たりましては、仮条件(1株につき1,100円～1,400円)に基づいて国内外の機関投資家等を中心にブックビルディングを実施し、国内市場396,000,000株、海外市場99,000,000株を目処に需要の申告を受け付けました。その結果、

①申告された総需要株式数は、売出株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。

が特徴として見られ、グローバル・オファリングと同時に行われる当社の100%子会社である株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険(以下「金融2社」と総称します。)の普通株式の日本国内及び海外市場における売出し(以下「金融2社売出し」といいます。)の売出価格、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき1,400円と決定いたしました。

2. 申込証拠金には利息をつけません。

3. 元引受契約の内容

各引受人の引受株数

<u>野村證券株式会社</u>	<u>98,917,700株</u>
<u>三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社</u>	<u>98,917,700株</u>
<u>ゴールドマン・サックス証券株式会社</u>	<u>22,981,000株</u>
<u>JPモルガン証券株式会社</u>	<u>22,981,000株</u>
<u>大和証券株式会社</u>	<u>38,610,000株</u>
<u>みずほ証券株式会社</u>	<u>38,610,000株</u>
<u>SMB C日興証券株式会社</u>	<u>38,610,000株</u>
<u>岡三証券株式会社</u>	<u>5,662,800株</u>
<u>東海東京証券株式会社</u>	<u>5,662,800株</u>
<u>いちよし証券株式会社</u>	<u>3,366,000株</u>
<u>SMB Cフレンド証券株式会社</u>	<u>3,366,000株</u>
<u>藍澤證券株式会社</u>	<u>1,742,400株</u>
<u>岩井コスモ証券株式会社</u>	<u>1,742,400株</u>
<u>東洋証券株式会社</u>	<u>1,742,400株</u>
<u>丸三証券株式会社</u>	<u>1,742,400株</u>
<u>水戸証券株式会社</u>	<u>1,742,400株</u>
<u>マネックス証券株式会社</u>	<u>1,544,400株</u>
<u>株式会社SBI証券</u>	<u>1,544,400株</u>
<u>松井証券株式会社</u>	<u>752,400株</u>
<u>エイチ・エス証券株式会社</u>	<u>475,200株</u>
<u>エース証券株式会社</u>	<u>475,200株</u>
<u>極東証券株式会社</u>	<u>475,200株</u>
<u>高木証券株式会社</u>	<u>475,200株</u>
<u>立花証券株式会社</u>	<u>475,200株</u>
<u>ちばぎん証券株式会社</u>	<u>475,200株</u>
<u>内藤証券株式会社</u>	<u>475,200株</u>
<u>日本アジア証券株式会社</u>	<u>475,200株</u>
<u>むさし証券株式会社</u>	<u>475,200株</u>
<u>光世証券株式会社</u>	<u>158,400株</u>
<u>リテラ・クレア証券株式会社</u>	<u>158,400株</u>
<u>クレディ・スイス証券株式会社</u>	<u>118,800株</u>
<u>ドイツ証券株式会社</u>	<u>118,800株</u>
<u>パークレイズ証券株式会社</u>	<u>118,800株</u>
<u>メリルリンチ日本証券株式会社</u>	<u>118,800株</u>
<u>UBS証券株式会社</u>	<u>118,800株</u>
<u>シティグループ証券株式会社</u>	<u>79,200株</u>

<u>あかつき証券株式会社</u>	<u>19,800株</u>
<u>安藤証券株式会社</u>	<u>19,800株</u>
<u>今村証券株式会社</u>	<u>19,800株</u>
<u>ウツミ屋証券株式会社</u>	<u>19,800株</u>
<u>岡三にいがた証券株式会社</u>	<u>19,800株</u>
<u>岡地証券株式会社</u>	<u>19,800株</u>
<u>木村証券株式会社</u>	<u>19,800株</u>
<u>共和証券株式会社</u>	<u>19,800株</u>
<u>上光証券株式会社</u>	<u>19,800株</u>
<u>長野證券株式会社</u>	<u>19,800株</u>
<u>中原証券株式会社</u>	<u>19,800株</u>
<u>第四証券株式会社</u>	<u>19,800株</u>
<u>西日本シティＴＴ証券株式会社</u>	<u>19,800株</u>
<u>西村証券株式会社</u>	<u>19,800株</u>
<u>日産センチュリー証券株式会社</u>	<u>19,800株</u>
<u>ニュース証券株式会社</u>	<u>19,800株</u>
<u>八十二証券株式会社</u>	<u>19,800株</u>
<u>ばんせい証券株式会社</u>	<u>19,800株</u>
<u>フィリップ証券株式会社</u>	<u>19,800株</u>
<u>ふくおか証券株式会社</u>	<u>19,800株</u>
<u>三木証券株式会社</u>	<u>19,800株</u>
<u>三田証券株式会社</u>	<u>19,800株</u>
<u>山和証券株式会社</u>	<u>19,800株</u>
<u>豊証券株式会社</u>	<u>19,800株</u>
<u>リーディング証券株式会社</u>	<u>19,800株</u>

引受人が全株買取引受けを行います。

国内売出しに係る引受手数料は総額9,369,360,000円であります。

4. 当社は、引受人及び売出人と平成27年10月26日に元引受契約を締結いたしました。
5. 引受人は、国内売出しに係る売出数のうち、507,900株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。
8. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 海外売出しについて

国内売出しと同時に、海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。)における売出し(海外売出し)が、Goldman Sachs International、J.P. Morgan Securities plc、Morgan Stanley & Co. International plc、Nomura International plc、Citigroup Global Markets Limited及びUBS AG, London Branchを共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社の総額連帯買取引受けにより行われます。

国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は495,000,000株であります。総売出株式数の内訳は、国内売出し396,000,000株、海外売出し99,000,000株であります。

また、海外の投資家向けに英文目論見書を発行しておりますが、その様式及び内容は、本書と同一ではありません。

3. ロックアップについて

当社のグローバル・オフERINGに関連して、売出人である財務大臣は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の平成28年5月1日(当日を含む。)までの期間(以下「ロックアップ期間」といいます。)中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の譲渡又は処分等(ただし、国内売出し、海外売出し及び当社による自己株式の取得に応じた当社株式の売却又は譲渡等を除く。)を行わない旨を約束する書面を平成27年10月26日付で差し入れております。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の発行等(ただし、株式分割等を除く。)を行わない旨を約束する書面を平成27年10月26日付で差し入れております。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容を一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

さらに、親引け先である日本郵政従業員持株会は、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内売出しの主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内売出しの主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の譲渡又は処分等を行わない旨を約束する書面を平成27年10月26日付で差し入れております。

なお、上記の場合において、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内売出しの主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容を一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

6. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

<欄内の記載の訂正>

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：「未定（「第2 売出要項」における国内売出しに係る売出株式のうち、47,363,600株（※）を上限として、売出価格決定日（平成27年10月26日）に決定する予定。）※取得金額の上限として要請した金額を仮条件の下限価格により除して算出した見込みの株式数（100株未満切捨て）であります。」を「当社普通株式 37,141,100株」に訂正。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、平成27年10月26日に決定された「第2 売出要項」における国内売出しに係る売出株式の売出価格(1,400円)と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

<欄内の記載の訂正>

「日本郵政従業員持株会」の「国内売出し及び海外売出し後の所有株式数(株)」の欄：「47,363,600」を「37,141,100」に訂正。

「日本郵政従業員持株会」の「国内売出し及び海外売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の欄：「1.05」を「0.83」に訂正。

「計」の「国内売出し及び海外売出し後の所有株式数(株)」の欄：「4,052,363,600」を「4,042,141,100」に訂正。

「計」の「国内売出し及び海外売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の欄：「90.05」を「89.83」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 2. 国内売出し及び海外売出し後の所有株式数並びに国内売出し及び海外売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成27年9月10日現在の所有株式数及び株式総数に、国内売出し、海外売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。

株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成27年10月 第2回訂正分)

日本郵政株式会社

当社の100%子会社である株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の普通株式の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が、平成27年10月19日に決定されたため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第二部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の記載内容の一部を訂正するため、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成27年10月19日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 株式売出届出目論見書の訂正理由

平成27年9月10日付をもって提出した有価証券届出書及び平成27年10月7日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、当社の100%子会社である株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の普通株式の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項を、平成27年10月19日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第二部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第2 【売出要項】

2 【売出しの条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

＜欄外注記の訂正＞

(注) 12. グローバル・オファリングと同時に、金融2社売出しが**行われます**。金融2社売出しのいずれかが中止された場合には、国内売出しも中止されることがあります。金融2社売出しの詳細は、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 金融2社(株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険)の普通株式の売出しについて」をご参照ください。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

4. 金融2社(株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険)の普通株式の売出しについて

グローバル・オファリングと同時に、当社の100%子会社である株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の普通株式の日本国内及び海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。)における売出し(金融2社売出し)が**行われます**。当該各売出しの概要は下記のとおりとなります。

会社名	株式会社ゆうちょ銀行	株式会社かんぽ生命保険
売出人	当社	当社
売出株式数 (注) 1.	329,953,800株	52,800,000株
想定売出価格	1,400円	2,150円
仮条件	1,250円～1,450円	1,900円～2,200円
売出価格	<u>1,450円</u>	<u>2,200円</u>
引受価額 (注) 2.	<u>1,425.50円</u>	<u>2,162.82円</u>
ブックビルディング期間	自 平成27年10月8日(木) 至 平成27年10月16日(金)	自 平成27年10月8日(木) 至 平成27年10月16日(金)
申込期間	自 平成27年10月20日(火) 至 平成27年10月23日(金)	自 平成27年10月20日(火) 至 平成27年10月23日(金)
株式受渡期日	平成27年11月4日(水)	平成27年11月4日(水)

(注) 1. 株式会社ゆうちょ銀行の普通株式に係る日本国内における売出し及び海外市場における売出しの総売出株式数は412,442,300株であります。総売出株式数の内訳は日本国内における売出し329,953,800株、海外市場における売出し82,488,500株**であります**。また、株式会社かんぽ生命保険の普通株式に係る日本国内における売出し及び海外市場における売出しの総売出株式数は66,000,000株であります。総売出株式数の内訳は日本国内における売出し52,800,000株、海外市場における売出し13,200,000株**であります**。

2. 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の普通株式に係る日本国内における売出しの引受価額であります。なお、株式会社ゆうちょ銀行の普通株式に係る海外市場における売出しの引受価額は1,428.25円であります。また、株式会社かんぽ生命保険の普通株式に係る海外市場における売出しの引受価額は2,167.00円であります。

3. 金融2社のブックビルディング期間(平成27年10月8日(木)～平成27年10月16日(金))は、当社のブックビルディング期間(平成27年10月8日(木)～平成27年10月23日(金))と異なります。なお、当社のブックビルディング期間は金融2社のブックビルディング期間より5営業日長く設定されております。

4. 金融2社の売出価格決定日(平成27年10月19日(月))は、当社の売出価格決定日(平成27年10月26日(月))と異なります。なお、金融2社の株式価値を当社の株式価格に反映させるため、金融2社の売出価格は親会社である当社の売出価格に5営業日先行して決定されました**。また、当社と金融2社の株式の同時売出しに関するリスクについては、下記「第二部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク VI. 郵政民営化に関するリスク (10) 当社及び金融2社の同時売出しに関するリスク」をご参照ください。**

5. 当社の申込期間(平成27年10月27日(火)～平成27年10月30日(金))は、金融2社の申込期間(平成27年10月20日(火)～平成27年10月23日(金))終了後に開始されます。

5. 自己株式の取得について

当社は、平成27年9月10日開催の取締役会決議により、平成27年11月5日(木)から平成28年3月31日(木)まで(以下「取得期間」といいます。)の間に、金融2社売出しによる金融2社の普通株式の売却手取金(日本国内における売出しに係る手取概算額及び海外市場における売出しに係る手取概算額の合計額)に相当する金額を本件自己株式取得(以下に定義します。)の実行日(以下「買付日」といいます。)の前営業日における当社普通株式の終値で除した数の当社普通株式につき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)の方法により買付け(以下「本件自己株式取得」といいます。)の委託を行う方針を決議しています。

また、当社は、平成27年10月19日に、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、本件自己株式取得に係る取得対象株式の総数2,250,000,000株(上限)及び取得価格の総額730,964,638,025円(上限)等を決議しております。

本件自己株式取得は東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)の方法により行われます。自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)においては、買付日の前営業日に、買付会社から買付けの委託を受けた証券会社が東京証券取引所に届出(銘柄、買付数量、買付値段等)を行ったうえで、買付日の午前8時から8時45分まで売り注文を集めて買付会社の買い注文との間で取引が成立します。買付値段は前営業日の立会市場における最終値段(最終気配値段を含みます。買付日が配当落等の期日である場合や、前営業日に最終値段(最終気配値段を含みます。)がない場合には買付日における基準値段)となります。売り注文の総数量が買付数量を超えている場合には、売り注文については按分方式により取引が成立します。

なお、当社が本件自己株式取得に係る買付けの委託を行った場合には、財務大臣は、政府が保有する当社普通株式につき、当社が行う自己株式の買付数量と同数の売付注文を行う意向です。

本件自己株式取得により取得した株式については、当分の間、保有することとしております。

本件自己株式取得に関するリスクについては、下記「第二部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク VI. 郵政民営化に関するリスク (9) 自己株式の取得に関するリスク」をご参照ください。

第二部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

4 【事業等のリスク】

1. 当社グループ全般に関するリスク

2. 法的規制・法令遵守等に関するリスク

(4) 不正・不祥事に関するリスク

当社グループは、法令その他諸規則等を遵守すべく、コンプライアンスの水準向上及び内部管理態勢の強化を経営上の最重要課題の一つとして位置付け、グループ各社の役員・従業員に対して適切な指示、指導及びモニタリングを行う態勢を整備するとともに、不正行為等の防止のために予防策を講じておりますが、かかる態勢・予防策が常に十分な効果を発揮するという保証はなく、当社グループの役員・従業員による法令その他諸規則等の違反、社内規程・手続等の不遵守、不正行為、事故、不祥事等が生じる可能性があります。当社グループにおいては、従業員による顧客預金等の横領等が発覚し、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険が、平成21年12月、金融庁、総務省より、内部管理態勢の充実・強化に関する業務改善命令、犯罪の再発防止に関する監督上の命令を受けました。当社グループはかかる業務改善命令等を受けて、局内犯罪の防止に向けた内部管理態勢の強化を図ってまいりましたが、平成27年度第1四半期には、郵便局長による多額の現金横領犯罪が発覚しております。また、平成27年度第3四半期には、簡易郵便局受託者が、多数の顧客から多額の現金を詐取していたことについて、調査結果を公表いたしました。このような事案を含め、当社グループの役員・従業員その他の関係者による違法行為、不正、不祥事、反社会的勢力との取引等が発生した場合には、被害者等に対して損害賠償責任を負い、刑事罰又は監督官庁からの行政上の処分を受ける可能性があるほか、当社グループの社会的信用が毀損するおそれもあります。かかる場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成27年10月 第1回訂正分)

日本郵政株式会社

ブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成27年10月7日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 株式売出届出目論見書の訂正理由

平成27年9月10日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による売出し396,000,000株の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項を、平成27年10月7日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「6. 親引け先への販売について」を追加記載し、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」の「3. ロックアップについて」及び「4. 金融2社(株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険)の普通株式の売出しについて」並びに「第二部 企業情報 第1 企業の概況 4 関係会社の状況」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____線を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第2 【売出要項】

1 【売出株式】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「534,600,000,000」を「495,000,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「534,600,000,000」を「495,000,000,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 2. 売出価額の総額は、仮条件(1,100円～1,400円)の平均価格(1,250円)で算出した見込額であります。
3. 国内売出しと同時に、当社普通株式の海外市場における売出し(以下「海外売出し」といいます。)が行われる予定であります。国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は495,000,000株であります。総売出株式数の内訳は国内売出し396,000,000株、海外売出し99,000,000株の予定であります。また、国内売出し及び海外売出しにおいて国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が、海外の引受団に売却されることがあります。
7. 当社は、引受人に対し、上記売出数のうち、47,363,600株(※)を上限として、福利厚生を目的に、日本郵政従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先(親引け先)の状況等につきましては、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 6. 親引け先への販売について」をご参照ください。
- なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って行われる発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。
- ※取得金額の上限として要請した金額を仮条件の下限価格により除して算出した見込みの株式数(100株未満切捨て)であります。

2 【売出しの条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

＜欄内の記載の訂正＞

「引受人の住所及び氏名又は名称」の欄：

「新潟県長岡市城内町三丁目8番地26 新潟証券株式会社(平成27年10月1日より第四証券株式会社に社名変更予定)」を「新潟県長岡市城内町三丁目8番地26 第四証券株式会社」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 1. 売出価格は、ブックビルディング方式により決定されます。仮条件は、1,100円以上1,400円以下の範囲とし、売出価格については、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日(平成27年10月26日)に決定される予定であります。
- 需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
- 仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。
- ①高い知名度とブランド力を背景に、強固な顧客基盤を有し、全国を網羅する郵便局ネットワークを活用して多様な商品・サービスを提供していること。
- ②安定した収益を計上しており、安定的な配当方針を掲げていること。
- ③成熟した国内市場において、収益性の向上が望まれること。
- 以上の評価に加え、グローバル・オファリングと同時に行われる当社の100%子会社である株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険(以下「金融2社」と総称します。)の普通株式の日本国内及び海外市場における売出し(以下「金融2社売出し」といいます。)の仮条件価格の範囲、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、上場日までの価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,100円から1,400円の範囲が妥当であると判断いたしました。
12. グローバル・オファリングと同時に、金融2社売出しが行われる予定であります。金融2社売出しのいずれかが中止された場合には、国内売出しも中止されることがあります。金融2社売出しの詳細は、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 金融2社(株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険)の普通株式の売出しについて」をご参照ください。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 海外売出しについて

(省略)

国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は495,000,000株であります。総売出株式数の内訳は、国内売出し396,000,000株、海外売出し99,000,000株の予定であります。需要状況等を勘案の上、売出価格決定日(平成27年10月26日)に決定される予定であります。

(以下省略)

3. ロックアップについて

(省略)

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の発行等(ただし、株式分割等を除く。)を行わない旨を約束する書面を平成27年10月26日付で差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容を一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

さらに、親引け先である日本郵政従業員持株会は、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内売出しの主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内売出しの主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の譲渡又は処分等を行わない旨を約束する書面を平成27年10月26日付で差し入れる予定であります。

なお、上記の場合において、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内売出しの主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容を一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

4. 金融 2 社(株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険)の普通株式の売出しについて

グローバル・オファリングと同時に、当社の100%子会社である株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の普通株式の日本国内及び海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。)における売出し(金融 2 社売出し)が行われる予定であります。当該各売出しの概要は下記のとおりとなります。

会社名	株式会社ゆうちょ銀行	株式会社かんぽ生命保険
売出人	当社	当社
売出株式数 (注) 1.	329,953,800株	52,800,000株
想定売出価格	1,400円	2,150円
仮条件	<u>1,250円～1,450円</u>	<u>1,900円～2,200円</u>
売出価格	未定(平成27年10月19日(月)決定予定)	未定(平成27年10月19日(月)決定予定)
引受価額	未定(平成27年10月19日(月)決定予定)	未定(平成27年10月19日(月)決定予定)
ブックビルディング期間	自 平成27年10月 8 日(木) 至 平成27年10月16日(金)	自 平成27年10月 8 日(木) 至 平成27年10月16日(金)
申込期間	自 平成27年10月20日(火) 至 平成27年10月23日(金)	自 平成27年10月20日(火) 至 平成27年10月23日(金)
株式受渡期日	平成27年11月 4 日(水)	平成27年11月 4 日(水)

(注) 1. 株式会社ゆうちょ銀行の普通株式に係る日本国内における売出し及び海外市場における売出しの総売出株式数は412,442,300株**であります**。総売出株式数の内訳は日本国内における売出し329,953,800株、海外市場における売出し82,488,500株の予定であります。また、株式会社かんぽ生命保険の普通株式に係る日本国内における売出し及び海外市場における売出しの総売出株式数は66,000,000株**であります**。総売出株式数の内訳は日本国内における売出し52,800,000株、海外市場における売出し13,200,000株の予定であります。需要状況等を勘案の上、当該売出しに係る売出価格決定日(平成27年10月19日)に決定される予定であります。

2. 金融 2 社のブックビルディング期間(平成27年10月 8 日(木)～平成27年10月16日(金))は、当社のブックビルディング期間(平成27年10月 8 日(木)～平成27年10月23日(金))と異なります。なお、当社のブックビルディング期間は金融 2 社のブックビルディング期間より 5 営業日長く設定されております。

3. 金融 2 社の売出価格決定予定日(平成27年10月19日(月))は、当社の売出価格決定日(平成27年10月26日(月))と異なります。なお、金融 2 社の株式価値を当社の株式価格に反映させるため、金融 2 社の売出価格は親会社である当社の売出価格に 5 営業日先行して決定されます。また、当社と金融 2 社の株式の同時売出しに関するリスクについては、下記「第二部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク VI. 郵政民営化に関するリスク (10) 当社及び金融 2 社の同時売出しに関するリスク」をご参照ください。

4. 当社の申込期間(平成27年10月27日(火)～平成27年10月30日(金))は、金融 2 社の申込期間(平成27年10月20日(火)～平成27年10月23日(金))終了後に開始されます。

6. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	名称	日本郵政従業員持株会
	所在地（事務局）	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号
	代表者の役職及び氏名	理事長 二見 卓治
b. 当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会であります。	
c. 親引け先の選定理由	従業員の福利厚生のために行うものであります。	
d. 親引けしようとする株式の数	未定（「第2 売出要項」における国内売出しに係る売出株式のうち、47,363,600株（※）を上限として、売出価格決定日（平成27年10月26日）に決定する予定。） ※取得金額の上限として要請した金額を仮条件の下限価格により除して算出した見込みの株式数（100株未満切捨て）であります。	
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。	
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。	
g. 親引け先の実態	当社の従業員等で構成する従業員持株会であります。	

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、上記「3. ロックアップについて」をご参照ください。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、売出価格決定日（平成27年10月26日）に決定される予定の「第2 売出要項」における国内売出しに係る売出株式の売出価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)	国内売出し及び海外売出し後の所有株式数 (株)	国内売出し及び海外売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	4,500,000,000	100.00	4,005,000,000	89.00
日本郵政従業員持株会	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	＝	＝	47,363,600	1.05
計	＝	4,500,000,000	100.00	4,052,363,600	90.05

（注）1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成27年9月10日現在のものです。

2. 国内売出し及び海外売出し後の所有株式数並びに国内売出し及び海外売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成27年9月10日現在の所有株式数及び株式総数に、国内売出し、海外売出し及び親引け（日本郵政従業員持株会47,363,600株として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

4 【関係会社の状況】

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 7. ゆうちょ銀行及び日本郵便は、簡明で分かりやすい投資信託商品の開発等を通じた個人のお客さまの長期安定的な資産形成をお手伝いすることを目的として、三井住友信託銀行株式会社(以下「三井住友信託銀行」といいます。)及び野村ホールディングス株式会社(以下「野村ホールディングス」といいます。)との間で平成27年7月に設立に合意した会社(投資信託委託会社となるため金融商品取引業の登録を申請する予定)に対し、平成27年11月頃を目途に出資し、ゆうちょ銀行及び日本郵便は、それぞれ総議決権の45%及び5%(当該出資後の資本金は500百万円)を保有するとともに、その代表取締役社長及び代表取締役副社長は、ゆうちょ銀行及び日本郵便が指名する者を選任する予定です。



日本郵政

株式売出届出目論見書

平成27年9月

日本郵政株式会社

- 1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式534,600,000千円（見込額）の売出しについては、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成27年9月10日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

- 2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

株式売出届出目論見書

日本郵政株式会社

東京都千代田区霞が関一丁目3番2号

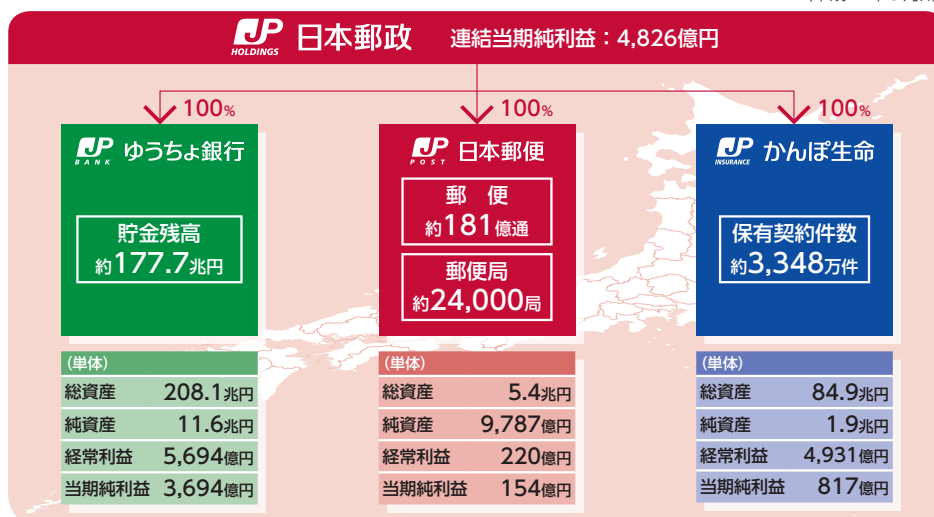
本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. 当社及び当社グループについて

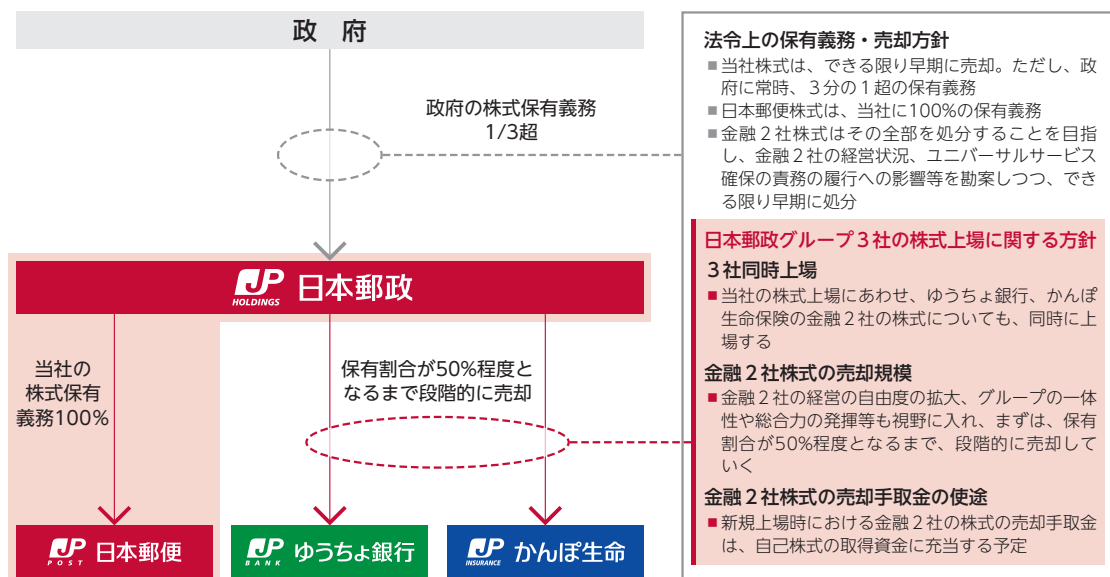
当社グループの概要

当社グループは、日本郵便株式会社（以下「日本郵便」といいます。）、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」といいます。）及び株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命保険」といいます。）が主な事業主体となる会社として、郵便・物流事業、金融窓口事業、銀行業、生命保険業等の業務を営んでおります。

（平成27年3月期）



郵政民営化と上場スキーム



2. 事業の内容

当社グループの特徴

(1) ユニバーサルサービスについて

当社及び日本郵便は、郵政民営化法等に基づき、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が、利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的



吉野ヶ里公園駅前簡易郵便局：佐賀県神埼郡

に利用できるようにするとともに、将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持する法律上の義務を負っています。



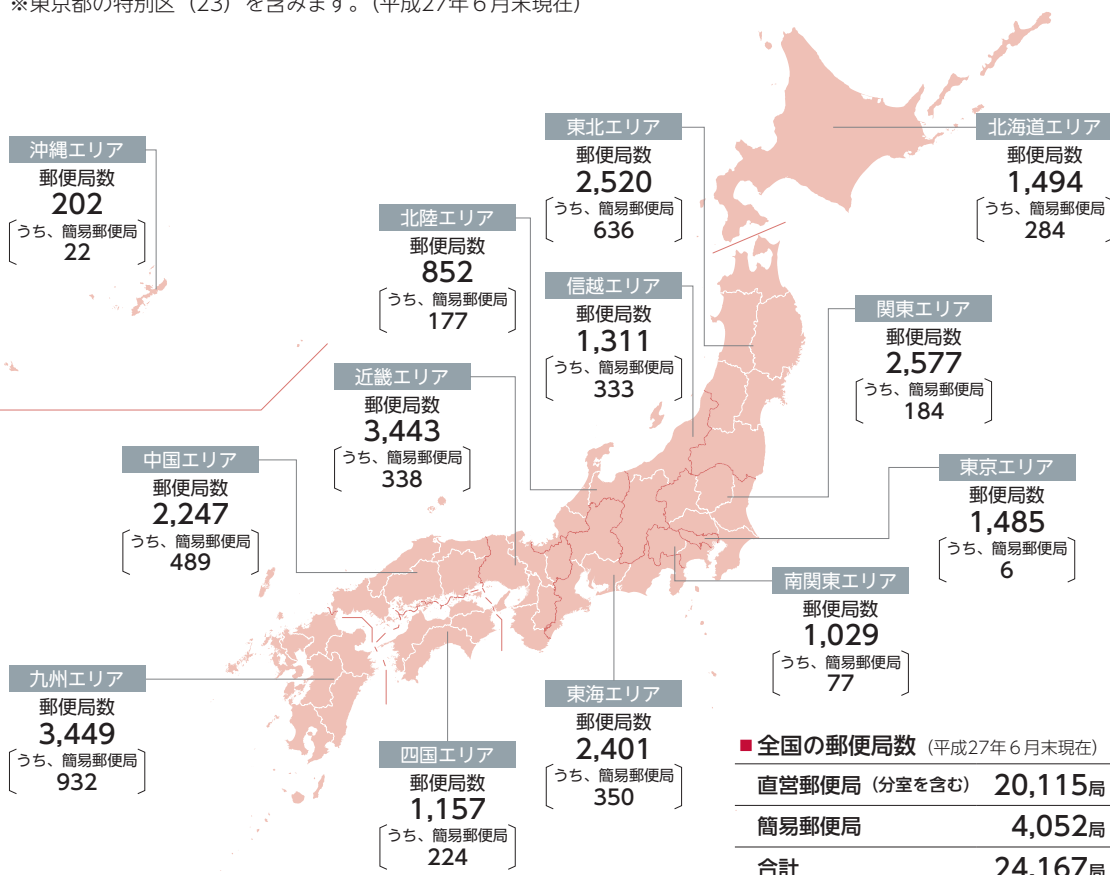
細浦郵便局：岩手県大船渡市

かかる義務に基づき郵便局ネットワークを通じて行われる役務提供を、以下「ユニバーサルサービス」といいます。

(2) 全国に広がる郵便局ネットワーク

郵便局は、すべての市町村*に計24,167カ所あり、日本全国を網羅しています。これらの郵便局は、当社グループがお届けする郵便・貯金・保険などいろいろなサービスの拠点となっております。

※東京都の特別区（23）を含みます。（平成27年6月末現在）



※営業中の郵便局に限る。

主な事業内容

日本郵政グループにおける「お客さまとの接点」として——日本郵便

約140年の歴史を持つ全国ネットワークを最大限に活かし、お客さま一人ひとりの多様なライフスタイルやライフステージにお応えするさまざまな商品・サービスを全国の郵便局ネットワークを通じて提供することにより、お客さまが安全・安心で、快適・豊かな生活・人生を実現することをサポートする「トータル生活サポート企業」を目指しています。

■ 郵便・物流サービス

郵便のユニバーサルサービスを提供し続けていくとともに、新たな分野へも積極的にビジネス展開しています。

郵便事業

郵便サービスを全国一律の料金であまねく公平に提供し、国内郵便に加え、万国郵便条約などの条約・国際取り決めに基づく国際郵便（通常・小包・EMS[※]）を提供しております。

※国際スピード郵便（Express Mail Service）

物流事業

国内物流業務として宅配便（ゆうパック）及びメール便（ゆうメール等）の運送業務を提供するとともに、増大する国際物流のニーズに対応するために国際物流業務の更なる拡大を目指しております。また、お客さまに最適な物流戦略、物流システムの設計、提案、構築から運用までを行う3PL[※]サービスの提供を行うロジスティクス事業を展開しております。

※サード・パーティー（＝3PL事業者）が、荷主の物流業務全体又は一部を荷主から包括的に受託するサービスの形態。

郵便・物流事業



■ 金融窓口サービス

全国約24,000局の郵便局を通じて、グループ各社の商品・サービスに加え、幅広いニーズに対応した新しい商品・サービスを提供しています。

グループ3社の商品・サービス

- 郵便・貯金・保険というグループ3社の商品・サービスを提供しています。
- 郵便物、ゆうパック等の引受・交付や切手類の販売等を行っております。
 - ゆうちょ銀行の銀行代理店として、貯金・送金・決済サービスの取扱いや、国債や投資信託を販売する金融商品仲介業務を行っております。
 - かんぽ生命保険の募集代理店として、生命保険の募集を行っております。

新しい商品・サービス

お客さまの多様なニーズに対応し、新しい商品・サービスを提供しています。

- 物販事業として、日本全国各地の名産品等のカタログ販売事業やフレーム切手等の店頭販売事業を行っております。
- JPTタワー等、郵便局敷地の開発による不動産事業を展開しております。
- がん保険等、グループ外の企業と提携して行う金融商品の販売代理店業務を行っております。

金融窓口事業



トレッサ横浜郵便局：神奈川県横浜市



お客さまの声を明日への羅針盤として——ゆうちょ銀行

全国規模で展開する直営店と郵便局ネットワークを通じて、生活・資産形成に貢献する金融サービスを提供。また、本邦最大級の機関投資家として適切なリスク管理のもと、安定的な運用収益の確保に努めます。

■ 各種商品とサービスの提供

全国約24,000局の直営店・郵便局のネットワークを通じて、全国規模の銀行として幅広いお客さまに生活・資産形成に貢献する金融サービスを提供する「最も身近で信頼される銀行」を目指しています。常にお客さまの声に耳を傾け取引状況に応じた商品の提案やセミナーの開催、商品ラインナップの拡充等を実施し、利便性の向上に努めています。

銀行業



■ 資金運用 - A L M戦略の遂行

約200兆円の運用資産を有し、本邦最大級の機関投資家として有価証券を中心とした投資により、安定的に運用収益を確保しています。リスクを適切に管理しながら、運用手段の多様化を通じ、収益源泉の多様化・リスクの分散に努めています。

ひとりひとりの人生を支え、将来の安心をつくる——かんぽ生命保険

全てのお客さまに対する信頼をそのままに、これからの日本の暮らしにふさわしい安心を提案するために、より多くのお客さまニーズにお応えする保険商品・サービスを開発し、提供してまいります。

■ 保険商品・各種サービスの提供

簡易生命保険の「簡易な手続きで、国民の基礎的生活手段を保障する」という社会的使命を受け継ぎつつ、お客さまにとって分かりやすく利用しやすい商品やサービスを提供しております。

郵便局チャンネル

郵便局の渉外社員や窓口を通じて、家庭市場を中心に保険商品の販売、保険料の収納・保険金の支払いなどのサービスを提供しております。

直営店チャンネル

全国の主要都市に設置している直営店の法人営業部で、中小企業を中心とする法人・職域市場を対象とした保険商品の販売、保険料の収納・保険金の支払いなどのサービスを提供しております。



「はじめてのかんぽ (H24)」の商品ロゴマーク

■ 新商品・サービスの企画・提供

シンプルで小口な商品ラインナップと、郵便局との密接な連携によるお客さま接点の拡充によって、お客さまにとってわかりやすく利便性の高い商品・サービスを提供してまいります。

■ 財務の健全性維持

適切なA L Mとリスク管理によって、財務の健全性維持と資本効率の向上を図りつつ、安定的かつ持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

3. 当社グループの主な取り組み

■ **TOLL** Toll Holdings Limited（以下「トール社」）の買収

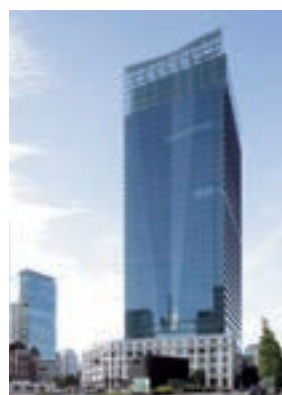
日本郵便は平成27年5月に、豪州物流企業大手であるトール社の発行済株式100%を取得し、子会社化を完了いたしました。今後、同社をプラットフォームとして国際物流事業を拡大することとし、同社の有する3PL・グローバルフォワーディング（※）等の知見と経験を活用し、アジアにおける日本の多国籍企業のニーズに対応するなどにより、収益拡大を図ってまいります。

※荷主と輸送手段を結び付けて、海外自国間及び三国間輸送を行うなど、輸出入貨物の工程管理を行う業務。



■ 不動産事業の展開

平成25年3月21日にグランドオープンしたJPタワーに加え、平成26年8月に竣工した大宮JPビルディングをはじめとする賃貸ビル事業のほか、住宅事業及び駐車場事業を推進しております。



JPタワー

■ 郵便・物流ネットワーク再編

郵便物やゆうパック、ゆうメール等の地域区分郵便局（区分作業拠点）を集約し、機械処理率を高めることでネットワーク全体の生産性を大幅に向上させる「郵便・物流ネットワーク再編」を推進しております。



東京北部郵便局（平成27年5月開局）

■ その他

- かんぽ生命保険が学資保険「はじめのかんぽ」の販売開始（平成26年4月）
- かんぽ生命保険がAmerican Family Life Assurance Company of Columbusのがん保険の受託販売等の取扱開始（平成26年7月）
- ゆうちょ銀行及び日本郵便は、三井住友信託銀行株式会社及び野村ホールディングス株式会社と投信会社設立予定（平成27年7月提携・平成27年11月頃を目途に出資予定）

4. 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

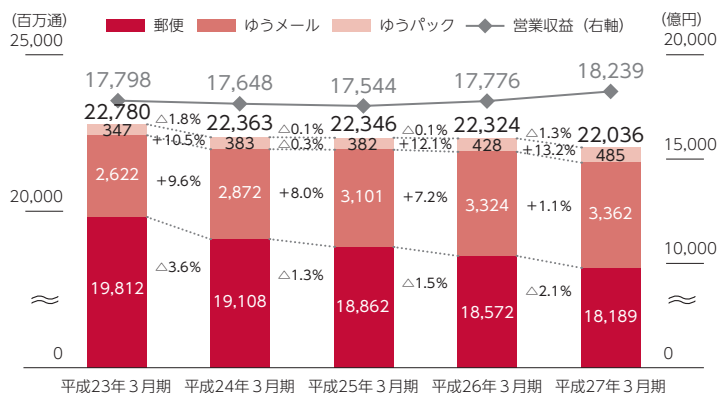
■日本郵便（郵便・物流事業）物数及び営業収益の推移

平成27年3月期の総取扱物数は、前期比1.3%減。

インターネットやメール等、電子メディアの普及により、郵便物数の減少による収益の減少が続く中、ゆうパック・ゆうメールの中小口営業の取り組みやEMS等の増加により、営業収益は増加傾向にあります。

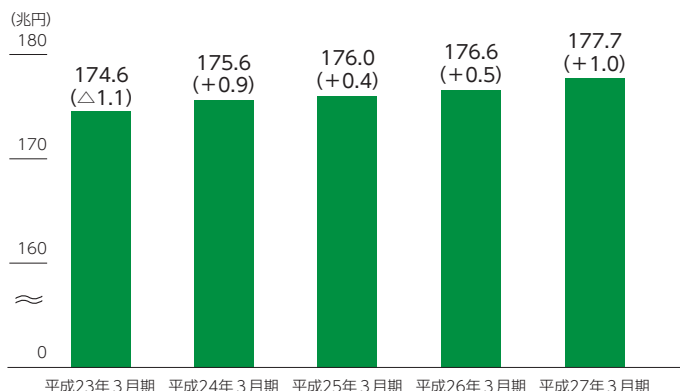
注1：ゆうパックには、エクスパックを含めております。

注2：営業収益は日本郵便（郵便・物流事業セグメント）の単体数値。



■ゆうちょ銀行 貯金残高の推移

郵便局との連携による営業推進態勢の強化を進め、平成27年3月期末の貯金残高は177.7兆円（前期末比+1.0兆円）になります。



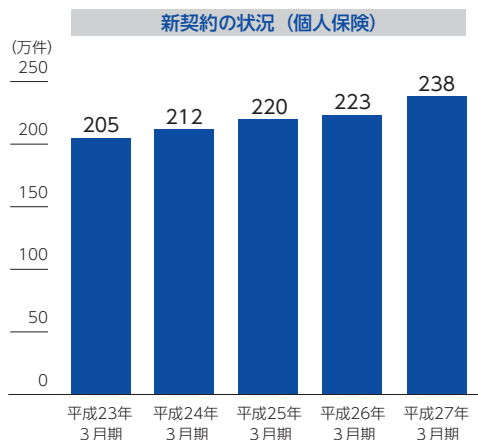
注1：未払利子を含んでおりません。

注2：小数第2位以下の端数は切捨て。

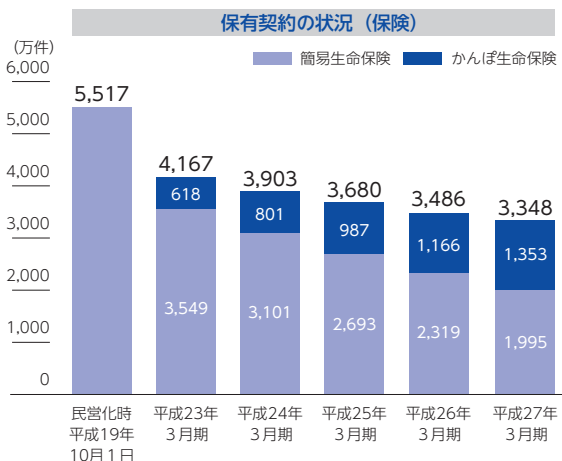
注3：() は前期末比。

■かんぽ生命保険 保険契約の状況

郵便局との連携による営業推進態勢の強化や平成26年4月から発売した学資保険「はじめのかんぽ」の好調な販売により、平成27年3月期の個人保険の新契約件数は、238万件（前期比+14万件）を確保しました。

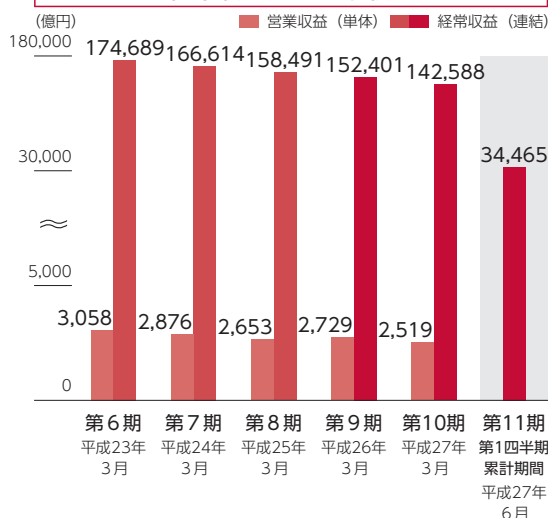


注：万件未満は切捨て。

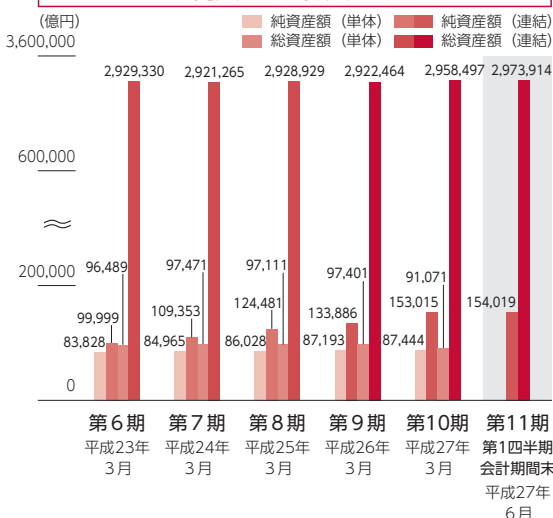


注：民営化（平成19年10月1日）以後の保険契約。

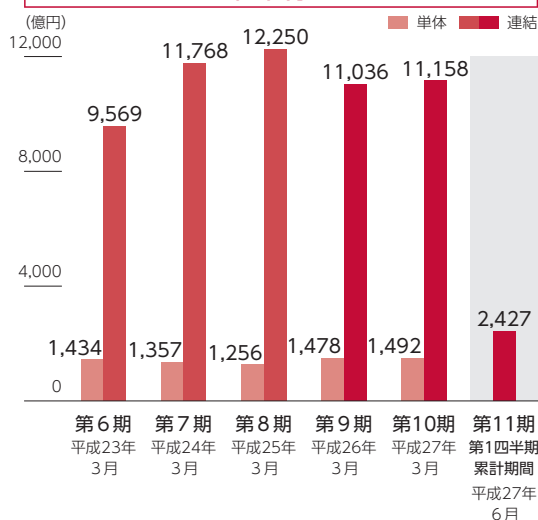
経常収益又は営業収益



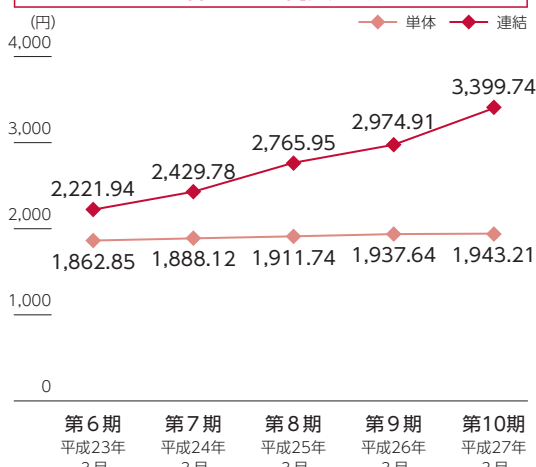
純資産額/総資産額



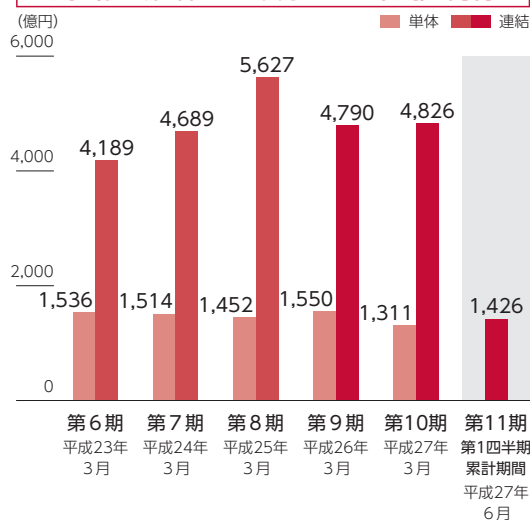
経常利益



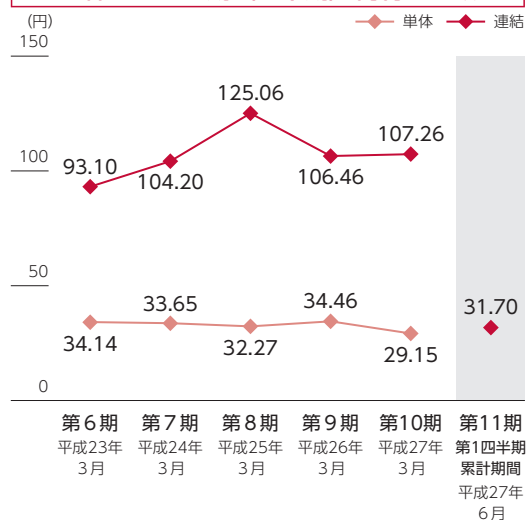
1株当たり純資産額



当期（親会社株主に帰属する四半期）純利益



1株当たり当期（四半期）純利益金額



注1：第6期、第7期及び第8期の連結数値については、会社計算規則に従い作成した連結計算書類に基づき算出した数値を記載しており、かかる数値は金融商品取引法に基づく監査を受けておりません。

注2：当社は平成27年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期（四半期）純利益金額」のグラフは、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たりの数値を記載しております。

目次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
第2 【売出要項】	3
1 【売出株式】	3
2 【売出しの条件】	4
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	9
第二部 【企業情報】	12
第1 【企業の概況】	12
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	23
3 【事業の内容】	27
4 【関係会社の状況】	41
5 【従業員の状況】	44
第2 【事業の状況】	45
1 【業績等の概要】	45
2 【生産、受注及び販売の状況】	89
3 【対処すべき課題】	89
4 【事業等のリスク】	94
5 【経営上の重要な契約等】	117
6 【研究開発活動】	123
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	124
第3 【設備の状況】	129
1 【設備投資等の概要】	129
2 【主要な設備の状況】	131
3 【設備の新設、除却等の計画】	133

第4	【提出会社の状況】	134
1	【株式等の状況】	134
2	【自己株式の取得等の状況】	136
3	【配当政策】	136
4	【株価の推移】	136
5	【役員の状況】	137
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	144
第5	【経理の状況】	152
1	【連結財務諸表等】	153
2	【財務諸表等】	232
第6	【提出会社の株式事務の概要】	247
第7	【提出会社の参考情報】	248
1	【提出会社の親会社等の情報】	248
2	【その他の参考情報】	248
第四部	【株式公開情報】	249
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	249
第2	【第三者割当等の概況】	249
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	249
2	【取得者の概況】	249
3	【取得者の株式等の移動状況】	249
第3	【株主の状況】	249
監査報告書		巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 9 月10日
【会社名】	日本郵政株式会社
【英訳名】	JAPAN POST HOLDINGS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役社長 西 室 泰 三
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 2 号
【電話番号】	03-3504-4411 (日本郵政グループ代表番号)
【事務連絡者氏名】	上場準備室長 西 口 彰 人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 2 号
【電話番号】	03-3504-9986
【事務連絡者氏名】	上場準備室長 西 口 彰 人
【届出の対象とした売出有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした売出金額】	ブックビルディング方式による売出し 534,600,000,000円 (注) 売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

該当事項はありません。

第2 【売出要項】

1 【売出株式】

平成27年10月26日に決定される予定の売出価格にて、当社と元引受契約を締結する予定の下記「2 売出しの条件(2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」といいます。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該売出価格で売出し(以下「国内売出し」といいます。)を行います。引受人は株式受渡期日に売出価格の総額を売出人に支払います。売出人は、引受人に対して平成27年10月26日に決定される額の引受手数料を支払うものとしします。

なお、国内売出しは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で売出価格を決定する方法をいいます。)により決定される価格で行われます。

種類	売出数(株)	売出額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	396,000,000	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号 財務大臣 396,000,000株
計(総売出株式)	—	396,000,000	534,600,000,000

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

2. 売出額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,350円)で算出した見込額であります。

3. 国内売出しと同時に、当社普通株式の海外市場における売出し(以下「海外売出し」といいます。)が行われる予定であります。国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は495,000,000株の予定であります。総売出株式数は変更される可能性があり、その場合、平成27年10月7日に変更される予定であります。総売出株式数の内訳は国内売出し396,000,000株、海外売出し99,000,000株の予定であります。需要状況等を勘案の上、売出価格決定日(平成27年10月26日)に決定される予定であります。また、国内売出し及び海外売出しにおいて国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が、海外の引受団に売却されることがあります。

4. 海外売出しは、海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。)で行われる予定であります。海外売出しの詳細は、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 海外売出しについて」をご参照ください。

5. 国内売出し及び海外売出し(以下「グローバル・オファリング」と総称します。)に関連して、ロックアップに関する合意がなされる予定であります。その内容につきましては、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

6. グローバル・オファリングのジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社であります。国内売出しの主幹事会社は、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、岡三証券株式会社(特定主幹事※)及び東海東京証券株式会社(特定主幹事※)であります。なお、国内売出しのジョイント・ブックランナーは、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社であります。

※特定主幹事：強みのある地域や得意とする顧客層に対し販売活動を実施する主幹事会社

7. 当社は、引受人に対し、上記売出数のうち、521億円に相当する株式数を上限として、福利厚生を目的に、日本郵政従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って行われる発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

8. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

9. 売出数等については、今後変更される可能性があります。

2 【売出しの条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1.	自 平成27年 10月27日(火) 至 平成27年 10月30日(金)	100	未定 (注) 2.	引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本支店及び営業所	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都港区六本木六丁目 10番1号 ゴールドマン・サックス証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目 7番3号 JPモルガン証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 みずほ証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 17番6号 岡三証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅 四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 東京都中央区八丁堀二丁目 14番1号 いちよし証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町 7番12号 SMB Cフレンド証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 20番3号 藍澤證券株式会社	未定 (注) 3.

売出価格 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1.	自 平成27年 10月27日(火) 至 平成27年 10月30日(金)	100	未定 (注) 2.	引受人及びその委託販売金融商品の取引業者の本支店及び営業所	大阪府大阪市中央区今橋一丁目 8番12号 岩井コスモ証券株式会社 東京都中央区八丁堀四丁目 7番1号 東洋証券株式会社 東京都千代田区麹町三丁目 3番6 丸三証券株式会社 東京都中央区日本橋二丁目 3番10号 水戸証券株式会社 東京都千代田区麹町二丁目 4番地1 マネックス証券株式会社 東京都港区六本木一丁目 6番1号 株式会社SBI証券 東京都千代田区麹町一丁目 4番地 松井証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目 8番1号 エイチ・エス証券株式会社 大阪府大阪市中央区本町二丁目 6番11号 エース証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町 一丁目4番7号 極東証券株式会社 大阪府大阪市北区梅田一丁目 3番1-400号 高木証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町 一丁目13番14号 立花証券株式会社 千葉県千葉市中央区中央二丁目 5番1号 ちばぎん証券株式会社 大阪府大阪市中央区高麗橋 一丁目5番9号 内藤証券株式会社 東京都中央区日本橋蛸殻町 一丁目7番9号 日本アジア証券株式会社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 四丁目333番地13 むさし証券株式会社 大阪府大阪市中央区北浜二丁目 1番10号 光世証券株式会社	未定 (注) 3.

売出価格 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1.	自 平成27年 10月27日(火) 至 平成27年 10月30日(金)	100	未定 (注) 2.	引受人及びその委託販売金融商品取引業者の本支店及び営業所	東京都中央区京橋一丁目 2番1号 リテラ・クレア証券株式会社 東京都港区六本木一丁目 6番1号 クレディ・スイス証券株式会社 東京都千代田区永田町二丁目 11番1号 ドイツ証券株式会社 東京都港区六本木六丁目 10番1号 パークレイズ証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 4番1号 メリルリンチ日本証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 UBS証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 5番1号 シティグループ証券株式会社 東京都中央区日本橋小舟町 8番1号 あかつき証券株式会社 愛知県名古屋市中区錦三丁目 23番21号 安藤証券株式会社 石川県金沢市十間町25番地 今村証券株式会社 広島県広島市中区立町1番20号 ウツミ屋証券株式会社 新潟県長岡市大手通一丁目 5番地5 岡三にいがた証券株式会社 愛知県名古屋市中区栄三丁目 7番26号 岡地証券株式会社 愛知県名古屋市中区栄三丁目 8番21号 木村証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町 8番3号 共和証券株式会社 北海道札幌市中央区北1条西 三丁目3番地 上光証券株式会社	未定 (注) 3.

売出価格 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1.	自 平成27年 10月27日(火) 至 平成27年 10月30日(金)	100	未定 (注) 2.	引受人及びその委託販売先金融商品の取引業者の本支店及び営業所	長野県長野市北石堂町1448番地 長野証券株式会社 東京都中央区日本橋室町四丁目 4番1号 中原証券株式会社 新潟県長岡市城内町三丁目 8番地26 新潟証券株式会社(平成27年10月 1日より第四証券株式会社に社 名変更予定) 福岡県福岡市博多区博多駅前 一丁目3番6号 西日本シティT T証券株式会社 京都府京都市下京区四条通高倉 西入立売西町65番地 西村証券株式会社 東京都中央区日本橋蛸殻町 一丁目38番11号 日産センチュリー証券株式会社 東京都渋谷区東三丁目11番10号 ニュース証券株式会社 長野県上田市常田二丁目 3番3号 八十二証券株式会社 東京都中央区新川一丁目 21番2号 ばんせい証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町 4番2号 フィリップ証券株式会社 福岡県福岡市中央区天神二丁目 13番1号 ふくおか証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 20番9号 三木証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町 3番11号 三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町 1番8号 山和証券株式会社 愛知県名古屋市中区栄三丁目 7番1号 豊証券株式会社 東京都中央区新川一丁目 8番8号 リーディング証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格は、ブックビルディング方式により決定されます。売出価格については、平成27年10月7日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日(平成27年10月26日)に決定される予定であります。
- 仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性の高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定される予定であります。
- 需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
2. 申込証拠金は、売出価格と同一の金額とし、申込証拠金には利息をつけません。
3. 引受人の売出価格による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成27年10月26日)に決定される予定であります。
4. 当社は、引受人及び売出人と売出価格決定日(平成27年10月26日)に元引受契約を締結する予定であります。
5. 引受人は、国内売出しに係る売出数のうち、1,980,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
6. 株式受渡期日は、平成27年11月4日(水)(以下「上場(売買開始)日」といいます。)の予定であります。国内売出しに係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
8. 申込みに先立ち、平成27年10月8日から平成27年10月23日までの期間、引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能です。
- 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
- 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
9. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、金融商品仲介業務を行う以下の登録金融機関に、国内売出しの取扱いを一部委託します。
- 名称：株式会社三菱東京UFJ銀行
住所：東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
- 上記登録金融機関は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の委託を受け、国内売出しの取扱いを行います。上記登録金融機関の店舗によっては、国内売出しの取扱いが行われない場合があります。
10. 国内売出しが中止された場合には、海外売出しも中止されることがあります。
11. 海外売出しが中止された場合には、国内売出しも中止されることがあります。
12. グローバル・オファリングと同時に、当社の100%子会社である株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険(以下「金融2社」と総称します。)の普通株式の日本国内及び海外市場における売出し(以下「金融2社売出し」といいます。)が行われる予定であります。金融2社売出しのいずれかが中止された場合には、国内売出しも中止されることがあります。金融2社売出しの詳細は、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 金融2社(株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険)の普通株式の売出しについて」をご参照ください。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所への上場について

当社は、当社の発行済普通株式のうち、グローバル・オファリングに係る当社普通株式について、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、岡三証券株式会社及び東海東京証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所への上場を予定しております。

2. 海外売出しについて

国内売出しと同時に、海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。)における売出し(海外売出し)が、Goldman Sachs International、J.P. Morgan Securities plc、Morgan Stanley & Co. International plc、Nomura International plc、Citigroup Global Markets Limited及びUBS AG, London Branchを共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社の総額連帯買取受けにより行われる予定であります。

国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は495,000,000株の予定ですが、総売出株式数は変更される可能性があります、その場合、平成27年10月7日に変更される予定であります。総売出株式数の内訳は、国内売出し396,000,000株、海外売出し99,000,000株の予定ですが、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日(平成27年10月26日)に決定される予定であります。

また、海外の投資家向けに英文目論見書を発行しておりますが、その様式及び内容は、本書と同一ではありません。

3. ロックアップについて

当社のグローバル・オファリングに関連して、売出人である財務大臣は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の平成28年5月1日(当日を含む。)までの期間(以下「ロックアップ期間」といいます。)中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の譲渡又は処分等(ただし、国内売出し、海外売出し及び当社による自己株式の取得に応じた当社株式の売却又は譲渡等を除く。)を行わない旨を約束する書面を平成27年10月26日付で差し入れる予定であります。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の発行等(ただし、株式分割等を除く。)を行わない旨を約束する書面を平成27年10月26日付で差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容を一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

4. 金融 2 社(株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険)の普通株式の売出しについて

グローバル・オファリングと同時に、当社の100%子会社である株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の普通株式の日本国内及び海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。)における売出し(金融 2 社売出し)が行われる予定であります。当該各売出しの概要は下記のとおりとなります。

会社名	株式会社ゆうちょ銀行	株式会社かんぽ生命保険
売出人	当社	当社
売出株式数 (注) 1.	329,953,800株	52,800,000株
想定売出価格	1,400円	2,150円
仮条件	未定(平成27年10月 7 日(水)決定予定)	未定(平成27年10月 7 日(水)決定予定)
売出価格	未定(平成27年10月19日(月)決定予定)	未定(平成27年10月19日(月)決定予定)
引受価額	未定(平成27年10月19日(月)決定予定)	未定(平成27年10月19日(月)決定予定)
ブックビルディング期間	自 平成27年10月 8 日(木) 至 平成27年10月16日(金)	自 平成27年10月 8 日(木) 至 平成27年10月16日(金)
申込期間	自 平成27年10月20日(火) 至 平成27年10月23日(金)	自 平成27年10月20日(火) 至 平成27年10月23日(金)
株式受渡期日	平成27年11月 4 日(水)	平成27年11月 4 日(水)

- (注) 1. 株式会社ゆうちょ銀行の普通株式に係る日本国内における売出し及び海外市場における売出しの総売出株式数は412,442,300株の予定ですが、総売出株式数は変更される可能性があり、その場合、平成27年10月 7 日に変更される予定であります。総売出株式数の内訳は日本国内における売出し329,953,800株、海外市場における売出し82,488,500株の予定ですが、需要状況等を勘案の上、当該売出しに係る売出価格決定日(平成27年10月19日)に決定される予定であります。また、株式会社かんぽ生命保険の普通株式に係る日本国内における売出し及び海外市場における売出しの総売出株式数は66,000,000株の予定ですが、総売出株式数は変更される可能性があり、その場合、平成27年10月 7 日に変更される予定であります。総売出株式数の内訳は日本国内における売出し52,800,000株、海外市場における売出し13,200,000株の予定ですが、需要状況等を勘案の上、当該売出しに係る売出価格決定日(平成27年10月19日)に決定される予定であります。
2. 金融 2 社のブックビルディング期間(平成27年10月 8 日(木)～平成27年10月16日(金))は、当社のブックビルディング期間(平成27年10月 8 日(木)～平成27年10月23日(金))と異なります。なお、当社のブックビルディング期間は金融 2 社のブックビルディング期間より 5 営業日長く設定されております。
3. 金融 2 社の売出価格決定予定日(平成27年10月19日(月))は、当社の売出価格決定日(平成27年10月26日(月))と異なります。なお、金融 2 社の株式価値を当社の株式価格に反映させるため、金融 2 社の売出価格は親会社である当社の売出価格に 5 営業日先行して決定されます。また、当社と金融 2 社の株式の同時売出しに関するリスクについては、下記「第二部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク VI. 郵政民営化に関するリスク (10) 当社及び金融 2 社の同時売出しに関するリスク」をご参照ください。
4. 当社の申込期間(平成27年10月27日(火)～平成27年10月30日(金))は、金融 2 社の申込期間(平成27年10月20日(火)～平成27年10月23日(金))終了後に開始されます。

5. 自己株式の取得について

当社は、平成27年 9 月10日開催の取締役会決議により、平成27年11月 5 日(木)から平成28年 3 月31日(木)まで(以下「取得期間」といいます。)の間に、金融 2 社売出しによる金融 2 社の普通株式の売却手取金(日本国内における売出しに係る手取概算額及び海外市場における売出しに係る手取概算額の合計額)に相当する金額を本件自己株式取得(以下に定義します。)の実行日(以下「買付日」といいます。)の前営業日における当社普通株式の終値で除した数の当社普通株式につき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)の方法により買付け(以下「本件自己株式取得」といいます。)の委託を行う方針を決議しています。

また、当社は、金融 2 社売出しの売出価格決定予定日(平成27年10月19日)に、会社法第459条第 1 項第 1 号の規定による定款の定めに基づき、本件自己株式取得に係る取得対象株式の総数(上限)及び取得価格の総額(上限)等を決議する予定です。

本件自己株式取得は東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)の方法により行われます。自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)においては、買付日の前営業日に、買付会社から買付けの委託を受けた証券会社が東京証券取引所に届出(銘柄、買付数量、買付値段等)を行ったうえで、買付日の午前8時から8時45分まで売り注文を集めて買付会社の買い注文との間で取引が成立します。買付値段は前営業日の立会市場における最終値段(最終気配値段を含みます。買付日が配当落等の期日である場合や、前営業日に最終値段(最終気配値段を含みます。)がない場合には買付日における基準値段)となります。売り注文の総数量が買付数量を超えている場合には、売り注文については按分方式により取引が成立します。

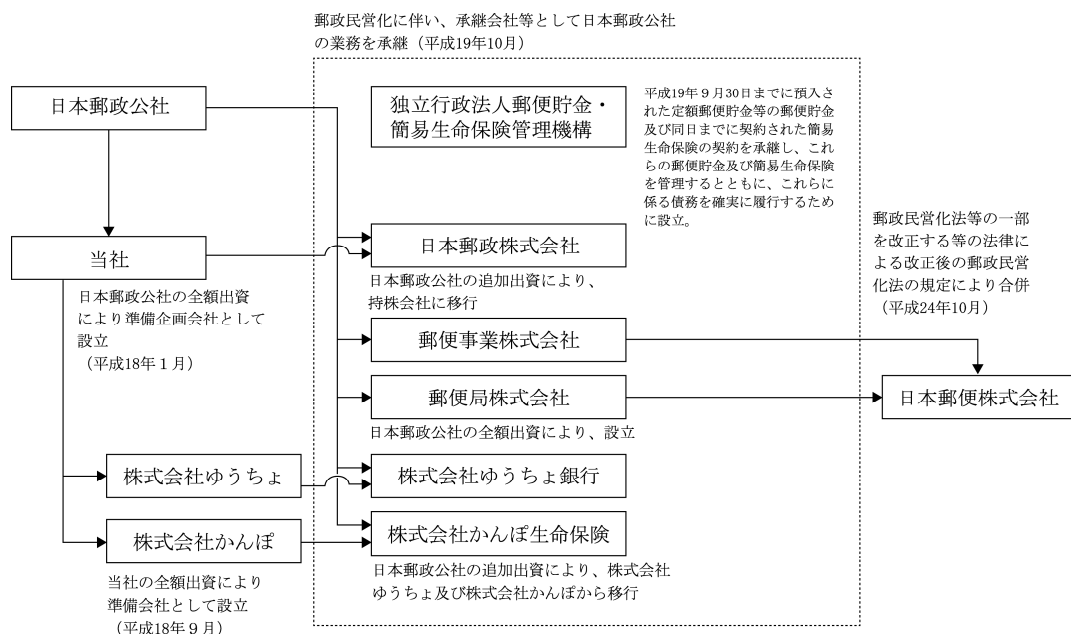
なお、当社が本件自己株式取得に係る買付けの委託を行った場合には、財務大臣は、政府が保有する当社普通株式につき、当社が行う自己株式の買付数量と同数の売付注文を行う意向です。

本件自己株式取得により取得した株式については、当分の間、保有することとしております。

本件自己株式取得に関するリスクについては、下記「第二部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク VI. 郵政民営化に関するリスク (9) 自己株式の取得に関するリスク」をご参照ください。

第1 【企業の概況】

以上の変遷を図示すると次のようになります。



一方、当社が保有する株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険(以下「金融2社」といいます。)の株式についても、郵政民営化法により、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況、ユニバーサルサービス(郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的かつ将来にわたりあまねく全国において公平に利用できるようにすること。)の責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとされています。また、金融2社については、郵政民営化法により新規業務が制限されておりますが、株式の2分の1以上を処分することにより当該規制が認可制から届出制へと緩和されます。

当社としましては、上記の法律上の要請に加え、金融２社株式についても、金融２社の経営の自由度確保のため早期の処分が必要であること、また、金融２社の株式価値を当社の株式価格に透明性を持って反映させることといった観点を経営的に勘案し、３社の上場はいずれも遅らせることなく、同時に行うことが最も望ましいと判断し、政府による当社の株式の売出し・上場にあわせ、金融２社株式につきましても、同時に売出し・上場を行うことといたしました。

また、上場後の金融２社株式の売却については、郵政民営化法において、当社が保有する金融２社株式は、その全部を処分することを目指し、金融２社の経営状況とユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとするとしており、この趣旨に沿って、金融２社の経営の自由度の拡大、グループの一体性や総合力の発揮等も視野に入れ、まずは、保有割合が50％程度となるまで、段階的に売却していく方針です。

郵政民営化法に基づき行われる政府が保有する当社株式及び当社が保有する金融２社株式の処分に関するリスクについては、下記「第２ 事業の状況 ４ 事業等のリスク VI. 郵政民営化に関するリスク」の記載をご参照ください。

１ 【主要な経営指標等の推移】

（１）連結経営指標等

回次	第 9 期	第10期
決算年月	平成26年 3 月	平成27年 3 月
経常収益 (百万円)	15,240,126	14,258,842
経常利益 (百万円)	1,103,603	1,115,823
当期純利益 (百万円)	479,071	482,682
包括利益 (百万円)	717,123	2,212,035
純資産額 (百万円)	13,388,650	15,301,561
総資産額 (百万円)	292,246,440	295,849,794
1株当たり純資産額 (円)	2,974.91	3,399.74
1株当たり 当期純利益金額 (円)	106.46	107.26
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	4.6	5.2
自己資本利益率 (%)	3.7	3.4
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	18,831	△1,204,555
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	11,180,189	15,521,777
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△40,405	△42,101
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	21,529,671	35,805,379
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (人)	221,078 [150,737]	220,703 [158,540]

(注) １．当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．当社は、平成27年 8 月 1 日付で普通株式 1 株につき30株の割合で株式分割を行っております。第 9 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

３．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

４．株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

５．第 9 期及び第10期の連結財務諸表は、金融商品取引法第193条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

6. 第6期、第7期及び第8期について、会社計算規則に従い作成した連結計算書類に基づき算出した連結経営指標等(経常収益、経常利益、当期純利益、純資産額、総資産額、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額)を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、当該連結計算書類はいずれも、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりませんが、会社法第444条第4項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。また、当社は、平成27年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

回次	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
経常収益 (百万円)	17,468,947	16,661,440	15,849,185
経常利益 (百万円)	956,917	1,176,860	1,225,094
当期純利益 (百万円)	418,929	468,907	562,753
純資産額 (百万円)	9,999,952	10,935,358	12,448,197
総資産額 (百万円)	292,933,013	292,126,555	292,892,975
1株当たり純資産額 (円)	2,221.94	2,429.78	2,765.95
1株当たり 当期純利益金額 (円)	93.10	104.20	125.06

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月
営業収益 (百万円)	305, 878	287, 633	265, 304	272, 988	251, 919
経常利益 (百万円)	143, 466	135, 773	125, 666	147, 837	149, 298
当期純利益 (百万円)	153, 622	151, 404	145, 228	155, 090	131, 181
資本金 (百万円)	3, 500, 000	3, 500, 000	3, 500, 000	3, 500, 000	3, 500, 000
発行済株式総数 (千株)	150, 000	150, 000	150, 000	150, 000	150, 000
純資産額 (百万円)	8, 382, 804	8, 496, 547	8, 602, 843	8, 719, 384	8, 744, 456
総資産額 (百万円)	9, 648, 973	9, 747, 186	9, 711, 170	9, 740, 129	9, 107, 178
1株当たり純資産額 (円)	55, 885. 36	56, 643. 65	57, 352. 29	1, 937. 64	1, 943. 21
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	256. 03 (—)	252. 34 (—)	257. 00 (—)	290. 00 (—)	334. 00 (—)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	1, 024. 15	1, 009. 36	968. 19	34. 46	29. 15
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	86. 9	87. 2	88. 6	89. 5	96. 0
自己資本利益率 (%)	1. 8	1. 8	1. 7	1. 8	1. 5
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	25. 0	25. 0	26. 5	28. 0	38. 2
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (人)	3, 301 [3, 866]	3, 207 [3, 744]	3, 227 [3, 572]	3, 098 [3, 595]	2, 951 [3, 555]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 当社は、平成27年 8 月 1 日付で普通株式 1 株につき30株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数は 4, 500, 000, 000株となっております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 第9期及び第10期の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 監査法人の監査を受けておりますが、第8期以前の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

6. 当社は、平成27年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第6期、第7期及び第8期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
1株当たり純資産額 (円)	1,862.85	1,888.12	1,911.74	1,937.64	1,943.21
1株当たり 当期純利益金額 (円)	34.14	33.65	32.27	34.46	29.15
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	8.53 (—)	8.41 (—)	8.57 (—)	9.67 (—)	11.13 (—)

(参考)主たる子会社の経営指標等

参考として、主たる子会社の「主要な経営指標等の推移」を記載します。

日本郵便株式会社(単体)

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
営業収益 (百万円)	1,256,349	1,208,447	2,054,124	2,773,958	2,819,144
経常利益 (百万円)	58,260	42,745	100,299	52,532	22,010
当期純利益 (百万円)	30,661	18,826	83,012	32,911	15,423
資本金 (百万円)	100,000	100,000	100,000	100,000	400,000
発行済株式総数 (千株)	4,000	4,000	4,000	4,000	10,000
純資産額 (百万円)	289,538	300,700	543,076	560,972	978,711
総資産額 (百万円)	3,249,823	3,120,978	4,806,509	4,801,764	5,441,962
1株当たり純資産額 (円)	72,384.73	75,175.00	135,769.05	140,243.06	97,871.11
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	1,916.36 (—)	1,176.66 (—)	3,753.87 (—)	2,180.39 (—)	— (—)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	7,665.40	4,706.63	20,753.19	8,227.87	2,200.79
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	8.9	9.6	11.3	11.7	18.0
自己資本利益率 (%)	11.0	6.4	19.7	6.0	2.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	25.0	25.0	18.1	26.5	—
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (人)	110,865 [33,450]	108,973 [33,502]	200,601 [130,240]	194,688 [134,399]	193,934 [140,349]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3. 株価収益率については、日本郵便株式会社株式が非上場であるため、記載しておりません。

4. 日本郵便株式会社は、平成24年10月1日に商号を郵便局株式会社から日本郵便株式会社に変更し、郵便事業株式会社と合併しております。

なお、上表中の日本郵便株式会社の計数に、合併前(第4期、第5期及び第6期上期)の郵便事業株式会社の計数を合算し、両社間の取引金額を内部取引とみなして消去した営業収益等は以下のとおりであります。

(第4期から第6期の各数値は財務諸表の数値ではないため、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。)

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
営業収益 (百万円)	2,819,651	2,778,314	2,754,094	2,773,958	2,819,144
うち郵便・物流事業の営業収益 (百万円)	1,779,870	1,764,861	1,754,426	1,777,635	1,823,902
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△30,832	32,737	80,131	52,532	22,010
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△4,773	14,301	60,061	32,911	15,423

5. 日本郵便株式会社は上場予定会社ではないため、第4期から第8期までの財務諸表は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

株式会社ゆうちょ銀行(単体)

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
経常収益 (百万円)	2, 205, 344	2, 234, 596	2, 125, 888	2, 076, 397	2, 078, 179
経常利益 (百万円)	526, 550	576, 215	593, 535	565, 095	569, 489
当期純利益 (百万円)	316, 329	334, 850	373, 948	354, 664	369, 434
持分法を適用した場合の 投資利益(△は投資損失) (百万円)	31	29	22	△11	119
資本金 (百万円)	3, 500, 000	3, 500, 000	3, 500, 000	3, 500, 000	3, 500, 000
発行済株式総数 (千株)	150, 000	150, 000	150, 000	150, 000	150, 000
純資産額 (百万円)	9, 093, 634	9, 818, 162	10, 997, 558	11, 464, 524	11, 630, 212
総資産額 (百万円)	193, 443, 350	195, 819, 898	199, 840, 681	202, 512, 882	208, 179, 309
貯金残高 (百万円)	174, 653, 220	175, 635, 370	176, 096, 136	176, 612, 780	177, 710, 776
貸出金残高 (百万円)	4, 238, 772	4, 134, 547	3, 967, 999	3, 076, 325	2, 783, 985
有価証券残高 (百万円)	175, 026, 411	175, 953, 292	171, 596, 578	166, 057, 886	156, 169, 792
1株当たり純資産額 (円)	60, 624. 23	65, 454. 41	73, 317. 05	2, 547. 67	3, 101. 82
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	527. 22 (—)	558. 09 (—)	623. 25 (—)	626. 58 (—)	1, 477. 95 (—)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	2, 108. 86	2, 232. 33	2, 492. 98	78. 81	89. 58
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	4. 7	5. 0	5. 5	5. 7	5. 6
自己資本利益率 (%)	3. 5	3. 5	3. 6	3. 2	3. 2
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	25. 0	25. 0	25. 0	26. 5	50. 0
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (人)	12, 351 [6, 173]	12, 796 [6, 006]	12, 922 [5, 818]	12, 963 [5, 699]	12, 889 [5, 523]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 貯金は、銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。
3. 株式会社ゆうちょ銀行は、平成27年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数は4, 500, 000, 000株となっております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 自己資本比率は、新株予約権が存在しないため「期末純資産の部合計」を「期末資産の部合計」で除して算出しております。
6. 自己資本利益率は、当期純利益を期中平均純資産額で除して算出しております。
7. 株価収益率は、株式会社ゆうちょ銀行の株式が非上場であるため、記載しておりません。
8. 配当性向は、当期配当金総額を当期純利益で除して算出しております。
9. 従業員数は、株式会社ゆうちょ銀行から社外への出向者を含んでおらず、社外から株式会社ゆうちょ銀行への出向者を含んでおります。また、平均臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員(1日8時間換算)を外書きで記載しております。

10. 第8期及び第9期の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第7期以前の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
11. 株式会社ゆうちょ銀行は、平成27年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第5期、第6期及び第7期の数値(1株当たり配当額については、すべての数値)については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
1株当たり純資産額 (円)	2,020.80	2,181.81	2,443.90	2,547.67	3,101.82
1株当たり 当期純利益金額 (円)	70.29	74.41	83.09	78.81	89.58
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	17.57 (—)	18.60 (—)	20.77 (—)	20.88 (—)	49.26 (—)

株式会社かんぽ生命保険(単体)

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
保険料等収入 (百万円)	7,342,346	6,856,486	6,481,772	5,911,643	5,956,716
資産運用収益 (百万円)	1,662,800	1,631,764	1,560,789	1,540,615	1,460,745
保険金等支払金 (百万円)	12,274,910	11,338,440	10,673,000	10,160,877	9,059,549
基礎利益 (百万円)	484,474	571,631	570,007	482,052	515,417
基礎利益上の 運用収支等の利回り (%)	1.79	1.83	1.87	1.91	1.89
平均予定利率 (%)	1.95	1.91	1.88	1.84	1.80
経常利益 (百万円)	422,207	531,388	529,375	463,506	493,169
契約者配当準備金繰入額 (百万円)	311,922	271,963	307,427	242,146	200,722
当期純利益 (百万円)	77,276	67,734	91,000	63,428	81,758
資本金 (百万円)	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
発行済株式総数 (千株)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
純資産額 (百万円)	1,207,690	1,292,077	1,464,771	1,534,457	1,969,143
総資産額 (百万円)	96,786,765	93,688,672	90,462,364	87,088,626	84,911,946
1株当たり純資産額 (円)	60,384.51	64,603.86	73,238.56	2,557.43	3,281.91
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	965.95 (—)	846.68 (—)	1,137.51 (—)	840.43 (—)	1,226.38 (—)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	3,863.81	3,386.70	4,550.02	105.71	136.26
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	1.2	1.4	1.6	1.8	2.3
自己資本利益率 (%)	6.5	5.4	6.6	4.2	4.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	25.0	25.0	25.0	26.5	30.0
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕 (人)	6,815 〔3,466〕	6,741 〔3,379〕	6,789 〔3,100〕	6,948 〔3,151〕	7,153 〔3,104〕

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 株式会社かんぽ生命保険は、平成27年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数は600,000,000株となっております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 基礎利益は、保険料等収入や保険金等支払金・事業費等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間収益の状況を表す指標であります。
5. 基礎利益上の運用収支等の利回りは、「(基礎利益中の運用収支－契約者配当金積立利息繰入額)／一般勘定(経過)責任準備金」として算出しております。なお、特別勘定については該当ありません。

6. 一般勘定(経過)責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、次の算式で算出しております。

$$(\text{期始責任準備金} + \text{期末責任準備金} - \text{予定利息}) \times 1/2$$
また、責任準備金及び予定利息は、実際積立額基準で算出しております。
7. 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定(経過)責任準備金に対する利回りのことであります。
8. 株価収益率は、株式会社かんぽ生命保険の株式が非上場であるため、記載しておりません。
9. 従業員数は、就業人員数(他社から株式会社かんぽ生命保険への出向者を含め、株式会社かんぽ生命保険から他社への出向者を除く。)であり、臨時従業員数(期間雇用社員及び高齢再雇用社員を含み、派遣社員を除く。)は、年間の平均雇用実績(8時間換算)を〔 〕内に外書きで記載しております。
10. 第8期及び第9期の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第7期以前の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
11. 株式会社かんぽ生命保険は、平成27年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第5期、第6期及び第7期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
1株当たり純資産額 (円)	2,012.82	2,153.46	2,441.29	2,557.43	3,281.91
1株当たり 当期純利益金額 (円)	128.79	112.89	151.67	105.71	136.26
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	32.20 (—)	28.22 (—)	37.92 (—)	28.01 (—)	40.88 (—)

2 【沿革】

(1) 設立経緯

明治4年、前島密により、郵便制度が創設されました。明治8年に郵便為替事業、郵便貯金事業が創業され、明治39年には郵便振替事業が創業されました。明治18年に通信省が設立され、郵便事業、郵便為替事業及び郵便貯金事業が同省に移管され、大正5年に簡易生命保険事業、大正15年に郵便年金事業が創業されました。昭和24年には、郵政事業は通信省から郵政省に引き継がれました。

郵政事業はこのように国の直営事業として実施されてきましたが、平成8年11月に発足した行政改革会議において、国の行政の役割を「官から民へ」、「国から地方へ」という基本的な視点から見直すこととされ、このような行政機能の減量、効率化の一環として、国の直営を改め「三事業一体として新たな公社」により実施することとされました。これを受け、平成13年1月、郵政省は自治省及び総務庁との統合により発足した総務省及び郵政事業の実施に関する機能を担う同省の外局として置かれた郵政事業庁に再編された後に、平成14年7月31日に郵政公社化関連4法が公布され、平成15年4月1日に日本郵政公社(以下「公社」といいます。)が発足することとなりました。

平成13年4月に小泉内閣が発足すると、財政改革、税制改革、規制改革、特殊法人改革、司法制度改革、地方分権推進等とともに、郵政事業の民営化が、「改革なくして成長なし」との基本理念のもとで進められた「聖域なき構造改革」における重要課題の一つとして位置づけられました。平成16年9月、公社の4機能(窓口サービス、郵便、郵便貯金及び簡易生命保険)をそれぞれ株式会社として独立させること、これらの株式会社を子会社とする純粋持株会社を設立すること等を主な内容とする「郵政民営化の基本方針」が閣議決定され、立案された郵政民営化関連6法案(郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案)が、閣議決定、第162回通常国会への提出、両院郵政民営化に関する特別委員会における審議、衆議院における一部修正、参議院本会議における否決、衆議院解散・総選挙、再提出等を経て、平成17年10月、第163回特別国会において可決・成立しました。

平成19年10月、郵政民営化(郵政民営化関連6法の施行)に伴い公社が解散すると、その業務その他の機能並びに権利及び義務は、5つの承継会社(当社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険)、郵便貯金及び簡易生命保険の適正かつ確実な管理等を行う独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「管理機構」といいます。)に引き継がれました。これにより、当社を持株会社とし、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険を中心とした日本郵政グループが発足いたしました。

(2) 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の公布

郵政民営化(平成19年10月1日)後、約4年半が経過した平成24年4月27日、第180回通常国会で郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案が可決・成立し、平成24年5月8日に公布されました。

これにより、郵便事業株式会社と郵便局株式会社が統合され、日本郵政グループは5社体制から4社体制へと再編されました。

また、ユニバーサルサービスの範囲が拡充され、これまでの郵便サービスのみならず、貯金、保険の基本的なサービスを郵便局で一体的に利用できる仕組みが確保されるようになりました。

株式会社ゆうちょ銀行と株式会社かんぽ生命保険の株式は、その全部を処分することを目指し、両社の経営状況、ユニバーサルサービス確保の責務の履行への影響を勘案しつつ、できる限り早期に処分することとされております。

なお、当社の株式については、平成23年11月30日、第179回臨時国会において可決・成立した東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により、政府は、復興債の償還費用の財源を確保するため、当社の経営状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分することとされております。

(3) 沿革

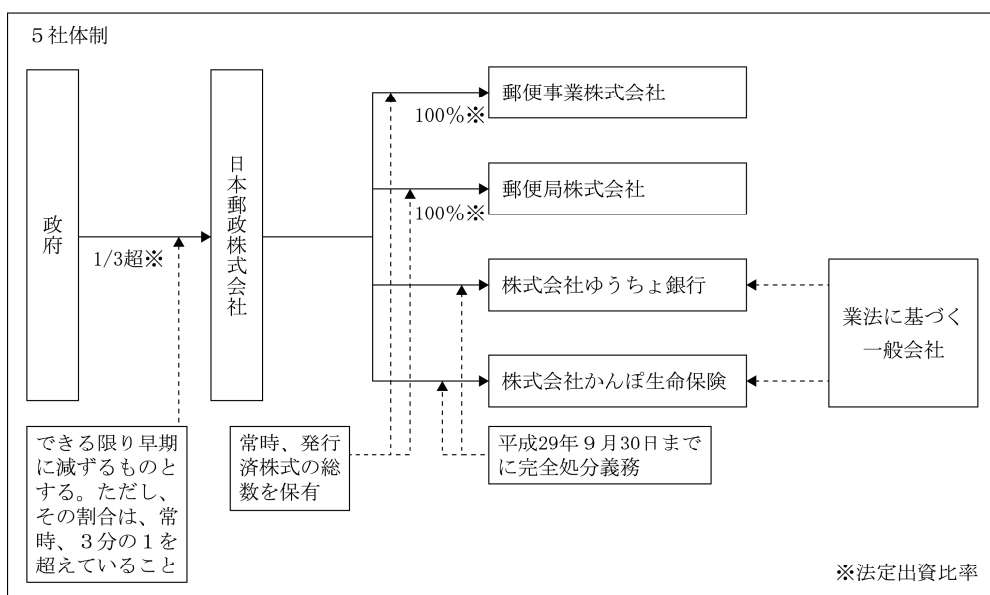
年月	沿革
平成18年1月	公社の全額出資により、郵政民営化に向けた準備を行う特殊会社として当社を設立
平成18年9月	当社の全額出資により、郵政民営化に向けた準備を行う会社として、株式会社ゆうちょ(現 株式会社ゆうちょ銀行)及び株式会社かんぽ(現 株式会社かんぽ生命保険)を設立
平成19年10月	郵政民営化に伴い、当社は、郵便事業株式会社、郵便局株式会社(現 日本郵便株式会社)、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式の総数を保有する持株会社に移行 公社の全額出資により郵便事業株式会社、郵便局株式会社を設立し、両社株式を承継 株式会社ゆうちょは商号を株式会社ゆうちょ銀行に、株式会社かんぽは商号を株式会社かんぽ生命保険に変更
平成19年11月	郵便事業株式会社が日本郵便輸送準備株式会社(現 日本郵便輸送株式会社)を設立
平成19年12月	株式会社ゆうちょ銀行が新規運用業務(シンジケートローン(参加型)、貸出債権の取得又は譲渡等、金利スワップ取引等)の認可取得 株式会社かんぽ生命保険が新規業務(運用対象の自由化)の認可取得
平成20年4月	株式会社ゆうちょ銀行がSDPセンター株式会社に出資 株式会社ゆうちょ銀行が新規業務(クレジットカード業務、変額個人年金保険の募集業務、住宅ローン等の媒介業務)の認可取得
平成20年5月	株式会社ゆうちょ銀行が「J P B A N K V I S Aカード」、「J P B A N K マスターカード」の発行及び住宅ローン等の媒介業務開始 株式会社ゆうちょ銀行が変額個人年金保険の募集業務開始
平成20年6月	宅配事業統合のため、郵便事業株式会社がJ P エクスプレス株式会社を設立 株式会社かんぽ生命保険が法人向け商品の受託販売開始
平成20年7月	株式会社かんぽ生命保険が「かんぽ生命 入院特約 その日から」の販売開始
平成21年1月	日本郵便輸送準備株式会社を日本郵便輸送株式会社に商号変更 株式会社ゆうちょ銀行が全国銀行データ通信システムによる他の金融機関との内国為替取扱開始
平成21年4月	J P エクスプレス株式会社が宅配事業を開始
平成21年7月	株式会社かんぽ生命保険が奈良支店及び和歌山支店の開設により、全都道府県に支店を設置
平成22年8月	J P エクスプレス株式会社の宅配事業を郵便事業株式会社へ統合(平成23年2月 J P エクスプレス株式会社清算を終結)
平成23年10月	株式会社かんぽ生命保険がかんぽシステムソリューションズ株式会社を子会社化
平成24年10月	郵便局株式会社が商号を日本郵便株式会社に變更し、郵便事業株式会社と合併
平成25年3月	株式会社ゆうちょ銀行がA T M運行業務を営む日本A T Mビジネスサービス株式会社に出資
平成26年4月	株式会社かんぽ生命保険が学資保険「はじめのかんぽ」の販売開始
平成26年7月	株式会社かんぽ生命保険がAmerican Family Life Assurance Company of Columbusのがん保険の受託販売等の取扱開始
平成27年5月	日本郵便株式会社が豪州物流企業Toll Holdings Limitedを子会社化

(参考)郵政事業創業から平成17年12月までの主な沿革

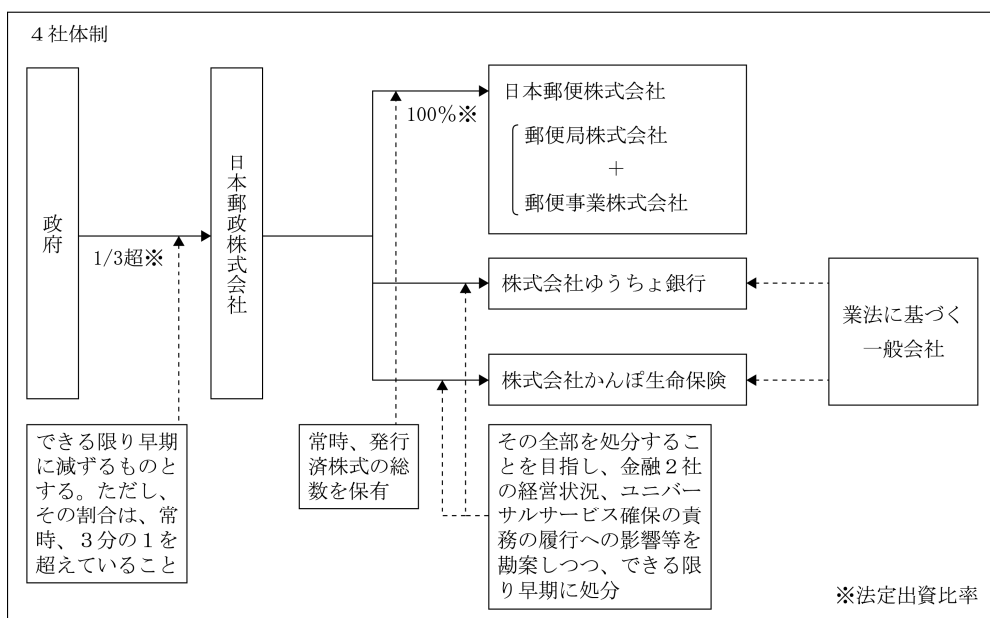
年 月	主な沿革
明治4年4月	郵便事業創業
明治5年7月	郵便制度を全国的に実施
明治6年4月	郵便料金の全国均一制を実施
明治8年1月	郵便為替事業創業、外国郵便の取扱いを開始
明治8年5月	郵便貯金事業創業
明治18年12月	逓信省発足
明治25年10月	小包郵便の取扱いを開始
明治39年3月	郵便振替事業創業
明治44年2月	速達郵便の取扱いを開始
大正5年10月	簡易生命保険事業創業
大正15年10月	郵便年金事業創業
昭和13年2月	東京逓信病院が診療を開始
昭和16年10月	定額郵便貯金制度を創設
昭和24年6月	二省分離に伴い郵政省発足
昭和24年12月	お年玉付郵便葉書の発行を開始
昭和37年4月	簡易生命保険加入者福祉施設(現 かんぽの宿等)の設置及び運営等を行う特殊法人として簡易保険福祉事業団が設立
昭和43年7月	郵便番号制の実施
昭和56年3月	郵便貯金自動預払機(ATM)による取扱いを開始
昭和61年3月	逓信病院の一般開放を実施
平成3年4月	新簡易保険制度の発足(郵便年金事業を簡易保険事業に統合)
平成11年1月	ATM・CD提携サービス、デビットカードサービスを開始
平成13年1月	省庁再編に伴い、郵政省と自治省、総務庁が統合した総務省と郵政事業庁に再編
平成13年4月	郵便貯金資金の全額自主運用を開始(資金運用部への全額預託義務が廃止)
平成13年10月	バイク自賠責保険の取扱いを開始
平成13年12月	地方公共団体からの受託事務の取扱いを開始
平成15年4月	公社発足(簡易保険福祉事業団を統合)
平成17年10月	投資信託の販売の取扱い開始

(参考)「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」の施行によるグループの再編

改正前（平成19年10月1日施行）



改正後（平成24年10月1日施行）



3 【事業の内容】

(1) 当社グループの事業の内容

日本郵政グループ(以下「当社グループ」といいます。)は、日本郵便株式会社(以下「日本郵便」といいます。)、株式会社ゆうちょ銀行(以下「ゆうちょ銀行」といいます。)及び株式会社かんぽ生命保険(以下「かんぽ生命保険」といいます。日本郵便及びゆうちょ銀行と併せて「事業子会社」と総称します。)を主な事業主体として、郵便・物流事業、金融窓口事業、銀行業、生命保険業等の事業を営んでおります。

なお、当社グループにおける事業セグメントは、日本郵便を中心とした「郵便・物流事業」及び「金融窓口事業」、ゆうちょ銀行を中心とした「銀行業」、かんぽ生命保険を中心とした「生命保険業」並びに当社等が担う事業を「その他」に区分しております。

セグメントごとの主な事業主体は次に記載のとおりであります。なお、次の5事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」注記事項の(セグメント情報等)に掲げるセグメントの区分と同一であります。

セグメントの名称	主な事業主体	連結子会社・持分法適用関連会社 (主な事業主体を除く。)
郵便・物流事業	日本郵便	○ 日本郵便輸送株式会社 ○ 郵便(中国)国際物流有限公司 ○ 日本郵便デリバリー株式会社 ○ 日本郵便ファイナンス株式会社 ○ 株式会社J P ロジサービス ○ J P ビズメール株式会社 ○ J P サンキュウグローバルロジスティクス株式会社 ○ 株式会社J P メディアダイレクト
金融窓口事業	日本郵便	○ 株式会社郵便局物販サービス ○ J P ビルマネジメント株式会社 ○ J P コミュニケーションズ株式会社 ○ 日本郵便オフィスサポート株式会社 ○ 株式会社J P 三越マーチャンダイジング ○ J P 損保サービス株式会社 ○ 株式会社ゆうゆうギフト ○ J P 東京特選会株式会社 △ セゾン投信株式会社 △ 株式会社ジェイエイフーズおおい △ リンベル株式会社
銀行業	ゆうちょ銀行	△ S D P センター株式会社 △ 日本A T M ビジネスサービス株式会社
生命保険業	かんぽ生命保険	○ かんぽシステムソリューションズ株式会社
その他	当社	○ 日本郵政スタッフ株式会社 ○ ゆうせいチャレンジ株式会社 ○ J P ホテルサービス株式会社 ○ 日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社

(注) 1. ○は連結子会社、△は持分法適用関連会社であります。

2. 第10期連結会計年度より、「郵便事業・物流業」は「郵便・物流事業」に、「郵便局事業」は「金融窓口事業」に報告セグメントの名称を変更しております。

3. 上表に記載の連結子会社・持分法適用関連会社のほか、平成27年6月30日をみなし取得日として豪州物流大手であるToll Holdings Limited(以下「トール社」といいます。)及び同社傘下の子会社並びにJ P ツーウェイコンタクト株式会社を連結の範囲に含めております。これにより、第11期第1四半期連結会計期間に係る当社の四半期連結貸借対照表にはこれらの会社の資産及び負債が含まれておりますが、同四半期連結結果計期間に係る当社の四半期連結損益計算書にはこれらの会社の業績は含まれておりません。これらの会社の業績は、第11期第2四半期連結結果計期間以降の当社の四半期連結損益計算書に含まれる予定です。

4. 第11期第2四半期連結会計期間より、同第1四半期連結会計期間まで「郵便・物流事業」としていた報告セグメントの名称を「郵便・国内物流事業」と改め、また、トール社に係る事業について、新たに「国際物流事業」として報告セグメントを設ける予定です。

当社は、事業子会社の経営の基本方針の策定及び実施の確保並びに株主としての権利の行使を行うとともに、集約により効率性が高まる間接業務をグループ各社から受託するほか、公社から承継した病院及び宿泊施設の運営等を行っております。

① 郵便・物流事業

当セグメントにおける当社グループの主たる会社は、日本郵便であります。

日本郵便は、郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務並びに郵便物の作成及び差出しに関する業務その他の附帯する業務等の郵便事業並びに物流事業等を行っております。

(a) 郵便事業

郵便サービスを全国一律の料金であまねく公平に提供し、国内郵便に加え、万国郵便条約などの条約・国際取り決めに基づく国際郵便(通常・小包・EMS※)を提供しております。

また、お客さまの郵便発送業務一括アウトソーシングのニーズにお応えするため、J P ビズメール株式会社などの子会社において、郵便物などの企画・作成(印刷)から封入・封かん、発送までをワンストップで請け負うトータルサービスを提供しております。

その他、国からの委託による印紙の売りさばき、お年玉付郵便葉書の発行等の業務を行っております。

※ EMS＝国際スピード郵便(Express Mail Service)

(b) 物流事業

物流サービスとして、宅配便(ゆうパック等)及びメール便(ゆうメール等)の運送業務を行っており、送達日数の短縮、チルド・冷凍荷物の対応、配送の小口化など、eコマース市場の成長に伴う多様な顧客ニーズに的確に応えたサービスを提供いたします。一方、多様化・高度化する物流ニーズに対しては、お客さまに最適な物流戦略、物流システムの設計、提案、構築から運用までを行う3PL※サービスの提供を、物流ソリューションセンターを中心として、株式会社J P ロジサービス、株式会社J P メディアダイレクトなどとともに展開しております。

また、増大する日本と中国などアジアを中心とした物流のニーズに対応するため、J P サンキュウグローバルロジスティクス株式会社や現地法人である郵便(中国)国際物流有限公司を軸とした総合的な物流ソリューションを提供しております。

更に、eコマースを中心とした小口荷物の国際宅配需要を獲得するため、平成26年に資本・業務提携した海外物流パートナーである、仏GeoPost S.A.(以下「ジオポスト」といいます。)及び香港Lenton Group Limited(以下「レントングループ」といいます。)との間で開発した国際宅配便サービスである「ゆうグローバルエクスプレス」(以下「UGX」といいます。)により国際郵便で提供できない付加価値サービスに対応いたします。

※ サードパーティーロジスティクス＝サード・パーティー(=3PL事業者)が、荷主の物流業務全体又は一部を荷主から包括的に受託するサービスの形態。

(c) その他

通信販売事業者さま向けの決済サービスなど、物流に附帯したファイナンスサービスを提供しております。

② 金融窓口事業

当セグメントにおける当社グループの主たる会社は、日本郵便であります。

日本郵便は、お客さまにサービスを提供するための営業拠点として全国に設置した直営の郵便局(平成27年6月30日現在20,184局(内、営業中は20,115局))及び業務を委託した個人又は法人が運営する簡易郵便局※(平成27年6月30日現在4,281局(内、営業中は4,052局))。ただし、銀行代理業務等に係る委託契約を締結しているのは4,023局(内、営業中は4,011局)、生命保険募集委託契約を締結しているのは623局(内、営業中は623局))において郵便・物流事業に係る窓口業務、銀行窓口業務等、保険窓口業務等、物販事業等を行っている他、不動産事業、提携金融サービスを行っております。

※ 簡易郵便局法(昭和24年法律第213号)第3条に規定する日本郵便が郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を委託する者が設ける施設であり、日本郵便と受託者との受委託契約により行う業務が異なります。

(a) 郵便・物流事業に係る窓口業務

郵便物の引受・交付、郵便切手類の販売、ゆうパック等物流サービスの引受、印紙の売りさばき等を行っております。

(b) 銀行窓口業務等

ゆうちょ銀行から委託を受け、通常貯金、定額貯金、定期貯金、送金・決済サービスの取扱い、公的年金などの支払い、国債や投資信託の窓口販売などを行っております。

(c) 保険窓口業務等

かんぽ生命保険から委託を受け、生命保険の募集や保険金の支払いなどを行っております。

(d) 物販事業

日本全国各地の名産品を掲載しているカタログや地域に密着した商品を掲載したチラシ等を郵便局に設置し、掲載商品等の販売斡旋を行うカタログ販売事業と、フレーム切手に加え、オリジナルの郵便関連商品等を開発し、郵便局窓口や提携コンビニエンスストアにおいて販売を行う店頭販売事業を行っております。

(e) 不動産事業

平成19年10月の郵政民営化に伴い公社から承継した不動産を基に高度商業地域に位置する旧東京中央郵便局敷地(現：JPタワー)などを開発し、事務所・商業施設・住宅等の賃貸・管理事業のほか、賃貸用建物の運営管理業務及び分譲事業等の不動産事業を行っております。

(f) 提携金融サービス

かんぽ生命保険以外の生命保険会社や損害保険会社などから委託を受け、変額年金保険、法人(経営者)向け生命保険、がん保険、引受条件緩和型医療保険及び自動車保険の販売を行っております。

(g) その他の事業

(a)～(f)の業務の他、以下の業務を行っております。

- ・地方公共団体の委託を受けて行う戸籍謄本や住民票の写し等の公的証明書の交付事務、ごみ処理券等の販売、バス利用券等の交付事務
- ・当せん金付証票(宝くじ)の発売等の事務に係る業務
- ・東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から委託を受けて行う郵便局に設置された公衆電話の維持・管理業務
- ・日本放送協会からの委託を受けて行う放送受信契約の締結・変更に関する業務
- ・郵便局等の店頭スペース等の活用、窓口ロビーへのパンフレット掲出等の広告業務

③ 銀行業

当セグメントにおける当社グループの主たる会社は、ゆうちょ銀行であります。

ゆうちょ銀行は、当社グループにおける唯一の銀行として、銀行法に基づき銀行業を全国規模で行っております。ゆうちょ銀行は、銀行業のみを単一セグメントとして、預入限度額内での預金(貯金)業務、シンジケートローン等の貸出業務、有価証券投資業務、為替業務、国債、投資信託及び保険商品の窓口販売、住宅ローン等の媒介業務、クレジットカード業務などを行っております。

ゆうちょ銀行は、「広く国民各層を顧客とするリテール金融機関」、「本邦最大級の機関投資家」との事業モデルを掲げ、日本郵便の郵便局ネットワークをメインチャネルに、1.2億人規模のお客さまに生活・資産形成に貢献する金融サービスを提供し、お預りした貯金を有価証券に運用することを主な事業としております。

(a) 資金運用

ゆうちょ銀行は、平成27年3月末現在、個人貯金が90%超を占める177.7兆円の貯金を、有価証券156.1兆円(うち国債106.7兆円)や貸出2.7兆円等に運用することで、資金収益を中心に収益を確保しております。具体的には、想定した市場環境のもと、負債の状況等を踏まえて国債等の運用資産・運用期間を適切に管理し、スワップ等で一定の金利リスク(金利の変動により資産・負債の価値や資産・負債の生み出す収益が変動し損失を被るリスク)をヘッジしつつ、ベースの収益である金利スプレッド(利鞘)の安定的な確保に努めております。

また、地域経済の活性化に資する地方債・地方公共団体に対する貸付、社債での運用、シンジケートローンへの参加に取り組み、更に、外国債券等の国際分散投資を推進して、信用・市場リスク(信用供与先の財務状況や市場の変動により、資産の価値や収益が変動し損失を被るリスク)を管理しつつ、収益源泉の多様化・リスクの分散を図っております。

(b) 資金調達、資産・負債総合管理

ゆうちょ銀行は、本支店その他の営業所、日本郵便が展開している郵便局のネットワークを通じて、お客さまから通常貯金、定額・定期貯金などの各種の貯金を預入限度額内でお預かりしております。

また、管理機構が、公社から承継した郵便貯金に相当する預り金を、特別貯金として受け入れております。

更に、上記(a)の資金運用(資産)と市場取引も含めた資金調達(負債)について、金利リスクや流動性リスク(運用・調達期間の差異や資金流出により、必要な資金調達や通常の金利での資金調達が困難となるリスク)をマネージしつつ、国債運用等で安定的収益の確保を図る「ベース・ポートフォリオ」と、国際分散投資等を拡大し主に信用・市場リスクを取って収益の積上げを追求する「サテライト・ポートフォリオ」の枠組みのもとで、資産・負債を総合的に内部管理するALM(Asset Liability Management)を適切に展開し、中期的な安定的収益の確保に努めております。

(c) 手数料ビジネス

ゆうちょ銀行は、本支店その他の営業所(直営店)、日本郵便の郵便局ネットワークを通じて、為替業務の他、国債・投資信託等の資産運用商品の販売、クレジットカード業務、住宅ローン等の媒介業務(直営店に限り取扱い)などによって、手数料(役務取引等)収益を確保しております。

④ 生命保険業

当セグメントにおける当社グループの主たる会社は、かんぽ生命保険であります。
かんぽ生命保険の営む事業の主な内容は次のとおりであります。

(a) 生命保険業

かんぽ生命保険は、生命保険業免許に基づき、生命保険の引受け及び有価証券投資、貸付等の資産運用業務を行っております。

また、日本郵便との間で生命保険募集・契約維持管理業務委託契約等を締結し、平成27年6月30日現在、20,143局(内、営業中は20,074局)の郵便局で生命保険募集等を行っております。

(b) 他の保険会社(外国保険業者を含みます。)その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行

かんぽ生命保険は、次の保険会社の商品の受託販売等を行っております。

- ・エヌエヌ生命保険株式会社
- ・住友生命保険相互会社
- ・東京海上日動あんしん生命保険株式会社
- ・日本生命保険相互会社
- ・三井住友海上あいおい生命保険株式会社
- ・明治安田生命保険相互会社
- ・メットライフ生命保険株式会社
- ・American Family Life Assurance Company of Columbus

(c) 管理機構から委託された簡易生命保険管理業務

かんぽ生命保険は、郵政民営化法により公社から管理機構に承継された、簡易生命保険契約の管理業務を、管理機構から受託しております。

また、管理機構とかんぽ生命保険の間で再保険契約を締結し、簡易生命保険契約に基づく管理機構の保険責任のすべてをかんぽ生命保険が受再しております。

⑤ その他

上記各セグメントにおける事業のほか、当社グループでは当社を主たる会社として、グループシェアード事業、病院事業、宿泊事業等を営んでおります。

(a) グループシェアード事業

当社グループ各社が個別に実施するよりもグループ内で1カ所に集約したほうが効率的な実施が見込まれる間接業務(電気通信役務及び情報処理サービスの提供、人事及び経理に関する業務、福利厚生に関する業務、コールセンター業務、不動産管理等関連業務など)を、当社が事業子会社等から受託して実施することにより、業務を支援するとともに、経営効率の向上を図っております。

(b) 病院事業

当社グループの企業立病院として、通信病院を全国11カ所に設置しております。

(c) 宿泊事業

直営のかんぼの宿(61カ所)のほか「ホテル ラフレさいたま」等の経営、「ホテル メルパルク」(11カ所)等の賃貸借、管理を行っております。

(注) 宿泊事業における施設設置数は平成27年6月30日現在のものです。

なお、かんぼの宿の施設数は休館中の4カ所を含みます。

(d) 人材派遣事業

当社の子会社である日本郵政スタッフ株式会社において、社員の募集・採用を行い当社グループ各社等への紹介及び派遣を行っております。

※ 平成27年5月28日に日本郵便が豪州の総合物流企業であるトール社の全株式を取得したことにより、当社グループはトール社を介して、オセアニア及びアジアにおけるエクスプレス物流、オーストラリア、ニュージーランド国内における貨物輸送、アジアからの輸出を中心としたフルラインでの国際的貨物輸送及びアジア太平洋地域における3PLプロバイダーとしての輸送・倉庫管理等のサービスを提供しております。

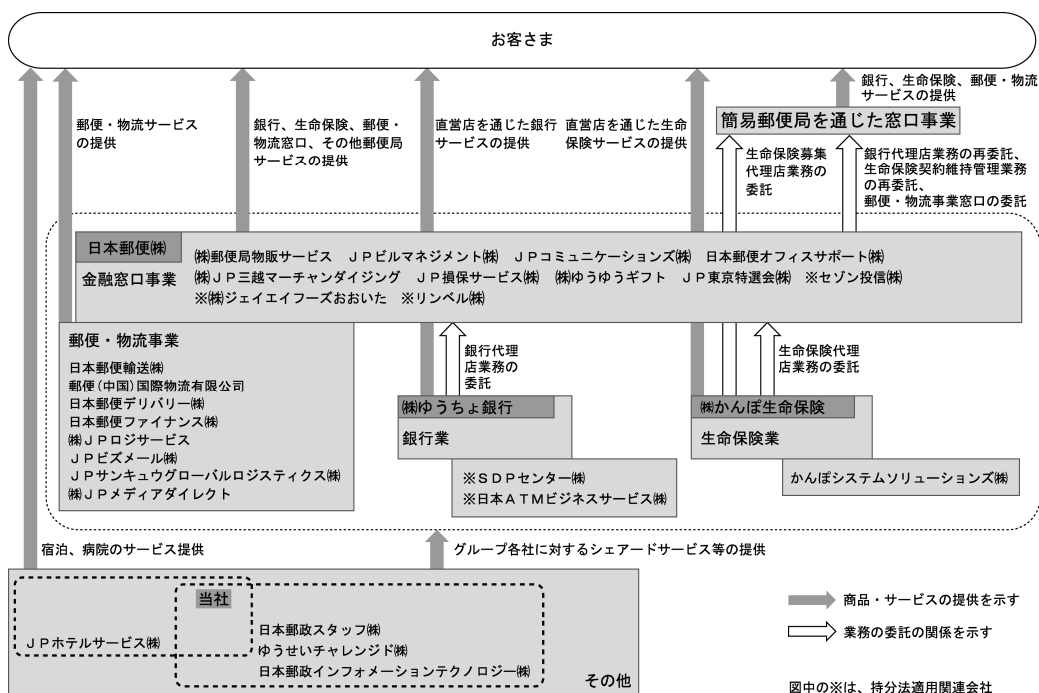
(トール社の事業内容)

トール社は下表の5部門で構成されており、不特定の顧客や小さな契約ベースの顧客を対象としたネットワーク物流、特定顧客のニーズを満たすために構築した契約ベース物流及び資源・政府系を対象とした特殊物流を提供しております。

部門名	サービス概要
国際エクスプレス部門 (Global Express)	オーストラリア、ニュージーランド、アジアにおけるエクスプレス物流サービスを提供
国内フォワーディング部門 (Domestic Forwarding)	オーストラリア、ニュージーランド国内における貨物輸送サービスを提供
国際フォワーディング部門 (Global Forwarding)	アジアからの輸出を中心としたフルラインでの国際的貨物輸送サービス等を提供
国際物流部門 (Global Logistics)	アジア太平洋地域における3PLプロバイダーとして、輸送・倉庫管理等サービスを提供
資源・政府系物流部門 (Resource and Government Logistics)	オーストラリア、アジア及びアフリカの石油・ガス、鉱業、政府及び防衛セクターに対する契約ベースでの物流サービスを提供

(2) 当社グループの事業系統図

当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。



(注) 1. 非連結子会社2社(日本郵便メンテナンス株式会社、東京米油株式会社)は、記載を省略しております。

2. 平成27年6月30日現在、日本郵便は、直営の郵便局20,184局(内、営業中は20,115局)、簡易郵便局4,281局(内、営業中は4,052局)を展開しております。そのうち、銀行代理業を営む直営の郵便局は19,911局(内、営業中は19,848局)、銀行代理業務等に係る委託契約を締結している簡易郵便局は4,023局(内、営業中は4,011局)、生命保険募集を行う直営の郵便局は20,143局(内、営業中は20,074局)、簡易郵便局は623局(内、営業中は623局)であります。

3. 「簡易郵便局」とは、簡易郵便局法の規定に基づき、日本郵便からの委託を受けて、郵便物の引受け、郵便物の交付等の業務を行う者(以下「簡易郵便局受託者」といいます。)が運営する郵便局をいいます。

4. 上表に記載の連結子会社・持分法適用関連会社のほか、平成27年6月30日をみなし取得日として豪州物流大手であるトール社及び同社傘下の子会社並びに J Pツーウェイコンタクト株式会社を連結の範囲に含めております。

(3) 事業に係る主な法律関連事項

当社グループが行う事業に係る主な法律関連事項は、次のとおりであります。

① 日本郵政株式会社法

(a) 趣旨

当社の目的、業務の範囲等が定められております。当社は、本法により政府の規制を受けるとともに、商号の使用制限等の特例措置が講じられております。

(b) 会社の目的

当社は、日本郵便の発行済株式の総数を保有し、日本郵便の経営管理を行うこと及び日本郵便の業務の支援を行うことを目的とする株式会社とされております。(法第1条)

(c) 業務の範囲

当社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとされております。(法第4条第1項)

- イ. 日本郵便が発行する株式の引受け及び保有
- ロ. 日本郵便の経営の基本方針の策定及びその実施の確保
- ハ. 日本郵便の株主としての権利の行使等
- ニ. イ. からハ. に掲げる業務に附帯する業務

(d) 業務の制限

次に掲げる事項について、総務大臣の認可が必要とされております。

- イ. その目的を達成するために法第4条第1項に規定する業務のほかに行う必要な業務(法第4条第2項)
- ロ. 募集株式若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権の交付(法第8条)
- ハ. 取締役の選任及び解任並びに監査役の選任及び解任の決議(法第9条)
- ニ. 毎事業年度の事業計画(法第10条)
- ホ. 定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)、合併、会社分割及び解散の決議(法第11条)

(e) ユニバーサルサービスの提供

当社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有することとされております。(法第5条)

(f) 株式の保有

当社は、常時、日本郵便の発行済株式の総数を保有していなければならないこととされております。(法第6条)

(g) 株式の処分

政府は、保有義務のある3分の1超の株式を除き、その保有する当社の株式について、できる限り早期に処分するものとされております。(法附則第3条)

なお、政府は、当社の株式の売却収入を東日本大震災に係る復興債の償還費用の財源を確保するため、当社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、当社の株式をできる限り早期に処分するものとされております。(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法附則第14条)

② 日本郵便株式会社法

(a) 趣旨

日本郵便の目的、業務の範囲等が定められております。同社は、本法により政府の規制を受けるとともに、商号の使用制限等の特例措置が講じられております。

(b) 会社の目的

日本郵便は、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とされております。(法第1条)

(c) 業務の範囲

イ. 日本郵便は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとされております。(法第4条)

- i 郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務
- ii 銀行窓口業務
- iii iiに掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、銀行窓口業務契約の締結及び当該銀行窓口業務契約に基づいて行う関連銀行に対する権利の行使
- iv 保険窓口業務
- v ivに掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、保険窓口業務契約の締結及び当該保険窓口業務契約に基づいて行う関連保険会社に対する権利の行使
- vi 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき
- vii i からviに掲げる業務に附帯する業務

ロ. 日本郵便は、イ. に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができるものとされております。

- i お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和24年法律第224号)第1条第1項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第5条第1項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行
- ii 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)第3条第5項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第1項第1号に規定する郵便局取扱事務に係る業務
- iii iiに掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務
- iv i からiiiに掲げる業務に附帯する業務

ハ. 日本郵便は、イ. 及びロ. に規定する業務のほか、イ. 及びロ. に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、イ. 及びロ. に規定する業務以外の業務を営むことができるものとされております。

ニ. 日本郵便は、ロ. iiiに掲げる業務及びこれに附帯する業務並びにハ. に規定する業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならないものとされております。

※ 金融2社は、現在、日本郵便が金融のユニバーサルサービス提供に係る責務を果たすために営む銀行代理業又は保険募集等に係る業務委託契約を日本郵便との間でそれぞれ締結しております。これらの契約を締結している銀行又は生命保険会社を、それぞれ関連銀行、関連保険会社といいます。

(d) 業務の制限

次に掲げる事項について、総務大臣の認可が必要とされております。

イ. 新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権の交付(法第9条)

ロ. 毎事業年度の事業計画(法第10条)

ハ. 総務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするとき(法第11条)

ニ. 定款の変更、合併、会社分割及び解散の決議(法第12条)

(e) ユニバーサルサービスの提供

日本郵便は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有することとされております。(法第5条)

③ 郵政民営化法

(a) 趣旨

郵政民営化の基本理念、基本方針等を定めるとともに、公社の解散に伴い、公社の機能を引き継がせる新たな株式会社(以下、本③において「新会社」といいます。)の設立、新会社の株式、新会社に関して講ずる措置、公社の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要な事項が定められております。

平成24年5月8日公布の郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、郵政民営化法が改正され、郵便サービスのみならず、貯金、保険の基本的なサービスを郵便局で一体的に利用できるようにするユニバーサルサービスの確保が義務づけられ、また、当社が保有するゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式については、その株式の全部を処分することを目指し、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保の責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとされております。

※ 平成27年6月及び7月に、与党(自由民主党、公明党)は、預入限度額・加入限度額の引上げや新規業務(住宅ローン等)の認可等の提言を政府に対して行いました。同年7月、政府による検討の一環として、郵政民営化委員会は、内閣府特命担当大臣(金融担当)及び総務大臣から「昨今の状況変化を踏まえた今後の郵政民営化の推進の在り方について改めて調査審議を行うこと」を要請され、現在、調査審議中です。

なお、本書提出日現在、当該調査審議の結果を踏まえた具体的対応等については明らかではありません。

(b) 株式の処分

当社の発行済株式の総数は政府が保有し、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の発行済株式の総数は当社が保有するものとされており、政府が保有する当社の株式がその発行済株式の総数に占める割合は、できる限り早期に減ずるものとされておりますが、その割合は、常時、3分の1を超えているものとされております。

また、当社が保有するゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式について、その株式の全部を処分することを目指し、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保の責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとされております。(法第5条、第7条及び第62条)

(c) ユニバーサルサービスの提供

当社及び日本郵便は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとし、郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとされております。(法第7条の2)

(d) 同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保

当社、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の業務については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、ゆうちょ銀行について銀行法等の特例を適用しないこととする日又はかんぽ生命保険について保険業法等の特例を適用しないこととする日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日までの期間中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和するものとされております。(法第8条)

(e) ゆうちょ銀行における業務の制限

ゆうちょ銀行は、郵政民営化法により、郵政民営化時に認められていなかった業務(いわゆる新規業務)を行うときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を要するものとされております。(法第110条)

認可を要する業務の概要は、以下イ. からへ. の通りです。

また、内閣総理大臣及び総務大臣は、新規業務の認可や下記(g) (h)の規制に係る認可の申請があった場合、下記(f)の規制に係る政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合は、郵政民営化委員会の意見を聴かなければならないこととされております。

なお、当社がゆうちょ銀行の株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、郵政民営化法第110条に係る認可は要しないものの、ゆうちょ銀行が各業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣への届出を要するとともに、業務を行うに当たっては、他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならないものとされております。(法第110条の2)

イ. 外貨預金の受入れ、譲渡性預金の受入れ

ロ. 資金の貸付け又は手形の割引(次の i から viに掲げる業務を除く)

- i 預金者等に対する当該預金者等の預金等を担保とする資金の貸付け
- ii 国債証券等を担保とする資金の貸付け
- iii 地方公共団体に対する資金の貸付け
- iv コール資金の貸付け
- v 当社、日本郵便又はかんぽ生命保険に対する資金の貸付け
- vi 管理機構に対する資金の貸付け

ハ. 銀行業に付随する業務等のうち、次の i から xiiに掲げる業務

- i 債務の保証又は手形の引受け
- ii 特定目的会社発行社債の引受け等
- iii 有価証券の私募の取扱い
- iv 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
- v 外国銀行の業務の代理又は媒介
- vi デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- vii 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- viii 有価証券関連店頭デリバティブ取引
- ix 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- x 投資助言業務
- xi 信託に係る事務に関する業務
- xii 地球温暖化防止の観点での算定割当量関連業務

ニ. 登録金融機関の業務(金融商品取引法第33条第2項の業務)(次の i から iiiに掲げる業務を除く)

- i 投資の目的又は信託契約に基づく有価証券の売買・有価証券関連デリバティブ取引及び書面取次ぎ行為
- ii 国債等募集の取扱い等
- iii 証券投資信託募集の取扱い等

ホ. その他の法律の規定により銀行が営むことができる業務(次の i から vに掲げる業務を除く)

- i 当せん金付証券の売りさばき等
- ii 国民年金基金の加入申出受理業務
- iii かんぽ生命保険の一部の生命保険の募集
- iv 確定拠出年金(個人型)の加入申込受理業務
- v 拠出年金運営管理業(個人型)

ヘ. その他内閣府令・総務省令で定める業務

(f) ゆうちょ銀行における預入限度額

ゆうちょ銀行は、郵政民営化法により、当座預金に相当する振替貯金を除き、原則として一の預金者から、受入れをすることができる預金等の額が制限されております。(法第107条、郵政民営化法施行令第2条)

イ. 通常貯金、定額貯金、定期貯金等(ロ.を除く)・・・あわせて1,000万円

ロ. 財形定額貯金、財形年金定額貯金、財形住宅定額貯金・・・あわせて550万円

ただし、イ. 及びロ. の限度額には、郵政民営化前に預入した郵便貯金(管理機構に引き継がれたもの)も含まれます。

(g) ゆうちょ銀行における子会社保有の制限

ゆうちょ銀行は、子会社対象金融機関等を子会社(銀行法第2条第8項に規定する子会社)としようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないものとされております。(法第111条第1項)

また、銀行(銀行法第16条の2第1項第1号、第2号又は第7号に掲げる会社)を子会社としてはならないものとされております。(法第111条第6項)

(h) ゆうちょ銀行における合併、会社分割、事業の譲渡、譲受けの認可

ゆうちょ銀行を当事者とする合併、会社分割、事業の譲渡、譲受けは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないとされております。(法第113条第1項、第3項及び第5項)

ただし、内閣総理大臣及び総務大臣は、金融機関(預金保険法第2条第1項各号に掲げる者)との合併その他一定の合併、会社分割、事業の譲渡、譲受けについては、上記認可をしてはならないものとされております。

(法第113条第2項、第4項及び第6項)

(i) かんぽ生命保険における業務の制限

かんぽ生命保険は、郵政民営化法により、政令で定めるもの以外の保険の種類(保険の引受けを行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないものとされております。(法第138条第1項)

また、保険業法第97条の規定により行う業務以外の業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないとされております。(法第138条第3項)

なお、保険料として収受した金銭その他の資産を次に掲げる方法以外の方法により運用しようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないものとされております。(法第138条第2項)

イ. 保険契約者に対する資金の貸付け

ロ. 地方公共団体に対する資金の貸付け

ハ. コール資金の貸付け

ニ. 当社又は日本郵便に対する資金の貸付け

ホ. 管理機構に対する資金の貸付け

ヘ. その他内閣府令・総務省令で定める方法

当社がかんぽ生命保険の株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、郵政民営化法第138条に係る認可は要しないものの、かんぽ生命保険が各業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣への届出を要するとともに、業務を行うに当たっては、他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならないものとされております。(法第138条の2)

(j) かんぽ生命保険における加入限度額

かんぽ生命保険の保険契約については、郵政民営化法及び関連法令により、被保険者 1 人について加入できる保険金額などの限度(加入限度額)が定められております。(法第137条、郵政民営化法施行令第 6 条、第 7 条及び第 8 条)

なお、被保険者が郵政民営化前の簡易生命保険契約に加入している場合には、加入限度額は、以下の金額から簡易生命保険契約の保険金額等を差し引いた額となります。

イ. 基本契約の保険金額の加入限度額

i 被保険者が満15歳以下のとき 700万円

ii 被保険者が満16歳以上のとき 1,000万円(特定養老保険の保険金額は500万円、被保険者が満55歳以上の場合の特別養老保険の保険金額は、加入している普通定期保険と合わせて800万円)

ただし、被保険者が満20歳以上55歳以下の場合は、一定の条件(加入後 4 年以上経過した保険契約がある場合など)のもとに、累計で1,300万円まで

ロ. 年金額(介護割増年金額を除きます。)の加入限度額

年額90万円(初年度の基本年金額)(夫婦年金保険及び夫婦年金保険付夫婦保険の配偶者である被保険者に係る額を除きます。)

ハ. 特約保険金額の加入限度額

i 災害特約及び介護特約・・・あわせて1,000万円

ii 入院特約(傷害入院特約、疾病入院特約、疾病傷害入院特約、無配当傷害入院特約、無配当疾病傷害入院特約)・・・あわせて1,000万円

ニ. 払込保険料総額の加入限度額

財形積立貯蓄保険及び財形住宅貯蓄保険・・・あわせて550万円(財形商品については、他に、関連法令による払込保険料総額等の制限があります。)

(k) かんぽ生命保険における子会社保有の制限

かんぽ生命保険は、子会社対象会社を子会社(保険業法第 2 条第12項に規定する子会社)としようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないものとされております。(法第139条第 1 項)

また、保険会社等(保険業法第106条第 1 項第 1 号から第 2 号の 2 まで又は第 8 号に掲げる会社)を子会社としてはならないものとされております。(法第139条第 6 項)

(l) かんぽ生命保険における保険契約の移転、合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等

かんぽ生命保険がする保険契約の移転、かんぽ生命保険を当事者とする合併、会社分割、事業の譲渡、譲受けは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないものとされております。(法第 141 条第 1 項、第 3 項、第 5 項及び第 7 項)

また、内閣総理大臣及び総務大臣は、当社又はかんぽ生命保険の子会社を移転先会社とする保険契約の移転、保険会社(保険業法第 2 条第 2 項に規定する保険会社)との合併その他一定の合併、会社分割、事業の譲渡、譲受けについては、上記認可をしてはならないものとされております。(法第141条第 2 項、第 4 項、第 6 項及び第 8 項)

④ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法

(a) 趣旨

管理機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。

(b) 概要

管理機構の目的は、公社から承継し政府による支払保証が継続された郵便貯金(積立郵便貯金、定額郵便貯金、定期郵便貯金等)及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することとされております。(法第3条)

管理機構は、郵便貯金管理業務(公社から承継した郵便貯金の管理に関する業務等)及び簡易生命保険管理業務(同簡易生命保険契約の管理に関する業務等)をその業務の範囲とし、郵便貯金管理業務の一部をゆうちょ銀行に、簡易生命保険管理業務の一部をかんぽ生命保険に、それぞれ委託しております。(法第13条、第15条及び第18条)

また、管理機構は、ゆうちょ銀行との間で郵便貯金資産(郵便貯金管理業務の経理を区分する郵便貯金勘定に属する資産)の運用のための預金に係る契約を、かんぽ生命保険との間で簡易生命保険契約の再保険の契約を、それぞれ締結しております。(法第15条及び第16条)

⑤ 郵便法

(a) 郵便の実施

郵便の業務については、日本郵便が行うことが郵便法に定められております。(法第2条)

また、日本郵便以外の何人も、郵便の業務を業とし、また、日本郵便が行う郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならないとされております。(法第4条)

(b) ユニバーサルサービスの提供

郵便法の目的が、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することと規定されているとおり(法第1条)、日本郵便は郵便のユニバーサルサービスを提供することが義務付けられております。

(c) 業務の制限

イ. 郵便約款

日本郵便は、郵便の役務に関する提供条件について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならないが、これを変更しようとするときも同様とされております。(法第68条)

ロ. 郵便業務管理規程

日本郵便は、業務開始の際、郵便の業務の管理に関する規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならないが、これを変更しようとするときも同様とされております。(法第70条)

ハ. 業務の委託

日本郵便は、郵便の業務の一部を委託しようとするときは、他の法律に別段の定めがある場合を除き、総務大臣の認可を受けなければならないとされております。(法第72条)

ニ. 料金

日本郵便は、郵便に関する料金を定め、あらかじめ総務大臣に届け出なければならないが、これを変更するときも同様とされております。また、第三種郵便物及び第四種郵便物については、日本郵便が料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならないが、これを変更しようとするときも同様とされております。(法第67条)

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の 兼任等	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社)									
日本郵便株式会社	東京都千代田区	400,000	郵便・物流事業、金融窓口事業	100.0	有(7人)	—	有	有	—
日本郵便輸送株式会社	東京都港区	18,250	郵便・物流事業(貨物自動車運送事業)	100.0 (100.0)	有(1人)	—	有	—	—
郵便(中国)国際物流有限公司	中華人民共和国上海市	百万人民币50	郵便・物流事業(国際貨物運輸代理業務)	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
日本郵便デリバリー株式会社	東京都中央区	400	郵便・物流事業(ゆうパックの集配業務)	100.0 (100.0)	—	—	有	—	—
日本郵便ファイナンス株式会社	東京都新宿区	400	郵便・物流事業(クレジット決済サービス、収納代行業)	85.1 (85.1)	—	—	有	—	—
株式会社 J P ロジサービス	大阪府大阪市中央区	34	郵便・物流事業(郵便物の作成及び差出)	67.6 (67.6)	—	—	—	—	—
J P ビズメール株式会社	東京都足立区	100	郵便・物流事業(郵便物の作成及び差出)	58.5 (58.5)	—	—	有	—	—
J P サンキュウグローバルロジスティクス株式会社	東京都中央区	300	郵便・物流事業(貨物利用運送事業)	60.0 (60.0)	—	—	—	—	—
株式会社 J P メディアダイレクト	東京都港区	300	郵便・物流事業(メールメディア開発事業)	51.0 (51.0)	—	—	有	—	—
株式会社郵便局物販サービス	東京都江東区	100	金融窓口事業(カタログ商品受発注代行業)	100.0 (100.0)	有(1人)	—	有	有	—
J P ビルマネジメント株式会社	東京都千代田区	150	金融窓口事業(建物の運営管理)	100.0 (100.0)	有(3人)	—	有	—	—
J P コミュニケーションズ株式会社	東京都港区	350	金融窓口事業(広告媒体販売に関する業務等)	100.0 (100.0)	—	—	有	—	—
日本郵便オフィスサポート株式会社	東京都港区	180	金融窓口事業(物品販売業務等)	84.9 (84.9)	—	—	有	—	—
株式会社 J P 三越マーチャンダイジング	東京都江東区	50	金融窓口事業(通信販売業、卸売業等)	60.0 (60.0)	—	—	—	—	—

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の 兼任等	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
株式会社ゆうゆうギフト	神奈川県 横浜市 西区	20	金融窓口事業 (カタログによる贈答品等の通信販売)	51.0 (51.0)	—	—	—	—	—
J P 東京特選会株式会社	東京都 台東区	30	金融窓口事業 (カタログ販売事業、通信販売事業等)	51.0 (51.0)	—	—	—	—	—
株式会社ゆうちょ銀行	東京都 千代田区	3,500,000	銀行業	100.0	有(3人)	—	有	有	—
株式会社かんぽ生命保険	東京都 千代田区	500,000	生命保険業	100.0	有(3人)	—	有	有	—
かんぽシステムソリューションズ株式会社	東京都 目黒区	60	生命保険業 (情報システム関連事業)	100.0 (100.0)	有(1人)	—	—	—	—
日本郵政スタッフ株式会社	東京都 港区	640	その他(人材派遣業)	100.0	有(1人)	—	有	有	—
ゆうせいチャレンジド株式会社	東京都 世田谷区	5	その他(ビル清掃業)	100.0	有(2人)	—	有	—	—
J P ホテルサービス株式会社	埼玉県 さいたま市 中央区	39	その他(ホテルの運営受託)	100.0	有(3人)	—	有	—	—
日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社	東京都 港区	3,150	その他(通信ネットワークの維持・管理)	100.0	有(4人)	有	有	有	—
(持分法適用関連会社)									
S D P センター株式会社	東京都 中央区	2,000	銀行業(住宅ローン等の事務代行業)	45.0 (45.0)	—	—	—	—	—
セゾン投信株式会社	東京都 豊島区	1,260	金融窓口事業 (第二種金融商品取引業務及び投信運用業等)	40.0 (40.0)	—	—	—	—	—
日本ATMビジネスサービス株式会社	東京都 港区	100	銀行業(現金自動入出金機などの現金装填及び回収並びに管理業務)	35.0 (35.0)	—	—	—	—	—
株式会社ジェイエイフーズおおいた	大分県 杵築市	493	金融窓口事業 (果実・野菜農産物の加工及び販売等)	20.0 (20.0)	—	—	—	—	—
リンベル株式会社	東京都 中央区	354	金融窓口事業 (カタログギフトの企画・制作・販売等)	20.0 (20.0)	—	—	—	—	—

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称のほか、()内に該当する会社が営む事業の概要を記載しております。
2. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険であります。
3. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社はありません。なお、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険については、本書提出日と同日である平成27年9月10日付で、有価証券届出書を提出しております。
4. 「議決権の所有割合(%)」欄の()内は、子会社による間接所有の割合で内数であります。

5. 上記関係会社のうち、経常収益（連結会社相互間の内部計上収益を除く）の連結経常収益に占める割合が100分の10を超えている会社は、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険であり、それぞれの会社の主要な損益情報等については、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

主要な損益情報等		日本郵便	ゆうちょ銀行	かんぽ生命保険
	営業収益※1			
	経常収益※2	2,819,144※1	2,078,179※2	10,169,236※2
	経常利益	22,010	569,489	493,169
	当期純利益	15,423	369,434	81,758
	純資産額	978,711	11,630,212	1,969,143
	総資産額	5,441,962	208,179,309	84,911,946

※1. 日本郵便の計数は営業収益であります。

※2. ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の計数は経常収益であります。

6. 平成27年5月28日に日本郵便がトール社の全株式を取得したことにより、トール社及び同社傘下の子会社を、第11期第1四半期連結会計期間から連結の範囲に含めております。なお、詳細については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の四半期連結財務諸表に係る注記事項(企業結合等関係)に記載のとおりであります。
7. ゆうちょ銀行及び日本郵便は、三井住友信託銀行株式会社(以下「三井住友信託銀行」といいます。)及び野村ホールディングス株式会社(以下「野村ホールディングス」といいます。)との間で平成27年7月に設立に合意した会社(投資信託委託会社となるため金融商品取引業の登録を申請する予定)に対し、平成27年11月頃を目途に出資し、ゆうちょ銀行及び日本郵便は、それぞれ総議決権の45%及び5%(当該出資後の資本金は500百万円)を保有するとともに、その代表取締役社長及び代表取締役副社長は、ゆうちょ銀行及び日本郵便が指名する者を選任する予定です。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成27年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
郵便・物流事業	98,880 [112,399]
金融窓口事業	105,734 [34,804]
銀行業	13,264 [5,466]
生命保険業	8,052 [3,128]
その他	3,491 [4,439]
合計	229,421 [160,236]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(派遣社員を除く。)は年間の平均人員を[]内に外書きで記載しております。
2. 上表に記載の従業員数には含まれておりませんが、第11期第1四半期連結会計期間においてトール社及び同社傘下の子会社並びにJ Pツーウェイコンタクト株式会社を連結の範囲に含めたことにより、従業員数が27,662名増加し、平成27年6月30日現在における当社グループの従業員数は257,083人となっております。

(2) 提出会社の状況

平成27年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
3,062 [3,536]	43.1	16.1	7,618

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(派遣社員を除く。)は年間の平均人員を[]内に外書きで記載しております。
2. 当社の従業員はすべてその他のセグメントに属しております。
3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、臨時従業員を除いております。
4. 平均勤続年数は、郵政省、郵政事業庁、公社等における勤続年数を含んでおります。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいては、日本郵政グループ労働組合等の労働組合が組織されております。

また、労使関係については概ね良好であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第10期連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当連結会計年度のわが国の経済情勢を顧みますと、前半は消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、個人消費を中心に落ち込みが見られましたが、日本銀行の金融緩和や原油価格下落の影響等により、後半は緩やかに持ち直しました。

世界経済は一部に弱さが見られたものの、先進国を中心に緩やかに回復しております。

金融資本市場では、わが国の10年国債利回りは、日銀の量的・質的金融緩和の効果浸透により歴史的な低金利が継続し、欧米金利の低下や原油価格の下落を背景に、平成27年1月には一時0.2%割れと最低金利を更新した後、やや不安定な動きとなり、0.4%台まで上昇しました。日経平均株価は、米国株の上昇や公的年金の投資拡大観測を受け平成26年9月に16,000円台まで上昇した後、投資家のリスク回避姿勢の強まりから14,000円台まで下落する場面も見られましたが、国内景気や企業業績の改善期待から、平成27年3月には19,000円台となりました。

物流業界におきましては、eコマース市場の拡大に伴い、宅配便等の小型物品の配送市場が拡大する一方、サービス品質に対するお客さまニーズの高まりに対応し、各社がサービスの向上に努めるなど厳しい競争下にあります。郵便事業につきましては、インターネットの普及に加え、各種請求書等のWEB化の進展やDM市場の冷え込み等もあり、引き続き郵便物等の減少傾向が続いております。

銀行業界におきましては、当連結会計年度は、全国の銀行における実質預金が対前年度比増加となり、貸出金も4年連続で増加しました。金融システムは全体として安定性を維持しており、金融緩和の環境下で金融機関の資金調達に大きな問題は生じておりません。

生命保険業界におきましては、少子高齢化や単身世帯化の進展、ライフスタイルの変化等を背景としたお客さまのニーズの多様化、選別志向の高まりなどに対応する販売チャネルの強化、商品の開発等により、各社間の競争が激化しております。

当連結会計年度、当社グループは、平成26年度から平成28年度までの3年間を計画期間とする「日本郵政グループ中期経営計画～新郵政ネットワーク創造プラン2016～」(注)の初年度として、将来の目標である「トータル生活サポート企業」を目指して、中期的なグループ経営方針(主要三事業の収益力と経営基盤の強化、ユニバーサルサービスの責務の遂行、上場を見据えたグループ企業価値の向上)に基づき、主要三事業を中心とした様々な施策を展開してまいりました。

当社におきましては、当連結会計年度も、郵便、貯金及び保険のユニバーサルサービスの確保並びに郵便局ネットワークの維持・活用による安定的なサービスの提供等という目的が達成できるよう、グループ各社の経営の基本方針の策定及び実施の確保に努めました。さらに、引き続き、集約により効率性が高まる間接業務をグループ各社から受託して実施するほか、病院及び宿泊事業の経営改善を進めました。

また、日本郵便の経営基盤の強化及び成長のための投資財源の確保を目的として、日本郵便に6,000億円の増資を行いました。併せて、約6,400億円の「整理資源」(昭和33年以前から郵政事業に携わっていた者に支払う恩給相当の負担)につき退職給付信託を設定し、オフバランス化することにより、当社のバランスシートを整備するとともに、キャッシュ・フローを改善いたしました。これらの資金につきましては、当社が保有するゆうちょ銀行株式のうち、1.3兆円相当をゆうちょ銀行に売却することにより調達いたしました。

株式の上場に向けた取り組みといたしましては、早期の上場及び政府による株式処分を可能とするための所要の準備を進め、平成26年12月には当社及び金融2社の株式上場スキームを策定しました。

なお、金融2社の上場申請に先立ち、平成27年4月からは、金融2社の自主的・自律的な経営を基本としつつ、当社を中心にグループ総合力を発揮するための新たなグループ運営体制に移行いたしました。

当社グループの内部統制につきましては、引き続きその強化を推進してきたところであり、グループ全体のコンプライアンス水準の向上を重点課題として、グループ各社のコンプライアンス・プログラムの策定・推進状況及び内部監査態勢・監査状況を的確に把握し、グループ各社に必要となる支援・指導を行いました。

さらに、当社は、グループ各社が提供するサービスの公益性及び公共性の確保やお客さま満足度の向上に取り組むとともに、当社グループの社会的責任を踏まえたCSR活動や東日本大震災の復興支援にも、当社グループが一丸となって取り組んでまいりました。

このような取り組みを行った結果、当連結会計年度における連結経常収益は、14,258,842百万円(前期比6.4%減)となりました。また、連結経常利益は、1,115,823百万円(前期比1.1%増)、経常利益に、固定資産売却等による特別利益、保険業法の価格変動準備金繰入等による特別損失、契約者配当準備金繰入額等を加減した連結当期純利益は、482,682百万円(前期比0.8%増)となっております。

(注) 平成27年4月1日に新たな中期経営計画である「日本郵政グループ中期経営計画～新郵政ネットワーク創造プラン2017～」を発表しています。

各事業セグメント別の事業の経過及び成果は、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、「郵便事業・物流業」は「郵便・物流事業」に、「郵便局事業」は「金融窓口事業」に報告セグメントの名称を変更しております。

① 郵便・物流事業

日本郵便を主たる会社とする郵便・物流事業のうち国内郵便につきましては、収益力の強化に向け、郵便サービスにおいて、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)と連携した年賀状作成サービス等や、「手紙の書き方体験授業」、「ふみの日イベント」、「メッセージフェスタ」など、手紙の楽しさを伝える活動を展開する等により、郵便の利用の維持・拡大を図るとともに、研修・教育の実施等により誤配達を防止する等、品質の向上に努めました。国際郵便につきましては、品質向上やスピードアップに加え、クールEMSの取扱局及び名宛地域等の拡大に取り組みました。物流サービス(ゆうパック及びゆうメール)につきましては、品質管理の徹底に努めたほか、「ゆうパケット」、「クリックポスト」、「リターンパック」などの新規サービスを展開するとともに、中小口のお客さまに対する営業の強化、お客さまの幅広いニーズに一元的に対応できる営業体制の構築に努めました。また、日本郵便ファイナンス株式会社を設立するとともに、三井住友信託銀行と通販ビジネス等向け決済サービスに関する業務提携を行い、決済サービスの提供を開始するとともに、ジオポスト及びレントングループとの資本・業務提携により、国際宅配便サービス(UGX)を開始するなど、サービスメニューを拡充しました。

一方、生産性の向上に向けた取り組みとして、ゆうパック、ゆうメール等の取扱量の増加に対応するとともに、郵便物等の集中処理を行うため、東京エリアを受け持つ新たな地域区分郵便局を設置するなど、郵便・物流ネットワーク再編を推進いたしました。

また、集配業務の生産性の向上、運送便の積載率向上、次世代郵便情報システムの構築に取り組んだほか、業務運行に必要な労働力を確保できるよう、地域ごとの状況を踏まえた効果的な募集活動を行いました。

このような取り組みを行った結果、当連結会計年度、郵便・物流事業においては、ゆうパック、ゆうメール、EMSの増加により営業収益は増加したものの、給与手当等の増による人件費の増加や国際運送料等の増による経費が増加し、経常収益1,871,304百万円(前期比2.7%増)、経常利益1,820百万円(前期比90.2%減)となりました。

なお、日本郵便の当連結会計年度における郵便・物流事業の営業収益は1,851,911百万円(前期比2.6%増)、営業損失は8,182百万円(前期は営業利益12,362百万円)となりました。

また、当事業年度の総取扱物数は郵便物が181億8,863万通(前期比2.1%減)、ゆうメールが33億6,194万個(前期比1.1%増)、ゆうパックが4億8,504万個(前期比13.2%増)となりました。

引受郵便物等の状況

区分	前事業年度		当事業年度	
	物数(千通・千個)	対前年度比(%)	物数(千通・千個)	対前年度比(%)
総数	22,324,419	△0.1	22,035,617	△1.3
郵便物	18,571,775	△1.5	18,188,628	△2.1
内国	18,524,615	△1.5	18,142,041	△2.1
普通	18,054,960	△1.6	17,661,265	△2.2
第一種	8,569,925	△2.6	8,531,556	△0.4
第二種	6,640,507	0.5	6,398,122	△3.7
第三種	241,483	△4.5	230,229	△4.7
第四種	21,484	△0.9	19,931	△7.2
年賀	2,532,433	△3.1	2,431,779	△4.0
選挙	49,128	△15.4	49,648	1.1
特殊	469,655	1.5	480,777	2.4
国際(差立)	47,160	△1.5	46,587	△1.2
通常	34,548	△8.7	29,503	△14.6
小包	1,797	39.0	3,038	69.0
国際スピード郵便	10,815	23.3	14,047	29.9
荷物	3,752,644	7.7	3,846,989	2.5
ゆうパック	428,437	12.1	485,044	13.2
ゆうメール	3,324,206	7.2	3,361,944	1.1

(注) 1. 第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物の概要／特徴は、以下のとおりであります。

- | 種類 | 概要／特徴 |
|--------|--|
| 第一種郵便物 | お客さまがよく利用される「手紙」のことです。一定の重量及び大きさの定形郵便物とそれ以外の定形外郵便物に分かれます。また、郵便書簡(ミニレター)も含まれます。 |
| 第二種郵便物 | 「はがき」のことです。通常はがき及び往復はがきの2種類があります。 |
| 第三種郵便物 | 新聞、雑誌など年4回以上定期的に発行する刊行物で、日本郵便の承認を受けたものを内容とするものです。 |
| 第四種郵便物 | 公共の福祉の増進を目的として、郵便料金を低料又は無料としているものです。通信教育用郵便物、点字郵便物、特定録音物等郵便物、植物種子等郵便物、学術刊行物郵便物があります。 |
2. 年賀は、郵便約款上の年賀特別郵便の物数であります。別掲で示しております。
3. 選挙は、公職選挙法に基づき、公職の候補者又は候補者届出政党から選挙運動のために差し出された通常はがきの物数であります。別掲で示しております。
4. 特殊は、速達、書留、特定記録、本人限定受取等の特殊取扱を行った郵便物の物数の合計であります。
5. ゆうパックは、一般貨物法制的規制を受けて行っている宅配便の愛称であります。配送中は、追跡システムにより管理をしております。なお、ゆうパックの中には、エクスパックを含んでおります。
6. ゆうメールは、一般貨物法制的規制を受けて行っている3kgまでの荷物の愛称であります。主に冊子とした印刷物やCD・DVDなどをお届けするもので、ゆうパックより安値でポスト投函も可能な商品であります。

② 金融窓口事業

日本郵便を主たる会社とする金融窓口事業につきましては、収益力の強化に向けた取り組みとして、まず、金融サービスにおいて、委託元であるゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険と連携した研修を通じた社員の営業力強化に取り組みました。銀行窓口業務においては、お客さまごとに取引状況に応じた商品の提案を行いながら、総貯金残高を意識した「ストック重視」の営業スタイルへの転換・定着を図るとともに、給与・年金口座等のメイン化商品のご利用促進に向けたゆうちょ銀行との一体営業の展開、キャンペーン・セミナーの開催等を通じたお客さまとの関係深化を図りました。保険窓口業務においては、平成26年4月に新しい学資保険「はじめのかんぽ」の取扱いを開始するとともに、同年4月から5月にかけて、全国の郵便局において「はじめのかんぽキャンペーン」を実施し、新商品のお客さま認知度の向上を図りました。また、提携金融サービスにおいては、がん保険等の取扱局を拡大したほか、新たながん保険「新 生きるためのがん保険Days（JPオリジナルプラン）」の販売を開始いたしました。物販事業におきましては、株式会社JP三越マーチャндаイジングの設立やリンパル株式会社との提携等により、商品の拡充・開発を行うとともに、営業チャネルの多様化を推進いたしました。不動産事業におきましては、JPタワーに加え、平成26年8月に竣工した大宮JPビルディングや、新築工事中のJPタワー名古屋及びKITTE博多等の賃貸ビル事業のほか、住宅事業及び駐車場事業を引き続き推進いたしました。

主なプロジェクトの概要は以下のとおりです。

名称	土地面積 (千㎡)	延床面積 (千㎡)	簿価 (百万円)	持分シェア		
				土地等	建物他	
J Pタワー	約11	約212	319, 526	227, 783	91, 743	共同事業 メジャーシェア
大宮 J Pビルディング	約6	約45	12, 628	3, 903	8, 725	単独事業
J Pタワー名古屋 (工事中) 2015. 11竣工予定	約12	約179	—	10, 945	投資予定金額 約440億円	共同事業 メジャーシェア
K I T T E博多(工事中) 2016. 3竣工予定	約5	約65	—	7, 385	投資予定金額 約170億円	単独事業

(注) 平成27年3月31日時点

また、金融窓口事業のネットワーク価値向上等に向け、郵便局の新規出店、店舗配置の見直し等を通じた郵便局ネットワークの最適化を推進し、その一環として、立地や客層に応じた特色ある店舗づくりにも取り組みました。加えて、郵便局の現金取扱いに関して、機器の増配備により資金管理体制の充実を図るとともに、郵便局への訪問支援や関連ツールの充実等による業務品質の向上に取り組みしました。

このような取り組みを行った結果、当連結会計年度、金融窓口事業においては、不動産事業の推進や提携金融サービスの拡充などにより営業収益は増加したものの、次世代情報端末の全国展開等投資に伴う費用等の増による経費が増加し、経常収益は1,302,086百万円(前期比2.2%増)、経常利益は22,832百万円(前期比41.8%減)となりました。

なお、日本郵便の当連結会計年度における金融窓口事業の営業収益は1,281,911百万円(前期比2.3%増)、営業利益は20,720百万円(前期比46.0%減)となりました。

郵便局数

支社名	営業中の郵便局(局)							
	前事業年度末				当事業年度末			
	直営の郵便局		簡易郵便局	計	直営の郵便局		簡易郵便局	計
	郵便局	分室			郵便局	分室		
北海道	1,211	1	285	1,497	1,208	1	282	1,491
東北	1,884	1	643	2,528	1,883	1	643	2,527
関東	2,394	0	188	2,582	2,393	0	186	2,579
東京	1,485	2	6	1,493	1,478	0	6	1,484
南関東	951	0	75	1,026	953	0	76	1,029
信越	979	0	337	1,316	978	0	334	1,312
北陸	677	0	178	855	676	0	177	853
東海	2,047	3	354	2,404	2,048	3	355	2,406
近畿	3,100	6	348	3,454	3,099	6	342	3,447
中国	1,759	2	492	2,253	1,756	2	487	2,245
四国	937	0	226	1,163	935	0	225	1,160
九州	2,520	2	928	3,450	2,515	2	930	3,447
沖縄	181	1	21	203	180	0	22	202
全国計	20,125	18	4,081	24,224	20,102	15	4,065	24,182

③ 銀行業

ゆうちょ銀行を主たる会社とする銀行業におきましては、当連結会計年度を「経営基盤強化」の着実な遂行の年度と位置づけ、様々な取り組みを行ってまいりました。

まず、安定的な利益を確保するための取り組みとして、お客さま満足度の向上を図りつつ、総貯金残高の純増確保に向けた営業展開、投資信託等の手数料ビジネスの拡充、法人営業の強化等に取り組みました。個人のお客さまに対しては、ICT(Information & Communication Technology)を活用して、お客さまごとに取引状況に応じた商品の提案を行いながら、総貯金残高を意識した「ストック重視」の営業スタイルへの転換・定着を図りました。また、給与・年金口座等のメイン化商品のご利用促進に向け、日本郵便との一体営業の展開、キャンペーン・セミナーの開催等を通じ、お客さまとの関係深化を図りました。さらに、お客さまの運用ニーズ多様化やNISA(少額投資非課税制度)に対応し、店頭販売の投資信託の商品ラインナップを拡充したほか、資産運用商品の販売力向上のためフィナンシャル・コンサルタントの育成・増員に取り組みました。法人のお客さまに対しては、当社グループの総合力を活かし、傘下各社と連携した複合提案等により、給与受取の口座利用等の拡大に努めました。また、お客さまの代金収納等の期間短縮ニーズに応え、即時振替サービスを開始いたしました。

収益源の多様化に向けた取り組みとして、金利・流動性リスクをマネージしつつ、国債運用等で安定的収益の確保を図る「ベース・ポートフォリオ」と、国際分散投資等により、主に信用・市場リスクをとって、超過リターンを追求する「サテライト・ポートフォリオ」との枠組みのもと、資産・負債を総合管理するALM(Asset Liability Management)を展開、収益源泉の多様化・リスク分散を推進して、歴史的低金利の継続下における中期的な安定的収益の確保に努めました。また、個人のお客さまに対する戦略的なATMチャネルの展開として、ファミリーマートの店舗約500店にゆうちょ銀行のATMを設置し、利便性を更に高めました。

これらの取り組みの結果、当連結会計年度、銀行業におきましては、年度末時点の貯金残高は177,710,776百万円(前期比0.6%増)、歴史的な低金利が継続する厳しい経営環境のもと、収益源の多様化に注力した結果、資金運用収益が増加し、経常収益は2,078,298百万円(前期比0.1%増)、経常利益は569,609百万円(前期比0.8%増)となりました。

なお、ゆうちょ銀行における国内・国際業務部門別開示などの詳細な状況については、下記「(参考)銀行業を行う当社の子会社であるゆうちょ銀行(単体)の状況」に記載のとおりであります。

(参考)銀行業を行う当社の子会社であるゆうちょ銀行(単体)の状況

(a) 国内・国際業務部門別開示

イ. 国内・国際別収支

国内業務部門・国際業務部門別収支の内訳は次のとおりであります。

当事業年度は、国内業務部門においては、資金運用収支は1,139,951百万円、役務取引等収支は88,499百万円、その他業務収支は△5,091百万円となりました。

国際業務部門においては、資金運用収支は400,847百万円、役務取引等収支は751百万円、その他業務収支は9,814百万円となりました。

この結果、国内業務部門、国際業務部門の相殺消去後の合計は、資金運用収支は1,540,799百万円、役務取引等収支は89,251百万円、その他業務収支は4,723百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前事業年度	1,296,406	173,861	—	1,470,268
	当事業年度	1,139,951	400,847	—	1,540,799
うち資金運用収益	前事業年度	1,595,107	264,873	32,370	1,827,610
	当事業年度	1,425,970	509,276	41,974	1,893,273
うち資金調達費用	前事業年度	298,700	91,011	32,370	357,341
	当事業年度	286,018	108,429	41,974	352,473
役務取引等収支	前事業年度	91,900	789	—	92,690
	当事業年度	88,499	751	—	89,251
うち役務取引等収益	前事業年度	120,269	847	—	121,116
	当事業年度	118,616	812	—	119,429
うち役務取引等費用	前事業年度	28,368	57	—	28,426
	当事業年度	30,116	60	—	30,177
その他業務収支	前事業年度	578	5,178	—	5,756
	当事業年度	△5,091	9,814	—	4,723
うちその他業務収益	前事業年度	8,973	11,514	—	20,487
	当事業年度	302	10,507	—	10,809
うちその他業務費用	前事業年度	8,395	6,335	—	14,731
	当事業年度	5,393	693	—	6,086

(注) 1. 「国内業務部門」は円建取引、「国際業務部門」は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等については、「国際業務部門」に含めております。

2. ゆうちょ銀行は、海外店及び海外に本店を有する子会社(以下「海外子会社」といいます。)を有しておりません。

3. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前事業年度4,405百万円、当事業年度4,307百万円)を控除しております。

4. 「国内業務部門」、「国際業務部門」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

ロ．国内・国際別資金運用／調達状況

当事業年度の資金運用勘定の平均残高は198,005,944百万円、利回りは0.95%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は187,117,536百万円、利回りは0.18%となりました。

国内・国際別に見ますと、国内業務部門の資金運用勘定の平均残高は192,255,012百万円、利回りは0.74%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は183,495,714百万円、利回りは0.15%となりました。

国際業務部門の資金運用勘定の平均残高は28,033,663百万円、利回りは1.81%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は25,904,554百万円、利回りは0.41%となりました。

i 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	192,607,183	1,595,107	0.82
	当事業年度	192,255,012	1,425,970	0.74
うち貸出金	前事業年度	3,418,109	37,878	1.10
	当事業年度	2,972,334	31,127	1.04
うち有価証券	前事業年度	153,186,980	1,506,274	0.98
	当事業年度	133,278,712	1,320,454	0.99
うち債券貸借取引 支払保証金	前事業年度	7,506,693	8,076	0.10
	当事業年度	7,861,256	7,877	0.10
うち預け金等	前事業年度	11,687,098	10,487	0.08
	当事業年度	25,859,681	24,529	0.09
資金調達勘定	前事業年度	183,500,887	298,700	0.16
	当事業年度	183,495,714	286,018	0.15
うち貯金	前事業年度	176,963,992	255,035	0.14
	当事業年度	177,711,397	241,707	0.13
うち債券貸借取引 受入担保金	前事業年度	8,797,417	9,877	0.11
	当事業年度	8,051,731	7,737	0.09
うち借入金	前事業年度	0	0	0.29
	当事業年度	—	—	—

(注) 1. 「国内業務部門」は円建取引であります。

2. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、資金運用勘定は金銭の信託の平均残高(前事業年度2,260,523百万円、当事業年度2,267,414百万円)を控除し、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前事業年度2,260,523百万円、当事業年度2,267,414百万円)及び利息(前事業年度4,276百万円、当事業年度4,226百万円)を控除しております。

3. 預け金等には、譲渡性預け金、コールローン、日銀預け金等を含んでおります。「ii 国際業務部門」「iii 合計」においても同様であります。

4. 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。「iii 合計」においても同様であります。

ii 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	20,219,369	264,873	1.31
	当事業年度	28,033,663	509,276	1.81
うち貸出金	前事業年度	13,340	76	0.57
	当事業年度	—	—	—
うち有価証券	前事業年度	19,197,622	262,110	1.36
	当事業年度	26,849,989	505,632	1.88
うち債券貸借取引 支払保証金	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち預け金等	前事業年度	987,734	2,629	0.26
	当事業年度	1,144,457	3,521	0.30
資金調達勘定	前事業年度	18,835,496	91,011	0.48
	当事業年度	25,904,554	108,429	0.41
うち貯金	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前事業年度	2,055,183	3,176	0.15
	当事業年度	3,638,039	7,151	0.19
うち借入金	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—

(注) 1. 「国際業務部門」は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等については、「国際業務部門」に含めております。

2. ゆうちょ銀行は、海外店及び海外子会社を有しておりません。

3. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、資金運用勘定は金銭の信託の平均残高(前事業年度26,722百万円、当事業年度19,190百万円)を控除し、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前事業年度26,722百万円、当事業年度19,190百万円)及び利息(前事業年度129百万円、当事業年度80百万円)を控除しております。

iii 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 (△)	合計	小計	相殺消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前事業年度	212,826,553	16,806,817	196,019,736	1,859,981	32,370	1,827,610	0.93
	当事業年度	220,288,676	22,282,732	198,005,944	1,935,247	41,974	1,893,273	0.95
うち貸出金	前事業年度	3,431,450	—	3,431,450	37,954	—	37,954	1.10
	当事業年度	2,972,334	—	2,972,334	31,127	—	31,127	1.04
うち有価証券	前事業年度	172,384,603	—	172,384,603	1,768,384	—	1,768,384	1.02
	当事業年度	160,128,701	—	160,128,701	1,826,086	—	1,826,086	1.14
うち債券貸借 取引支払保証 金	前事業年度	7,506,693	—	7,506,693	8,076	—	8,076	0.10
	当事業年度	7,861,256	—	7,861,256	7,877	—	7,877	0.10
うち預け金等	前事業年度	12,674,832	—	12,674,832	13,116	—	13,116	0.10
	当事業年度	27,004,139	—	27,004,139	28,050	—	28,050	0.10
資金調達勘定	前事業年度	202,336,383	16,806,817	185,529,566	389,712	32,370	357,341	0.19
	当事業年度	209,400,268	22,282,732	187,117,536	394,447	41,974	352,473	0.18
うち貯金	前事業年度	176,963,992	—	176,963,992	255,035	—	255,035	0.14
	当事業年度	177,711,397	—	177,711,397	241,707	—	241,707	0.13
うち債券貸借 取引受入担保 金	前事業年度	10,852,601	—	10,852,601	13,053	—	13,053	0.12
	当事業年度	11,689,771	—	11,689,771	14,889	—	14,889	0.12
うち借入金	前事業年度	0	—	0	0	—	0	0.29
	当事業年度	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、資金運用勘定は金銭の信託の平均残高(前事業年度2,287,246百万円、当事業年度2,286,605百万円)を控除し、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前事業年度2,287,246百万円、当事業年度2,286,605百万円)及び利息(前事業年度4,405百万円、当事業年度4,307百万円)を控除しております。

2. 「国内業務部門」、「国際業務部門」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

ハ. 国内・国際別役務取引の状況

当事業年度の役務取引等収益は119,429百万円、役務取引等費用は30,177百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前事業年度	120,269	847	—	121,116
	当事業年度	118,616	812	—	119,429
うち預金・貸出業務	前事業年度	29,264	—	—	29,264
	当事業年度	31,164	—	—	31,164
うち為替業務	前事業年度	65,831	773	—	66,604
	当事業年度	62,312	731	—	63,044
うち代理業務	前事業年度	2,424	—	—	2,424
	当事業年度	2,517	—	—	2,517
役務取引等費用	前事業年度	28,368	57	—	28,426
	当事業年度	30,116	60	—	30,177
うち為替業務	前事業年度	2,942	20	—	2,963
	当事業年度	3,289	19	—	3,308

(注) 1. 「国内業務部門」は円建取引、「国際業務部門」は外貨建取引であります。

2. ゆうちょ銀行は、海外店及び海外子会社を有していません。

二. 国内・国際別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前事業年度	176,612,780	—	—	176,612,780
	当事業年度	177,710,776	—	—	177,710,776
流動性預金	前事業年度	60,200,571	—	—	60,200,571
	当事業年度	61,053,645	—	—	61,053,645
うち振替貯金	前事業年度	10,925,669	—	—	10,925,669
	当事業年度	11,747,374	—	—	11,747,374
うち通常貯金等	前事業年度	48,878,529	—	—	48,878,529
	当事業年度	48,912,826	—	—	48,912,826
うち貯蓄貯金	前事業年度	396,371	—	—	396,371
	当事業年度	393,443	—	—	393,443
定期性預金	前事業年度	116,157,689	—	—	116,157,689
	当事業年度	116,453,033	—	—	116,453,033
うち定期貯金	前事業年度	14,781,463	—	—	14,781,463
	当事業年度	13,569,920	—	—	13,569,920
うち定額貯金等	前事業年度	101,374,092	—	—	101,374,092
	当事業年度	102,881,558	—	—	102,881,558
その他の預金	前事業年度	254,519	—	—	254,519
	当事業年度	204,097	—	—	204,097
譲渡性預金	前事業年度	—	—	—	—
	当事業年度	—	—	—	—
総合計	前事業年度	176,612,780	—	—	176,612,780
	当事業年度	177,710,776	—	—	177,710,776

- (注) 1. 「国内業務部門」は円建取引、「国際業務部門」は外貨建取引であります。
2. ゆうちょ銀行は、海外店及び海外子会社を有していません。
3. 「流動性預金」＝振替貯金＋通常貯金等＋貯蓄貯金
「通常貯金等」＝通常貯金＋特別貯金(通常郵便貯金相当)
4. 「定期性預金」＝定期貯金＋定額貯金等＋特別貯金(住宅積立郵便貯金相当＋教育積立郵便貯金相当)
「定額貯金等」＝定額貯金＋特別貯金(定額郵便貯金相当)
5. 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。「振替貯金」は「当座預金」、「通常貯金」は「普通預金」、「貯蓄貯金」は「貯蓄預金」、「定期貯金」は「定期預金」に相当するものであります。「定額貯金」は「その他の預金」に相当するものでありますが、「定期性預金」に含めております。
6. 特別貯金は管理機構からの預り金で、管理機構が公社から承継した郵便貯金に相当するものであります。
7. 特別貯金(通常郵便貯金相当)は管理機構からの預り金のうち、管理機構が公社から承継した定期郵便貯金、定額郵便貯金、積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金、教育積立郵便貯金に相当する郵便貯金で満期となったものなどであります。

ホ. 国内・国際別貸出金残高の状況

i 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前事業年度		当事業年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	3,076,325	100.00	2,783,985	100.00
農業、林業、漁業、鉱業	—	—	—	—
製造業	83,879	2.72	83,042	2.98
電気・ガス等、情報通信業、運輸業	94,044	3.05	91,092	3.27
卸売業、小売業	23,890	0.77	18,286	0.65
金融・保険業	2,026,918	65.88	1,759,281	63.19
建設業、不動産業	11,500	0.37	2,000	0.07
各種サービス業、物品賃貸業	15,805	0.51	8,670	0.31
国、地方公共団体	610,566	19.84	614,202	22.06
その他	209,720	6.81	207,409	7.45
国際及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	3,076,325	—	2,783,985	—

(注) 1. 「国内」とは本邦居住者に対する貸出、「国際」とは非居住者に対する貸出であります。

2. ゆうちょ銀行は、海外店及び海外子会社を有していません。

3. 「金融・保険業」のうち管理機構向け貸出金は、前事業年度末1,766,185百万円、当事業年度末1,486,308百万円であります。

ii 外国政府等向け債権残高(国別)

該当事項はありません。

へ. 国内・国際別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前事業年度	126,391,090	—	—	126,391,090
	当事業年度	106,767,047	—	—	106,767,047
地方債	前事業年度	5,550,379	—	—	5,550,379
	当事業年度	5,525,117	—	—	5,525,117
短期社債	前事業年度	333,979	—	—	333,979
	当事業年度	226,986	—	—	226,986
社債	前事業年度	11,050,163	—	—	11,050,163
	当事業年度	10,756,050	—	—	10,756,050
株式	前事業年度	935	—	—	935
	当事業年度	935	—	—	935
その他の証券	前事業年度	—	22,731,338	—	22,731,338
	当事業年度	—	32,893,656	—	32,893,656
うち外国債券	前事業年度	—	14,532,618	—	14,532,618
	当事業年度	—	18,817,706	—	18,817,706
うち投資信託	前事業年度	—	8,120,582	—	8,120,582
	当事業年度	—	13,967,716	—	13,967,716
合計	前事業年度	143,326,547	22,731,338	—	166,057,886
	当事業年度	123,276,136	32,893,656	—	156,169,792

(注) 1. 「国内業務部門」は円建取引、「国際業務部門」は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等については、「国際業務部門」に含めております。

2. ゆうちょ銀行は、海外店及び海外子会社を有しておりません。

3. 投資信託の投資対象は主として外国債券であります。

(b) 自己資本比率の状況

銀行業を行う当社の子会社であるゆうちょ銀行(単体)の自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき算出しております。

なお、ゆうちょ銀行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率(国内基準)

(単位: 億円、%)

	平成27年3月31日
1. 自己資本比率(2/3)	38.42
2. 単体における自己資本の額	82,740
3. リスク・アセット等の額	215,334
4. 単体総所要自己資本額	8,613

(注) 単体総所要自己資本額は、上記3.に記載しているリスク・アセット等の額に4%を乗じた額であります。

(c) 資産の査定

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、ゆうちょ銀行の貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る)等について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

イ. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

ロ. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

ハ. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

ニ. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記イ. からハ. までの掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成26年3月31日	平成27年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
正常債権	32,256	29,319

(d) その他

ゆうちょ銀行単体情報のうち、参考として損益の概要を掲げております。

損益の概要

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B)－(A)
業務粗利益	1,568,715	1,634,774	66,058
経費(除く臨時処理分)	1,096,028	1,114,775	18,747
人件費	123,318	123,211	△107
物件費	913,615	917,455	3,840
税金	59,094	74,107	15,013
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	472,687	519,998	47,311
一般貸倒引当金繰入額	—	—	—
業務純益	472,687	519,998	47,311
うち債券関係損益	4,275	△4,592	△8,868
臨時損益	92,407	49,491	△42,916
金銭の信託運用損益	103,856	43,151	△60,704
不良債権処理額	—	—	—
貸倒引当金戻入益	37	39	2
償却債権取立益	22	43	21
その他臨時損益	△11,507	6,256	17,763
経常利益	565,095	569,489	4,394
特別損益	△628	1,544	2,172
うち固定資産処分損益	△562	1,561	2,124
税引前当期純利益	564,467	571,034	6,566
法人税、住民税及び事業税	187,855	182,658	△5,197
法人税等調整額	21,946	18,941	△3,005
法人税等合計	209,802	201,599	△8,202
当期純利益	354,664	369,434	14,769

- (注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋その他業務収支
2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

④ 生命保険業

かんぽ生命保険を主たる会社とする生命保険業におきましては、「お客さまから選ばれる真に日本一の保険会社を目指す」との方針のもと、より良いお客さまサービスの実現に向けた取り組みを行うなど、経営基盤の強化を図ってまいりました。

収益力の強化に向けた取り組みとして、新商品や提携商品を活用した営業力の強化に努めました。平成26年4月には、学資保険「はじめのかんぽ」の販売を開始するとともに、同年4月から5月にかけて、全国の郵便局やかんぽ生命保険の支店において「はじめのかんぽキャンペーン」を実施し、新商品のお客さま認知度の向上を図りました。さらに、同年10月から11月にかけて、「実りのかんぽキャンペーン」を、平成27年1月から3月にかけて「ドリームかんぽキャンペーン2015」を実施し、これらのキャンペーンをきっかけとして、多くのお客さまにかんぽ生命保険の商品・サービスをご利用いただくよう取り組みました。また、平成26年7月から、American Family Life Assurance Company of Columbusのがん保険の受託販売を支店で開始し、同年10月からは、同社が当社グループ向けに開発した「新 生きるためのがん保険Days(JPオリジナルプラン)」の販売を開始いたしました。

経営基盤の強化に向けた取り組みとして、保険金等支払管理態勢の整備・強化について、簡易・迅速・正確な保険金等のお支払いによるお客さまサービスの向上を目的に、平成26年4月から段階的に支払業務システムの導入を進め、同年10月に全面移行が完了いたしました。支払業務システムでは、支払審査事務のベースを書類現物からデジタルデータに移行し、支払審査に係るシステム支援を充実させることにより、支払品質の更なる向上や事務処理の効率化を図っております。また、統合的リスク管理(ERM)の定着に向けて、ERM態勢の高度化を進めました。

これらの取り組みの結果、当連結会計年度、生命保険業におきましては、個人保険238万1千件、金額7,002,593百万円、個人年金保険13万7千件、金額493,582百万円の新規契約を獲得したものの、責任準備金戻入額が減少したため、経常収益が減少、経常収益は10,169,241百万円(前期比9.5%減)、経常利益は492,625百万円(前期比6.5%増)となりました。

なお、かんぽ生命保険における保険引受及び資産運用の状況などの詳細な状況については、下記「(参考)生命保険業を行う当社の子会社であるかんぽ生命保険の状況」に記載のとおりであります。

(参考)生命保険業を行う当社の子会社であるかんぽ生命保険の状況

(下表(a)イ.～ニ.の個人保険及び個人年金保険には、かんぽ生命保険が管理機構から受再している簡易生命保険契約を含みません。)

(a) 保険引受及び資産運用の状況

イ. 保有契約高明細表

区分	前事業年度末		当事業年度末	
	件数(千件)	金額(百万円)	件数(千件)	金額(百万円)
個人保険	11,668	33,735,661	13,539	39,159,046
個人年金保険	1,194	3,443,863	1,318	3,615,908

(注) 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額を合計したものであります。

ロ. 新契約高明細表

区分	前事業年度		当事業年度	
	件数(千件)	金額(百万円)	件数(千件)	金額(百万円)
個人保険	2,233	6,559,803	2,381	7,002,593
個人年金保険	148	524,095	137	493,582

(注) 個人年金保険の金額については、年金支払開始時における年金原資であります。

ハ．保有契約年換算保険料明細表

(単位：百万円)

区分	前事業年度末	当事業年度末
個人保険	2,192,230	2,526,861
個人年金保険	661,402	673,838
合計	2,853,633	3,200,699
うち医療保障・生前 給付保障等	227,460	257,460

- (注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間等で除した金額。)
2. 医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障がい事由とするものは除きます。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含まず。)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

ニ．新契約年換算保険料明細表

(単位：百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
個人保険	439,081	457,852
個人年金保険	179,878	162,575
合計	618,960	620,427
うち医療保障・生前 給付保障等	49,175	41,120

- (注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間等で除した金額。)
2. 医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障がい事由とするものは除きます。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含まず。)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

(参考) かんぽ生命保険が管理機構から受再している簡易生命保険契約の状況

(1) 保有契約高

区分	前事業年度末		当事業年度末	
	件数 (千件)	保険金額・年金額 (百万円)	件数 (千件)	保険金額・年金額 (百万円)
保険	23,196	63,358,853	19,950	54,322,353
年金保険	3,396	1,250,632	2,951	1,077,945

(注) 計数は、管理機構における公表基準によるものであります。

(2) 保有契約年換算保険料

(単位：百万円)

区分	前事業年度末	当事業年度末
保険	3,201,714	2,655,722
年金保険	1,174,222	1,017,318
合計	4,375,937	3,673,040
うち医療保障・生前 給付保障等	541,209	490,550

(注) かんぽ生命保険が管理機構から受再している簡易生命保険契約について、上記ハ．に記載しております個人保険及び個人年金保険の保有契約年換算保険料と同様の計算方法により、かんぽ生命保険が算出した金額であります。

ホ. 一般勘定資産の構成

区分	前事業年度末		当事業年度末	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
現金金・コールローン	1,893,601	2.2	2,651,397	3.1
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	2,822,188	3.2	2,720,856	3.2
買入金銭債権	107,448	0.1	449,068	0.5
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	581,627	0.7	1,434,943	1.7
有価証券	69,378,975	79.7	66,277,244	78.1
公社債	68,138,527	78.2	64,294,767	75.7
株式	984	0.0	984	0.0
外国証券	1,239,464	1.4	1,981,492	2.3
公社債	1,099,464	1.3	1,961,492	2.3
株式等	140,000	0.2	20,000	0.0
その他の証券	—	—	—	—
貸付金	11,020,585	12.7	9,977,345	11.8
保険約款貸付	54,271	0.1	74,097	0.1
一般貸付	763,298	0.9	806,259	0.9
機構貸付	10,203,015	11.7	9,096,988	10.7
不動産	75,662	0.1	112,286	0.1
うち投資用不動産	—	—	—	—
繰延税金資産	592,665	0.7	548,210	0.6
その他	616,907	0.7	741,537	0.9
貸倒引当金	△1,036	△0.0	△943	△0.0
合計	87,088,626	100.0	84,911,946	100.0
うち外貨建資産	1,128,780	1.3	2,196,349	2.6

- (注) 1. 「機構貸付」とは、管理機構(簡易生命保険勘定)への貸付であります。
2. 「不動産」については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しております。

ヘ. 一般勘定資産の資産別運用利回り

(単位: %)

区分	前事業年度	当事業年度
現金金・コールローン	0.05	0.05
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	0.34	0.32
商品有価証券	—	—
金銭の信託	3.04	3.54
有価証券	1.71	1.73
うち公社債	1.71	1.70
うち株式	—	—
うち外国証券	1.95	2.87
貸付金	2.31	2.25
うち一般貸付	1.58	1.53
不動産	—	—
一般勘定計	1.71	1.70
うち海外投融資	1.98	2.88

- (注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りであります。
2. 一般勘定計には、有価証券信託に係る資産を含めております。
3. 海外投融資とは、外貨建資産と円貨建資産の合計であります。

(b) 基礎利益

「基礎利益」とは、保険料等収入、保険金等支払金、事業費等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間収益の状況を表す指標であります。

かんぽ生命保険の当事業年度における基礎利益は、515,417百万円となりました。

(経常利益等の明細(基礎利益))

(単位：百万円)

項目	前事業年度	当事業年度
基礎利益 (A)	482,052	515,417
キャピタル収益	82,269	94,683
金銭の信託運用益	9,736	32,762
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	71,074	61,908
金融派生商品収益	—	—
為替差益	1,452	12
その他キャピタル収益	5	—
キャピタル費用	20,493	30,527
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	10,205	4,963
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	2,161	773
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	8,126	24,790
キャピタル損益 (B)	61,776	64,156
キャピタル損益含み基礎利益 (A) + (B)	543,828	579,573
臨時収益	94,807	90,087
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	94,807	90,087
個別貸倒引当金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	175,129	176,491
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	—	—
個別貸倒引当金繰入額	—	—
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	175,129	176,491
臨時損益 (C)	△80,322	△86,403
経常利益 (A) + (B) + (C)	463,506	493,169

- (注) 1. 金銭の信託に係るインカム・ゲインに相当する額(前事業年度：8,126百万円、当事業年度：24,790百万円)を、「その他キャピタル費用」に計上し、基礎利益に含めております。
2. その他運用収益のうちキャピタル・ゲインに相当する額(前事業年度：5百万円)を基礎利益に含めず、「その他キャピタル収益」に計上しております。
3. その他運用費用のうちキャピタル・ロスに相当する額(前事業年度：0百万円)を基礎利益に含めず、「その他キャピタル費用」に計上しております。
4. 「その他臨時費用」には、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を追加して積み立てた額(前事業年度：175,129百万円、当事業年度：176,491百万円)を記載しております。

(c) かんぽ生命保険の連結ソルベンシー・マージン比率

生命保険会社は将来の保険金等のお支払いに備えて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては責任準備金の範囲内で対応できます。

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株の大暴落などの通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標のひとつであります。

この比率が200%を下回った場合は、規制当局によって早期是正措置がとられます。逆にこの比率が200%以上であれば、健全性のひとつの基準を満たしていることになります。

当連結会計年度末におけるかんぽ生命保険の連結ソルベンシー・マージン比率は1,644.2%と高い健全性を維持しております。

		(単位：百万円)	
項目		前連結会計年度末	当連結会計年度末
ソルベンシー・マージン総額	(A)	5,134,732	5,706,126
資本金等		1,334,246	1,387,508
価格変動準備金		614,233	712,167
危険準備金		2,588,798	2,498,711
異常危険準備金		—	—
一般貸倒引当金		91	77
その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)		238,976	703,549
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)		△3,465	△10,077
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額		3,317	7,920
全期チルメル式責任準備金相当額超過額		358,533	406,267
負債性資本調達手段等		—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		—	—
控除項目		—	—
その他		—	—
リスクの合計額		631,890	694,064
$\{ \{ (R_1^2 + R_5^2)^{1/2} + R_8 + R_9 \}^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2 \}^{1/2} + R_4 + R_6$	(B)		
保険リスク相当額	R_1	168,426	163,796
一般保険リスク相当額	R_5	—	—
巨大災害リスク相当額	R_6	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額	R_8	99,913	88,568
少額短期保険業者の保険リスク相当額	R_9	—	—
予定利率リスク相当額	R_2	198,138	184,450
最低保証リスク相当額	R_7	—	—
資産運用リスク相当額	R_3	355,728	443,176
経営管理リスク相当額	R_4	16,444	17,599
ソルベンシー・マージン比率 (A) / { (1 / 2) × (B) } × 100		1,625.1%	1,644.2%

(注) 保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しております。

(d) かんぽ生命保険のE V

イ. E Vの概要

i E Vについて

エンベディッド・バリュー(以下「E V」といいます。)は対象事業に割り当てられた、資産及び負債から生じる株主への分配可能な利益の価値の見積りであります。ただし、将来の新契約から生じる価値は含みません。この価値は、修正純資産及び保有契約価値で構成されるものであります。

修正純資産は株主に帰属すると考えられる純資産(時価)であり、必要資本とフリー・サープラスで構成されるものであります。

保有契約価値は、保有契約から将来発生すると見込まれる株主への分配可能な利益の評価日時点の現在価値であり、必要資本を維持するための費用等を控除したものであります。

生命保険契約は、一般に販売時に多くのコストが発生するため、一時的には損失が発生するものの、契約が継続することで、将来にわたり生み出される利益によりそのコストを回収することが期待される収支構造となっております。現行の法定会計では、このような収支構造をそのまま各年度の損益として把握しておりますが、E Vは、全保険期間を通じた損益を現在価値で評価することとなるため、現行の法定会計による財務情報では不足する情報を補うことができる指標の一つと考えております。

ii E E Vについて

E Vの開示に関する一貫性と透明性の改善を図る目的で、平成16年5月にヨーロッパの主要保険会社のC F O(最高財務責任者)の集まりである、C F Oフォーラムが、ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー(以下「E E V」といいます。)原則及び指針(ガイダンス)を制定いたしました。さらに、平成17年10月には、感応度及び開示に関連した指針(ガイダンス)が追加されております。

iii E E Vの計算手法

欧州や日本の状況を踏まえ、かんぽ生命保険ではE E V原則に則り、市場整合的手法を用いて計算したE Vを計算しております。ここで、市場整合的手法とは、資産又は負債から発生するキャッシュ・フローを市場で取引されている金融商品と整合的に評価するものであります。

ロ. 簡易生命保険契約について

かんぽ生命保険は、郵政民営化法に基づき、平成19年10月1日に発足しました。また、平成19年9月末までに契約された簡易生命保険契約は、管理機構に承継されるとともに、管理機構が負う保険責任のすべてについて、かんぽ生命保険が受再しております。

かんぽ生命保険は、管理機構との再保険契約において、簡易生命保険契約を他の保険契約と区分して管理すること(簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金も区分して管理すること)、簡易生命保険契約から生じた利益(危険準備金及び価格変動準備金の戻入による利益も含んでおります。)も区分して管理すること、及びこの区分の利益に応じて、管理機構へ再保険配当をすることを定めております。E E Vの計算においては、この管理機構への再保険配当を差し引いた後の利益を反映しております。

このように管理機構への再保険配当の原資に、簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金の戻入による利益が含まれることから、簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金は修正純資産には含めておらず、将来にわたって戻入する前提で保有契約価値に含めて計算しております。また、将来利益の計算において、簡易生命保険契約に係る資産は簿価評価しております。なお、この取扱いは「E E V原則の指針(ガイダンス)G 10. 10」で認められております。

ハ、E E Vの計算結果

かんぽ生命保険のE E Vは以下のとおりであります。

(単位：億円)

	平成26年3月末	平成27年3月末	増減
E E V	33,868	35,013	1,145
修正純資産	22,959	29,755	6,795
保有契約価値	10,909	5,258	△5,650

	平成26年3月期	平成27年3月期	増減
新契約価値	1,851	1,342	△509

i 修正純資産

修正純資産は、資産の市場価値のうち、契約者に対する負債及びその他の負債の価値を超過する部分であり、かんぽ生命保険の株主に帰属すると考えられる価値であります。金利低下に伴う有価証券の含み損益の増加を主な理由として、平成27年3月末における修正純資産は平成26年3月末から増加しております。修正純資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	平成26年3月末	平成27年3月末	増減
修正純資産	22,959	29,755	6,795
純資産の部計 ^(注1)	13,510	14,120	609
負債中の内部留保 ^(注2)	2,982	4,011	1,028
一般貸倒引当金	0	0	△0
有価証券の含み損益 ^(注3)	10,250	17,415	7,165
貸付金の含み損益 ^(注4)	417	566	149
不動産の含み損益	△34	△100	△66
退職給付の未積立債務 ^(注5)	33	79	46
上記項目に係る税効果	△4,201	△6,338	△2,137

- (注) 1. 計算対象にかんぽ生命保険の子会社を含めているため、連結貸借対照表の純資産の部合計を計上しております。ただし、その他の包括利益累計額合計を除いております。
2. 危険準備金及び価格変動準備金の合計額を計上しております。ただし、簡易生命保険契約に係る部分を除いております。
3. 株式については、会計上は期間末前1カ月の時価の平均により評価しておりますが、E E Vの計算では期末日時点の時価により評価しております。ただし、簡易生命保険契約に係る部分を除いております。
4. 簡易生命保険契約に係る部分を除いております。
5. 未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を計上しております。

平成27年3月末の修正純資産を計算する際に除いた簡易生命保険契約に係る部分は以下のとおりであります。「ロ．簡易生命保険契約について」をご参照ください。

(単位：億円)

	会社合計 ①	簡易生命保険契約に 係る部分 ②	修正純資産 ①－②
修正純資産	89,658	59,903	29,755
純資産の部計(注1)	14,120	—	14,120
負債中の内部留保(注2)	32,108	28,097	4,011
一般貸倒引当金	0	—	0
有価証券の含み損益(注3)	64,834	47,418	17,415
貸付金の含み損益	9,204	8,637	566
不動産の含み損益	△100	—	△100
退職給付の未積立債務(注4)	79	—	79
上記項目に係る税効果	△30,589	△24,250	△6,338

(注) 1. 連結貸借対照表の純資産の部合計を計上しております。ただし、その他の包括利益累計額合計を除いております。

2. 危険準備金及び価格変動準備金の合計額を計上しております。

3. 株式については、会計上は期間末前1カ月の時価の平均により評価しておりますが、E E Vの計算では期末日時点の時価により評価しております。

4. 未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を計上しております。

ii 保有契約価値

保有契約価値は、保有契約の評価日時点における価値を表したもので、保有契約から将来発生すると見込まれる株主への分配可能な利益を現在価値に割り引いております。新契約獲得による価値(新契約価値)の増加はあるものの、金利低下を主な理由として、平成27年3月末における保有契約価値は平成26年3月末から減少しております。保有契約価値の内訳は以下のとおりであります。

保有契約価値には、簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金が将来にわたって戻入する前提で、その戻入による利益を含めて計算しております。「ロ．簡易生命保険契約について」をご参照ください。

(単位：億円)

	平成26年3月末	平成27年3月末	増減
保有契約価値	10,909	5,258	△5,650
確実性等価将来利益現価	13,814	9,014	△4,799
オプションと保証の時間価値	△2,203	△2,927	△723
必要資本を維持するための費用	△0	△1	△1
非フィナンシャル・リスクに係る費用	△700	△827	△126

iii 新契約価値

新契約価値は、当期間に獲得した新契約の契約獲得時点における価値を表したものであります。金利低下を主な理由として、平成27年3月期における新契約価値は平成26年3月期から減少しております。新契約価値の内訳は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	平成26年3月期	平成27年3月期	増減
新契約価値	1,851	1,342	△509
確実性等価将来利益現価	2,212	1,723	△488
オプションと保証の時間価値	△293	△310	△17
必要資本を維持するための費用	△22	△32	△9
非フィナンシャル・リスクに係る費用	△44	△38	5

なお、新契約マージン(新契約価値の保険料収入現価に対する比率)は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	平成26年3月期	平成27年3月期	増減
新契約価値	1,851	1,342	△509
保険料収入現価 ^(注)	52,185	55,945	3,760
新契約マージン	3.55%	2.40%	△1.15ポイント

(注) 将来の収入保険料を、新契約価値の計算に用いたリスク・フリー・レートで割り引いております。

ニ. 平成26年3月末E E Vからの変動要因

(単位：億円)

	修正純資産	保有契約価値	E E V
平成26年3月末E E V	22,959	10,909	33,868
① 平成26年3月末E E Vの調整	△203	—	△203
平成26年3月末E E V(調整後)	22,755	10,909	33,664
② 平成27年3月期新契約価値	—	1,342	1,342
③ 期待収益(リスク・フリー・レート分)	10	467	478
④ 期待収益(超過収益分)	22	155	177
⑤ 保有契約価値からの移管	△253	253	—
うち平成26年3月末保有契約	45	△45	—
うち平成27年3月期新契約	△298	298	—
⑥ 前提条件(非経済前提)と実績の差異	124	△9	115
⑦ 前提条件(非経済前提)の変更	274	△371	△96
⑧ 前提条件(経済前提)と実績の差異	6,820	△7,489	△668
平成27年3月末E E V	29,755	5,258	35,013

i 平成26年3月末E E Vの調整

かんぽ生命保険は平成27年3月期において168億円の株主配当金を支払っており、修正純資産がその分減少しております。

また、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)第35項本文及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)第67項本文に掲げられた定めについて平成27年3月期より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直しております。この際、「退職給付に関する会計基準」第37項に定める経過的な取扱いに従って、平成27年3月期の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減したため、利益剰余金が35億円減少しております。この分を修正純資産に反映しております。

ii 平成27年3月期新契約価値

新契約価値は、平成27年3月期に新契約を獲得したことによる契約獲得時点における価値を表わしたものであり、契約獲得に係る費用を控除した後の金額が反映されております。なお、平成27年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」に基づく法人税率の引き下げ及び消費税率の引き上げ時期の変更（以下「税制の改正」といいます。）を織り込んでおります。

iii 期待収益(リスク・フリー・レート分)

保有契約価値の計算にあたっては、将来の期待収益をリスク・フリー・レートで割り引いておりますので、時間の経過とともに割引の影響が解放されます。なおこれには、オプションと保証の時間価値、必要資本を維持するための費用及び非フィナンシャル・リスクに係る費用のうち平成27年3月期分の解放を含んでおります。修正純資産からは、対応する資産からリスク・フリー・レート分に相当する収益が発生しております。

iv 期待収益(超過収益分)

E E Vの計算にあたっては、将来の期待収益としてリスク・フリー・レートを用いておりますが、実際の会社はリスク・フリー・レートを超過する利回りを期待しております。この項目は、その期待される超過収益を表しております。

v 保有契約価値からの移管

平成27年3月期に実現が期待されていた利益(法定会計上の予定利益)が、保有契約価値から修正純資産に移管されます。これには、平成26年3月末の保有契約から期待される平成27年3月期の利益と、平成27年3月期に獲得した新契約からの、契約獲得に係る費用を含めた平成27年3月期の損益が含まれております。

これらは保有契約価値から修正純資産への振替えであり、E E Vの金額には影響しません。

vi 前提条件(非経済前提)と実績の差異

平成26年3月末の保有契約価値の計算に用いた前提条件(非経済前提)と、平成27年3月期の実績の差額であります。

vii 前提条件(非経済前提)の変更

前提条件(非経済前提)を更新したことにより、平成28年3月期以降の収支が変化することによる影響であります。

当項目には、税制の改正による影響を反映(E E Vは287億円の増加)しており、うち修正純資産への影響額は274億円の増加となります。なお、新契約価値に反映された税制の改正の影響は当項目には含まれておりません。

viii 前提条件(経済前提)と実績の差異

市場金利やインプライド・ボラティリティ等の経済前提が、平成26年3月末E E V計算に用いたものと異なることによる影響であります。当該影響は、平成27年3月期の実績及び平成28年3月期以降の見積もりの変更を含んでおります。

修正純資産の増加は、主に金利低下により有価証券の含み損益が増加したことによるものであります。保有契約価値の減少も、主に金利低下によるものであります。

ホ. 感応度(センシティブティ)

前提条件を変更した場合のE E Vの感応度は以下のとおりであります。感応度は、一度に1つの前提のみを変化させることとしており、同時に2つの前提を変化させた場合の感応度は、それぞれの感応度の合計とはならないことにご注意ください。

(単位: 億円)

前提条件	E E V	増減額
平成27年3月末E E V	35,013	—
感応度1: リスク・フリー・レート50bp上昇	36,857	1,844
感応度2: リスク・フリー・レート50bp低下	31,487	△3,525
感応度3: 株式・不動産価値10%下落	34,675	△337
感応度4: 事業費率(維持費)10%減少	36,085	1,072
感応度5: 解約失効率10%減少	35,425	412
感応度6: 保険事故発生率(死亡保険)5%低下	35,926	913
感応度7: 保険事故発生率(年金保険)5%低下	34,134	△878
感応度8: 必要資本を法定最低水準に変更	35,015	1
感応度9: 株式・不動産のインプライド・ボラティリティ25%上昇	34,929	△83
感応度10: 金利スワップションのインプライド・ボラティリティ25%上昇	33,359	△1,654

感応度1から3について、修正純資産の変動額は以下のとおりであります。また、感応度4から10については、保有契約価値のみの変動額となります。

(単位: 億円)

前提条件	増減額
感応度1: リスク・フリー・レート50bp上昇	△8,295
感応度2: リスク・フリー・レート50bp低下	5,688
感応度3: 株式・不動産価値10%下落	△199

新契約価値の感応度

(単位: 億円)

前提条件	新契約価値	増減額
平成27年3月期新契約価値	1,342	—
感応度1: リスク・フリー・レート50bp上昇	1,987	645
感応度2: リスク・フリー・レート50bp低下	613	△729
感応度3: 株式・不動産価値10%下落	1,342	—
感応度4: 事業費率(維持費)10%減少	1,496	154
感応度5: 解約失効率10%減少	1,436	94
感応度6: 保険事故発生率(死亡保険)5%低下	1,398	56
感応度7: 保険事故発生率(年金保険)5%低下	1,342	0
感応度8: 必要資本を法定最低水準に変更	1,365	23
感応度9: 株式・不動産のインプライド・ボラティリティ25%上昇	1,338	△4
感応度10: 金利スワップションのインプライド・ボラティリティ25%上昇	1,212	△129

i 感応度1：リスク・フリー・レート50bp上昇

(i) リスク・フリー・レート(フォワード・レート)が50bp上昇(各年限とも上昇)した場合の影響を表しております。債券・貸付金等、金利の変動により時価が変動する資産を再評価するとともに、将来の運用利回りや割引率を変動させて保有契約価値を再計算しております。

(ii) E E V原則では、リスク・フリー・レートの変動幅を100bpとして感応度を開示することとされておりますが、現在の日本の金利水準等を踏まえ、50bpの変動幅で計算しております(感応度2も同様です。)

ii 感応度2：リスク・フリー・レート50bp低下

リスク・フリー・レート(フォワード・レート)が50bp低下(各年限とも低下)した場合の影響を表しております。

なお、リスク・フリー・レートが0%を下回る場合は0%としております。

iii 感応度3：株式・不動産価値10%下落

株式及び不動産の評価日時点の価格が10%下落した場合の影響を表しております。

iv 感応度4：事業費率(維持費)10%減少

事業費率(契約維持に係るもの)が10%減少した場合の影響を表しております。

v 感応度5：解約失効率 10%減少

解約失効率が10%減少(基本となる解約失効率に90%を乗じた水準)した場合の影響を表しております。

vi 感応度6：保険事故発生率(死亡保険) 5%低下

死亡保険について、保険事故発生率(死亡率・罹患率)が5%低下(基本となる保険事故発生率に95%を乗じた水準)した場合の影響を表しております。

vii 感応度7：保険事故発生率(年金保険) 5%低下

年金保険について、保険事故発生率が5%低下(基本となる保険事故発生率に95%を乗じた水準)した場合の影響を表しております。

viii 感応度8：必要資本を法定最低水準に変更

必要資本を法定最低水準(ソルベンシー・マージン比率200%水準)に変更した場合の影響を表しております。

ix 感応度9：株式・不動産のインプライド・ボラティリティ25%上昇

オプションと保証の時間価値の計算に使用する、株式オプションのインプライド・ボラティリティが25%上昇した場合の影響を表しております。

x 感応度10：金利スワップションのインプライド・ボラティリティ25%上昇

オプションと保証の時間価値の計算に使用する、金利スワップションのインプライド・ボラティリティが25%上昇した場合の影響を表しております。

へ. 注意事項

E E Vの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ多くの前提条件を使用し、それらの多くは個別会社の管理能力を超えた領域に属するものであります。また、将来の実績がE E Vの計算に使用した前提条件と大きく異なる場合もあり得ます。

これらの理由により、本E E V開示は、E E V計算に用いられた将来の税引後利益が達成されることを表明するものではなく、使用にあたっては、十分な注意を払っていただく必要があります。

ト. その他の特記事項

かんぽ生命保険では、保険数理に関する専門知識を有する第三者機関(アクチュアリー・ファーム)に、E E Vについて検証を依頼し、意見書を受領しております。

付録A E E Vの計算手法

かんぽ生命保険が当事業年度末E E Vを計算するために使用した方法及び前提は市場整合的手法であり、平成16年5月にC F Oフォーラムにより制定されたE E V原則とその指針(ガイダンス)に準拠しております。

(1) 対象事業

計算の対象範囲は、かんぽ生命保険及びその子会社の取り扱う生命保険事業であります。

なお、かんぽ生命保険は生命保険事業のみを取り扱っております。

また、かんぽ生命保険は当社グループの一員ですが、本計算はかんぽ生命保険単独の計算となっております。

(2) 修正純資産の計算方法

修正純資産は、貸借対照表の純資産の部の金額に対して、以下の調整を加えて計算しております。

なお、修正純資産から必要資本を控除したものがフリー・サープラスと呼ばれております。

- ① 修正純資産は、原則として時価評価するため、貸借対照表において時価評価されていない満期保有目的の債券などの有価証券等、貸付金、不動産等についても時価評価を行い、これらの含み損益を税効果を調整の上で修正純資産に加えております(ただし、簡易生命保険契約に係るものを除いております。「(d) かんぽ生命保険のE V ロ、簡易生命保険契約について」をご参照ください。)
- ② 負債のうち、純資産に加算することが妥当と考えられるものについては、税効果を調整の上で修正純資産に加えております。具体的には、危険準備金、価格変動準備金及び一般貸倒引当金であります(ただし、簡易生命保険契約に係るものを除いております。「(d) かんぽ生命保険のE V ロ、簡易生命保険契約について」をご参照ください。)
- ③ 退職給付の未積立債務については、未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異の合計額を税効果を調整の上で修正純資産に反映しております。

(3) 保有契約価値の計算方法

保有契約価値は、確実性等価将来利益現価から、オプションと保証の時間価値、必要資本を維持するための費用及び非フィナンシャル・リスクに係る費用を控除することにより算出しております。

(4) 確実性等価将来利益現価

確実性等価将来利益現価は、最良推計(ベスト・エスティメイト)による前提に基づき、将来キャッシュ・フローを決定論的手法により計算したもので、すべての資産の運用利回りの前提をリスク・フリー・レートとし、将来利益をリスク・フリー・レートで割り引いた現在価値であります。

なお、簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金は将来にわたって戻入する前提でその戻入益を将来利益に含めて計算しております。また、将来利益は管理機構への再保険配当を差し引いた後の利益としております。将来利益の計算において、簡易生命保険契約に係る資産は簿価評価しております。「(d) かんぽ生命保険のE V ロ、簡易生命保険契約について」をご参照ください。

E E V及び新契約価値における確実性等価将来利益現価の計算では、将来の資産運用リスクのプレミアム(例えば、株式や債券などに期待されるリスク・フリー・レートを超過する投資収益率)は反映されていません。この価値には、契約者配当等のオプションと保証の本源的価値も反映しておりますが、オプションと保証の時間価値は反映されず、別途、計算しております。

(5) オプションと保証の時間価値

オプションと保証の時間価値は、最良推計(ベスト・エスティメイト)による前提に基づいた値(確実性等価将来利益現価)と、市場で取引されているオプション価格と整合的な前提により確率論的に計算された将来の税引後利益現価の平均との差として計算しております。

オプションと保証の時間価値は、以下のような要素を勘案しております。

① 有配当保険に係る配当オプション

有配当保険においては、発生した損益に対して、株主への分配可能な利益には、非対称性が存在しております。例えば、利益が発生した場合には、契約者配当を支払うことから、利益のすべてが株主には帰属していません。一方、損失が発生した場合には、契約者に追加の負担が生じないため、損失のすべてが株主負担になります。契約者配当は、収益状況に応じた一定割合を還元するように設定しているため、シナリオによって異なった金額となります。

② 動的解約

経済の状況等に応じて、契約者はさまざまな行動を取るオプションを有しております。ここでは、金利水準により契約者の解約行動が変化することを反映しております。

(6) 必要資本を維持するための費用

保険会社は健全性維持のために負債の額を超えて必要資本を保有する必要があります。この必要資本に係る運用収益に対する税金と資産運用管理のための費用を認識しております。

ＥＥＶ原則において、この必要資本は法定最低水準以上であることが求められ、さらに、内部の目的を達成するために必要となる金額とすることが認められております。日本における法定最低水準の資本要件はソルベンシー・マージン比率200%であることを踏まえ、かんぽ生命保険では、必要資本を維持するための費用の計算にあたり、ソルベンシー・マージン比率600%に相当する金額を必要資本としております。

なお、日本におけるソルベンシー・マージン基準では、一定の範囲内で、全期チルメル式責任準備金相当額超過額をマージンに反映することが規定されており、本計算においてもこれを反映しております。また、保有契約価値の計算において、簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金を含めて評価しており、これらの準備金がマージンに含まれるため、かんぽ生命保険の前事業年度末及び当事業年度末における必要資本はゼロとなりました。ただし、これらの準備金は将来戻入されることを想定しているため、将来における必要資本は必ずしもゼロではありません。

(7) 非フィナンシャル・リスクに係る費用

ＥＥＶ原則では、「ＥＶは対象事業のリスク全体を考慮した上で、対象事業に割り当てられた資産から発生する分配可能利益の中の株主分の現在価値」と定義されており、すべてのリスクを勘案してＥＥＶを計算することが求められております。

一部の非フィナンシャル・リスクについては、最良推計(ベスト・エスティメイト)による前提だけではＥＥＶに与える様々な影響を十分に反映できない場合があり、ＥＥＶの計算において、非フィナンシャル・リスクに係る費用として認識するという補正が必要となります。このような例として、オペレーショナル・リスクや大災害リスク等が挙げられております。

また、将来、剰余が発生した場合には税金を支払いますが、損失が発生した場合には税金はゼロとなります。この場合でも、税務上の欠損金の多くは翌年度以降に繰り越すことにより回収可能と考えられますが、繰越期間内に回収できないリスクが存在しております。

かんぽ生命保険では、簡易モデルによって非フィナンシャル・リスクに係る費用を推定しております。

(8) 新契約価値の計算方法

当事業年度の新契約価値は、当期間に獲得した新契約の獲得時点における価値を、保有契約価値と同様の手法により計算しております。

計算対象は、新契約及び特約の中途付加であり、既契約の更新は含めておりません。また、経済前提は平成26年9月末時点のもの、非経済前提は保有契約価値と同一の期末時点のものをを用いております。

付録B E E V計算における主な前提条件

(1) 経済前提

① リスク・フリー・レート

確実性等価将来利益現価の計算においては、かんぽ生命保険の保有資産等を考慮し、リスク・フリー・レートとして、評価日時点の国債を使用しております。

計算に使用したリスク・フリー・レート(スポット・レート換算)の年限別数値は以下のとおりであります。40年を超える期間(ただし、平成25年9月30日及び平成26年3月31日では30年を超える期間)については、フォワード・レートを一定としております。

保有契約価値の計算に用いるリスク・フリー・レート

期間	平成26年3月31日	平成27年3月31日
1年	0.058%	0.030%
2年	0.072%	0.037%
3年	0.112%	0.057%
4年	0.150%	0.093%
5年	0.174%	0.131%
10年	0.641%	0.402%
15年	1.129%	0.817%
20年	1.679%	1.198%
25年	1.811%	1.406%
30年	1.849%	1.450%
40年	1.899%	1.581%

(データ：平成26年3月31日はBloomberg 補正後、平成27年3月31日は財務省 補正後)

新契約価値の計算に用いるリスク・フリー・レート

期間	平成25年9月30日	平成26年9月30日
1年	0.089%	0.065%
2年	0.092%	0.078%
3年	0.133%	0.093%
4年	0.175%	0.122%
5年	0.229%	0.167%
10年	0.674%	0.529%
15年	1.257%	1.001%
20年	1.740%	1.441%
25年	1.787%	1.678%
30年	1.839%	1.749%
40年	1.936%	1.890%

(データ：平成25年9月30日はBloomberg 補正後、平成26年9月30日は財務省 補正後)

② 経済シナリオ(リスク中立シナリオ)

a. 金利モデル

金利モデルとして、日本円、米ドル、ユーロ、英ポンドを通貨とする1ファクターHull-Whiteモデルを構築しました。各金利変動の相関を考慮するとともに、日本円を基準通貨とするリスク中立アプローチに基づきモデルを調整しております。金利モデルは、各評価日時点の市場にキャリブレートされており、パラメータはイーールド・カーブと期間の異なる複数の金利スワップションのインプライド・ボラティリティから推計しております。オプションと保証の時間価値を算出するための確率論的手法では5,000シナリオを使用しております。これらのシナリオは保険数理に関する専門知識を有する第三者機関により生成されたものを使用しております。なお、平成25年9月末及び平成26年3月末では、円金利資産以外の株式、外国債券等については資産占率が小さいこと等から、円金利資産とみなして計算しております(「b. 株式・通貨のインプライド・ボラティリティ」も同様です。)

シナリオのキャリブレーションに使用した金利スワップションのインプライド・ボラティリティ(抜粋)は以下のとおりであります。

金利スワップション

保有契約価値の計算に用いるインプライド・ボラティリティ

		平成26年3月31日	平成27年3月31日			
オプション 期間	スワップ 期間	日本円	日本 円	米 ドル	ユーロ	英 ポンド
5年	5年	36.8%	47.0%	37.3%	84.6%	42.9%
5年	7年	32.2%	43.3%	35.8%	82.3%	41.3%
5年	10年	27.8%	38.5%	34.6%	83.6%	39.2%
7年	5年	29.1%	38.7%	34.6%	83.5%	39.5%
7年	7年	26.7%	35.9%	33.7%	82.5%	38.2%
7年	10年	24.6%	33.7%	32.8%	84.3%	36.6%
10年	5年	23.9%	32.8%	31.9%	95.0%	34.8%
10年	7年	22.9%	30.9%	31.3%	95.7%	33.9%
10年	10年	22.5%	29.8%	30.1%	101.0%	32.8%

(データ：Bloomberg)

新契約価値の計算に用いるインプライド・ボラティリティ

		平成25年9月30日	平成26年9月30日			
オプション 期間	スワップ 期間	日本円	日本 円	米 ドル	ユーロ	英 ポンド
5年	5年	34.9%	37.2%	26.5%	37.7%	26.6%
5年	7年	30.7%	32.4%	25.3%	34.3%	25.3%
5年	10年	26.7%	27.6%	24.1%	31.6%	23.7%
7年	5年	28.4%	31.1%	24.3%	32.1%	24.4%
7年	7年	25.8%	27.6%	23.6%	30.5%	23.6%
7年	10年	23.5%	24.4%	22.8%	29.0%	22.6%
10年	5年	22.5%	24.0%	21.9%	29.1%	22.1%
10年	7年	21.6%	22.8%	21.4%	28.6%	21.6%
10年	10年	21.3%	22.2%	20.6%	28.1%	21.1%

(データ：Bloomberg)

b. 株式・通貨のインプライド・ボラティリティ

主要な株式のインデックス及び通貨のボラティリティについては、市場で取引されているオプションのインプライド・ボラティリティのデータに基づいてキャリブレーションを行っております。シナリオのキャリブレーションに使用したインプライド・ボラティリティ(抜粋)は以下のとおりであります。なお、かんぽ生命保険が実際に使用する国内株式インデックスは、主にTOPIXをベンチマークとした運用がなされていることを踏まえ、TOPIXの日経225に対するヒストリカル・ボラティリティ比(平成26年9月30日：92.2%、平成27年3月31日：92.4%)を下記の日経225のインプライド・ボラティリティに乗じて算出しております。

株式オプション

保有契約価値の計算に用いるインプライド・ボラティリティ

通貨	原資産	オプション期間	平成27年3月31日
日本円	日経225	3年	20.3%
		4年	20.4%
		5年	20.6%
米ドル	S&P 500	3年	19.6%
		4年	21.0%
		5年	22.2%
ユーロ	Euro Stoxx 50	3年	21.1%
		4年	21.5%
		5年	21.7%
英ポンド	FTSE 100	3年	17.9%
		4年	18.7%
		5年	19.4%

(データ：Markit 補正後)

新契約価値の計算に用いるインプライド・ボラティリティ

通貨	原資産	オプション期間	平成26年9月30日
日本円	日経225	3年	20.5%
		4年	20.6%
		5年	20.8%
米ドル	S&P 500	3年	18.9%
		4年	19.9%
		5年	20.8%
ユーロ	Euro Stoxx 50	3年	19.5%
		4年	19.9%
		5年	20.1%
英ポンド	FTSE 100	3年	16.6%
		4年	17.3%
		5年	17.9%

(データ：Markit 補正後)

通貨オプション

保有契約価値の計算に用いるインプライド・ボラティリティ

通貨	オプション期間	平成27年 3 月31日
米ドル	10年	14.2%
ユーロ	10年	14.7%
英ポンド	10年	15.8%

(データ：Bloomberg)

新契約価値の計算に用いるインプライド・ボラティリティ

通貨	オプション期間	平成26年 9 月30日
米ドル	10年	15.3%
ユーロ	10年	15.9%
英ポンド	10年	15.3%

(データ：Bloomberg)

c. 相関係数

前述のインプライド・ボラティリティに加え、相関係数を元にかんぽ生命保険の資産構成を反映させたインプライド・ボラティリティを計算しております。

相関係数については、十分な流動性を有するエキゾチック・オプションに基づく市場整合的なデータが存在しておりません。このため、各評価日時点の直近10年間の市場データから計算した値を使用しております。

主要な変数間の相関係数は以下のとおりであります。

保有契約価値の計算で使用

	金利 10年/ 日本円	金利 10年/ 米ドル	金利 10年/ ユーロ	金利 10年/ 英ポンド	米ドル /日本円	ユーロ /日本円	英ポンド /日本円	国内株式 インデッ クス /日本円	外国株式 インデッ クス /日本円
金利10年 /日本円	1.00	0.58	0.50	0.54	0.31	0.15	0.29	0.27	0.25
金利10年 /米ドル	0.58	1.00	0.80	0.86	0.44	0.32	0.48	0.35	0.42
金利10年 /ユーロ	0.50	0.80	1.00	0.82	0.31	0.44	0.45	0.32	0.45
金利10年 /英ポンド	0.54	0.86	0.82	1.00	0.31	0.28	0.46	0.26	0.31
米ドル /日本円	0.31	0.44	0.31	0.31	1.00	0.61	0.72	0.60	0.61
ユーロ /日本円	0.15	0.32	0.44	0.28	0.61	1.00	0.79	0.64	0.79
英ポンド /日本円	0.29	0.48	0.45	0.46	0.72	0.79	1.00	0.66	0.74
国内株式 インデックス /日本円	0.27	0.35	0.32	0.26	0.60	0.64	0.66	1.00	0.81
外国株式 インデックス /日本円	0.25	0.42	0.45	0.31	0.61	0.79	0.74	0.81	1.00

(データ：日本円金利は財務省、その他はBloomberg)

新契約価値の計算で使用

	金利 10年/ 日本円	金利 10年/ 米ドル	金利 10年/ ユーロ	金利 10年/ 英ポンド	米ドル /日本円	ユーロ /日本円	英ポンド /日本円	国内株式 インデッ クス /日本円	外国株式 インデッ クス /日本円
金利10年 /日本円	1.00	0.57	0.50	0.53	0.30	0.16	0.30	0.27	0.25
金利10年 /米ドル	0.57	1.00	0.79	0.85	0.44	0.30	0.48	0.35	0.42
金利10年 /ユーロ	0.50	0.79	1.00	0.82	0.32	0.44	0.46	0.33	0.46
金利10年 /英ポンド	0.53	0.85	0.82	1.00	0.35	0.26	0.45	0.27	0.31
米ドル /日本円	0.30	0.44	0.32	0.35	1.00	0.60	0.71	0.58	0.59
ユーロ /日本円	0.16	0.30	0.44	0.26	0.60	1.00	0.79	0.66	0.80
英ポンド /日本円	0.30	0.48	0.46	0.45	0.71	0.79	1.00	0.66	0.73
国内株式 インデックス /日本円	0.27	0.35	0.33	0.27	0.58	0.66	0.66	1.00	0.81
外国株式 インデックス /日本円	0.25	0.42	0.46	0.31	0.59	0.80	0.73	0.81	1.00

(データ：日本円金利は財務省、その他はBloomberg)

③ 将来の資産構成

かんば生命保険の評価日時点の資産構成の実態を考慮するとともに、将来の新規購入資産は、負債特性を踏まえた年限での運用を想定しております。

また、かんば生命保険の外貨建資産の通貨別構成を踏まえ、すべての外貨建資産は米ドル建、ユーロ建及び英ポンド建から構成されるとみなしております。なお、平成25年9月末及び平成26年3月末では、円金利資産以外の株式、外国債券等については資産占率が小さいこと等から、円金利資産とみなして計算しております。

④ 期待収益計算上の期待収益率

「前事業年度末E E Vからの変動要因」の期待収益(超過収益分)の計算に用いた主な資産の期待収益率(リスク・フリー・レート分と超過収益分の合計)は以下のとおりであります。

国債	0.058%：1年国債金利
短資	0.058%：1年国債金利
地方債	0.095%：1年国債金利+信用スプレッド(0.037%)
政府保証債	0.087%：1年国債金利+信用スプレッド(0.029%)
普通社債等	0.178%：1年国債金利+信用スプレッド(0.120%)

(2) 非経済前提

保険料、事業費、保険金・給付金、解約返戻金、税金等のキャッシュ・フローは、契約消滅までの期間にわたり、保険種類別に、直近までの経験値及び期待される将来の実績を勘案して(最良推計(ベスト・エスティメイト)による前提)予測しております。

① 事業費

a. 事業費の前提は、事業費実績を基に算出し、子会社に係るルック・スルー調整を行っております。

なお、将来の事業費の改善については織り込んでおりません。

b. 将来の消費税については、税制の改正に基づき、増税される(平成29年3月までは8%、平成29年4月以降は10%)ものとしております。

c. 将来のインフレ率はゼロとしております。

② 契約者配当

現行の配当実務に基づき、配当率の前提を設定しております。

なお、管理機構への再保険配当については、管理機構との再保険契約に基づく額を支払うこととしております。

③ 実効税率

税制の改正に基づき、以下の実効税率を用いております。

平成26年度： 30.78%

平成27年度以降：28.85%

⑤ その他

上記各セグメントにおける事業のほか、当社を主たる会社として行う、病院事業については、地域医療との連携や救急医療の強化等による増収対策、委託契約見直しによる経費削減等、個々の病院の状況を踏まえた経営改善を進めているところであり、営業収益24,137百万円(前期比3.1%減)、営業損失6,065百万円(前期は5,781百万円の営業損失)となりました。

また、宿泊事業については、営業推進態勢の強化、リニューアル工事やサービス水準向上による魅力ある宿づくりを継続的に取り組むとともに、費用管理による経費削減、不採算のかんぼの宿の閉鎖・売却(7カ所※)等を実施し、営業収益30,365百万円(前期比4.7%減)、営業損失2,934百万円(前期は1,851百万円の営業損失)となりました。

※ 平成26年8月閉鎖 かんぼの宿十勝川、横手、草津、山代、修善寺

平成26年11月閉鎖 かんぼの郷白山尾口

平成27年3月閉鎖 かんぼの郷宇佐

第11期第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

当第1四半期連結累計期間のわが国の経済情勢を顧みますと、雇用・所得環境の着実な改善を背景に個人消費が底堅く推移しており、企業収益が改善するなかで、設備投資も増加基調にあるなど、緩やかな回復基調が続いております。

また、世界経済は一部に弱さがみられたものの、先進国を中心に緩やかな回復が続いております。

金融資本市場では、わが国の10年国債利回りは、海外長期金利の上昇などを背景に平成27年6月中旬には0.5%台半ばまで上昇したものの、その後は低下し、同月下旬では0.4%台を中心に推移しました。

日経平均株価は、国内景気や企業業績の改善期待から上昇基調が継続し、平成27年4月には15年ぶりの20,000円台に到達しました。その後も円安ドル高方向の動きなどを受けて連続して上昇し、6月下旬には21,000円近くまで上昇したものの、海外株価の下落を受けて反落したことから、6月末には20,000円台前半を中心に推移しました。

このような事業環境にあつて、当第1四半期連結累計期間の経常収益は、かんぼ生命保険の保険料等収入、責任準備金戻入額、ゆうちょ銀行及びかんぼ生命保険の有価証券利息配当金などを中心に3,446,514百万円となりました。一方、経常費用は、かんぼ生命保険の保険金等支払金などを中心に3,203,810百万円となりました。以上の結果、経常利益は、242,704百万円、経常利益に、固定資産売却等による特別利益、保険業法の価格変動準備金繰入等による特別損失、契約者配当準備金繰入額等を加減した親会社株主に帰属する四半期純利益は、142,639百万円となっております。

各事業セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

① 郵便・物流事業

当第1四半期連結累計期間の郵便・物流事業における経常収益は、ゆうパック、ゆうメール、EMSの取扱物数が増加し、454,029百万円となりました。

一方、経常費用は取扱物数増による期間雇用社員賃金等の人件費や国際運送料等の集配運送委託費の増加、雇用情勢による人件費単価の上昇等のコストの増加等により453,286百万円となり、経常利益は743百万円となりました。

なお、日本郵便の当第1四半期連結累計期間における郵便・物流事業の営業収益は444,310百万円、営業損失は6,844百万円となりました。

また、当第1四半期の総取扱物数は郵便物が40億4,182万通(前年同期比1.0%増)、ゆうメールが8億6,490万個(前年同期比3.7%増)、ゆうパックが1億1,716万個(前年同期比10.4%増)となりました。

(参考)引受郵便物等の状況

区分	前第1四半期累計期間		当第1四半期累計期間	
	物数(千通・千個)	対前年同期比(%)	物数(千通・千個)	対前年同期比(%)
総数	4,939,967	△0.8	5,023,890	1.7
郵便物	3,999,837	△2.8	4,041,823	1.0
内国	3,990,559	△2.8	4,031,302	1.0
普通	3,880,348	△2.9	3,916,095	0.9
第一種	2,250,321	△2.4	2,247,644	△0.1
第二種	1,562,138	△3.3	1,559,171	△0.2
第三種	57,875	△5.7	55,908	△3.4
第四種	5,263	△6.0	4,943	△6.1
選挙	4,752	△31.9	48,431	919.2
特殊	110,210	△0.1	115,207	4.5
国際(差立)	9,278	△9.5	10,521	13.4
通常	5,733	△22.6	4,916	△14.2
小包	566	54.7	1,145	102.1
国際スピード郵便	2,979	20.3	4,460	49.7
荷物	940,130	8.9	982,067	4.5
ゆうパック	106,117	14.1	117,161	10.4
ゆうメール	834,014	8.3	864,906	3.7

(注) 1. 第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物の概要／特徴は、以下のとおりであります。

種類	概要／特徴
第一種郵便物	お客さまがよく利用される「手紙」のことであります。一定の重量及び大きさの定形郵便物とそれ以外の定形外郵便物に分かれます。また、郵便書簡(ミニレター)も含まれます。
第二種郵便物	「はがき」のことであります。通常はがき及び往復はがきの2種類があります。
第三種郵便物	新聞、雑誌など年4回以上定期的に発行する刊行物で、日本郵便の承認を受けたものを内容とするものであります。
第四種郵便物	公共の福祉の増進を目的として、郵便料金を低料又は無料としているものであります。通信教育用郵便物、点字郵便物、特定録音物等郵便物、植物種子等郵便物、学術刊行物郵便物があります。

2. 年賀特別郵便は除いております。

3. 選挙は、公職選挙法に基づき、公職の候補者又は候補者届出政党から選挙運動のために差し出された通常はがきの物数であります。別掲で示しております。

4. 特殊は、速達、書留、特定記録、本人限定受取等の特殊取扱を行った郵便物の物数の合計であります。

5. ゆうパックは、一般貨物法制的規制を受けて行っている宅配便の愛称であります。配送中は、追跡システムにより管理をしております。

6. ゆうメールは、一般貨物法制的規制を受けて行っている3kgまでの荷物の愛称であります。主に冊子とした印刷物やCD・DVDなどをお届けするもので、ゆうパックより安値でポスト投函も可能な商品であります。

② 金融窓口事業

当第1四半期連結累計期間の金融窓口事業においては、貯金残高や投資信託の販売の増加等による金融受託業務の手数料の増加や、提携金融サービスの拡充などによる収入の増加により、経常収益は333,974百万円となりました。

一方、経常費用は、これらの営業活動に伴う人件費の増加などにより317,167百万円となり、経常利益は16,807百万円となりました。

なお、日本郵便の当第1四半期連結累計期間における金融窓口事業の営業収益は328,958百万円、営業利益は16,010百万円となりました。

(参考)郵便局数

支社名	営業中の郵便局(局)							
	前事業年度末				当第1四半期会計期間末			
	直営の郵便局		簡易郵便局	計	直営の郵便局		簡易郵便局	計
	郵便局	分室			郵便局	分室		
北海道	1,208	1	282	1,491	1,209	1	284	1,494
東北	1,883	1	643	2,527	1,883	1	636	2,520
関東	2,393	0	186	2,579	2,393	0	184	2,577
東京	1,478	0	6	1,484	1,479	0	6	1,485
南関東	953	0	76	1,029	952	0	77	1,029
信越	978	0	334	1,312	978	0	333	1,311
北陸	676	0	177	853	675	0	177	852
東海	2,048	3	355	2,406	2,048	3	350	2,401
近畿	3,099	6	342	3,447	3,099	6	338	3,443
中国	1,756	2	487	2,245	1,756	2	489	2,247
四国	935	0	225	1,160	933	0	224	1,157
九州	2,515	2	930	3,447	2,515	2	932	3,449
沖縄	180	0	22	202	180	0	22	202
全国計	20,102	15	4,065	24,182	20,100	15	4,052	24,167

③ 銀行業

当第1四半期連結累計期間の銀行業におきましては、貯金残高は郵便局との連携による営業推進態勢の強化により178,121,883百万円となり、金利リスク等を適切にコントロールしながら収益源の多様化、収益の安定的確保に努めているものの、歴史的な低金利が継続する厳しい経営環境下で資金利益が減少したことなどから、経常収益は482,747百万円となりました。このうち、資金運用収益は有価証券利息配当金を中心に444,012百万円となりました。また、役務取引等収益は31,797百万円となりました。

一方、経常費用は、預金保険料率の引下げの影響等により、368,819百万円となりました。このうち、資金調達費用は93,217百万円、営業経費は266,971百万円となりました。

以上の結果、経常利益は113,928百万円となりました。

(参考)銀行業を行う当社の子会社であるゆうちょ銀行(単体)の状況

[国内・国際業務部門別開示]

(a) 国内・国際別収支

ゆうちょ銀行は、銀行業のみを単一のセグメントとし、海外店や海外に本店を有する子会社(以下「海外子会社」といいます。)を有しておりませんが、円建の取引を「国内業務部門」、外貨建取引を「国際業務部門」に帰属させ(ただし、円建の対非居住者取引等は「国際業務部門」に含む)、各々の収益・費用を計上した結果、国内業務部門・国際業務部門別収支は次のとおりとなりました。

当第1四半期累計期間は、国内業務部門においては、資金運用収支は298,634百万円、役務取引等収支は23,628百万円、その他業務収支は13百万円となりました。

国際業務部門においては、資金運用収支は56,706百万円、役務取引等収支は176百万円、その他業務収支は16百万円となりました。

この結果、国内業務部門、国際業務部門の相殺消去後の合計は、資金運用収支は355,340百万円、役務取引等収支は23,804百万円、その他業務収支は30百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	当第1四半期累計期間	298,634	56,706	—	355,340
うち資金運用収益	当第1四半期累計期間	366,047	130,976	53,011	444,012
うち資金調達費用	当第1四半期累計期間	67,413	74,270	53,011	88,671
役務取引等収支	当第1四半期累計期間	23,628	176	—	23,804
うち役務取引等収益	当第1四半期累計期間	31,604	192	—	31,797
うち役務取引等費用	当第1四半期累計期間	7,976	16	—	7,992
その他業務収支	当第1四半期累計期間	13	16	—	30
うちその他業務収益	当第1四半期累計期間	52	280	—	332
うちその他業務費用	当第1四半期累計期間	39	263	—	302

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用4,545百万円を控除しております。

2. 「国内業務部門」、「国際業務部門」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

(b) 国内・国際別役務取引の状況

当第1四半期累計期間の役務取引等収益は31,797百万円、役務取引等費用は7,992百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	当第1四半期累計期間	31,604	192	—	31,797
うち預金・貸出業務	当第1四半期累計期間	8,620	—	—	8,620
うち為替業務	当第1四半期累計期間	15,767	173	—	15,940
うち代理業務	当第1四半期累計期間	728	—	—	728
役務取引等費用	当第1四半期累計期間	7,976	16	—	7,992
うち為替業務	当第1四半期累計期間	889	4	—	893

- (注) 1. 「国内業務部門」は円建取引、「国際業務部門」は外貨建取引であります。
2. ゆうちょ銀行は海外店及び海外子会社を有しておりません。

(c) 国内・国際別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	当第1四半期会計期間	178,121,883	—	—	178,121,883
流動性預金	当第1四半期会計期間	62,531,149	—	—	62,531,149
定期性預金	当第1四半期会計期間	115,401,264	—	—	115,401,264
その他の預金	当第1四半期会計期間	189,468	—	—	189,468
譲渡性預金	当第1四半期会計期間	—	—	—	—
総合計	当第1四半期会計期間	178,121,883	—	—	178,121,883

- (注) 1. 「国内業務部門」は円建取引、「国際業務部門」は外貨建取引であります。
2. ゆうちょ銀行は、海外店及び海外子会社を有しておりません。
3. 「流動性預金」＝振替貯金＋通常貯金＋貯蓄貯金＋特別貯金(通常郵便貯金相当)
4. 「定期性預金」＝定期貯金＋定額貯金＋特別貯金(定額郵便貯金相当＋教育積立郵便貯金相当)
5. 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。「振替貯金」は「当座預金」、「通常貯金」は「普通預金」、「貯蓄貯金」は「貯蓄預金」、「定期貯金」は「定期預金」に相当するものであります。
「定額貯金」は「その他の預金」に相当するものでありますが、「定期性預金」に含めております。
6. 特別貯金は管理機構からの預り金で、管理機構が公社から承継した郵便貯金に相当するものであります。
7. 特別貯金(通常郵便貯金相当)は管理機構からの預り金のうち、管理機構が公社から承継した定期郵便貯金、定額郵便貯金、積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金、教育積立郵便貯金に相当する郵便貯金で満期となったものなどであります。

(d) 国内・国際別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	当第1四半期会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	2,713,169	100.00
農業、林業、漁業、鉱業	—	—
製造業	52,232	1.92
電気・ガス等、情報通信業、運輸業	90,196	3.32
卸売業、小売業	4,259	0.15
金融・保険業	1,755,341	64.69
建設業、不動産業	2,000	0.07
各種サービス業、物品賃貸業	8,602	0.31
国、地方公共団体	609,173	22.45
その他	191,362	7.05
国際及び特別国際金融取引勘定分	3,300	100.00
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	3,300	100.00
合計	2,716,469	—

(注) 1. 「国内」とは本邦居住者に対する貸出、「国際」とは非居住者に対する貸出であります。

2. ゆうちょ銀行は、海外店及び海外子会社を有しておりません。

3. 「金融・保険業」のうち管理機構向け貸出金は1,482,435百万円であります。

④ 生命保険業

当第1四半期連結累計期間の生命保険業におきましては、日本郵便との連携強化などにより個人保険57万7千件、金額1,720,176百万円、個人年金保険2万件、金額72,201百万円の新契約を獲得しました。

経常収益は、2,473,125百万円となりました。このうち、保険料等収入は1,351,573百万円、資産運用収益は344,642百万円となりました。

一方、経常費用は、2,365,713百万円となりました。このうち、保険金等支払金は2,210,799百万円、責任準備金等繰入額は232百万円、資産運用費用は2,427百万円となりました。

以上の結果、経常利益は107,412百万円となりました。

(参考)生命保険業を行う当社の子会社であるかんぽ生命保険の状況

(下表(a)イ.～ニ.の個人保険及び個人年金保険には、かんぽ生命保険が管理機構から受再している簡易生命保険契約を含みません。)

(a) 保険引受及び資産運用の状況

イ. 保有契約高明細表

区分	当第1四半期会計期間末	
	件数(千件)	金額(百万円)
個人保険	13,973	40,418,025
個人年金保険	1,335	3,601,125

(注) 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額を合計したものであります。

ロ. 新契約高明細表

区分	当第1四半期累計期間	
	件数(千件)	金額(百万円)
個人保険	577	1,720,176
個人年金保険	20	72,201

(注) 個人年金保険の金額については、年金支払開始時における年金原資であります。

ハ. 保有契約年換算保険料明細表

(単位：百万円)

区分	当第1四半期会計期間末
個人保険	2,613,025
個人年金保険	666,260
合計	3,279,286
うち医療保障・生前 給付保障等	266,894

- (注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間等で除した金額。)。
 2. 医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障がい事由とするものは除きます。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含みます。)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

ニ. 新契約年換算保険料明細表

(単位：百万円)

区分	当第1四半期累計期間
個人保険	119,426
個人年金保険	33,477
合計	152,904
うち医療保障・生前 給付保障等	12,622

- (注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間等で除した金額。)。
 2. 医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障がい事由とするものは除きます。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含みます。)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

(参考)かんぽ生命保険が管理機構から受再している簡易生命保険契約の状況

(1) 保有契約高

区分	当第1四半期会計期間末	
	件数 (千件)	保険金額・年金額 (百万円)
保険	19,178	52,168,180
年金保険	2,832	1,031,081

(注) 計数は、管理機構における公表基準によるものであります。

(2) 保有契約年換算保険料

(単位：百万円)

区分	当第1四半期会計期間末
保険	2,522,964
年金保険	974,335
合計	3,497,300
うち医療保障・ 生前給付保障等	478,648

(注) かんぽ生命保険が管理機構から受再している簡易生命保険契約について、上記ハ.に記載しております個人保険及び個人年金保険の保有契約年換算保険料と同様の計算方法により、かんぽ生命保険が算出した金額であります。

⑤ その他

当第1四半期連結累計期間のその他のうち、病院事業については、地域医療との連携や救急医療の強化等による増収対策、委託契約見直しによる経費削減、また経営改善が見込めない通信病院(3カ所※)を譲渡する等、個々の病院の状況を踏まえた経営改善を進めているところであり、営業収益は5,508百万円、営業損失は1,230百万円となりました。

また、宿泊事業については、営業推進態勢の強化、リニューアル工事やサービス水準向上による魅力ある宿づくりを継続的に取り組んでおり、費用管理による経費削減にも取り組んでいるところであり、営業収益は7,200百万円、営業損失は625百万円となりました。

※ 平成27年4月 仙台通信病院、新潟通信病院、神戸通信病院

(2) キャッシュ・フローの状況

第10期連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は当期首から14,275,707百万円増加し、35,805,379百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動においては、税金等調整前当期純利益780,319百万円の計上、銀行業における債券貸借取引受入担保金の純増2,902,607百万円による収入並びに生命保険業における責任準備金の純減2,632,889百万円、銀行業における債券貸借取引受入保証金の純増1,161,315百万円及び当社における退職給付信託の設定639,944百万円による支出等の結果、前連結会計年度比1,223,387百万円減の1,204,555百万円の支出となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動においては、銀行業及び生命保険業における有価証券の取得による29,457,673百万円の支出並びに有価証券の売却による4,069,483百万円及び有価証券の償還による41,071,899百万円の収入等の結果、前連結会計年度比4,341,588百万円増の15,521,777百万円の収入となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動においては、当社の配当金の支払い43,500百万円の支出等の結果、前連結会計年度比1,696百万円減の42,101百万円の支出となりました。

(3) 連結自己資本比率の状況

第10期連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

銀行持株会社としての当社の連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

当連結会計年度末における連結自己資本比率は、40.40%となりました。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)	
	当連結会計年度末
1. 連結自己資本比率(2／3)	40.40
2. 連結における自己資本の額	107,568
3. リスク・アセット等の額	266,252
4. 連結総所要自己資本額	10,650

(注) 連結総所要自己資本額は、上記3.に記載しているリスク・アセット等の額に4%を乗じた額であります。

(4) 連結ソルベンシー・マージン比率

第10期連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

保険持株会社としての当社の連結ソルベンシー・マージン比率は、保険業法施行規則第210条の11の3、第210条の11の4及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しております。

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株の大暴落などの通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標のひとつであります。

この比率が200%を下回った場合は、規制当局によって早期是正措置がとられます。逆にこの比率が200%以上であれば、健全性のひとつの基準を満たしていることになります。

当連結会計年度末における連結ソルベンシー・マージン比率は、1,621.1%となりました。

項目	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
連結ソルベンシー・マージン総額 (A)	18,897,175	20,987,141
資本金又は基金等	10,929,630	11,106,419
価格変動準備金	614,233	712,167
危険準備金	2,588,798	2,498,711
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	520	495
その他有価証券評価差額×90%(マイナスの場合100%)	4,124,263	5,802,768
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	15,746	30,289
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	265,448	430,021
負債性資本調達手段、保険料積立金等余剰部分	358,533	406,267
保険料積立金等余剰部分	358,533	406,267
負債性資本調達手段等	—	—
不算入額	—	—
少額短期保険業者に係るマージン総額	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
連結リスクの合計額 〔{(R ₁ ² +R ₅ ²) ^{1/2} +R ₈ +R ₉ } ² +(R ₂ +R ₃ +R ₇) ²] ^{1/2} +R ₄ +R ₆ (B)	2,109,228	2,589,172
保険リスク相当額 R ₁	168,426	163,796
一般保険リスク相当額 R ₅	—	—
巨大災害リスク相当額 R ₆	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額 R ₈	99,913	88,568
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R ₉	—	—
予定利率リスク相当額 R ₂	198,138	184,450
最低保証リスク相当額 R ₇	—	—
資産運用リスク相当額 R ₃	1,586,573	2,080,203
経営管理リスク相当額 R ₄	304,457	310,500
連結ソルベンシー・マージン比率 (A) / {(1/2) × (B)} × 100	1,791.8%	1,621.1%

(注) 保険業法施行規則第210条の11の3、第210条の11の4及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、郵便・物流事業、金融窓口事業、銀行業及び生命保険業を中心とした広範囲な事業を営んでおり、生産、受注といった区分による表示が困難であることから、「生産、受注及び販売の状況」については、「1 業績等の概要」におけるセグメントの業績に関連付けて示しております。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、「主要三事業の収益力と経営基盤の強化」、「ユニバーサルサービスの責務の遂行」、「上場を見据えたグループ企業価値の向上」の3点を中期的なグループ経営方針として平成27年4月に策定しました。その上で、現在、当社グループが直面している「更なる収益性の追求」、「生産性の向上」、「上場企業としての企業統治と利益還元」という新たな3つの課題を克服するため、当社グループが一丸となって、郵便・物流事業の反転攻勢や郵便局ネットワークの活性化などの「事業の成長・発展のための戦略」、ITの活用や施設・設備への投資などの「ネットワークの拡大、機能の進化を支えるグループ戦略」に取り組み、将来にわたって「トータル生活サポート企業」として発展していくことを目指してまいります。

当社といたしましては、平成27年度におきましても、郵便、貯金及び保険のユニバーサルサービスの確保並びに郵便局ネットワークの維持・活用による安定的なサービスの提供等という目的が達成できるよう、グループ各社の経営の基本方針の策定及び実施の確保に努めてまいります。

そして、当社グループの企業価値向上を目指し、上記方針を踏まえたグループ各社の収益力強化策や更なる経営効率化等が着実に進展するよう、グループ運営を行ってまいります。あわせて、当社グループが抱える経営課題については、持株会社として、グループ各社と連携を深めながら必要な支援を行い、その解消に努めてまいります。コーポレート・ガバナンスの強化のため、グループ全体の内部統制に努めるとともに、コンプライアンス水準の向上を重点課題として、グループ各社に必要となる支援・指導を行い、不祥事再発防止等につきましても、取り組みを推進・管理してまいります。

さらに、グループ各社が提供するサービスの公益性及び公共性の確保や、お客さま満足度の向上に取り組むとともに、当社グループの社会的責任を踏まえたCSR活動に、グループ各社とともに取り組んでまいります。

上場後の金融2社株式の売却については、当社としましては、郵政民営化法に従い、最終的には当社が保有する全ての金融2社株式を売却する方針ですが、その前提として、金融2社株式の売却に伴う当社と金融2社との資本関係の変化が、金融2社の経営状況並びに当社及び日本郵便に課されているユニバーサルサービスの責務の履行に与える影響を見極める必要があります。そこで、当社としましては、まずは、金融2社の経営状況及びユニバーサルサービスの責務の履行への影響が軽微と考えられる、当社の保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却を進めることにしました。なお、金融2社株式の2分の1以上を処分することにより、郵政民営化法により課せられている新規業務に係る規制が認可制から届出制へと緩和されることになります。

また、政府も当社株式の売却収入を東日本大震災に係る復興債の償還費用の財源に充てることを目的として、当社株式の売却を段階的に進めていくことが予想されますが、当社及び金融2社の企業規模に鑑みれば、3社の時価総額は相当程度の規模になることが想定されるため、3社の株式を短期間で大規模に売却することは、株式市場の需給の観点からは容易ではないと考えられます。従って、当社としましては、金融2社株式をいつまでに売却するかを明確に示すことはできませんが、株式市場の動向等の条件が許す限り、まずは、保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却を進めてまいります。

金融2社株式の売却に伴う手取金については、上記「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項 5. 自己株式の取得について」に記載の通り、上場時の売却においては、その売却手取金を自己株式の取得資金に充てることとしており、また、上場後の売却においては、その売却手取金を適切な投資機会に対して資本を投下し、企業価値の向上を図るとともに、必要に応じ、自己株式の取得を行うことにより資本効率の維持・向上を図ります。

金融2社株式の売却に伴う事業ポートフォリオの移行を実現するための手段として、当社グループ及びグループ各社の企業価値向上に資するような積極的な業務提携やM&Aも行っております。

各事業セグメント別の対処すべき課題は、以下のとおりであります。

なお、下記(1)(2)の主たる事業主体である日本郵便は、平成27年5月に豪州物流企業トール社の発行済株式100%を取得し、子会社化を完了いたしました。今後、同社をプラットフォームとして国際物流事業を拡大することとし、同社の有する3PL、グローバルフォワーディング※等の知見と経験を活用し、アジアにおける日本の多国籍企業のニーズに対応するなどにより、収益拡大を図ってまいります。

※ 荷主と輸送手段を結び付けて、海外自国間及び三国間輸送を行うなど、輸出入貨物の工程管理を行う業務。

(1) 郵便・物流事業

郵便・物流事業においては、次の収益増加及び生産性向上に向けた取り組みを行います。

① 収益増加に向けた取り組み

郵便事業については、引き続きスマートフォン等を使ったSNS連携サービスや手紙の楽しさを伝える活動の展開、DM企画提案営業の強化等により、郵便の利用の維持・拡大を図るとともに、研修・教育の実施等により誤配達を防止する等、品質の向上に努めてまいります。また、あらかじめ自分が選択した相手からのメッセージを、WEB上でまとめて受け取り、保管できる新しいデジタル・メッセージ・サービスの試行的な提供を開始する予定です。

物流事業については、ゆうパック、ゆうメールにおいて、通販市場・eコマース市場を中心に積極的な営業活動を展開するとともに、品質管理の徹底、中小口のお客さまに対する営業の強化、オペレーション基盤の整備やコンビニ受取の拡大や受取ロッカーの展開等による利便性の向上を図ってまいります。物流ソリューション営業や物流ファイナンスサービスなどの戦略的な展開を図りながら、ゆうパックの収益拡大・収支改善に取り組むとともに、通販市場をメインターゲットとしたゆうパケットの提供などによりゆうメール収益の拡大を目指します。

また、国際eコマースプラットフォーム事業者との連携を強化し、国際郵便の利用増を図るとともに、国際宅配便サービスであるUGXの提供によりEMSではカバーできないお客さまのニーズに対応し、これらのサービスにおいて更なる収益拡大を目指します。

なお、過去5事業年度の郵便、ゆうメール及びゆうパックの取扱い物数の推移は以下の通りとなります。

(単位：百万通)

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
郵便	19,812	19,108	18,862	18,572	18,189
ゆうメール	2,622	2,872	3,101	3,324	3,362
ゆうパック	347	383	382	428	485

② 生産性向上に向けた取り組み

人事・給与制度の面では、業務効率・営業成績等に応じた業績手当の新設や、在職期間中の貢献度等を反映させるポイント制の退職手当制度の導入等、業績・評価に応じた給与・退職手当体系への見直しを行い労働意欲の向上による生産性の向上に取り組む他、従来の正社員より、役割や業務・転勤の範囲を限定する一方で、給与水準を抑えた新たな正社員区分を導入することで、安定的な労働力を確保するとともに、適切なコストコントロールに努めます。

また、高速道路インターチェンジ付近に十分なスペースを確保し、鉄道ターミナル駅付近の地域区分郵便局(比較的大規模な郵便局)を移転・新築することにより郵便物等の区分作業を集約し、機械化・簡素化を進める郵便・物流ネットワーク再編によりネットワーク全体の生産性を大幅に向上させるとともに、ゆうパック、ゆうメールの増加にも対応します。また、次世代郵便情報システムの構築・稼働によって、オペレーション・間接業務の見直しによるコスト削減を行います。

(2) 金融窓口事業

金融窓口事業においては、次の収益増加及び生産性向上に向けた取り組みを行います。

① 収益増加に向けた取り組み

銀行・保険窓口業務をはじめとする金融サービスにおいて、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険と連携した研修を通じて社員の営業力を強化するとともに、銀行窓口業務においては、ゆうちょ銀行との一体営業の展開、金融預かり資産重視の営業スタイルの浸透等に取り組むことで安定的な顧客基盤の構築に取り組んでまいります。保険窓口業務においては、かんぽ生命保険と一体となって既にご契約いただいているお客さまへのご訪問活動の展開等による営業活動量の増加により、新契約の拡大スピードをさらに加速させるほか、ユニバーサルサービスの対象商品である養老保険・終身保険の販売強化、入院特約付加率の向上を推進いたします。また、がん保険等の提携金融サービスの取扱局の拡大、商品ラインナップの拡充を図ります。

物販事業は、他社との提携等により、利益率の高い非食品分野を中心に商品の拡充・開発を行うとともに、営業・販売チャネルの多様化を推進してまいります。

当社グループが保有する不動産については、郵便・物流事業や金融窓口事業等、郵便局としての本業での利用を優先するものの、不動産事業に活用できる低・未利用資産等については積極的に開発を推進し、安定的な営業収益の確保を目指します。具体的には、ＪＰタワー、大宮ＪＰビルディング、平成27年度竣工予定のＪＰタワー名古屋及びＫＩＴＴＥ博多等のビル賃貸事業、住宅事業及び駐車場事業を推進してまいります。

この他、社員がお客さま宅を訪問、生活状況を確認し、その結果をあらかじめお客さまが指定した報告先にお知らせする「郵便局のみまもりサービス」の実施などにより、トータル生活サポートのメニュー増強を図ります。

② 生産性向上に向けた取り組み

郵便・物流事業と同様に、新たな人事・給与制度の導入により、生産性の向上に努めます。

また、郵便局の新規出店、店舗配置の見直し等を通じた郵便局ネットワークの最適化に引き続き取り組むほか、郵便局の業務効率の向上を目指し、郵便局の現金取り扱いに関して、機器の増配備により資金管理体制の充実を図るとともに、郵便局への訪問支援や関連ツールの充実等による業務品質の向上に取り組めます。

(3) 銀行業

ゆうちょ銀行は、郵便局をメインとするネットワークを通じ、お客さま満足度No.1のサービスを提供する「最も身近で信頼される銀行」、適切なリスク管理のもとで運用の多様化を推進し、安定的収益を確保する「本邦最大級の機関投資家」を目指し、以下の課題に取り組んでまいります。

① 営業戦略の拡充

日本郵便(郵便局)との一体営業を展開し、総貯金残高の更なる拡大に向け、お客さまのライフサイクルに応じ、給与・年金口座等のメイン化商品のクロスセル(関連商品の提案)を促進して、安定的な顧客基盤の構築に取り組んでまいります。このため、各店舗(各直営店・郵便局)のお客さまの属性や取引状況をタイムリーに把握して、的確な商品をご提案するため、「担当顧客システム」の利用定着と機能拡充に注力してまいります。

また、貯金に投資信託等の資産運用商品を加えた「総預かり資産」の拡大を目指し、全直営店に配備したタブレット端末も活用して、フィナンシャル・コンサルタントによるお客さまの運用資産全体に亘る「コンサルティング営業」に注力します。全国に約27,000台設置しているATM・クレジットカード等の収益性向上にも取り組み、市場金利に左右されにくい手数料ビジネスを強化してまいります。更に、「無通帳型総合口座サービス(ゆうちょダイレクト+(プラス))」の導入など個人のお客さま向けインターネットバンキングの機能強化、法人のお客さま向け大量送金・代金収納のリアルタイム・サービス拡充、給与受取口座の営業強化等により、顧客基盤の拡充を図ってまいります。

② 資金運用戦略の展開

安定的な調達構造のもと、有価証券運用をベースとしつつ、一層の収益確保を求めて、運用戦略の高度化を目指してまいります。具体的には、資産・負債の総合的管理(ALM)の枠組みである2つのポートフォリオの内、「ベース・ポートフォリオ」では、国債等によるキャリー収益重視の運用スタイルを基本に、機動的に金利・流動性リスクをマネージし、中期的な安定的収益の確保に注力してまいります。「サテライト・ポートフォリオ」は、市場(金利・為替等)・経済情勢(景気・信用状況)等が安定推移する場合、インハウス・委託運用の高度化、国際分散投資の加速による残高拡大や、オルタナティブ(代替的)投資などの新たな投資領域の開拓に取り組み、主に信用市場リスク商品への運用を更に促進します。このため、市場部門の整備・専門的人材の確保等を進め、運用態勢をさらに強化してまいります。

また、これらの運用多様化を踏まえ、パフォーマンスの要因分析、将来の市場変動に備えたリスク分析・管理態勢の強化、審査態勢の高度化にも注力してまいります。

③ 内部管理態勢の充実

「コンプライアンスなくして会社は存続し得ない」との強い信念のもと、日本郵便と連携しつつ、引き続き、ゆうちょ銀行が平成22年1月に金融庁に提出した業務改善計画の徹底に努め、経営トップからのメッセージの発信や各種研修の強化等による「考えるコンプライアンス」の更なる浸透を通じて、上場企業に求められる法令等遵守意識を醸成し、内部管理態勢の充実を図ります。

また、お客さまの個人情報管理ルール・基本動作を改めて徹底し、資産運用商品販売時の顧客属性・ニーズ・リスクに応じた説明態勢を強化する等、顧客保護態勢の充実に努めます。

更に、店舗の事務品質向上のため、マニュアルの検索性を高め、職場でのOJTを支援するとともに、「ゆうちょダイレクト」の不正送金やサイバー攻撃への対応により、インターネット取引のセキュリティ強化を継続し、お客さま満足度の向上に努めてまいります。

④ 経営態勢の強化

人材育成の充実、女性の活躍等ダイバーシティの推進、戦略的な人材配置による人的資源の有効活用に引き続き取り組みます。

加えて、顧客サービスの向上や成長に向けた投資を拡充する一方、生産性向上のための全社的に仕事の進め方を見直すBPR(Business Process Re-engineering)を継続し、経費の効率的使用に努めます。

(4) 生命保険業

かんぽ生命保険におきましては、「お客さまから選ばれる真に日本一の保険会社を目指す」という方針のもと、成長に必要な経営基盤を確立するとともに、かんぽ生命保険の強みをさらに強固にする商品・サービスを開発することで、本格的な成長軌道への転換に道筋をつけてまいります。

① 引受から支払まで簡易・迅速・正確に行う態勢整備

将来の成長戦略を描くために、競争の基盤となる事務・システムインフラへの投資を行うことで、保険契約の引受から支払まで、簡易・迅速・正確な事務手続きなどの仕組みを構築し、お客さまのご契約を管理する態勢を強化するとともに、質の高いサービスを提供してまいります。また、平成29年1月の基幹系システム更改に併せて、従来システムの開発・運用態勢をより強化することにより、システム品質・開發生産性の向上を目指してまいります。

② 販売チャネルの営業力強化

日本郵便と一体となって、かんぽ生命保険の新契約販売実績の大部分を占める郵便局チャネルの営業力を強化いたします。日本郵便の営業人材である渉外社員の増強及び育成による生産性向上、既にご契約いただいているお客さまへのご訪問活動の展開等による営業活動量の増加により、新契約の拡大スピードをさらに加速させるほか、ユニバーサルサービスの対象商品である養老保険・終身保険の販売強化に加え、お客さまの保障ニーズに広くお応えするために入院特約の付加率の向上を推進いたします。かんぽ生命保険の直営店チャネルでは、法人営業の態勢強化により、法人・職域(職場を拠点とする個人向け営業)等での販売拡大を目指してまいります。

③ お客さまニーズに対応した商品開発、高齢者サービスの充実

貯蓄性商品の魅力向上や満期代替手続の利便性向上を図るほか、高齢者の方でも保険にご加入いただけるように、養老保険・終身保険の加入年齢を上げるなど、お客さまニーズに対応した商品・サービスを開発することにより、お客さまの利便性向上に貢献するとともに、新契約の拡大につなげてまいります。

また、かんぽ生命保険の強みであり、今後も拡大が予測される高齢者マーケットにおいて、「高齢者に優しいビジネスモデル」を構築し、高齢者の方に対して質の高いサービスを提供できるよう、全てのお客さま接点を高齢者の目線で見直す改革を推進してまいります。

④ 運用収益力の向上

資産と負債のマッチングを推進するとともに、許容可能な範囲で資産運用リスクを取り、運用資産の多様化を進めることにより、収益性の向上を目指してまいります。

⑤ 内部管理態勢の強化、人材育成の強化

経営の根幹である「募集品質の確保・コンプライアンスの徹底」を図るとともに、「お客さまの声」を経営に活かす取組みを推進し、リスク管理の強化を図ることで、内部管理態勢を強化いたします。

また、会社業務の中核となり競争力の源泉となる優れた人材を育成するとともに、多様な人材が働きやすい職場環境の創出(ダイバーシティ・マネジメントの推進)を行い、従業員一人ひとりが会社とともに成長することを目指してまいります。

(参考)

過去の新契約、保有契約の件数の推移は下記ようになります。

(単位：万件)

契約の種類	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
新契約(個人保険)	205	212	220	223	238
簡易生命保険	3,549	3,101	2,693	2,319	1,995
かんぽ生命保険	618	801	987	1,166	1,353

注) 平成19年10月1日の民営化時の簡易生命保険契約は5,517万件でした。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社及び当社グループの事業内容、経営成績、財政状態等に関する事項のうち投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主なリスクを例示しておりますが、これらに限定されるものではありません。

なお、本項において、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

I. 当社グループ全般に関するリスク

1. 事業環境に関するリスク

(1) 経済情勢その他の事業環境の変動に伴うリスク

当社グループが行う事業(郵便・物流事業、金融窓口事業、銀行業、生命保険業等)は、その収益の多くが日本国内において生み出されるものであるため、主として国内における金利の動向、金融市場の変動、消費税増税、少子高齢化の進展、eコマース市場の動向、賃金水準の変動、不動産価格の変動、預金水準等の影響を受けます。かかる経済情勢・金融市場その他事業環境の変動により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります(金利の動向に係るリスクについては、下記「Ⅲ. 銀行業に関するリスク (1) 市場リスク ① 金利リスク」及び「Ⅳ. 生命保険業に関するリスク (2) 資産運用に関するリスク ① 国内金利に関する市場リスク」の記載をご参照ください。)

例えば、我が国においては、長期に亘る少子高齢化の影響を受け、生産年齢人口が減少し続けており、こうした状況の下、貯蓄の減少、保険契約の減少、経済規模の縮小による郵便物数の減少等が生じた場合には、当社グループ全体の事業規模が縮小する可能性があります。これらの事情により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 他社との競合に関するリスク

当社グループが行う事業は、いずれも、激しい競争状況に置かれております。当社グループと競合関係にある同業他社は、当社グループより優れた商品構成、サービス、価格競争力、事業規模、シェア、ブランド価値、顧客基盤、資金調達手段、事業拠点、A T Mや物流拠点その他のインフラ又はネットワーク等を有する可能性があります。

例えば、日本郵便が行っている郵便・物流事業についても、信書便事業者や他の物流事業者等と競合関係にあり、他社の提供するサービスへの乗り換えが発生した場合、又は、競争激化により当社の事業、シェア若しくは収益の動向が当社グループの想定どおりに進捗しなかった場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、ゆうちょ銀行が行っている銀行業、及びかんぽ生命保険が行っている生命保険業は、同業他社等と競合関係にあります。今後、両社が金融サービスに対する顧客ニーズの変化や市場構造の変化等に適切に対応できなかった場合、又は、両社が競合他社に対して優位に立っていない場合等においては、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、近年では、国内外の各業界において統合や再編、業務提携が積極的に行われているほか、参入規制の緩和や業務範囲の拡大等の規制緩和が行われております。当社グループ各社が市場構造の変化に対応できなかった場合や規制緩和や新規参入が想定以上に進んだ場合は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

例えば、当社グループの郵便事業と競合する一般信書便事業については、民間事業者による信書の送達に関する法律(以下「信書便法」といいます。)に基づき、一定の参入条件が課された許可制とされており、現時点において同事業に参入している民間事業者はおりません。しかしながら、信書便法の改正等により、信書便事業の業務範囲の拡大や参入条件が変更されるなど参入規制が緩和された場合には、新規事業者の参入により競争が発生し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、平成27年6月に信書便法が改正され、特定信書便役務の範囲の拡大等の改正が行われております。

(3) 大規模災害等の発生に伴うリスク

当社グループは、日本全国にわたり幅広い事業活動を行っており、地震、噴火、津波、台風、洪水、大雪、火災等の大規模自然災害、新型インフルエンザやエボラ出血熱等の感染症の大流行、戦争、テロリズム、武力衝突等の人的災害、水道、電気、ガス、通信・金融サービス等に係る社会的インフラの重大な障害や混乱等の発生、又は当社グループの店舗、その他の設備や施設の損壊その他正常な業務遂行を困難とする状況等が生じた場合、当社グループの業務の全部若しくは一部が停止し、又は、運営に支障をきたすおそれがあり、また、設備やインフラの回復、顧客等の損失の補償等のために長期の時間及び多額の費用を要する可能性があります。

また、かかる状況下において当社グループの業務が円滑に機能していたとしても、かかる状況の発生に伴う経済・社会活動の沈滞等の影響を受け、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

特に、当社グループは生命保険子会社としてかんぽ生命保険を保有していることから、大地震その他の大規模災害や新型インフルエンザのような感染症の大流行を原因として大量の死者が出た場合に、かんぽ生命保険による保険給付に関し、通常の想定を超える債務を負うリスクにさらされております。同社は、保険業法の基準に従って危険準備金を積み立てておりますが、予想を超える大規模災害等の発生により危険準備金を超えるような保険金・給付金の支払いが発生した場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 法的規制・法令遵守等に関するリスク

(1) 法的規制及びその変更に関するリスク

当社グループは業務を行うにあたり、以下のような各種の法的規制等の適用を受けております。

これらの規制により、当社グループは、同業他社に比して、新規事業の展開や既存事業の拡大、低収益分野からの撤退又は縮小が制約されるため、競争力を失い、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループに適用のある法令等の改正や新たな法的規制等により、当社グループの競争条件が悪化したり、事業活動の一部が制限又は変更を余儀なくされた場合は、新たな対応費用の増加、収益機会等の喪失等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

① 郵便法等に基づく規制

郵便法上、郵便事業は当社の連結子会社である日本郵便が独占的に行うこととされておりますが、郵便約款の変更や業務委託の認可制、第一種郵便物及び第二種郵便物の全国一律料金制度、定形郵便の料金制限、郵便料金の届出制(第三種郵便物及び第四種郵便物については認可制)といった、本事業特有の規制又は他の事業や他社とは異なる規制を受けております。

② 銀行法及び保険業法に基づく規制

当社グループの銀行業及び生命保険業においては、これらの事業に一般的に適用される銀行法及び保険業法といった金融業規制を受けております。

(a) ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険に対する規制

銀行業を営む当社の連結子会社であるゆうちょ銀行及び生命保険業を営む当社の連結子会社であるかんぽ生命保険は、それぞれ銀行法及び保険業法に基づき、金融庁の監督を受けており、内閣総理大臣からの委任を受けた金融庁長官による、法令違反等による免許取消し並びに業務の健全性及び適切な運営を確保する等のために必要があると認めるときの業務停止及び立入検査等を含む広範な監督に服しております。

ゆうちょ銀行は、銀行法及び関連業規制に基づき、法令により定められた業務以外の業務を営むことができず、また、自己資本の充実度合いを図る基準である自己資本比率について、単体自己資本比率(国内基準)を4.0%以上に維持すること等が必要とされています。また、かんぽ生命保険は、保険業法及び関連業規制に基づき、法令に基づき定められた業務以外の業務を行うことができず、また、大災害や株式の大暴落など通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断する指標の一つであるソルベンシー・マージン比率を200%以上に維持すること等が必要とされています。平成27年3月31日現在、ゆうちょ銀行の単体自己資本比率は38.42%、かんぽ生命保険の連結ソルベンシー・マージン比率は1,644.2%であり、いずれも法令上の規制比率に比べ相当程度高い水準を確保しておりますが、保有有価証券等の価値の低下、これらの比率の算出方法の変更、比率に係る規制の変更、新たな規制の導入等により、単体自己資本比率又は連結ソルベンシー・マージン比率が低下する可能性があり、当該比率が規制比率を下回るような場合には、規制当局から、報告又は資料の提出や、業務の縮小等を含む改善措置が求められる可能性があり、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 日本郵便に対する規制

日本郵便は、当社グループの金融窓口事業に関連して、ゆうちょ銀行を所属銀行とする銀行代理業者として、また、かんぽ生命保険を所属保険会社等とする生命保険募集人として、銀行法及び保険業法に基づき、金融庁の監督に服しております。

また、日本郵便は、銀行代理業者として、法令により定められた業務以外の業務を営むことができず、また、分別管理義務、銀行代理業務を行う際の顧客への説明義務、断定的判断の提供等の一定の禁止行為等の規制を受けております。また、生命保険募集人として、顧客に対する説明義務、虚偽説明等の一定の禁止行為等の規制を受けております。

日本郵便が上記規制に違反する等した場合には、規制当局から、許可又は登録の取消しや業務の一部又は全部の停止を命ぜられる可能性があり、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(c) 当社に対する規制

当社自身も銀行持株会社及び保険持株会社として、銀行法及び保険業法に基づき金融庁の監督に服するとともに、当社の連結自己資本比率(国内基準)を4.0%以上に維持すること及び当社の連結ソルベンシー・マージン比率を200%以上に維持すること等が必要とされるほか、顧客の利益保護のための体制の整備や事業年度毎の当局に対する業務報告書等の提出の義務等を負っております。

なお、平成27年3月31日現在、当社の連結自己資本比率は40.40%、連結ソルベンシー・マージン比率は1,621.1%となっており、いずれも法令上の規制比率に比べ相当程度高い水準を確保しておりますが、保有有価証券等の価値の低下、これらの比率の算出方法の変更、比率に係る規制の変更等により、連結自己資本比率又は連結ソルベンシー・マージン比率が低下する可能性があり、当該比率が規制比率を下回るような場合には、規制当局から、報告又は資料の提出や、業務の縮小等を含む改善措置が求められる可能性があり、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 事業の前提となる許認可

当社グループは、主として以下のような許認可等を受けております。

許認可等の名称	根拠条文	会社名	有効期限	許認可等の取消事由等
銀行持株会社の認可	銀行法第52条の17第1項	日本郵政株式会社	なし	同法第52条の34第1項
保険持株会社の認可	保険業法第271条の18第1項	日本郵政株式会社	なし	同法第271条の30第1項
銀行代理業の許可	銀行法第52条の36第1項	日本郵便株式会社	なし	同法第52条の56第1項
生命保険募集人の登録	保険業法第276条	日本郵便株式会社	なし	同法第307条第1項
銀行業の免許	銀行法第4条第1項	株式会社ゆうちょ銀行	なし	同法第26条第1項、第27条、第28条
生命保険業の免許	保険業法第3条第4項	株式会社かんぽ生命保険	なし	同法第132条第1項、第133条、第134条

現時点におきましては、上記許認可等が取消しとなるような事由は生じておりませんが、将来、何らかの理由により、各法が定める取消事由等に該当し、所管大臣より許認可の取消処分等を受けることとなった場合には、当社グループの事業運営及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

③ 当社グループ固有に適用される規制等

当社及び日本郵便は、郵政民営化法等に基づき、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が、利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに、将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持する法律上の義務を負っています(かかる義務に基づき郵便局ネットワークを通じて行われる役務提供を、以下「ユニバーサルサービス」といいます。)

ユニバーサルサービスについては、平成25年10月に、総務大臣が「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」について、その諮問機関である情報通信審議会郵政政策部に諮問を行い、同審議会において、平成27年9月中を目途に答申が取りまとめられる予定です。

同年8月28日から意見募集が行われた答申案においては、ユニバーサルサービスの確保について、短期的には、「日本郵政及び日本郵便は自らの経営努力により現在のサービスの範囲・水準の維持が求められる」、「また、国は、ユニバーサルサービス確保に向けたインセンティブとなるような方策について検討することが必要である」、中長期的には、「郵政事業を取り巻く環境の変化やこれに応じた国民・利用者が郵政事業に期待するサービスの範囲・水準の変化も踏まえて、ユニバーサルサービスの確保方策やコスト負担の在り方について継続的に検討していくことが必要」(平成25年10月1日付諮問第1218号に対する答申(案))としています。

答申を受けて実施される政府の施策の内容によっては、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、情報通信審議会は郵政事業のユニバーサルサービスコストの試算を行っておりますが、審議会が独自に試算したものであり、当社グループが作成したものではありません。

また、当社及び日本郵便は、それぞれ日本郵政株式会社法及び日本郵便株式会社法に基づき、新規業務、株式の募集、取締役の選解任及び監査役の選解任(当社のみ)、事業計画の策定、定款の変更、合併、会社分割、解散等を行う場合には、総務大臣の認可(ただし、日本郵便の新規業務については総務大臣への届出)が必要とされています。また、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険は、銀行法又は保険業法に基づく規制に加え、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するため、郵政民営化法に基づき、新規業務、他の金融機関等の子会社化、合併、会社分割、事業の譲渡及び譲受け、廃業並びに解散等を行う場合には、内閣総理大臣及び総務大臣の認可が必要とされているほか、銀行業における原則として預金者一人あたり1,000万円の預入限度額規制、生命保険業における原則として保険金額等が被保険者一人あたり1,000万円の加入限度額規制が課される等、同業他社とは異なる規制が課されております。

④ WTO(World Trade Organization:世界貿易機関)による政府調達ルール

公社を承継した機関として、当社、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険が政府調達協定その他の国際約束の適用を受ける物品等を調達する場合には、国際約束に定める手続の遵守が求められます。当社グループ各社の作為又は不作为により、かかるこれらのルールを遵守できなかった場合には、調達行為が成立しない、あるいは調達行為に遅れが発生する可能性があり、当初想定していた計画が実施できないなど、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 個人情報その他の機密情報の漏洩に関するリスク

当社グループは、郵便・物流事業、金融窓口事業、銀行業、生命保険業等を営んでおり、業務の性質上多数の個人・法人の顧客から様々な情報を取得し保有しております。当社グループは、顧客情報について、郵便法、銀行法、保険業法、金融商品取引法等に基づき適切に取り扱うことが求められているほか、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報取扱事業者として、個人情報保護に係る義務等の遵守が求められております。

近年、企業・団体が保有する個人情報の漏洩や不正なアクセス、サイバー攻撃等が発生するケースが多発しております。当社グループが保有する顧客情報等の個人情報やその他重要な情報が外部に漏洩した場合には、損害賠償請求や行政処分を受ける可能性があり、またかかる事案に対応するための時間及び費用が生じたり、当社グループの社会的信用が毀損し顧客の喪失が生じる等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 訴訟その他法的手続に関するリスク

当社グループは、事業の遂行に関して、訴訟、行政処分その他の法的手続が提起又は開始されるリスクを有しており、一部ではありますが人事処遇や勤務管理などの人事労務上の問題や職場の安全衛生管理上の問題等に関連する訴訟等を、当社グループの従業員等から提起されております。かかる訴訟等の解決には相当の時間及び費用を要する可能性があるとともに、社会的関心・影響の大きな訴訟等が発生した場合、当社グループに対して損害賠償の支払等が命じられる場合等不利な判断がなされた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 不正・不祥事に関するリスク

当社グループは、法令その他諸規則等を遵守すべく、コンプライアンスの水準向上及び内部管理態勢の強化を経営上の最重要課題の一つとして位置付け、グループ各社の役員・従業員に対して適切な指示、指導及びモニタリングを行う態勢を整備するとともに、不正行為等の防止のために予防策を講じておりますが、かかる態勢・予防策が常に十分な効果を発揮するという保証はなく、当社グループの役員・従業員による法令その他諸規則等の違反、社内規程・手続等の不遵守、不正行為、事故、不祥事等が生じる可能性があります。当社グループにおいては、従業員による顧客預金等の横領等が発覚し、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険が、平成21年12月、金融庁、総務省より、内部管理態勢の充実・強化に関する業務改善命令、犯罪の再発防止に関する監督上の命令を受けました。当社グループはかかる業務改善命令等を受けて、局内犯罪の防止に向けた内部管理態勢の強化を図ってまいりましたが、平成27年度第1四半期には、郵便局長による多額の現金横領犯罪が発覚しております。このような事案を含め、当社グループの役員・従業員による違法行為、不正、不祥事、反社会的勢力との取引等が発生した場合には、被害者等に対して損害賠償責任を負い、刑事罰又は監督官庁からの行政上の処分を受ける可能性があるほか、当社グループの社会的信用が毀損するおそれもあります。かかる場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 社会的信用の低下に関するリスク

当社グループは、あまねく全国に広がる郵便局ネットワークを通じて、多数の郵便物・荷物の配達や金融サービスの提供を行っております。

当社グループの商品、サービス、事業、従業員、提携先又は委託先企業に関連して、郵便物の管理上の不備・遅配・誤配及び破棄・紛失等、配達員による交通事故、銀行口座やクレジットカードの不正利用、キャッシュカードの盗難等の犯罪、サイバー攻撃等によるシステム・トラブルや個人情報の漏洩、不正行為、反社会的勢力との取引、労働問題、事故、業務上のトラブル、社内規程・手続違反、不祥事等が発生した場合には、当社グループ及び当社グループ各社が提供するサービスに対する社会的信用が低下し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループ又は当社グループが行っている事業全般に対する風評・風説が、報道機関・市場関係者への情報伝播、インターネット上の掲示板やSNSへの書き込み等により拡散した場合、また、報道機関により否定的報道が行われた場合には、仮にそれらが事実に基づかない場合であっても、当社グループが提供するサービスの公益性、事業規模、社会における認知度・注目度等を背景に、当社グループは、顧客や市場関係者等から、否定的理解・認識をされ、又は、強い批判がなされる可能性があり、それにより当社グループ、商品、サービス、事業のイメージ・社会的信用が毀損し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3. 事業運営に関するリスク

(1) 固定費負担に関するリスク

当社及び日本郵便は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が、利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに、将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持する法律上の義務を負っています(上記「2. 法的規制・法令遵守等に関するリスク (1) 法的規制及びその変更に関するリスク ③ 当社グループ固有に適用される規制等」の記載をご参照ください。)。当社及び日本郵便は、かかるユニバーサルサービス提供義務に基づき、郵便、銀行、保険の各サービスを、全国に広がる郵便局ネットワークを通じて全国の顧客に提供しております。そのため、当社グループの郵便・物流事業及び金融窓口事業においては、全国各地の郵便局及び配送拠点等に係る設備費、車両費等の多額の固定費に加え、膨大な数の郵便局員その他の従業員の給与等の人件費が発生しており、労使交渉等により従業員への給与が増額された場合には、それが比較的小さな増額である場合でも、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、高齢化による社会保障負担の増大による福利厚生費の上昇も想定されます。

当社及び日本郵便は、今後、地方における過疎化の進展、企業活動又は個人の消費活動の縮小、電子メール等インターネットやウェブサイトを通じた通信手段の普及等を背景に、当社グループが郵便局を通じて提供するサービスの利用が減少した場合であっても(下記「Ⅱ. 郵便・物流事業及び金融窓口事業に関するリスク (1) 郵便物の減少に関するリスク」の記載をご参照ください。)、ユニバーサルサービスを維持する法的義務があり、収益性の低い事業又は拠点等を縮小する等の対応が制限されているため、かかる方法により固定費を削減することが困難となる可能性があります。従って、上記の事情等により当社グループが郵便局を通じて提供するサービスに対する需要が減少し、郵便物や荷物の取扱数量又は郵便局窓口での金融・保険商品の販売量が減少した場合、当社グループの提供する商品及びサービスの内容、対象若しくは対価を変更し若しくはその提供を中止し、又は、郵便局ネットワークを縮小するなどの対応ができず、又は、制約され、かかる固定費に見合った収益を上げられない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 郵便局等に係る設備の老朽化に関するリスク

日本郵便は、全国各地に所在する郵便局等多数の建物を保有しており、その中には老朽化の進んだ古い建物が多数含まれており、日本郵便はかかる設備等に対して、必要な老朽化対策工事を集中的に行っており、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、老朽化対策工事の対象となる日本郵便の建物の一部には、アスベストが使用されていることが判明しており、今後多くの建物でアスベストの存在が確認され、法令に基づく飛散防止措置としてアスベストの除去を行うことが必要となった場合には、多額のアスベスト除去費用及び関連の工事費用が生じる可能性があります。

(3) リスク管理方針及び手続の有効性に係るリスク

当社グループは、リスク管理に関する規程を定め、リスク管理態勢を整備し、リスク管理を実施しております。しかしながら、当社グループのリスク管理は、過去の経験・データに基づいて構築されているため、将来発生するリスクを正確に予測することができず、新しい業務分野への進出や外部環境の変化等によりリスク管理が有効に機能しない可能性があります。

また、当社グループがリスク管理の方針及び手続を策定する際、参考又は前提とした情報が真実性、正確性、完全性又は合理性に欠ける場合には、当社グループのリスク管理の有効性に悪影響を与える可能性があります。

さらに、当社グループの事業に内在するリスクを管理するためには、膨大な取引や事象の適切な記録、審査、調査等に係る方針及び手続の有効性や効率性等が重要ですが、かかる方針や手続が万全とは言えない可能性があります。

当社グループは、経営環境、リスクの状況等の変化に応じ、リスク管理態勢全般について随時見直しを行い、万全のリスク管理態勢を構築するよう務めておりますが、当社グループのリスク管理態勢が有効に機能しない場合や、欠陥が発生した場合等には、当社が予期していなかった損失を被る可能性や、当社グループ各社が行政処分を受ける可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの事業拡大に伴い、リスク管理態勢の増強も必要となりますが、事業の拡大に比してリスク管理態勢の拡充が十分ではない場合等においては、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 情報通信システムに関するリスク

当社グループの郵便・物流事業、金融窓口事業、銀行業、生命保険業のそれぞれにおいて、コンピュータシステムは、顧客や各種決済機構等のシステムとサービスの提供に必要なネットワークで接続されるなど極めて重要な機能を担っております。これらについて、地震、噴火、津波、台風、洪水、大雪、火災等の自然災害やテロリズム等の外的要因に加えて、人的過失、事故、停電、ハッキング、コンピュータウィルスの感染、サイバー攻撃、システムの新規開発・更新における瑕疵、通信事業者等の第三者の役務提供の瑕疵等により重大なシステム障害や故障等が発生する可能性があります。こうしたシステムの障害、故障等が生じた場合に、業務の停止・混乱等及びそれに伴う損害賠償、行政処分、社会的信用の毀損、対応や対策に要する費用等が発生することにより、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは基幹ITシステムを含む当社グループのITシステムのアップグレードを行っておりますが、かかる作業の遅延、失敗、多額の費用発生により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 優秀な人材の確保に関するリスク

当社グループにおいては、郵便・物流事業に従事する配達又は運送に係る車両の運転手を必要としておりますが、昨今の労働力不足により十分な数の運転手の確保が困難となる可能性があります。

また、当社グループは、銀行業務、保険業務、保険数理、資産運用、会計、金融業規制、法令遵守、IT等に係る資格、高度の専門性及び経験を有する有能な人材を必要としており、かかる人材の確保・育成に努めております。しかしながら、当社グループが魅力的な条件を提供できず、有資格者や有能で熟練した人材の採用又は育成及び定着を図ることができなかった場合、又は、適切な育成環境を整備できない場合や、人事処遇や労務管理等の人事労務上の問題や職場の安全衛生管理上の問題等が発生した場合には、当社グループの事業の競争力又は業務運営の効率性が損なわれ、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) グループ外の企業との資本・業務提携・外部委託等に伴うリスク

当社グループは、American Family Life Assurance Company of Columbus、ジオポスト、レントングループ、三井住友信託銀行、野村ホールディングス等の当社グループ外の企業との間で、様々な業務に関し、資本提携、業務提携、外部委託等を行っております。このようなグループ外の資本・業務提携先、外部委託先との間における、戦略上若しくは事業上の問題又は目標の変更や当社グループとの関係の変化等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性や当社グループが行った投資を回収できない可能性があります。

また、資本・業務提携先、外部委託先等において、業務遂行上の問題が生じ、商品・サービスの提供等に支障をきたす場合、顧客情報等の重要な情報が漏洩する等の違法行為、不正行為、不祥事等が発生した場合等において、当社グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) トール社買収に関するリスク

日本郵便は平成27年5月に、トール社の発行済株式の全てを買収総額609,317百万円で取得いたしました。トール社はこれまで複数のM&Aを行い、事業統合を実施している過程にありますが、当社グループとの事業統合も含め、予定通り進捗しないこと、複雑な業務及び設備、並びに異なる地理的エリアに存する多様な企業風土と異なる言語に基づく従業員を十分に管理できないこと、トール社と競合関係にある同業他社が、トール社より優れた革新的な商品、サービスを提供することで、トール社のマーケットシェア及び利益が低減すること、自然災害、事故等により、基幹ITシステム、主要な輸送手段、倉庫が損害等を受けること、更には、買収時に発見できなかった問題が発生すること等により、当社グループとして想定した買収効果を得ることができない可能性や当社又はトール社の既存事業に負の効果を及ぼす可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、トール社の買収に伴い、平成27年6月30日現在、平成28年3月期第1四半期連結貸借対照表において532,102百万円^(※)ののれんを計上しております。当社グループでは、当社に適用のある会計基準に従ってかかるのれんを今後20年間にわたり均等償却することを予定しておりますが、事業環境や競合状況の変化等により収益性が低下し、投資額の回収が見込めないと判断される場合には、当該のれんについて減損損失を計上する必要があるため、これにより、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(※) 取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であり、買収後1年以内に、確定する予定です。

トール社の財務状況

決算期		平成25年6月期	平成26年6月期	平成27年6月期
営業収益(Revenue)	(百万円)	783,177	817,503	818,168
E B I T D A	(百万円)	63,099	65,827	63,224
E B I T	(百万円)	38,254	41,231	36,143
当期純利益	(百万円)	8,236	27,194	7,238
純資産額	(百万円)	245,696	260,973	243,316
総資産額	(百万円)	544,406	563,631	612,931
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	34,257	44,636	49,932
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△20,066	△22,128	△30,337
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△18,521	△21,516	△30,433
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	42,571	45,659	36,924

(※) 本表はトール社のAnnualReportに基づいて作成しており、総資産額及び純資産額については各年度における決算時の為替相場、損益に関する項目及びキャッシュ・フローに関する項目については、各年度の期中平均相場を用いて算出されております。

このAnnualReportに含まれる連結財務諸表については、現地通貨(豪ドル)で作成され、IFRS(国際会計基準)に従って作成されており、KPMGのメンバーファームにより監査を受けております。

(※) E B I T D AはE B I Tから持分法による投資損益を除外し、減価償却費を加算することにより算定しております。E B I Tは、営業活動により生じた損益から、リストラクチャリング費用等の一定の損益項目を除外することにより算定されています。なお、E B I T D A及びE B I Tは、IFRSに従って開示が要求される指標ではないため、上記監査の対象には含まれておりません。

(8) 業務範囲の拡大等に伴うリスク

当社、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険は、新たな収益機会を得るために新規業務を行う場合、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を得る必要があるなど、当社グループによる新規事業の展開を含む業務範囲の拡大には一定の制約が伴います(上記「2. 法的規制・法令遵守等に関するリスク (1) 法的規制及びその変更に関するリスク ③ 当社グループ固有に適用される規制等」の記載をご参照ください。)

例えば、金融2社は新商品又は新サービスの導入にあたって、郵政民営化法に基づく認可を取得する必要がありますが、当該認可が得られない可能性や認可取得のために各社の計画どおりの時期又は内容で新商品を投入又は新サービスを提供できない可能性があります。

また、当社グループが、業務範囲を拡大することができたとしても、限定的な経験しか有していない業務分野に進出した場合、競争の激しい分野に進出した場合や業務拡大により過度の人的・物的負担が生じた場合等において、業務範囲の拡大が功を奏する保証はなく、当初想定した成果をもたらさず、又は損失が発生する可能性があります。

さらに、日本郵便は、アジア市場への展開を中心に、国際物流事業を手掛ける総合物流事業者として、郵便・物流事業の収益性を高めるため、トール社の買収、ジオポスト及びレントングループとの事業提携による国際宅配事業への進出など国際的な事業展開を推進しております。しかしながら、当該地域における法制度・税制、経済・政治情勢の悪化、市場成長性の鈍化、競争の激化、為替レートの変動、伝染病の流行による混乱、海外における業務提携先や取引先との関係の悪化、訴訟・当局による行政処分等、海外における事業展開には、これに内在する様々なリスクが存在します。かかるリスクが顕在化した場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 中期経営計画に関するリスク

当社グループは「日本郵政グループ中期経営計画～新郵政ネットワーク創造プラン2017～」を策定し、郵便・物流事業、金融窓口事業、銀行業、生命保険業等の業務に係る中期的な事業戦略・方針を定めております。

しかしながら、これらの施策については、当社グループの各事業における目標を達成できない可能性があるとともに、本「4 事業等のリスク」に記載の各リスク等が内在しています。また、将来において、当社グループによる上記施策の実施を阻害するリスクが高まったり新たなリスクが生じたりする可能性もあります。さらに、上記中期経営計画は、国内外の市場金利、為替、株価、経営環境(現在予定されている消費税増税や法人税減税を含みます。)、競争状況、営業費用等多くの前提に基づいて作成されております。当社グループの施策が奏功しなかった場合、又は、当社グループの採用した前提と異なる状況が生じた場合には、当該計画における目標を達成できない可能性があります。

また、当社は将来的な国際会計基準(IFRS)の適用を検討しており、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4. 財務に関するリスク

(1) 固定資産の減損損失に関するリスク

当社グループは、郵便・物流事業及び金融窓口事業を中心に、多額の固定資産を所有しております。経営環境の変化や収益性の低下等により投資額の回収が見込めなくなった場合には、減損損失を計上することが必要となり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産に関するリスク

当社グループは、現行の会計基準に従い、将来の課税所得見積りを合理的に行った上で、貸借対照表において繰延税金資産を計上しておりますが、将来の課税所得見積額の変更や税制改正に伴う税率の変更等により、繰延税金資産の全部又は一部に回収可能性がないと判断した場合、繰延税金資産が減額され、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、法人税制の改正により平成27年4月1日より法人税率が低下し、法定実効税率が引き下げられ、かかる引下げ前の税率を前提に計上した繰延税金資産の取崩しが行われることにより、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 退職給付債務に関するリスク

当社グループの退職給付費用及び債務は、将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しておりますが、金利環境の急変等により、実際の結果が前提条件と異なる場合、又は、前提条件に変更があった場合には、退職給付費用及び債務が増加する可能性があります。また、当社グループにおいて退職給付制度を改定した場合にも、追加的負担が発生する可能性があります。その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、従業員の退職が一定期間に集中するような場合には、退職給付金の支払いのために多額の資金が必要となり、その結果、通常業務又は設備投資等への資金充当の柔軟性に制約が生じる可能性があります。

(4) 財務報告に係る内部統制に関するリスク

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価及び報告に関する規程等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備しております。しかしながら、財務報告に係る内部統制に重大な欠陥が発見される可能性は否定できず、また、将来にわたって常に有効な内部統制を構築及び運用できる保証はありません。さらに、内部統制に本質的に内在する固有の限界があるため、今後、当社グループの財務報告に係る内部統制が有効に機能しなかった場合や、財務報告に係る内部統制に重要な不備が発生した場合には、当社グループの財務報告の信頼性に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 管理会計等に係る内部管理に関するリスク

本書には、日本の会計基準によらず外部監査を受けていない管理会計等に基づく数値・分析等が含まれております。かかる数値は、当社の財務諸表の数値と大幅に異なる場合があります。日本の会計基準に従って作成されたものではなく、また、会社法や金融商品取引法に基づく監査を受けておりません。潜在的な投資家は、当社グループの全体的な経営成績を評価する際に当該数値を過度に信頼すべきではありません。

II. 郵便・物流事業及び金融窓口事業に関するリスク

(1) 郵便物の減少に関するリスク

電子メール、SNSやスマートフォンの普及に加え、当社グループの顧客におけるコスト削減を目的とした、請求書や取引明細書等の電子メール送信・WEB閲覧の浸透等の影響により、郵便物数は年々減少を続けており、今後もかかる傾向は継続することが予想されます。また、当社の郵便・物流事業における重要な収益の柱となっている年賀状の配達数も年々減少傾向にあり、国民の生活様式や社会慣行の変化等の要因により、今後も減少傾向が進む可能性があります。これらの事情により、当社グループの郵便・物流事業において取り扱う郵便物数が減少し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険からの金融窓口業務の受託に関するリスク

日本郵便がゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険との間で締結している銀行窓口業務契約等及び保険窓口業務契約等に基づく平成27年3月期における各社からの受託手数料は、それぞれ6,024億円及び3,603億円であり、それぞれ日本郵便の営む当社グループの金融窓口事業における経常収益の約46%及び約27%を占めており、かかる受託手数料は今後も当社グループの金融窓口事業における収益の重要な部分を占めることとなるものと考えられます。受託手数料は、銀行法・保険業法に定められたアームズレングスルール等を順守することが求められており、恣意的な変更が行われることは想定しておりませんが、今後、上記各窓口業務契約等が、合理的な理由に基づき受託手数料の額を減額する又は対象となる業務の範囲を限定する等、日本郵便にとって不利に改定された場合には、当社グループの金融窓口事業における収益に影響を与える可能性があります。また、特にゆうちょ銀行から受け取る受託手数料については、ゆうちょ銀行の直営店での業務コストをベースに、日本郵便での取扱実績に基づいて委託業務コストに見合う額が算出されるため、ゆうちょ銀行において業務コストの削減が行われた場合には、当社グループの金融窓口事業における収益に影響を与える可能性があります。さらに、これらの受託手数料の一定部分は、日本郵便において取り扱われた業務の量にかかわらず一定の計算方法により算定されるものとされていますが、今後仮にゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険が日本郵便における業務量に比例する受託手数料の割合を高めようとする場合には、当社グループの金融窓口事業における収益に影響を与える可能性があります。

当社グループとしては、今後も簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が、利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに、将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、日本郵便とゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険との関係を引き続き強化していく所存であり、当社が金融2社の株式を処分したことにより当社による両社への影響力が低下・消滅した場合においてもこの関係は変わるものではないと当社としては考えております。しかし金融2社はユニバーサルサービスの提供に係る法的義務を負うものではなく(上記「I. 当社グループ全般に関するリスク 2. 法的規制・法令遵守等に関するリスク (1) 法的規制及びその変更に関するリスク ③ 当社グループ固有に適用される規制等」の記載をご参照ください。)、同2社が、郵便局ネットワークに代替する販売チャネル(例えば、A T Mの相互利用、オンライン取引、グループ外の企業への委託を含みますがこれらに限られません。)をより重視するようになった場合等や、窓口業務の健全・適切な運営確保の観点から特段の事由が生じた場合等、銀行窓口業務契約等及び保険窓口業務契約等の解除が発生した場合には、当社グループの金融窓口事業の事業運営、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 不動産事業に関するリスク

当社グループは、金融窓口事業において、事務所・商業施設・住宅等の賃貸・管理事業のほか、分譲住宅事業等の不動産事業を営んでおり、営業・投資を目的とする不動産を所有しております。しかし、国内外の景気動向又は特定地域の経済状況や人口動向等の変化により、不動産価格や賃貸料が下落し、又は、空室率が上昇する可能性があります。さらに、当社グループが保有する不動産を活用した不動産開発においては、法的規制の変更、建築資材の価格や工事労務費の高騰、大規模災害等の発生等の影響を受ける可能性があります。これらの事象により、当社グループの不動産事業の収益や費用に影響を及ぼし、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

III. 銀行業に関するリスク

(1) 市場リスク

ゆうちょ銀行が保有する金融資産・負債の多くは、市場の変動による価値変化等を伴うものであります。ゆうちょ銀行では、中期的に安定的収益の確保を図ることを目的に、資産・負債を総合管理するA L M (Asset Liability Management) の他、ストレス・テストや損益シミュレーション等を実施することにより、市場リスク等を適切に管理するよう努めておりますが、大幅な市場変動等によりかかる管理が十分に機能しない場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があり、また、中期的な安定的収益の確保を目的とした外国証券等への運用の多様化が、目的に即した結果を生まない可能性もあります。

① 金利リスク

ゆうちょ銀行が保有する国債(平成27年3月末日現在、106.7兆円・ゆうちょ銀行の総資産額の51%)を始めとする金融資産と、定額貯金を始めとする貯金や外貨を含む市場性調達の負債の期間や金利更改サイクル等には、差異が存在します。このため、金利(長期や短期の金利)の変動は、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、市場金利の変動は、国債を始めとするゆうちょ銀行の債券ポートフォリオ等の価値に影響を及ぼします。例えば、国内外の景気変動、中央銀行の金融政策、日本国政府の財政運営やその信認の変化等、様々な要因により市場金利が上昇した場合、保有する債券等の価値下落によって評価損・減損損失や売却損等が生じ、その結果、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

更に、定額貯金(平成27年3月末日現在、102.8兆円・総貯金額の57%)。預入から6か月経過後は払戻し自由、3年までは6か月ごとの段階金利、それ以降は固定金利の10年満期・複利貯金)について、急激な市場金利上昇等により、事前のリスク管理の想定を超える貯金流出や預け替えが発生した場合にも、計画以上の運用原資の減少や調達コストの上昇を通じて、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 為替リスク

ゆうちょ銀行は、収益源泉・リスクの分散を目的に、運用の多様化の一環として国際分散投資を進め、外国証券の保有が増加(平成27年3月末日現在、32.8兆円・ゆうちょ銀行の総資産額の15%)しておりますが、外貨建て資産の一部については為替リスクを軽減するヘッジを行わない、又は短期のヘッジを行うことがあります。その結果、大幅な為替相場の変動が発生した場合、ヘッジしていない部分に差損が発生し、又はヘッジコストが上昇すること等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 株式価格変動リスク

ゆうちょ銀行は、金銭の信託や投資信託を通じて市場性のある株式を保有していることから、国内外の経済状況又は市場環境の悪化や低迷等によって株価が低下する場合には、保有株式に評価損・減損損失や売却損等が発生し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 市場流動性リスク

経済状況の著しい悪化や金融市場の混乱、銀行・金融業界全体の社会的信用や信認が低下する場合等には、ゆうちょ銀行が国内外の市場で取引・決済ができなくなることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされること等により、損失を被る可能性があります。その結果、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 資金流動性リスク

ゆうちょ銀行の業績や財政状態の悪化、風評等の発生や、予期せぬ資金流出、運用と調達の期間のミスマッチ(差異)等により、円貨・外貨の必要資金確保が困難になる、又は、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被る可能性があります。その結果、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 信用リスク

ゆうちょ銀行の取引先や、ゆうちょ銀行が保有する社債等の負債性証券の発行者その他の投資先、貸出先の債務者等において、国内外の経済情勢(景気・信用状況等)や特定の業種を取り巻く経営環境の変化、不祥事等の発生、その他不測の事態により、財政状態が急激に悪化する可能性があります。その結果、ゆうちょ銀行の与信関係費用が増加、ゆうちょ銀行が保有する負債性証券等の価値が下落すること等により、当社グループの業績、財政状態及び自己資本の状況に影響を及ぼす可能性や、中期的な安定的収益の確保を目的とした外国証券等への運用の多様化が、目的に即した結果を生まない可能性があります。

(5) オペレーショナル・リスク

ゆうちょ銀行の業務においては、事務リスク、システムリスク、情報資産リスク、法令違反等に係るリスク、訴訟等に係るリスク、人的リスク、有形資産リスク、レピュテーションリスク等のオペレーショナル・リスクが存在します。ゆうちょ銀行が、これらのオペレーショナル・リスクを適切に管理できず、これらのリスクが顕在化した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 代理店を通じた営業に係るリスク

ゆうちょ銀行は、銀行代理業務委託契約等に基づき日本郵便に対して銀行代理業務等を委託しています。ゆうちょ銀行の店舗24,167店舗(平成27年3月31日現在)のうち23,933店舗が代理店(郵便局)となっており、ゆうちょ銀行の貯金の大宗が代理店で開設された口座への預入によるなど、ゆうちょ銀行の事業は、代理店である日本郵便の郵便局ネットワークによる営業に大きく依拠しています。(下記「5 経営上の重要な契約等」をご参照ください。)

従って、コミュニケーション手段の多様化や競合するサービスの利便性向上等により、ゆうちょ銀行の代理店である郵便局の利用者数や利用頻度が減少したり、代理店で取り扱うゆうちょ銀行の商品・サービスの種類や代理店数が減少した場合、またゆうちょ銀行の代理店業務に従事する要員の確保やその教育が十分でない場合、郵便局で取り扱う競合商品との競争が激化する場合、日本郵便が人材等のリソースをゆうちょ銀行の商品以外に優先的に配分する場合等で、ゆうちょ銀行の貯金等の減少や新商品等の販売不芳が生じ、当社グループの銀行業における業務及び業績に影響を及ぼし、結果として当社グループの事業、業績及び財政状態にも影響を及ぼす可能性があります。

また、ゆうちょ銀行は、上記の銀行代理業務委託契約等に基づき相当額の委託手数料を日本郵便に対して支払っておりますが、当該委託手数料の算定方法その他の条件が、ゆうちょ銀行と日本郵便との間の合意によりゆうちょ銀行に不利益に見直されたり、当該契約等が終了したりした場合、当社グループの銀行業における業務及び業績に影響を及ぼし、結果として当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 事業環境等に係るリスク

① ユニバーサルサービスの提供に係るリスク

ゆうちょ銀行は、日本郵便との間で銀行窓口業務契約を締結しており、同社は全国の各郵便局でゆうちょ銀行の基本的な商品・サービスをユニバーサルサービスの郵政民営化法による法的責務の履行として提供しています。(下記「5 経営上の重要な契約等」をご参照ください。)ゆうちょ銀行は、この責務は負わないものの、郵便局で使用されるＡＴＭや窓口端末機など銀行委託業務に係るＩＴシステムの導入・運行コストとともに(なお、当該ＩＴシステムはゆうちょ銀行が所有)、同業務に従事する日本郵便の従業員の指導・教育等を通じ、ユニバーサルサービス提供に係る一定のコストを負担しております。銀行窓口業務契約は期限の定めがなく、特段の事由が生じた場合等を除き、当事者の合意がない限り解除できないものと定められており、また、ゆうちょ銀行の定款には日本郵便と銀行窓口業務契約を締結する旨が規定されているため、当該契約を終了させる場合には、ゆうちょ銀行の定款を変更する必要があります。従って、日本郵便がユニバーサルサービスの提供責務を果たすために必要と考える限り、ゆうちょ銀行は、各郵便局でゆうちょ銀行の基本的な商品・サービスの提供を継続することとなり、その結果、より収益性の高い業務や地域への経営資源配分が制約されること等により、当社グループの銀行業における業務及び業績に影響を及ぼし、結果として当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 経済状況及び金融市場に係るリスク

ゆうちょ銀行が行う当社グループの銀行業は、その収益の多くが日本国内での調達や国内外での運用によって生み出されるものであるため、国内の景気や個人の預金動向などの経済状況がゆうちょ銀行の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、国内外の金融市場に混乱等が生じた場合には、事業の低迷や資産内容の悪化等が生じる可能性があります。今後、経済状況の悪化や金融市場の混乱等が生じた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

Ⅳ. 生命保険業に関するリスク

(1) ユニバーサルサービスの提供に関するリスク

上記「Ⅰ. 当社グループ全般に関するリスク 2. 法的規制・法令遵守等に関するリスク (1) 法的規制及びその変更に関するリスク ③ 当社グループ固有に適用される規制等」のとおり、郵政民営化法上、当社及び日本郵便は、ユニバーサルサービスの提供義務を負っており、日本郵便は、郵政民営化法上のかかる規定を遵守するため、かんぽ生命保険と生命保険募集・契約維持管理業務委託契約及び保険窓口業務契約を締結してかんぽ生命保険の保険代理業務を受託し、全国の各郵便局において、かんぽ生命保険の商品及びサービスを提供しております。(下記「5 経営上の重要な契約等」をご参照ください。)特に、保険窓口業務契約は、期間の定めのない契約であり、特段の事情がない限りかんぽ生命保険から一方的に解除することはできないこととされております。また、かんぽ生命保険の定款上、かんぽ生命保険は日本郵便との間で、保険窓口業務契約を締結する旨の規定が存在し、当該契約を終了させる場合にはかんぽ生命保険の定款変更が必要となります。従って、かんぽ生命保険が日本郵便との間の保険窓口業務契約を終了させるには、これらの手続等を充足する必要があります。

このように、かんぽ生命保険が、ユニバーサルサービスの提供義務を負う日本郵便との間で、解除することが困難な保険窓口業務契約を締結することで、かんぽ生命保険にとって収益性の高低にかかわらず、日本郵便がユニバーサルサービスを提供する上での関連保険会社としての地位を維持する契約上の義務を負うため、当社グループの生命保険事業における柔軟な事業展開が困難となり、結果として当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 資産運用に関するリスク

① 国内金利に関する市場リスク

かんぽ生命保険では、保険契約の引受によって生じる負債に見合った運用資産を適切に管理し、損益の安定を図る目的で、資産と負債のバランスを考慮してリスクコントロールを行う、A L M (Asset Liability Management : 資産・負債の総合的な管理)を行っております。かんぽ生命保険がA L Mを適切に行えなかった場合又はかんぽ生命保険のA L Mによって対処可能な程度を超えて市場環境が大きく変動した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

特に、かんぽ生命保険の資産構成においては、円金利資産の割合が高く、かんぽ生命保険の契約者に対する債務のデュレーションが運用資産より長期であることから、資産と負債のデュレーションのミスマッチによる国内金利の変動リスクを有しております。

具体的には、日本銀行の金融緩和政策の下、平成27年7月において10年国債の金利は約0.44%と低い水準にあります。かんぽ生命保険は平成26年度末において、総資産の56.6%を国債として保有しておりますが今後、国内金利がより低下した場合には、満期を迎えて償還される国債を再投資した資産運用利回りが低くなるため、かんぽ生命保険の平均運用利回りは低下する一方、保有保険契約の予定利率は変わらないことから、当初想定していた運用収益が確保できない、あるいは逆ざや（資産運用ポートフォリオの平均運用利回りが既契約の責任準備金の積立てに用いた予定利率を下回る現象）となる可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、国内金利が現在の水準より上昇した場合には、資産運用利回りが上昇することによりかんぽ生命保険の資産運用ポートフォリオの収益力が向上する一方、保険契約者がより高い収益を得られる別の金融商品へ資金を移動させることにより、保険契約の解約が増加する可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② ①以外の市場リスク

かんぽ生命保険の保有する外貨建資産に係る為替リスクがヘッジされていない部分について、為替相場の変動が発生した場合に、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、外国金利の変動により、かんぽ生命保険の保有する外国証券の価値が下落した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、かんぽ生命保険は金銭の信託を通じて市場性のある株式を保有していることから、株価が下落した場合には、保有株式に評価損や売却損が発生し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 信用リスク

かんぽ生命保険の取引先・投資先・かんぽ生命保険が保有する負債性証券の発行者において、国内外の景気動向や特定の業種を取り巻く経営環境の変化、不祥事の発生、その他不測の事態により、財政状態が悪化した場合には、信用リスク及び与信関係費用が増加し、又はかんぽ生命保険が保有する負債性証券の価値が下落すること等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 市場流動性・資金繰りに関するリスク

① 市場流動性リスク

金融市場の混乱等により、市場において正常に金融商品の取引・資金決済ができなくなった場合や、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることになった場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、国内外の金融市場及び経済状況の悪化等により、市場の流動性が減退した場合は、かんぽ生命保険の保有する資産の売却可能性や価値が減少する可能性があります。

② 資金繰りリスク

かんぽ生命保険の保険契約残高は、引き続き減少傾向にあり、かんぽ生命保険の資金流動性は長期的には徐々に低下していく可能性があります。かんぽ生命保険の財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害に伴う保険金の大量支払による資金流出等により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被った場合には、当社グループの業務運営、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 商品の集中に関するリスク

かんぽ生命保険の取り扱う商品は、個人向け生命保険商品に集中しております。個人向け生命保険については、国内の雇用水準及び家計所得水準、代替商品であるその他の金融商品に対する相対的魅力、保険会社の財務健全性、社会的信用に対する一般的な認識、出生率及び高齢化等日本の人口構成に影響を与える長期的な人口動態等の要因が、新規契約数や既存契約の解約率に影響を与え、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 日本の人口動態に関するリスク

昭和40年代半ば以降、日本の出生率は総じて徐々に低下する傾向にあり、現在は世界で最低の水準にあります。これらの結果、平成7年には8,716万人だった15歳から64歳までの人口は、10.7%減少して平成26年には7,785万人となりました。かんぽ生命保険はこのような人口動態上の傾向が、日本国内における総保有契約高の減少の主要な要因であると考えております。国立社会保障・人口問題研究所は、15歳から64歳までの人口は、平成37年には7,085万人に減少すると推計しており、その後も減少し続けるであろうと予測しております。かんぽ生命保険の顧客基盤は中高年層に強みがありますが、もし、これらの傾向が続き、青壮年層における生命保険に対する需要が減少する場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 保険料設定に関するリスク

かんぽ生命保険は、保険の種類及び内容、契約時の被保険者の年齢、性別、保険金額等を考慮して、計算基礎率(予定死亡率、予定利率、予定事業費率)等に基づいて保険料を設定しておりますが、実際の死亡率が事前に設定した予定死亡率を超過した場合、実際の運用利回りが事前に設定した予定利率を下回った場合、実際の経費が事前に設定した予定事業費を超過した場合には、保険期間中の保険料等の受取総額を、保険金・経費等の支払総額が上回ることにより損失が発生し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 責任準備金の積立に関するリスク

かんぽ生命保険は、日本の生命保険会社として、保険業法及び関連業規制に基づき、保険料収入の大部分を、責任準備金として将来の保険金等の支払いに備えて積み立てております。責任準備金は、かんぽ生命保険の負債の最も大きな部分を占めているものであり、各保険契約の保障対象となる事象の起こる頻度や時期、保険金等支払額、資産運用額等につき一定の前提を置き、これらに基づく見積りによって計算されるものであります。これらの前提や見積りと実際の結果が乖離した場合には、責任準備金の積立が不足する可能性があります、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、責任準備金の積立水準に関するガイドラインや基準等は、金融当局である金融庁によって定められているものですが、これらに変更があった場合には、保険料見直しや責任準備金の積増しが必要となる可能性があります、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 契約者配当準備金に関するリスク

かんぽ生命保険が確保すべき契約者配当準備金は費用として扱われ、これにより各事業年度における純利益が減少します。かんぽ生命保険は契約者配当準備金の繰入額の決定について裁量を有しており、その水準については、かんぽ生命保険商品の競争力、業績、ソルベンシー・マージン比率等の様々な要素を考慮して判断しておりますが、その水準によっては、かんぽ生命保険株主への配当原資の額、事業、業績及び財政状態又はかんぽ生命保険の株式価値に影響を及ぼす可能性があります。

なお、かんぽ生命保険が管理機構から受再している簡易生命保険契約については、「旧簡易生命保険契約に基づく保険責任に係る再保険契約」において、かんぽ生命保険が引き受けた保険契約と区分してその収益及び費用を経理するものとし、簡易生命保険契約の再保険損益の8割を契約者配当準備金に繰り入れることとしております。また、再保険配当の計算方法の変更の必要性について、毎事業年度、管理機構とかんぽ生命保険間で協議することとされておりますが、本契約締結以降、当該計算方法が変更されたことはなく、本書提出日時点において変更の予定もありません。

(9) 保険金の支払漏れ問題に関するリスク

かんぽ生命保険は、平成24年9月に、金融当局である金融庁及び総務省から、保険金等支払管理態勢に係る報告命令を受けております。かんぽ生命保険では、その商品内容等に応じて、代理店である日本郵便の社員による訪問活動時、保険金等の請求手続き時及び審査時などの様々な場面で、お客さまから漏れなく保険金等のご請求を行っていただき、保険金等を確実にお支払いするための対策を実施しているものと認識しております。この対策の内容・範囲は、保険業界の動向・消費者保護政策の動向・医療技術の動向等を踏まえ、改善・見直しを継続的に実施、必要があれば過去に保険金をお支払いしたお客さまに対して保険金の追加支払いや請求案内を実施してきました。かんぽ生命保険は従前よりこの対策を取っていたものの、対策が十分でなかったこと等が課題となっております。かんぽ生命保険では、ご請求案内の内容・範囲についての見直し、保険金等支払業務に係るシステム化等各種改善策を講じており、これらの取組状況について、当該報告命令に基づき金融当局へ報告書を提出しております。金融当局への報告義務が継続する間、かんぽ生命保険は今後も3ヵ月ごとに同様の報告書を提出する必要があります。これらの報告書に基づき又はその他の理由によって、金融当局又はかんぽ生命保険がかんぽ生命保険の保険金等支払管理態勢の整備・強化が不十分であると判断した場合には、保険金の追加的な支払等を実施する可能性があり、当社グループの社会的信用、事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) オペレーショナル・リスク

かんぽ生命保険の業務においては、事務リスク、システムリスク、情報漏えい、コンプライアンス違反、不正・不祥事リスク、従業員、代理店、取引先、保険契約者の不正により損害を被るリスク等のオペレーショナル・リスクが存在します。かんぽ生命保険がこれらのオペレーショナル・リスクを適切に管理できず、これらのリスクが顕在化した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 生命保険契約者保護機構への負担金に関するリスク

かんぽ生命保険は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)への負担金支払義務を負っております。保護機構は、破綻した生命保険会社の保険契約者を保護することを目的としており、破綻した生命保険会社から他の生命保険会社へ保険契約を移転する際に、資金援助を実施しております。保護機構への負担金額は保険料収入及び責任準備金の額などに応じて決められるため、かんぽ生命保険の保険料収入及び責任準備金の額が他の生命保険会社に比して増加した場合、負担金が増加する可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、日本の他の生命保険会社の破綻は、日本の生命保険業界全体の評価にも悪影響を与え、保険契約者の生命保険業界全体に対する信用を損ない、これにより当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

V. 宿泊事業・病院事業に関するリスク

当社の営む宿泊事業及び病院事業においては、自然災害、事故、火災、食中毒等から生じる潜在的な損失の発生、損害賠償責任、行政処分等のリスクを内包しています。

また、少子高齢化に伴う近時の医療費削減の流れは、病院事業の収益性に影響を及ぼす可能性があります。

宿泊事業・病院事業について、近年継続して営業損失を計上していることから、宿泊事業においては施設配置の見直しを行ったほか、増収対策や経費削減、個々の病院の状況を踏まえた経営改善等を進めているところですが、今後も厳しい状況が続く見通しです。

VI. 郵政民営化に関するリスク

本書の提出日現在において、当社の発行済株式の全部は日本国政府(財務大臣)により保有されております。日本国政府が保有する当社の株式は、郵政民営化法に基づき、できる限り早期に処分するものとされており(ただし、日本国政府による当社株式の保有割合は常に3分の1を超えるものとされており)、日本国政府は、グローバル・オファリングにより当社の発行済株式の約11%の株式の売出しを行います。

また、当社は金融2社の発行済株式の全部を保有しております。当社が保有する金融2社の株式は、郵政民営化法に基づき、金融2社の経営状況、ユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、その全部をできる限り早期に処分するものとされており、当社は、上記趣旨に沿って、まずは、金融2社株式の保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却することとしています。グローバル・オファリングと同時に、金融2社の普通株式の日本国内及び海外市場における売出しが行われる予定であり、当社は、金融2社売出しにより、ゆうちょ銀行の発行済株式(自己株式を除きます。)の約11%及びかんぽ生命保険の発行済株式の約11%の株式につき売出しを行います。

以下では、かかる日本国政府による当社株式の売却と、当社による金融2社株式の売却に起因する当社グループの事業等のリスクのうち主要なものを記載しております。

(1) 持分の減少による連結業績への影響並びに事業の規模及び範囲の縮小に関するリスク

平成27年3月期におけるゆうちょ銀行の営む銀行業及びかんぽ生命保険の営む生命保険業におけるセグメント利益及びセグメント資産の各合計額は、当社グループのセグメント利益及びセグメント資産の各合計額(「その他」に区分されるものを除きます。)のそれぞれ約97%及び約98%を占めております。郵政民営化法に基づき、当社が金融2社の株式を処分した場合、当社の連結財務諸表の親会社株主に帰属する当期純利益及び非支配株主持分を除く純資産の額に反映される金融2社の純利益及び純資産の額が、減少することになります。金融2社の議決権の過半数を保有している間は連結対象となりますが、当面の処分方針に従い保有割合が50%程度となるまで売却し、金融2社の議決権の過半数を保有しないこととなった場合には、連結対象となるかについて他の要件とも併せて検討することとなります。なお、金融2社が連結対象から外れた場合、連結貸借対照表上、金融2社の資産、負債を合算しなくなるため、当社グループの資産、負債の規模が減少することになります。さらに、金融2社が持分法適用関連会社からも外れた場合は、金融2社株式は「その他有価証券」となり毎期時価で評価することになり、原則として評価差額は「その他有価証券評価差額金」として純資産に計上することになります。

なお、当社の連結財務諸表に対する金融2社の収益・利益が与える影響については、以下の通りと想定しております。

- ① 金融2社持分比率が50%を超える場合、及び金融2社持分比率が40%～50%で当社連結対象となる場合
金融2社の収益が当社連結収益に寄与します。また、金融2社の利益が持分比率に応じて当社連結利益に寄与します。
- ② 金融2社持分比率が20%～50%で持分法適用となる場合
金融2社の利益が持分比率に応じて当社連結利益に寄与します。
- ③ 金融2社持分比率が20%未満の場合
金融2社からの配当収入があれば、当該収入が当社連結収益・利益に寄与します。

また、上記のとおり、当社が保有する金融２社の株式は、金融２社の経営状況、ユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、その全部をできる限り早期に処分するものとされているところ、当社が金融２社の株式を処分しその持分が低下するにつれて、当社グループの事業は、金融２社以外の事業に集中することになり、当該各事業における収益の悪化が、当社グループの事業、業績及び財政状態に、より影響を及ぼすこととなります。また、金融２社に対する持分が低下又は消滅することにより、当社グループの財務の健全性又はキャッシュ・フローが悪化し、当社グループの資金調達能力が制限される可能性があります。

(2) 議決権割合の減少による影響力の低下及び少数株主との利益相反に関するリスク

当社は、金融２社売出し後においても、金融２社の議決権を保有する親会社であり続けますが、金融２社の親会社である当社の利益とその他の少数株主の利益は相反する可能性があります。会社法上、取締役及び執行役は、会社及び少数株主を含む総株主の利益のために業務を行う義務を負っているため、金融２社における意思決定は、常に当社の意向に沿った、又は、当社グループの利益に資するものとは限りません。また、当社が金融２社の株式の２分の１以上又は３分の１超を処分した場合には、株主総会における普通決議又は特別決議を要する事項につき、当社が単独で可決することができなくなる可能性があります。

また、当社は、平成30年３月期末までの間は連結配当性向50%以上を目安に、安定的な１株当たり配当を目指してまいりますが(下記「第４ 提出会社の状況 ３ 配当政策」の記載をご参照ください。)、当社の配当の原資は金融２社からの配当収入に依存しており、当社が金融２社の株式を処分することにより当社の金融２社の意思決定に及ぼす影響力が低下した場合等においては、当社は金融２社から当社の期待する配当収入を得られる保証はありません。

従って、当社が金融２社の株式を処分することにより、当社の金融２社に対する議決権割合が減少した場合には、当社が金融２社の意思決定に及ぼしうる影響はその処分割合に応じて限定的となり、金融２社の意思決定は、当社グループの意向に沿った、又は、当社グループの利益に資するものとはならない可能性があります。

(3) 連結納税制度に関するリスク

当社グループは、連結納税制度を選択し、当社と当社の完全子会社の連結所得に対して法人税の申告及び納付を行っております。金融２社売出しにより、金融２社は当社の完全子会社ではなくなるため、当社グループは法人税の申告及び納付に際し、課税上の所得金額の計算上、金融２社の損益を通算することができなくなります。これにより、金融２社の個別所得金額と当社又は日本郵便やその他の連結納税対象会社の個別欠損金額を課税上通算することができなくなり、当社グループにおける法人税額の総額は増加する可能性があります。このように、当社グループは、金融２社売出しにより金融２社が当社の完全子会社でなくなることにより、金融２社を連結納税グループに含めた連結納税制度の利用による利点を享受できなくなる可能性があります。

(4) 日本国政府との関係が希薄化することに関するリスク

金融２社は、その唯一の株主を当社、当社の唯一の株主を日本国政府とする上場前の状態にあっても、日本国政府その他の公的機関から何らの保証その他の信用補完を受けているわけではありませんが、当社が金融２社の親会社ではなくなることに伴い、金融２社と日本国政府との関係が弱まった場合には、顧客等が、金融２社の経済的信用力が低下した、又は、ゆうちょ銀行の預金及びかんぽ生命保険の商品のリスクが上昇したという誤認や錯誤を有することとなる可能性があります。実際の金融２社の経済的信用力等とは無関係であるにも関わらず、かかる誤認や錯誤が社会に広く伝播した場合等においては、顧客等によるゆうちょ銀行の既存預金の引き出し又は預金の減少、かんぽ生命保険との新規契約の差し控えや既存契約の解約、その他金融２社との取引量の低下を招き、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 日本国政府との利益相反に関するリスク

グローバル・オファリング後においても、日本国政府は当社株式の議決権の約89%を保有する予定であり(なお、グローバル・オファリング後に行われる予定の当社による自己株式の取得の方針については、上記「第一部証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項 5. 自己株式の取得について」をご参照ください。)、日本国政府は当社の株主総会において、普通決議事項及び特別決議事項のいずれについても、単独で可決することが可能です。また、当社及び日本郵便は、日本郵政株式会社法及び日本郵便株式会社法に基づき、新規業務、株式の募集、取締役の選解任及び監査役の選解任(当社のみ)、事業計画の策定、定款の変更、合併、会社分割、解散等を行う場合には、総務大臣の認可(ただし、日本郵便の新規業務については総務大臣への届出)が必要とされています。また、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険は、郵政民営化法に基づき、新規業務、他の金融機関等の子会社化、合併、会社分割、事業の譲渡及び譲受け、廃業並びに解散等を行う場合には、内閣総理大臣及び総務大臣の認可が必要とされています。

当社グループの事業その他に関する日本国政府の利益は、当社のその他の株主の利益と相反する可能性があります。日本国政府が、株主としての経済的利益よりも公共政策上の判断等を優先した場合等には、当社グループのその他の株主の利益に反する支配権又は影響力の行使がなされる可能性があります。なお、郵政民営化法により、日本国政府は当社株式をできる限り早期に処分することが規定されておりますが、その具体的な時期及び処分割合を予想することは困難であり、また、同法により当社株式の発行済株式総数の3分の1超に相当する株式については日本国政府が引き続き保有することが規定されていることから、日本国政府による当社株式の処分完了後も日本国政府は3分の1超の当社株式保有者として引き続き当社に重要な影響を及ぼしうることになります。

(6) 当社による金融2社株式の売却時期に関するリスク

郵政民営化法に基づき、当社は金融2社の株式の全部を処分することが規定されております。金融2社株式の処分時期について、具体的な期限の定めはないものの、その処分に際しては、金融2社の経営状況、ユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することとされています。金融2社株式の処分時期については、かかる要素を勘案して当社取締役会において決定しますが、現時点において、決まっておらず、その時期によっては当社の株主全体の利益とは一致しない可能性があります。従って、当社は、金融2社株式の処分を、適切な時期に適切な条件で実行することができない可能性があります。

郵政民営化法に基づく規制については、当社が金融2社の株式を2分の1以上処分した場合には、金融2社に対する新規業務に係る規制は認可制から届出制へと緩和されます。さらに、当社が金融2社の株式を全部処分した場合又は2分の1以上を処分した旨を総務大臣が内閣総理大臣に通知した日以後に、内閣総理大臣及び総務大臣が他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認め、その旨が決定した場合には、金融2社に対する新規業務に係る規制、他の金融機関等の子会社化、合併、会社分割、事業の譲渡及び譲受け、廃業並びに解散等を行う場合の規制、銀行業における預入限度額規制、生命保険業における加入限度額規制等の適用は廃止されることになります。しかしながら、金融2社の上場後における当社による金融2社株式の売却の時期及び売却の規模は未確定であり、また、金融2社株式の処分に係る郵政民営化法の定めの変更、株式市場の動向等により、金融2社の株式の処分が予定通りに進まない場合には、かかる上乗せ規制の撤廃が行われず、当社の期待する金融2社の経営の自由度の拡大等が実現しない可能性があります。

(7) 金融2社株式の売却損失の発生に関するリスク

金融2社株式の売却収入が、売却に係る当社が保有する金融2社株式の帳簿価額を下回った場合には、売却される株式の帳簿価額と売却収入の差額について、当社の損益計算書に売却損失として計上する必要があり、その結果、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、平成27年3月31日現在、当社が保有するゆうちょ銀行株式の帳簿価額は6,494,540百万円、かんぽ生命保険株式の帳簿価額は1,000,044百万円です。

一方、連結財務諸表においては、金融２社株式の売却収入が、売却による当社の持分の減少額を下回った場合には、売却による当社の持分の減少額と売却収入の差額を、連結貸借対照表の資本剰余金から減少させる必要があります。その結果、当社グループの財政状態に影響を与える可能性があります。なお、平成27年３月31日現在、ゆうちょ銀行に対する当社の持分は8,464,904百万円(※)、かんぽ生命保険に対する当社の持分は1,411,088百万円(※)です。また、金融２社が持分法適用関連会社となり、金融２社株式の売却収入が、売却による当社の持分の減少額を下回った場合には、売却による当社の持分の減少額と売却収入の差額について、連結損益計算書に売却損失として計上する必要があります。さらに、金融２社が子会社及び持分法適用関連会社ではなく、金融２社株式の売却収入が、売却に係る当社が保有する金融２社株式の帳簿価額を下回った場合には、売却される株式の帳簿価額と売却収入の差額について、連結損益計算書に売却損失として計上する必要があります。以上の結果、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(※) 各社単体上の株主資本合計値

(8) 当社の商標等の金融２社による継続使用に関するリスク

当社及び事業子会社が締結した、「日本郵政グループ運営に関する契約」(以下「グループ運営契約」といいます。グループ運営契約の詳細は、下記「５ 経営上の重要な契約等」をご参照ください。))に基づき、事業子会社は、当社による金融２社株式の処分後も、引き続き「日本郵政」ブランド及び関連商標の使用を継続する予定です。

そのため、金融２社株式の売却後も、金融２社における業績の低迷、従業員の不祥事その他の理由により金融２社の社会的信用が毀損された場合には、当社グループの社会的信用及び「日本郵政」のブランド・イメージに悪影響を及ぼす可能性があり、また、当社グループのコンプライアンス又は内部統制の十分性又は有効性に疑義があるものと受け止める可能性があり、かかる場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、グループ運営契約に基づき、金融２社から、当社グループに属することによる利益の対価としてブランド価値使用料を受け取っており、当社による金融２社株式の保有割合にかかわらず、金融２社がそれぞれ日本郵便株式会社法第２条第２項に定める関連銀行又は同条第３項に定める関連保険会社である限り、收受することを想定しております。しかしながら、金融２社が関連銀行又は関連保険会社に該当しないこととなりグループ運営契約そのものを適用しないこととなった場合、若しくは重大な経済情勢の変化等に起因してブランド価値使用料の算定方法が変更された場合には、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 自己株式の取得に関するリスク

当社は、上記「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項 ５. 自己株式の取得について」に記載のとおり、平成27年11月５日(木)から平成28年３月31日(木)までの間に、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)の方法により、当社普通株式の買付け(本件自己株式取得)の委託を行う方針です。

しかしながら、当社が本件自己株式取得に係る取締役会決議を行った場合でも、金融商品取引法に基づくインサイダー取引規制上の未公表の重要事実が存在する場合や当社普通株式の市場価格が高騰する等の場合には、当社は取得期間において本件自己株式取得を実施できない可能性があります。その場合、当社の自己資本利益率の向上や政府保有株式数の低下による経営の自由度の拡大という効果は得られない可能性があります。また、当社の株主は、本件自己株式取得に際して売付けを行うことにより投資資金を回収する機会を失う可能性があります。

また、本件自己株式取得が実施された場合でも、売り注文の総数量が買付数量に満たない場合には、当社の自己資本利益率の向上又は政府保有株式数の低下による経営の自由度の拡大の効果が限定的になる可能性があり、また、売り注文の数量が買付数量を上回る場合には、政府保有株式数の低下による経営の自由度の拡大の効果が限定的となり、また当社の株主は本件自己株式取得に際して売付けを行うことにより投資資金を回収する機会が限定される可能性があります。

さらに、本件自己株式取得が、これに応じない株主にとって有利な条件で実施されるとは限らず、例えば株価が高騰している時期に本件自己株式取得が実施された場合には、これに応じない株主は、高額な自己株式取得資金の外部流出に伴う、当社株式の1株当たりの経済的価値の低下の影響を受ける可能性があり、また、株価が低迷している時期に本件自己株式取得が実施された場合等には、本件自己株式取得により投資資金の回収を図ろうとする株主にとっては、投資資金の回収の機会が限定される可能性があります。

(10) 当社及び金融2社の同時売出しに関するリスク

当社株式の日本国内及び海外市場における売出しと同時に、当社の100%子会社である金融2社の普通株式の日本国内及び海外市場における売出しが、同一の日を株式受渡期日として行われる予定であります。各社の日本国内又は海外市場における売出しのいずれか一つでも中止された場合は、当社株式の売出しも中止されることがあります。

各社の日本国内及び海外市場における売出しの日程の概要は下記のとおりです。

会社名	当社	株式会社ゆうちょ銀行	株式会社かんぽ生命保険
仮条件決定日	平成27年10月7日(水)	平成27年10月7日(水)	平成27年10月7日(水)
売出価格決定日	平成27年10月26日(月)	平成27年10月19日(月)	平成27年10月19日(月)
ブックビルディング期間	自 平成27年10月8日(木) 至 平成27年10月23日(金)	自 平成27年10月8日(木) 至 平成27年10月16日(金)	自 平成27年10月8日(木) 至 平成27年10月16日(金)
申込期間	自 平成27年10月27日(火) 至 平成27年10月30日(金)	自 平成27年10月20日(火) 至 平成27年10月23日(金)	自 平成27年10月20日(火) 至 平成27年10月23日(金)
株式受渡期日	平成27年11月4日(水)	平成27年11月4日(水)	平成27年11月4日(水)

上記のとおり、当社株式に係る売出価格の決定に先立って、金融2社株式に係る売出価格の決定が行われることに伴い、当社株式の売出しにおけるブックビルディング期間(11営業日)は、金融2社株式の売出しにおけるブックビルディング期間(6営業日)よりも5営業日長くなっており、他方、金融2社株式の売出しにおける株式受渡期日は申込期間の最終日の7営業日後とされており、当社株式の売出しにおける株式受渡期日が申込期間の最終日の2営業日後とされているのと比べて、株式受渡期日までの期間が5営業日長くなっております。

このようなストラクチャーでの募集又は売出しの事例は、日本において過去になく、また当社株式の売出価格の決定等も、単独の発行会社による通常の募集又は売出しの事案と比べて複雑な過程のもとで行われます。そのため、売出価格等の決定を含め当社株式の売出し又は金融2社株式の売出しの手続きが円滑かつ適正に実施されるかについて、事前に正確に予想することは困難です。当社株式の売出し又は金融2社株式の売出しの手続きが円滑かつ適正に実施されない場合には、当社株主又は当社株主になろうとする投資家は不利益を被る可能性があります。

VII. 金融2社との関係について

(1) 当社と金融2社との関係について

① 当社グループにおける金融2社の位置づけ

ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の金融2社は、現在、日本郵便が金融のユニバーサルサービス提供に係る責務を果たすために営む銀行代理業又は保険募集等に係る業務委託契約を日本郵便との間でそれぞれ締結しており、それぞれ当社グループにおいて、日本郵便株式会社法第2条第2項に定める関連銀行として銀行業セグメント又は同条第3項に定める関連保険会社として生命保険業セグメントを担っております。

グループ会社として相互に連携・協力し、シナジー効果を発揮するため、当社及び金融2社は、「日本郵政グループ協定」及び「日本郵政グループ運営に関する契約」(いずれも平成27年4月1日発効。以下「グループ協定等」といいます。)を締結しており、その存続期間は、金融2社が日本郵便と締結している上記の業務委託契約が解除されるまでとしております。なお、これらの契約の解除は、当社による金融2社の株式売却と連動しておりません。

② 金融2社とのグループ協定等

当社は、金融2社を含む事業子会社との間で、グループ協定等を締結し、グループ共通の理念、方針、その他グループ運営に係る基本的事項について合意しております。(グループ協定等の詳細については「5 経営上の重要な契約等」をご参照ください。)

グループ協定等に基づき、事業子会社に関するグループ運営は、当社が中心となって行っておりますが、金融2社の独立性を確保する観点から、金融2社については事前承認ルールを採用せず、グループ運営を適切・円滑に行うために必要な事項や法令等に基づき管理等が必要となる事項について、事前協議又は報告を求めています。

③ 金融2社との人的関係

当社の役員1名(西室泰三)が、グループ経営体制の強化、及び金融2社のトップマネジメント強化のため、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の役員(非常勤)を兼任しております。また、ゆうちょ銀行の役員1名(長門正貢)及びかんぽ生命保険の役員1名(石井雅実)がグループ経営体制の強化のため、ゆうちょ銀行の役員1名(田中進)及びかんぽ生命保険の役員1名(千田哲也)が、政府保有会社である当社として国会において各子会社に関する専門的な質問への答弁対応の必要があると考えているため、当社の役員(非常勤)を兼任しております。(当社の役員の状況については「第4 提出会社の状況 5 役員の状況」をご参照ください。)

④ 金融2社との取引等

当社とゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険との平成27年3月期における主な取引等は以下のとおりであります。

取引等内容	取引等先	金額 (百万円)	取引等条件の決定方法等
経営管理料 (※1)	ゆうちょ銀行	3,485	当社のコーポレートスタッフ部門の年間経費予算額に、一定の利益を加算した額とし、当該額を負担する子会社の経常利益額等の指標により按分し、各社負担額を決定している。
システム利用料 (※2)	ゆうちょ銀行	16,054	システムの提供にかかる必要経費に一定の利益率を乗じた金額を、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険が、利用状況等に応じて負担する。
貯金旧勘定 交付金	ゆうちょ銀行	18,967	郵政民営化法第122条の規定により、ゆうちょ銀行が当社に対して金銭の交付(貯金旧勘定交付金)を行うもの。
配当金	ゆうちょ銀行	93,987	将来に向けた安定的な企業成長を実現するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた利益還元を株主である当社に対して行うもの。 なお、ゆうちょ銀行は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うこととしている。
経営管理料 (※1)	かんぽ生命保険	3,030	当社のコーポレートスタッフ部門の年間経費予算額に、一定の利益を加算した額とし、当該額を負担する子会社の経常利益額等の指標により按分し、各社負担額を決定している。
システム利用料 (※2)	かんぽ生命保険	1,690	システムの提供にかかる必要経費に一定の利益率を乗じた金額を、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険が、利用状況等に応じて負担する。
配当金	かんぽ生命保険	16,808	将来に向けた安定的な企業成長を実現するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた利益還元を株主である当社に対して行うもの。 なお、かんぽ生命保険は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うこととしている。

※1 経営管理料は、経営管理契約の廃止(平成27年3月31日)に伴い廃止となり、グループ協定等に基づき、当社は、事業子会社からブランド価値使用料を受け取っております。(グループ協定等の詳細については「5 経営上の重要な契約等」をご参照ください。)

※2 PNETサービス提供契約、LANサービス提供契約、情報系共用システムサービス提供契約、人事関係システムサービス提供契約

(2) 日本郵便と金融２社との関係について

当社の子会社である日本郵便は、ゆうちょ銀行から銀行窓口業務等の委託、またかんぽ生命保険から保険窓口業務の委託を受けており、これらの業務は金融窓口事業セグメントの収益の大部分を占めることから、両社の経営方針に変更が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成27年３月期末現在の日本郵便に対するゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の関係につきましては、次のとおりであります。

① 人的関係

日本郵便では、銀行窓口業務及び保険窓口業務における営業施策の企画・立案、推進管理をゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険と協力して行うとともに、両社から販売支援・業務指導を受けるなど、一体的な営業体制を構築することを目的として、人事交流を行っております。

② 取引関係

日本郵便とゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険との平成27年３月期における主な取引は、以下のとおりであります。

取引内容	取引先	金額 (百万円)	取引条件等の決定方法
銀行代理業の業務に係る受託手数料の受取	ゆうちょ銀行	602,446	銀行代理業等の委託業務に関連して発生する原価を基準に決定
保険代理業務の業務に係る受託手数料の受取	かんぽ生命保険	360,378	募集手数料については、代理店方式を採用している他の生命保険会社の例に準じて設定。維持・集金手数料については、業務量に応じた計算により額を設定
郵便料金等の受取 (※１)	ゆうちょ銀行	18,887	一般の利用者の料金と同一の条件で取引
	かんぽ生命保険	7,313	
土地・建物等の賃貸 (※２)	ゆうちょ銀行	6,680	付近賃貸実例方式により決定 賃料改定時には「継続賃料」により決定
	かんぽ生命保険	2,503	
シェアードサービス 利用料の受取	ゆうちょ銀行	3,019	必要経費に加え、利用状況、他企業における平均的な利益率を勘案し両社交渉により手数料率等を決定
	かんぽ生命保険	1,555	

※１ グループ内物流業務の提供等

※２ 営業店等の施設の賃貸、社員用社宅関連業務の提供等

当社は、上記のような当社及び日本郵便と金融２社との契約関係・人的関係・取引関係に基づき、金融２社を含む当社グループの企業価値を最大化していく方針ですが、かかる関係によっても、金融２社と当社及び日本郵便との利益相反を適切に管理できず、又は金融２社と当社及び日本郵便とのシナジー効果を実現できない可能性があり、また、将来の金融２社株式の追加処分などによって、かかる関係に変更が生じる又はかかる関係による当社グループの企業価値の最大化がさらに困難となる可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社グループの経営上の重要な契約等は、次のとおりであります。

(1) 日本郵政グループ協定等

① 日本郵政グループ協定等の締結について

当社は、事業子会社との間で、「グループ協定等」を締結しております。

グループ協定等において、当社及び事業子会社が、グループ共通の理念、方針その他のグループ運営(グループ全体の企業価値の維持・向上のための諸施策の策定及びその遂行をいいます。以下同じ。)に係る基本的事項について合意することにより、金融2社の上場後においても、引き続きグループ会社が相互に連携・協力し、シナジー効果を発揮する体制を維持しております。グループ協定等の締結は、グループ会社、ひいてはグループ全体の企業価値の維持・向上に寄与していると考えております。

なお、従来、当社は事業子会社との間で経営管理契約を締結し、事業子会社の経営管理を行ってまいりましたが、今般の金融2社の上場申請に先立ち、金融2社の独立性を確保する観点から、経営管理契約は廃止(平成27年3月31日付)しております。

② グループにおける当社の責務について

グループ協定等に基づき、事業子会社に関するグループ運営は、当社が中心となって行っております。また、当社は、当社グループの中心として、グループの総合力としてのブランド価値を維持・向上させるため、以下の行為を行う責務を有しております。

- ア. グループ経営戦略の企画・立案・実施
- イ. グループの内部統制の確保
- ウ. グループ商標に係る商標権の取得・管理
- エ. グループの中核となる人材の育成
- オ. グループ防災対策・危機管理対策の統括
- カ. グループ広報・宣伝活動の企画・立案・実施
- キ. グループ代表としての対外対応・調整・情報提供
- ク. その他グループ経営・各社経営に関する助言・情報提供・あっせん

③ ブランド価値使用料について

ア ブランド価値使用料の位置付け

グループ協定等に基づき、当社は、事業子会社からブランド価値使用料を受け取っております。ブランド価値使用料は、当社グループに属することにより、当社グループが持つブランド力を自社の事業活動に活用できる利益の対価、すなわち、郵政ブランドに対するロイヤリティの性格を有するものです。

従来(グループ協定等の締結前)も、事業子会社は当社グループに属することにより、ブランド価値を裨益していましたが、当社は、事業子会社から郵政ブランドに対するロイヤリティを受け取っておりませんでした。従来は、事業子会社は当社の100%子会社で連結納税制度を採用していたなど、いわば当社と一体の関係であったため、ブランド価値に係る金銭の受払までは行っていなかったものです。

今般、金融2社の株式上場にあたり、グループの在り方を見直す中で、グループの総合力としてのブランド価値を維持・向上させるという当社の責務を明文化するとともに、当社グループが持つブランド力を自社の事業活動に活用できる利益の対価として、事業子会社がブランド価値使用料を負担することとしたものです。

なお、従来、子会社が負担していた経営管理料(当社が行う経営管理の対価)は、経営管理契約の廃止に伴い廃止しています。

(参考)経営管理料の推移

(単位：億円)

	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成25年 3月期	平成26年 3月期	平成27年 3月期
日本郵便	74	56	47	45	49
ゆうちょ銀行	41	31	29	30	34
かんぽ生命保険	33	26	26	27	30
合計	149	115	103	103	114

注：平成23年3月期及び平成24年3月期の日本郵便の額は、郵便事業㈱及び郵便局㈱の合計額です。

イ ブランド価値使用料算定の考え方

事業子会社は、当社グループに属することにより、ブランド価値を裨益します。ブランド価値使用料は、当社グループに属することによる利益が事業子会社の業績に反映されていることを前提とし、事業子会社が享受する利益が直接的に反映される指標を業績指標として採用し、業績指標に一定の料率を掛けて額を算定することとしております。

ブランド価値使用料の額の具体的な算定方法は次のとおりです。

日本郵便：連結営業収益(前年度) × 0.20%
 ゆうちょ銀行：貯金残高(前年度平均残高) × 0.0023%
 かんぽ生命保険：保有保険契約高(前年度末) × 0.0036%

一般的には、享受する利益が直接的に反映されるのは売上高であり、日本郵便の業績指標には、連結営業収益を採用しております。

一方で、ゆうちょ銀行の収益は主に資産運用により生じるものであるため、収益額は、金融市場の情勢により大きく影響を受ける可能性があります。貯金業務は過年度からのストックが利用状況の実態に近いため、貯金の受払の結果である貯金残高(前年度の平均残高)を業績指標として採用することとしたものです。

また、かんぽ生命保険の収益は主に保険料収入となりますが、これは現金主義で計上される生命保険の財務会計固有の仕組みであり、一般的な事業会社であれば前受金として計上される前納保険料の影響を受けるなど、利益が直接的に反映される業績指標としては必ずしも適当ではありません。生命保険は、長期間にわたってお客さまとの契約が継続し、契約時の引受のみならず、契約期間中の保全や支払まで含めて一つの商品であることから、過年度からのストックベースでの保有保険契約高を業績指標として採用することとしたものです。

料率については、ブランド料やロイヤリティ等の受払を行っている他の企業グループの料率水準等を参考にしつつ、当社としては、当社の責務であるブランド価値の維持・向上に係る活動に要すると見込まれる費用の額との整合性を念頭に置きながら事業子会社と協議を行い決定したものです。なお、ブランド価値使用料の額の算定方法は、重大な経済情勢の変化等、特段の事情が生じない限り、変更しないこととしております。

当社は、ブランド価値使用料を活用し、当社グループの中心として、グループの総合力としてのブランド価値の維持・向上に努めてまいります。

なお、各社から当社に支払われる平成28年3月期のブランド価値使用料は、次のとおりです。

(単位：億円)

	日本郵便	ゆうちょ銀行	かんぽ生命保険	合計
ブランド価値使用料	58	40	33	133

④ 金融２社株式の処分後のグループ協定等について

郵政民営化法第７条第２項の規定により、当社が保有する金融２社の株式は、その全部を処分することを目指し、金融２社の経営状況、ユニバーサルサービス提供に係る責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分することとされていますが、当社による金融２社の議決権所有割合にかかわらず、金融２社は、それぞれ日本郵便株式会社法第２条第２項に定める関連銀行又は同条第３項に定める関連保険会社である限り、グループ協定等を維持するものと考えております。

(2) 銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約(期間の定めのない契約)

日本郵便は、日本郵便株式会社法第５条の責務として、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにするユニバーサルサービス義務を果たすために、ゆうちょ銀行との間で、銀行窓口業務契約を締結(平成24年10月１日)するとともに、かんぽ生命保険との間で、保険窓口業務契約を締結(平成24年10月１日)しております。

銀行窓口業務契約では、日本郵便が、ゆうちょ銀行を関連銀行として、通常貯金、定額貯金、定期貯金の受入れ及び普通為替、定額小為替、通常払込み、電信振替の取引を内容とする銀行窓口業務を営むこととしております。

保険窓口業務契約では、日本郵便が、かんぽ生命保険を関連保険会社として、普通終身保険、特別終身保険、普通養老保険及び特別養老保険の募集並びにこれらの保険契約に係る満期保険金及び生存保険金の支払の請求の受理の業務を営むこととしております。

なお、本契約は、期限の定めのない契約であり、特段の事由が生じた場合等を除き、当事者の合意がない限り解除することはできないものと定めております。

(3) 銀行代理業に係る業務の委託契約及び金融商品仲介業に係る業務の委託契約並びに生命保険募集・契約維持管理業務委託契約

① 銀行代理業に係る業務の委託契約及び金融商品仲介業に係る業務の委託契約(期間の定めのない契約)

日本郵便は、ゆうちょ銀行との間で、銀行代理業に係る業務の委託契約(平成19年９月12日(締結)、平成20年４月22日(変更)、平成24年10月１日(変更))、金融商品仲介業に係る業務の委託契約(平成19年９月12日(締結)、平成24年10月１日(変更))を締結しております。

日本郵便が、銀行代理業に係る業務の委託契約に基づいて行う業務は、上記(2)の銀行窓口業務契約で定めた業務を含め、銀行代理業務、手形交換業務、告知事項確認業務等であります。

日本郵便が、金融商品仲介業に係る業務の委託契約に基づいて行う業務は、金融商品仲介業務、本人確認事務等であります。

なお、本契約は、期限の定めのない契約であり、契約当事者のいずれか一方から、６か月前までに本契約を解除する旨の協議を申し入れることができ、書面による通知により解除することができるものと定めておりますが、銀行窓口業務に該当する業務については、上記(2)の契約に定めがある場合を除くほかは、本契約の定めるところによります。

② 生命保険募集・契約維持管理業務委託契約(期間の定めのない契約)

日本郵便は、かんぽ生命保険との間で、生命保険募集・契約維持管理業務の委託契約を締結(平成19年９月12日(締結)、平成24年10月１日(変更)、平成26年９月30日(変更))しております。

日本郵便が、生命保険募集・契約維持管理業務の委託契約に基づいて行う業務は、上記(2)の保険窓口業務契約で定めた業務を含め、保険契約の締結の媒介、保険金、年金、返戻金、貸付金及び契約者配当金等の支払等であります。

なお、本契約は、期限の定めのない契約であり、契約当事者のいずれか一方から、６か月前までに、本契約を解除する旨の協議を申し入れることができ、書面による通知により解除することができるものと定めておりますが、保険窓口業務に該当する業務については、上記(2)の契約に定めがある場合を除くほかは、本契約の定めるところによります。

(4) 郵便貯金管理業務委託契約及び簡易生命保険管理業務委託契約等(期間の定めのない契約)

ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険は、管理機構の業務である郵便貯金管理業務(公社から承継した郵便貯金の管理に関する業務等)及び簡易生命保険管理業務(同簡易生命保険契約の管理に関する業務等)の一部(払戻し、利息支払等)について、管理機構とそれぞれ郵便貯金管理業務委託契約、簡易生命保険管理業務委託契約を締結し委託を受けております。

また、ゆうちょ銀行は管理機構との間で郵便貯金資産(郵便貯金管理業務の経理を区分する郵便貯金勘定に属する資産)の運用のための貯金に係る契約を、かんぽ生命保険は管理機構との間で簡易生命保険契約の再保険に係る契約をそれぞれ締結しております。

更に、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険は、管理機構との間で管理機構が保有する郵便貯金の預金者、簡易生命保険の契約者及び地方公共団体に対する貸付金の総額に相当する額について、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険からの借入金として管理機構がそれぞれ債務を負うものとする契約を締結しております。

なお、郵便貯金管理業務委託契約、簡易生命保険管理業務委託契約及び簡易生命保険契約の再保険に係る契約の変更又は解除は、総務大臣の認可が必要とされております。

(5) 郵便貯金管理業務の再委託契約及び簡易生命保険管理業務再委託契約

① 郵便貯金管理業務の再委託契約(期間の定めのない契約)

ゆうちょ銀行は、日本郵便との間で、ゆうちょ銀行が管理機構から受託している郵便貯金管理業務について、日本郵便が郵便貯金管理業務の一部を営むこととする郵便貯金管理業務の再委託契約(平成19年9月12日(締結)、平成20年9月30日(変更)、平成24年10月1日(変更))を締結しております。

なお、本契約は、期間の定めのない契約であり、契約当事者のいずれか一方から、6か月前までに本契約を解除する旨の協議を申し入れることができ、書面により本契約の解除を通知することができるものと定めております。

② 簡易生命保険管理業務再委託契約(期間の定めのない契約)

かんぽ生命保険は、日本郵便との間で、かんぽ生命保険が管理機構から受託している簡易生命保険管理業務について、日本郵便が簡易生命保険管理業務の一部を営むこととする簡易生命保険管理業務再委託契約(平成19年9月12日(締結)、平成24年10月1日(変更))を締結しております。

なお、本契約は、期間の定めのない契約であり、契約当事者のいずれか一方から、6か月前までに、事業運営上の合理的な理由により本契約を解約する旨、書面による通知を行い、解約することができるものと定めております。

(6) 総括代理店委託契約(1年ごとの自動更新)

かんぽ生命保険は、かんぽ生命保険を保険者とする生命保険契約の募集を行う簡易郵便局に対する指導・教育等について、日本郵便と総括代理店契約(平成19年9月12日(締結)、平成24年10月1日(変更))を締結しております。

なお、本契約は、契約当事者のいずれか一方から、6か月前までに、事業運営上の合理的な理由により本契約を解約する旨、書面による通知を行い、解約することができるものと定められております。また、生命保険募集・契約維持管理業務委託契約(上記(3)②)が解除された場合は、予告なしに解除することができるものと定められております。

(参考1) ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険からの委託手数料

日本郵便は、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険との間で、上記(2)、(3)、(5)、(6)に係る業務の対価としての委託手数料の算定方法等を定めております。

ゆうちょ銀行とは、委託手数料支払要領を締結しており、ゆうちょ銀行直営店での業務コストをベースに、日本郵便での取扱実績に基づいて委託業務コストに見合う額を算出し、郵便局維持に係る「窓口基本手数料」、貯金残高に応じて支払われる「貯金預払事務等」、送金決済取扱件数に応じて支払われる「送金決済その他役務の提供事務等」、資産運用商品の販売額に応じて支払われる「資産運用商品の販売事務等」の手数料を設定しています。

これに一定基準以上の実績の確保や事務品質の向上のため、成果に見合った「営業品質・事務報奨」を合わせた手数料となっています。

かんぽ生命保険とは、代理店手数料規程等を定めており、募集した新契約に応じて支払われる「募集手数料」、簡易生命保険契約の継続に応じて支払われる「継続手数料」、保有契約件数等に応じて支払われる「維持・集金手数料」、総括代理店契約業務に対して支払われる「総括代理店手数料」が設定されています。

また、一定基準以上の実績の確保や契約維持管理のための活動促進等のため、成果に見合った「ボーナス手数料」等のインセンティブ手数料が設定されています。

なお、募集手数料は複数年、継続手数料は最長10年の分割払いとなっており、維持・集金手数料に設定されている単価は、実地調査に基づく所要時間や、これに係る人件費等を基に算出されており、原則3年ごとに改正を実施しております。

過去5年間の手数料推移は以下のとおりです。

(単位：億円)

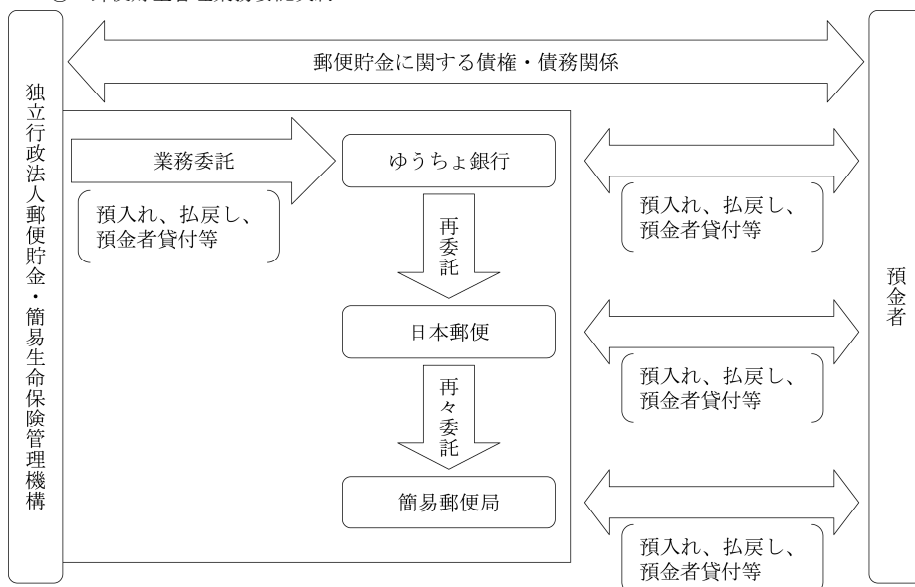
	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
ゆうちょ銀行	6,319	6,190	6,095	6,072	6,024
かんぽ生命保険	4,024	3,842	3,785	3,671	3,603

(注) 手数料額合計には営業支援金を含んでいるため、かんぽ生命保険が平成27年9月10日付で提出した有価証券届出書に記載されている手数料額と一致しません。

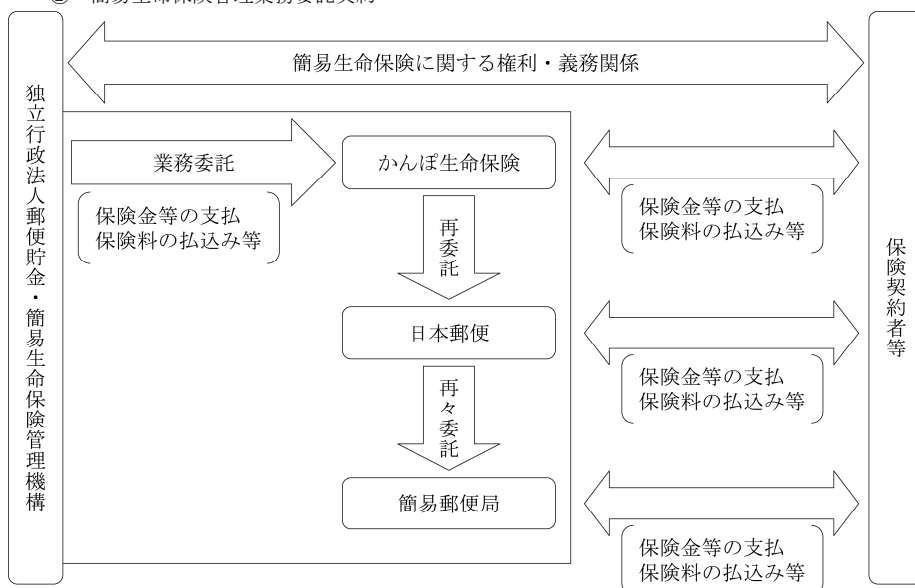
なお、営業支援金とは、保険商品の募集促進を目的として覚書に基づきかんぽ生命保険から日本郵便に提供(金額は両社の協議により決定)されるものであり、日本郵便はその使途についてはかんぽ生命保険に報告します。

(参考 2) 管理機構と契約している業務委託契約の関係は以下のとおりになります。

① 郵便貯金管理業務委託契約



② 簡易生命保険管理業務委託契約



(7) 郵便局局舎の賃貸借契約

日本郵便は、日本郵便の営業所である郵便局を関係法令に適合するように設置するため、15,357局の郵便局局舎(平成27年4月1日現在)について賃貸借契約を締結しております。このうち従業員等との間で賃貸借契約を締結している局舎の数が5,358局となっておりますが、これは明治初期の国家財政基盤が不安定な時代にあつて、予算的な制約を乗り越え、郵便を早期に全国に普及させる為、地域の有力者が業務を請け負い、郵便局の局舎として自宅を無償提供したことが起源となっているものです。また、昭和23年4月に従業員に対する郵便局舎提供義務が廃止されたことに伴い、すべての郵便局局舎について賃貸借契約を締結することといたしました。その後、郵便局の新規出店、店舗配置の見直し等を通じた郵便局ネットワークの最適化を推進しており、賃貸借契約についても必要に応じて見直しを行い、現在に至っております。

郵便局局舎の賃借料については、従業員等との賃貸借契約を含め、積算法又は賃貸事例比較法に基づき算定しており、定期的に不動産鑑定士による検証等の見直しを実施しています。最近５年間の賃借料総額の実績は、平成22年度分634億円、平成23年度分628億円、平成24年度分622億円、平成25年度分613億円、平成26年度分600億円になっています。

一部の郵便局局舎の賃貸借契約については、日本郵便の都合で、その全部又は一部を解約した場合で、貸主が当該建物を他の用途に転用することが出来ず損失を被ることが回避な場合には、貸主から補償を求めることが出来る旨を契約書に記載しております。解約補償額は、貸主が郵便局局舎に対して投資した総額のうち、解約時における未回収投資額を基礎に算出することとしておりますが、平成27年３月31日現在、発生する可能性のある解約補償額は104,372百万円です。なお、日本郵便の都合により解約した場合であっても、局舎を他用途へ転用する等のときは補償額を減額することから、全額が補償対象となるとは限りません。

賃貸借契約の契約期間は、平成22年６月までに締結した契約については１年間の自動更新となっておりますが、これまで郵便局舎は長期間、使用しているという実態を踏まえ経済合理性の観点から、長期賃貸を前提とした契約内容に見直しを行ったため、平成22年７月以降に締結する契約については、税法上の耐用年数に10年を加えた年数としております。

(8) 簡易郵便局との窓口業務等の委託契約

日本郵便は、簡易郵便局受託者(平成27年３月31日現在、3,962者)との間で、郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託契約、荷物の運送の取扱いに関する業務の委託契約、銀行代理業に係る業務の再委託契約、郵便貯金管理業務の再委託契約、生命保険契約維持管理業務の再委託契約、簡易生命保険管理業務の再委託契約及びカタログ販売等業務に係る委託契約(受託者によっては各契約の一部)を締結しております。なお、簡易郵便局との窓口業務等の委託契約の期間は３年間であります。

また、かんぽ生命保険は、簡易郵便局受託者(平成27年３月31日現在、624者)との間で、生命保険募集委託契約を締結しております。

(参考) 簡易郵便局受託者の資格については、簡易郵便局法の規定により、禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しないもの等を除く、以下の者でなければならないと定められております。

- ① 地方公共団体
- ② 農業協同組合
- ③ 漁業協同組合
- ④ 消費生活協同組合(職域による消費生活協同組合を除く。)
- ⑤ ①から④までの者のほか、十分な社会的信用を有し、かつ、郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を適正に行うために必要な能力を有する者

(9) トール社株式取得に係る買収実行契約(Scheme Implementation Deed)

日本郵便は、平成27年２月18日付で、トール社との間で、豪州上場会社の100％株式を取得する方法の一つである豪州会社法に基づくスキーム・オブ・アレンジメント(以下「SOA」といいます。)の手続きにより、トール社の全株式を取得する旨を定めた買収実行契約を締結いたしました。当該契約に定める条件に従って、SOAを実行することにより、日本郵便は、平成27年５月28日にトール社の発行済の全株式の取得を完了しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

第10期連結会計年度及び第11期第1四半期連結累計期間の当社並びに当社グループの主たる子会社である日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の経営成績並びに財政状態及びキャッシュ・フローの状況(ただし、キャッシュ・フローの分析については第10期連結会計年度のみ)の分析は、以下のとおりであります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

第10期連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当連結会計年度の経常収益は、民営化以降、減少が続いている厳しい環境であり、かんぽ生命保険の責任準備金戻入額の減少等により前期比981,284百万円減の14,258,842百万円となりました。一方、経常費用は、かんぽ生命保険の保険金等支払金の減少等により、前期比993,504百万円減の13,143,018百万円となりました。

以上の結果、経常利益は、前期比12,220百万円増の1,115,823百万円、特別利益、特別損失(保険業法の価格変動準備金繰入等)、契約者配当準備金繰入額等を加減した当期純利益は前期比3,610百万円増の482,682百万円となりました。

なお、セグメント別の状況は「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

当連結会計年度の当社並びに当社グループの主たる子会社である日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の経営成績(いずれも単体)の分析は、以下のとおりであります。

平成27年3月期の決算の概要

(単位：百万円)

科目	日本郵政 (連結)	日本郵政 (単体)	日本郵便			ゆうちょ 銀行	かんぽ 生命保険 (単体)
			(単体)	郵便・物流事業	金融窓口事業		
経常収益 (営業収益)	14,258,842	255,370 (251,919)	2,840,398 (2,819,144)	1,835,722 (1,823,902)	1,193,477 (1,184,044)	2,078,179	10,169,236
前期比	△981,284	△20,949 (△21,069)	47,991 (45,186)	43,434 (46,266)	△11,028 (515)	1,781	△1,064,688
経常費用 (営業費用)	13,143,018	106,071 (104,731)	2,818,388 (2,808,494)	1,837,590 (1,834,221)	1,169,599 (1,163,074)	1,508,689	9,676,067
前期比	△993,504	△22,410 (△22,254)	78,513 (81,536)	59,182 (66,040)	3,746 (17,091)	△2,613	△1,094,351
経常利益 又は経常 損失(△) (営業利益 又は営業 損失(△))	1,115,823	149,298 (147,187)	22,010 (10,650)	△1,868 (△10,319)	23,878 (20,969)	569,489	493,169
前期比	12,220	1,461 (1,184)	△30,522 (△36,349)	△15,747 (△19,773)	△14,775 (△16,576)	4,394	29,663
当期純利益	482,682	131,181	15,423	—	—	369,434	81,758
前期比	3,610	△23,908	△17,487	—	—	14,769	18,329

(注) 1. 営業収益、営業費用及び営業利益の計数及び前期比は、日本郵政(単体)及び日本郵便(単体)のみ記載しております。これは、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の科目が、銀行法施行規則及び保険業法施行規則に準拠しているためであります。

2. 日本郵便(単体)の計数は、表中の郵便・物流事業と金融窓口事業の合算から、内部取引を調整して算定したものであります。

3. 表中の主要各社の損益は、当社並びに当社グループの主たる子会社である日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の個別財務諸表に基づき記載しているため「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の注記事項(セグメント情報等)とは異なります。

当社における当事業年度の営業収益は、関係会社受取配当金の減少等により前期比21,069百万円減の251,919百万円となりました。一方、営業費用は、前期比22,254百万円減の104,731百万円となりました。

以上の結果、営業利益は、前期比1,184百万円増の147,187百万円となり、経常利益は、前期比1,461百万円増の149,298百万円となりました。

当期純利益は、連結納税による法人税等の影響等の要因により、前期比23,908百万円減の131,181百万円となりました。

① 日本郵便(郵便・物流事業)

日本郵便の郵便・物流事業における当事業年度の営業収益は、郵便物数の減少による収益の減少が続く中(引受郵便物の総取扱物数前期比2.1%減)、ゆうパック(物数前期比13.2%増)・ゆうメール(物数前期比1.1%増)の中小口営業の取り組みやEMS(国際スピード郵便)の増加(物数前期比29.9%増)により、前期比46,266百万円増の1,823,902百万円となりました。一方、営業費用は、人件費単価の上昇・物数増加に伴う国際郵送料等の経費及び次世代情報端末(パソコン)の全国展開などの投資に伴う費用が増加した結果、前期比66,040百万円増の1,834,221百万円となりました。

以上の結果、前期比19,773百万円減となる10,319百万円の営業損失となりました。

② 日本郵便(金融窓口事業)

日本郵便の金融窓口事業において、郵便物の減少や保険保有契約件数の減少などが継続する中、郵便窓口業務を含め、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険のグループ各社からの受託手数料は、前期比9,983百万円減の1,140,696百万円と減少傾向が続いているものの、不動産事業の推進や提携金融サービスの拡充などにより、当事業年度の営業収益は、前期比515百万円増の1,184,044百万円となりました。一方、営業費用は、業務量の増減に合わせた人員配置を行うなどの人件費、経費の効率的な使用に努めたものの、次世代情報端末(パソコン)の全国展開などの投資に伴う費用が増加した結果、前期比17,091百万円増の1,163,074百万円となりました。

以上の結果、前期比16,576百万円減の20,969百万円の営業利益となりました。

③ ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行における当事業年度の経常収益は、収益源の多様化が寄与し、前期比1,781百万円増の2,078,179百万円となりました。一方、経常費用は、前期比2,613百万円減の1,508,689百万円となりました。このうち営業経費は、消費税率引き上げの影響もあり、前期比18,638百万円増の1,113,654百万円となりました。

以上の結果、経常利益は、前期比4,394百万円増の569,489百万円、当期純利益は、前期比14,769百万円増の369,434百万円となりました。

④ かんぽ生命保険

かんぽ生命保険における当事業年度の経常収益は、個人保険の新契約件数は増加したものの責任準備金戻入額が減少したこと等により前期比1,064,688百万円減の10,169,236百万円となりました。一方、経常費用は、保険金等支払金が減少したこと等により前期比1,094,351百万円減の9,676,067百万円となりました。

以上の結果、経常利益は、前期比29,663百万円増の493,169百万円となりました。経常利益に、特別損益、契約者配当準備金繰入額及び法人税等を差し引いた当期純利益は、前期比18,329百万円増の81,758百万円となりました。

第11期第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

当第1四半期連結累計期間の経常収益は、かんぽ生命保険の保険料等収入、責任準備金戻入額、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の有価証券利息配当金などを中心に3,446,514百万円となりました。一方、経常費用は、かんぽ生命保険の保険金等支払金などを中心に3,203,810百万円となりました。

以上の結果、経常利益は、242,704百万円、経常利益に、固定資産売却等による特別利益、保険業法の価格変動準備金繰入等による特別損失、契約者配当準備金繰入額等を加減した親会社株主に帰属する四半期純利益は142,639百万円となりました。

なお、セグメント別の状況は「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間の当社並びに当社グループの主たる子会社である日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の経営成績(いずれも単体)の分析は、以下のとおりであります。

平成28年3月期第1四半期の決算の概要

(単位：百万円)

科目	日本郵政 (連結)	日本郵政 (単体)	(単体)	日本郵便		ゆうちょ 銀行	かんぽ 生命保険 (単体)
				郵便・物流事業	金融窓口事業		
経常収益 (営業収益)	3,446,514	234,289 (233,392)	701,464 (695,291)	— (437,478)	— (302,892)	482,708	2,473,122
経常費用 (営業費用)	3,203,810	19,570 (19,242)	688,839 (686,709)	— (445,203)	— (286,261)	368,819	2,365,513
経常利益 又は経常 損失(△) (営業利益 又は営業 損失(△))	242,704	214,718 (214,150)	12,625 (8,581)	— (△7,725)	— (16,631)	113,888	107,609
四半期純 利益	142,639	216,355	31,273	—	—	79,270	23,244

- (注) 1. 営業収益、営業費用及び営業利益の計数は、日本郵政(単体)及び日本郵便(単体)のみ記載しております。これは、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の科目が、銀行法施行規則及び保険業法施行規則に準拠しているためであります。
2. 日本郵便(単体)の計数は、表中の郵便・物流事業と金融窓口事業の合算から、内部取引を調整して算定したものであります。
3. 日本郵政(連結)の「四半期純利益」は、「親会社株主に帰属する四半期純利益」の数値を記載しております。
4. 表中の主要各社の損益は、当社並びに当社グループの主たる子会社である日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の個別財務諸表に基づき記載しているため「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の四半期連結財務諸表に係る注記事項(セグメント情報等)とは異なります。

当社における当第1四半期累計期間の営業収益は、関係会社受取配当金を中心に233,392百万円となりました。一方、営業費用は19,242百万円となりました。

以上の結果、営業利益は214,150百万円となり、経常利益は214,718百万円となりました。

四半期純利益は、連結納税による法人税等の影響等の要因により、216,355百万円となりました。

① 日本郵便(郵便・物流事業)

日本郵便の郵便・物流事業における当第1四半期累計期間の営業収益は、郵便物数が増加するとともに(引受郵便物の総取扱物数前年同期比1.0%増)、ゆうパック(物数前年同期比10.4%増)・ゆうメール(物数前年同期比3.7%増)やEMSの増加(物数前期比49.7%増)などにより、437,478百万円となりました。

一方、営業費用は、取扱物数増による期間雇用社員賃金等の人件費や国際郵送料等の集配委託費用の増加、雇用情勢による人件費単価の上昇等のコストの増加等により、445,203百万円となりました。

以上の結果、7,725百万円の営業損失となりました。

② 日本郵便(金融窓口事業)

日本郵便の金融窓口事業における当第1四半期累計期間の営業収益は、貯金残高や投資信託の販売の増加等により金融受託業務の手数料の増加や、提携金融サービスの拡充などによる収入の増加により、302,892百万円となりました。

一方、営業費用は、これらの営業活動に伴う人件費の増加などにより286,261百万円となりました。

以上の結果、16,631百万円の営業利益となりました。

③ ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行における当第1四半期累計期間の経常収益は、貯金残高は郵便局との連携による営業推進態勢の強化により178,121,883百万円となり、金利リスク等を適切にコントロールしながら収益源の多様化、収益の安定的確保に努めているものの、歴史的な低金利が継続する厳しい経営環境下で資金利益が減少したことなどから、482,708百万円となりました。

一方、経常費用は預金保険料率の引下げの影響等により、368,819百万円となりました。このうち、資金調達費用は93,217百万円、営業経費は266,971百万円となりました。

以上の結果、経常利益は113,888百万円、四半期純利益は79,270百万円となりました。

④ かんぽ生命保険

かんぽ生命保険における当第1四半期累計期間の経常収益は、日本郵便との連携強化などにより個人保険57万7千件、金額1,720,176百万円、個人年金保険2万件、金額72,201百万円の新契約を獲得するなどの結果、2,473,122百万円となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金は2,210,799百万円、責任準備金等繰入額は232百万円、資産運用費用は2,427百万円などを主因に2,365,513百万円となりました。

以上の結果、経常利益は107,609百万円、四半期純利益は23,244百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

第10期連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

① 資産の部

資産の部合計は、前連結会計年度末比3,603,354百万円増の295,849,794百万円となりました。

主な要因は、現金預け金14,412,038百万円の増、銀行業及び生命保険業における債券貸借取引支払保証金1,059,982百万円の増並びに金銭の信託1,425,950百万円の増の一方、銀行業及び生命保険業等における有価証券13,029,174百万円の減によるものです。

② 負債の部

負債の部合計は、前連結会計年度末比1,690,442百万円増の280,548,232百万円となりました。

主な要因は、銀行業及び生命保険業における債券貸借取引受入担保金2,857,923百万円の増並びに貯金405,216百万円の増の一方、生命保険業における責任準備金2,632,889百万円の減によるものです。

③ 純資産の部

純資産の部合計は、前連結会計年度末比1,912,911百万円増の15,301,561百万円となりました。

主な要因は、その他有価証券評価差額金1,638,797百万円の増によるものです。

第11期第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

① 資産の部

資産の部合計は、前連結会計年度末比1,541,607百万円増の297,391,401百万円となりました。

主な要因は、現金預け金1,103,791百万円の増、のれん535,447百万円の増、銀行業及び生命保険業における金銭の信託312,125百万円の増の一方、銀行業及び生命保険業等における有価証券623,174百万円の減によるものです。

② 負債の部

負債の部合計は、前連結会計年度末比1,441,169百万円増の281,989,402百万円となりました。

主な要因は、銀行業における貯金1,370,720百万円の増並びに銀行業及び生命保険業における債券貸借取引受入担保金1,348,486百万円の増の一方、生命保険業における責任準備金752,841百万円の減によるものです。

③ 純資産の部

純資産の部合計は、前連結会計年度末比100,437百万円増の15,401,998百万円となりました。

主な要因は、利益剰余金92,662百万円の増によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(4) 経営者の問題意識と今後の方針

当社は、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の経営の基本方針の策定及び実施の確保並びに株主としての権利の行使を行うとともに、グループ各社が個別に実施するよりもグループ内で1カ所に集約したほうが効率的な実施が見込まれる間接業務を事業子会社等から受託して実施することにより事業子会社等の業務を支援するほか、病院及び宿泊施設の運営等を行うことにより、郵政ネットワークの安心、信頼を礎として、民間企業としての創造性、効率性を最大限発揮しつつ、お客さま本位のサービスを提供し、地域のお客さまの生活を支援し、お客さまと社員の幸せを目指します。

また、経営の透明性を自ら求め、規律を守り、社会と地域の発展に貢献できるよう努めていくことを基本として会社経営を行っていきます。なお、その業務の運営に当たっては、日本郵政株式会社法第5条第1項に規定される、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を果たしてまいります。

当社グループの企業価値向上を目指し、子会社の収益力強化策や更なる経営効率化等が着実に進展するようグループ運営を行い、当社グループ各社が抱える経営課題については、持株会社として、各社と連携を深めながら、必要な支援を行い、その解消に努めます。

第3【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第10期連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社グループでは、郵便局施設の改修、業務基幹系システムの刷新等、お客さまサービスと業務効率化に資する経営基盤強化のための投資を行いました。

当連結会計年度における設備投資(固定資産受入ベース数値)の内訳は、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額 (百万円)	摘要
郵便・物流事業	84,628	郵便・物流ネットワーク再編(10,966百万円)、次世代郵便情報システムの構築等(31,476百万円)、郵便局施設の改修(24,487百万円)等
金融窓口事業	62,339	不動産開発事業(29,950百万円)、郵便局施設の改修(17,142百万円)等
銀行業	61,973	大手町再開発ビル(仮称)の権利取得(37,278百万円)、ゆうちょ総合情報(5次)システムに係る開発(14,192百万円)等
生命保険業	107,262	大手町再開発ビル(仮称)の権利取得(30,469百万円)、かんぽ総合情報システムの更改に関する機器及びソフトウェア(28,544百万円)、かんぽ総合情報システムの追加開発(13,866百万円)等
その他	33,080	次世代ネットワークの設計及び構築(13,018百万円)等
計	349,284	
消去又は全社	△567	
合計	348,717	

(注) 1. 上記の金額には消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2. 所要資金については、自己資金で充当しております。

3. 設備投資には、無形固定資産の取得に係る投資を含んでおります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

第11期第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

当社グループでは、郵便局施設の改修、業務基幹系システムの刷新等、お客さまサービスと業務効率化に資する経営基盤強化のための投資を行いました。

当第1四半期連結累計期間における設備投資(固定資産受入ベース数値)の内訳は、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額 (百万円)	摘要
郵便・物流事業	33,836	郵便・物流ネットワーク再編(19,915百万円)、次世代郵便情報システムの構築等(4,458百万円)、郵便局施設の改修(5,730百万円)等
金融窓口事業	5,440	現金自動入出金機の配備(1,445百万円)、郵便局施設の改修(1,862百万円)等
銀行業	11,099	大手町再開発ビル(仮称)の権利取得(3,468百万円)、ゆうちょ総合情報(5次)システムに係る開発(5,488百万円)等
生命保険業	21,275	大手町再開発ビル(仮称)の権利取得(2,834百万円)、かんぽ総合情報システムの更改に関する機器及びソフトウェア(5,344百万円)、大崎ブライタワー移転に伴う模様替工事等(3,617百万円)等
その他	29,075	大手町再開発ビル(仮称)の権利取得(21,618百万円)等
計	100,727	
消去又は全社	—	
合計	100,727	

(注) 1. 上記の金額には消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2. 所要資金については、自己資金で充当しております。

3. 設備投資には、無形固定資産の取得に係る投資を含んでおります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループは、多種多様な事業を行っており、その設備の状況をセグメント毎の数値とともに主たる設備の状況を開示する方法によっております。

第10期連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(1) セグメント内訳

平成27年3月31日現在

セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
		建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
郵便・物流事業	荷役所等	507,145	29,682	689,094 (4,798)	1,670	26,821	1,254,413	94,613 [111,022]
金融窓口事業	店舗、 郵便局施設等	402,279	1,401	601,201 (4,068)	196	60,746	1,065,825	102,262 [34,564]
銀行業	店舗、事務 センター等	72,751	539	59,034 (187)	—	47,606	179,933	12,889 [5,523]
生命保険業	店舗、本社等	34,237	43	68,350 (145)	2,009	27,162	131,803	7,606 [3,122]
その他	本社等	37,746	778	95,727 (1,890)	4	25,458	159,715	3,333 [4,309]

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品と建設仮勘定であります。上記の金額には消費税及び地方消費税を含んでおりません。
2. 上記のほか、当社の連結会社以外の者から賃借している設備があります。郵便・物流事業セグメント(年間賃借料5,397百万円)、金融窓口事業セグメント(年間賃借料65,132百万円)、銀行業セグメント(年間賃借料3,815百万円)、生命保険業セグメント(年間賃借料2,633百万円)であり、主要なものは郵便局施設となります。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(派遣社員を除く。)は年間の平均人員を[]内に外書きで記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成27年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
東京通信病院 ほか63カ所 (健康管理事務センター等 を含む。) (東京都ほか)	その他	診療施設	2,567	66	16,109 (76)	—	1,901	20,645	1,607 [669]
かんぼの宿 小樽 ほか75カ所 (北海道ほか)	その他	宿泊施設	18,901	702	37,170 (1,762)	0	445	57,219	352 [2,670]
本社等 その他の施設 (東京都ほか)	その他	その他	15,967	10	42,447 (51)	—	1,711	60,137	992 [216]

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品と建設仮勘定であります。なお、上記の金額には消費税及び地方消費税は含んでおりません。
2. 宿泊施設のうち、平成27年3月31日現在で廃止決定されているかんぼの宿4カ所(十勝川、横手、山代、修善寺)及びかんぼの郷2カ所(白山尾口、宇佐)については、事業所の数に含まれませんが、帳簿価額には含まれております。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(派遣社員を除く。)は年間の平均人員を[]内に外書きで記載しております。
4. 上記には、当社の連結会社以外の者に賃貸しているメルパルク等(40,650百万円)の設備が含まれております。
5. 上記のほか、当社の連結会社以外の者から賃借している主要な設備はありません。

(3) 主要な連結子会社の状況

平成27年3月31日現在

会社名	設備の内容	セグメント	資産区分	帳簿価額 (百万円)	土地面積 (千㎡)	従業員数 (人)
日本郵便	本社・支社 (14カ所) 郵便局 (20,117局) その他 (23カ所)	郵便・物流 事業	建物及び構築物	497,317	4,402	92,182 [107,955]
			機械装置及び 運搬具	27,188		
			土地	640,492		
			リース資産	535		
			その他	25,774		
		計	1,191,308			
		金融窓口事業	建物及び構築物	401,656	4,066	101,752 [32,394]
			機械装置及び 運搬具	1,400		
			土地	600,973		
			リース資産	191		
その他	60,591					
計	1,064,814					
合計			2,256,122	8,469	193,934 [140,349]	
ゆうちょ銀行	本社及びエリア本部 (14カ所) 支店及び出張所 (234カ所) その他 (68カ所)	銀行業	建物及び構築物	72,751	187	12,889 [5,523]
			機械装置及び 運搬具	539		
			土地	59,034		
			リース資産	—		
			その他	47,606		
		合計	179,933			
かんぽ生命保険	本社及びエリア本部 (14カ所) 支店 (79カ所) その他 (5カ所)	生命保険業	建物及び構築物	34,176	145	7,153 [3,104]
			機械装置及び 運搬具	43		
			土地	68,350		
			リース資産	1,970		
			その他	27,131		
		合計	131,672			

- (注) 1. 資産区分のうち「その他」は、工具、器具及び備品と建設仮勘定であります。なお、上記の金額には消費税及び地方消費税を含んでおりません。
2. 日本郵便における本社・支社、郵便局及びその他の設備の数は重複しておりません。また、資産区分及び帳簿価額は、それぞれのセグメントの区分に応じて分けて記載しております。
3. 日本郵便における郵便局数には閉鎖中の郵便局は含まれませんが、帳簿価額には含まれております。
4. 上記のほか、主要な連結子会社が当社の連結会社以外の者から賃借している主要な設備は、2-(1)に記載のとおりであります。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(派遣社員を除く。)は年間の平均人員を[]内に外書きで記載しております。

第11期第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

当第1四半期連結累計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりであります。

(a) 地域区分郵便局の新設

当第1四半期連結累計期間において、日本郵便が、郵便物等の集中処理を行うため、「郵便・物流ネットワーク再編」の一環として、東京エリアを受け持つスーパーハブ機能を持った地域区分郵便局(東京北部郵便局(埼玉県和光市))を新設しました。これにより、日本郵便においてリース資産が15,865百万円増加しております。

(b) トール社を連結の範囲に含めたことに伴う設備の増加

当第1四半期連結累計期間において、トール社及び同社傘下の子会社を当社の連結の範囲に含めたことに伴い、トール社及び同社傘下の子会社が保有する事務所、設備等185,954百万円が増加しております。そのほか、トール社及び同社傘下の子会社において当社の連結会社以外の者から賃借している主要な設備(年間賃借料304百万豪ドル)があります。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成27年6月30日現在）

(1) 重要な設備等の新設等

セグメント の名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)	資金調達方法	着手及び完了予定年月	
				着手	完了
郵便・ 物流事業	郵便・物流ネットワーク再編	122,708	自己資金	平成25年9月	平成30年度
	次世代郵便情報システムの構築	62,680	自己資金	平成23年9月	平成27年度
	郵便局施設・設備の改修	319,681	自己資金	平成26年4月	平成29年度
金融窓口 事業	J Pタワー名古屋	25,494	自己資金	平成25年7月	平成27年度
	現金自動入出金機の配備	37,155	自己資金	平成26年10月	平成27年度
	郵便局施設・設備の改修	123,942	自己資金	平成26年4月	平成29年度
	博多北郵便局博多駅前分室用地 (北側敷地)	13,861	自己資金	平成25年7月	平成27年度
銀行業	ゆうちょ総合情報(第5次)シス テム	5,550	自己資金	平成21年6月	平成27年度
	A T M (平成27～28年度)	7,001	自己資金	平成27年3月	平成28年度
	A T M (平成29～30年度)	14,944	自己資金	—	平成30年度
	大手町再開発ビル(仮称)	18,128	自己資金	平成26年5月	平成30年度
生命保険業	かんぽ総合情報システムの更改 に関する機器及びソフトウェア	68,910	自己資金	平成22年2月	平成28年度
	東西情報管理センター施設設備 の予防保全工事	862	自己資金	平成25年2月	平成27年度
	大手町再開発ビル(仮称)	14,780	自己資金	平成26年6月	平成30年度
	大崎ブライタワー移転に伴う 模様替工事等	7,281	自己資金	平成26年7月	平成27年度
その他	大手町再開発ビル(仮称)	14,404	自己資金	平成26年3月	平成30年度

- (注) 1. 上記の金額には消費税及び地方消費税を含んでおりません。
2. 投資予定額については、当連結会計年度末に計画されている投資予定額の総額から既支払額を差し引いた金額を記載しております。
3. 当社、日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険は東京都千代田区大手町二丁目(通信ビル及び旧東京国際郵便局等が所在していた土地)において市街地再開発事業により建設中のビル(以下「大手町再開発ビル(仮称)」といいます。)に平成30年度に本社機能を移転する予定であります。
- 上記の当社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の投資総額は1,184億円となります。上記のほか、当社は権利変換・資産交換(約429億円)、日本郵便は権利変換(約72億円)により大手町再開発ビル(仮称)の床を取得いたします。
- なお、権利変換・資産交換を含めた投資総額は1,686億円を予定しております。
4. トール社において、シンガポールにロジスティクス施設(トールシティ)を建設することを計画しております。当該案件の投資予定総額は214百万豪ドルであり、平成27年8月から着手し、平成29年度中の完了を予定しております。
5. 当社において、平成27年度中にシステム関連施設の建設用地(約94億円)を取得する予定であり、並行して、当該施設の設計・建設に向け計画を策定する予定であります。

(2) 重要な設備の除売却等

経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,000,000,000
計	18,000,000,000

(注) 当社は、平成27年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。これに伴う定款変更により、発行可能株式総数は17,400,000,000株増加し、18,000,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	150,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式で、単元株式数は100株であります。
計	150,000,000	—	—

(注) 1. 発行済株式のうち、144,000,000株は、現物出資(平成19年10月1日に、郵政民営化法第38条の規定に基づき公社から出資(承継)された財産7,703,856百万円)によるものであります。

2. 上表は平成27年6月30日現在で記載しておりますが、当社は、平成27年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。これにより、本書提出日現在の発行済株式総数は4,350,000,000株増加し、4,500,000,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年12月1日 (注) 1	—	150,000,000	—	3,500,000	△3,628,856	875,000
平成27年8月1日 (注) 2	4,350,000,000	4,500,000,000	—	3,500,000	—	875,000

(注) 1. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

2. 平成27年8月1日付で実施した、普通株式1株につき30株の割合の株式分割によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成27年6月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の状況 （株）	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	1	—	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数 （単元）	1, 500, 000	—	—	—	—	—	—	1, 500, 000	—
所有株式数 の割合（%）	100.00	—	—	—	—	—	—	100.00	—

(注) 当社は、平成27年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。これにより、本書提出日現在の「政府及び地方公共団体」の所有株式数は45,000,000単元となっております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 150,000,000	1,500,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式で、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	150,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,500,000	—

(注) 当社は、平成27年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。これにより、本書提出日現在の「完全議決権株式(その他)」の株式数は4,500,000,000株、議決権の数は45,000,000個、「発行済株式総数」の株式数は4,500,000,000株、「総株主の議決権」の議決権の数は45,000,000個となっております。

② 【自己株式等】

平成27年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけております。

当社は、事業運営上必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続して安定的に行うことを基本方針としております。内部留保資金は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために活用してまいります。

上記方針のもと、基準日が平成27年3月期に属する剰余金の配当につきましては、業績等を総合的に判断した結果、1株につき前期比44円増配の334円といたしました。

株式上場後については、内部留保の充実に留意しつつ、資本効率を意識し、より着実な株主への利益還元を実現するため、平成30年3月期末までの間は連結配当性向50%以上を目安に、安定的な1株当たり配当を目指してまいります。各事業年度の配当額につきましては、今後の業績動向等を見極めながら総合的に判断し、決定してまいります。

当社の剰余金の配当の決定機関は、経営の機動的な運営を確保するため、定款において取締役会と定めております。また、毎年3月31日、9月30日を基準日として、剰余金の配当をすることができる旨を定めております。

当社は、株式上場後は、中間配当及び期末配当にて年2回に分けて剰余金の配当を行う方針ですが、平成28年3月期の剰余金の配当については、期末配当のみ行うこととし、中間配当は、平成29年3月期の剰余金の配当より行う予定です。平成28年3月期の期末配当については、上場から当該期末配当の基準日までの期間が6か月未満であることを考慮し、期末配当金額は当該事業年度の純利益の25%以上を目安とする方針です。

なお、日本郵政株式会社法第11条に基づき、当社の剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く。）については、総務大臣の認可を受けなければその効力を生じません。

基準日が平成27年3月期に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額
平成27年5月15日 取締役会決議	50,100	334円 (11円13銭)

(注) 平成27年8月1日付で、株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。そこで、株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を()内に記載しております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性39名 女性3名(役員のうち女性の比率7.1%)

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (代表執行役 社長)	指名委員会 委員 報酬委員会 委員長	西室 泰三	昭和10年12月19日	昭和36年4月 東京芝浦電気株式会社(現 株式 会社東芝)入社 平成4年6月 同 取締役 平成6年6月 同 常務取締役 平成7年6月 同 専務取締役 平成8年6月 同 取締役社長 平成12年6月 同 取締役会長 平成17年6月 同 相談役(現職) 株式会社東京証券取引所取締役会 長 平成17年12月 同 代表取締役社長兼会長 平成18年6月 同 代表取締役社長 平成19年6月 同 代表取締役会長 平成19年8月 株式会社東京証券取引所グループ 取締役会長兼代表執行役 平成21年6月 同 取締役会長 平成24年5月 郵政民営化委員会委員長 平成25年6月 当社取締役兼代表執行役社長(現 職) 株式会社かんぽ生命保険取締役 (現職) 日本郵便株式会社取締役(現職) 株式会社ゆうちょ銀行取締役 株式会社ゆうちょ銀行取締役兼代 表執行役社長 平成27年4月 平成27年5月 同 取締役(現職)	(注) 2	—
取締役 (代表執行役 上級副社長)	—	鈴木 康雄	昭和25年4月23日	昭和48年4月 郵政省入省 平成17年5月 総務省郵政行政局長 平成18年7月 同 情報通信政策局長 平成19年7月 同 総務審議官 平成21年7月 同 総務事務次官 平成22年1月 同 顧問 平成22年10月 株式会社損害保険ジャパン(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会 社)顧問 平成25年6月 当社取締役兼代表執行役副社長 日本郵便株式会社取締役(現職) 平成27年6月 当社取締役兼代表執行役上級副社 長(現職)	(注) 2	—
取締役 (代表執行役 副社長)	—	曾田 立夫	昭和24年3月17日	昭和46年4月 三井不動産株式会社入社 平成11年6月 同 取締役 平成13年4月 同 取締役 執行役員 平成13年6月 同 執行役員 平成14年4月 同 常務執行役員 平成15年6月 同 常務取締役 常務執行役員 平成17年4月 同 専務取締役 専務執行役員 平成19年4月 同 代表取締役副社長 副社長執 行役員 平成23年4月 同 代表取締役副社長 平成23年6月 同 特別顧問 平成25年6月 当社取締役兼代表執行役副社長 (現職)	(注) 2	—
取締役 (代表執行役 副社長)	—	厚木 進	昭和28年6月29日	昭和52年4月 大蔵省入省 平成22年7月 経済産業省貿易経済協力局長 平成24年11月 株式会社日本総合研究所顧問 平成25年6月 当社執行役副社長 平成26年6月 同 取締役兼代表執行役副社長 (現職)	(注) 2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (代表執行役 副社長)	—	小松 敏秀	昭和27年4月18日	昭和50年4月 平成23年4月 平成25年4月 平成25年9月 平成26年6月	株式会社日立製作所入社 株式会社日立ソリューションズ取 締役 専務執行役員 同 取締役 副社長執行役員 当社執行役副社長 同 取締役兼代表執行役副社長 (現職)	(注) 2	—
取締役	—	石井 雅実	昭和27年9月4日	昭和51年4月 平成17年4月 平成19年4月 平成19年6月 平成22年6月 平成23年4月 平成24年6月 平成25年6月	安田火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会 社)入社 同 執行役員 同 常務執行役員 同 取締役常務執行役員 同 代表取締役専務執行役員 同 代表取締役副社長執行役員 株式会社かんぼ生命保険取締役兼 代表執行役社長(現職) 当社取締役(現職)	(注) 2	—
取締役	—	高橋 亨	昭和30年3月3日	昭和52年4月 平成18年2月 平成19年10月 平成21年6月 平成22年10月 平成24年10月 平成25年1月 平成25年6月	郵政省入省 当社執行役員 株式会社ゆうちょ銀行常務執行役 同 専務執行役 当社専務執行役 郵便局株式会社(現 日本郵便株 式会社)専務執行役員 同 取締役副社長 当社執行役副社長 同 取締役(現職) 日本郵便株式会社代表取締役社長 兼執行役員社長(現職)	(注) 2	—
取締役	—	長門 正實	昭和23年11月18日	昭和47年4月 平成12年6月 平成13年6月 平成14年4月 平成15年4月 平成18年6月 平成19年6月 平成22年6月 平成23年6月 平成24年1月 平成27年5月 平成27年6月	株式会社日本興業銀行入行 同 執行役員 同 常務執行役員 株式会社みずほ銀行常務執行役員 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員 富士重工株式会社専務執行役員 同 取締役兼常務執行役員 同 代表取締役副社長 シティバンク銀行株式会社取締役 副会長 同 取締役会長 株式会社ゆうちょ銀行 取締役兼 代表執行役社長(現職) 当社取締役(現職)	(注) 2	—
取締役	監査委員会 委員長 報酬委員会 委員	笠間 治雄	昭和23年1月2日	昭和49年4月 平成18年6月 平成19年10月 平成21年1月 平成22年6月 平成22年12月 平成24年10月 平成25年6月	東京地方検察庁検事 最高検察庁刑事部長 同 次長検事 広島高等検察庁検事長 東京高等検察庁検事長 検事総長 弁護士登録(現職) 当社取締役(現職)	(注) 2	—
取締役	—	木村 恵司	昭和22年2月21日	昭和45年5月 平成12年6月 平成15年4月 平成15年6月 平成16年4月 平成16年6月 平成17年6月 平成23年4月 平成25年6月	三菱地所株式会社入社 同 取締役 同 取締役兼常務執行役員 同 常務執行役員 同 専務執行役員 同 専務執行役員(代表取締役) 同 取締役社長(代表取締役) 同 取締役会長(代表取締役)(現 職) 当社取締役(現職)	(注) 2	—
取締役	監査委員会 委員	野間 光輪子	昭和23年7月13日	昭和46年4月 昭和48年4月 昭和54年2月 昭和64年1月 平成25年6月	安藤建設株式会社入社 株式会社根津建築事務所入社 野間建築設計事務所設立 株式会社野間建築設計事務所(現 日本ぐらし株式会社)代表取締役 (現職) 当社取締役(現職)	(注) 2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	指名委員会 委員	御手洗 富士夫	昭和10年9月23日	昭和36年4月 キヤノンカメラ株式会社(現 キヤノン株式会社)入社 昭和56年3月 同 取締役 昭和60年3月 同 常務取締役 平成元年3月 同 代表取締役専務 平成5年3月 同 代表取締役副社長 平成7年9月 同 代表取締役社長 平成18年3月 同 代表取締役会長兼社長 平成18年5月 同 代表取締役会長 平成24年3月 同 代表取締役会長兼社長 C E O (現職) 平成25年6月 当社取締役(現職)	(注) 2	—
取締役	指名委員会 委員長	三村 明夫	昭和15年11月2日	昭和38年4月 富士製鐵株式会社(現 新日鐵住金株式会社)入社 平成5年6月 同 取締役 平成9年4月 同 常務取締役 平成12年4月 同 代表取締役副社長 平成15年4月 同 代表取締役社長 平成20年4月 同 代表取締役会長 平成24年10月 同 取締役相談役 平成25年6月 当社取締役(現職) 新日鐵住金株式会社相談役 東京商工会議所会頭(現職) 日本商工会議所会頭(現職) 新日鐵住金株式会社相談役名誉会長(現職)	(注) 2	—
取締役	監査委員会 委員	八木 征	昭和23年1月2日	昭和46年4月 社団法人共同通信社(現 一般社団法人共同通信社)入社 平成20年1月 同 名古屋支社長(理事待遇) 平成22年6月 同 常務監事 平成24年6月 同 特別顧問 平成25年6月 当社取締役(現職) 株式会社共同通信会館常勤監査役 平成27年6月 株式会社共同通信社監査役(現職)	(注) 2	—
取締役	報酬委員会 委員	渡 文明	昭和11年10月3日	昭和35年4月 日本石油株式会社入社 平成4年6月 同 取締役 平成7年6月 同 常務取締役 平成10年6月 同 代表取締役副社長 平成12年6月 日石三菱株式会社代表取締役社長 平成14年6月 新日本石油株式会社代表取締役社長 平成17年6月 同 代表取締役会長 平成22年4月 J Xホールディングス株式会社相談役 平成25年6月 当社取締役(現職) 平成25年10月 株式会社民間資金等活用事業推進機構代表取締役社長(現職) 平成26年6月 学校法人成城学園理事長(現職) 平成26年6月 J Xホールディングス株式会社名誉顧問(現職)	(注) 2	—
取締役	—	清野 智	昭和22年9月30日	昭和45年4月 日本国有鉄道入社 平成8年6月 東日本旅客鉄道株式会社取締役 平成12年6月 同 常務取締役 平成14年6月 同 代表取締役副社長 平成18年4月 同 代表取締役社長 平成24年4月 同 取締役会長(現職) 平成26年6月 当社取締役(現職)	(注) 2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	石原 邦夫	昭和18年10月17日	昭和41年4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成7年6月 同 取締役 平成10年6月 同 常務取締役 平成12年6月 同 専務取締役 平成13年6月 同 取締役社長 平成14年10月 株式会社ミレアホールディングス 取締役社長 平成16年10月 東京海上日動火災保険株式会社取 締役社長 平成19年6月 同 取締役会長 株式会社ミレアホールディングス 取締役会長 平成20年7月 東京海上ホールディングス株式会 社取締役会長 平成25年6月 東京海上日動火災保険株式会社相 談役(現職) 平成27年6月 当社取締役(現職)	(注) 2	—
取締役	—	大伏 泰夫	昭和19年2月10日	昭和42年4月 株式会社神戸製鋼所入社 平成8年6月 同 取締役 平成11年6月 同 常務執行役員 平成12年6月 同 取締役常務執行役員 平成13年6月 同 専務執行役員 平成14年6月 同 代表取締役副社長 平成16年4月 同 代表取締役社長 平成21年4月 同 取締役相談役 平成21年6月 同 相談役 平成26年7月 同 名誉顧問(現職) 平成27年6月 当社取締役(現職)	(注) 2	—
取締役	監査委員会 委員	清水 徹	昭和23年6月15日	昭和47年4月 株式会社日立製作所入社 平成17年4月 日立ソフトウェアエンジニアリン グ株式会社執行役(現 株式会社 日立ソリューションズ) 平成19年4月 同 執行役常務 平成22年4月 同 取締役専務執行役員 平成22年10月 株式会社日立ソリューションズ取 締役専務執行役員 平成23年4月 株式会社日立保険サービスマーク eting 取締役 平成23年6月 同 取締役社長 平成27年4月 同 顧問(現職) 平成27年9月 当社取締役(現職)	(注) 3	—
計						—

- (注) 1. 取締役笠間 治雄、木村 恵司、野間 光輪子、御手洗 富士夫、三村 明夫、八木 柁、渡 文明、清野 智、石原 邦夫、大伏 泰夫及び清水 徹は、社外取締役であります。
2. 平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 平成27年9月3日から、平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(2) 取締役を兼務しない執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
専務執行役	経営企画 部門	谷垣 邦夫	昭和34年8月26日	昭和59年4月 郵政省入省 平成18年1月 当社部長(実施計画担当) 平成19年10月 同 総務・人事部長 平成20年6月 同 執行役 経営企画部長 平成21年6月 同 常務執行役 経営企画部長 平成25年1月 同 専務執行役(現職)	(注)	—
専務執行役	コンプライ アンス部門 総務・人事 部門	勝野 成治	昭和29年6月14日	昭和53年4月 郵政省入省 平成19年10月 郵便局株式会社(現 日本郵便株 式会社)執行役員 平成21年6月 同 常務執行役員 平成21年11月 郵便事業株式会社常務執行役員 東京支社長 平成23年4月 同 常務執行役員 平成24年10月 日本郵便株式会社常務執行役員 平成25年4月 当社常務執行役 平成26年6月 同 専務執行役(現職)	(注)	—
常務執行役	システム 部門	中山 雅之	昭和36年1月8日	昭和60年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入 社 平成19年7月 同 執行役員 グローバル・トヨ タ・グループ担当 平成22年2月 同 スマートシティ事業担当 平成23年6月 日本オラクル株式会社バイスプレ ジデント 平成23年9月 当社常務執行役(現職) 平成24年6月 郵便事業株式会社常務執行役員 平成24年10月 日本郵便株式会社専務執行役員	(注)	—
常務執行役	事業部門 経営企画 部門	福本 謙二	昭和26年3月6日	昭和50年4月 郵政省入省 平成22年10月 当社経営企画部付部長 平成25年6月 同 常務執行役(現職)	(注)	—
常務執行役	経営企画 部門	原口 亮介	昭和32年9月7日	昭和56年4月 郵政省入省 平成24年7月 郵便事業株式会社執行役員 平成24年10月 日本郵便株式会社執行役員 平成25年7月 当社常務執行役(現職)	(注)	—
常務執行役	経理・財務 部門 総務・人事 部門	市倉 昇	昭和33年6月10日	昭和58年4月 日本専売公社(現 日本たばこ産 業株式会社)入社 平成18年6月 当社プロジェクトマネジメントチ ーム部長 平成19年10月 同 上場準備室次長 平成20年6月 同 上場準備室長 平成21年6月 同 執行役 上場準備室長 平成21年8月 同 執行役 上場準備室長兼経営 企画部付部長 平成22年1月 同 執行役 経営企画部付部長 平成22年10月 同 執行役 平成25年9月 同 執行役 経理部長 平成25年11月 同 執行役 平成26年6月 同 常務執行役(現職)	(注)	—
常務執行役	特命	稲澤 徹	昭和33年3月16日	昭和58年4月 郵政省入省 平成19年10月 郵便事業株式会社オペレーション 本部輸送部長 平成22年1月 同 宅配便統合準備室企画役 平成22年6月 同 執行役員 平成24年2月 同 執行役員 新東京支店長 平成24年10月 日本郵便株式会社執行役員 新東 京郵便局長 平成25年6月 同 常務執行役員 平成27年4月 同 専務執行役員(現職) 平成27年6月 当社常務執行役(現職)	(注)	—
常務執行役	特命	立林 理	昭和38年3月3日	昭和61年4月 郵政省入省 平成19年10月 郵便局株式会社(現 日本郵便株 式会社)法務部長 平成22年4月 同 経営企画部長 平成25年6月 同 執行役員 平成27年4月 同 常務執行役員(現職) 平成27年6月 当社常務執行役(現職)	(注)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役	特命	田中 進	昭和34年8月23日	昭和57年4月 郵政省入省 平成19年10月 株式会社ゆうちょ銀行執行役 平成21年6月 同 常務執行役 平成22年10月 当社常務執行役(現職) 平成24年4月 株式会社ゆうちょ銀行専務執行役 平成25年6月 同 取締役兼執行役副社長 平成27年3月 同 取締役兼代表執行役副社長 (現職)	(注)	—
常務執行役	特命	千田 哲也	昭和35年4月22日	昭和59年4月 郵政省入省 平成19年10月 株式会社かんぽ生命保険CS推進 部長 平成20年10月 同 東京サービスセンター所長 平成22年4月 同 事務企画部企画役 平成22年7月 同 事務指導部長 平成22年10月 同 お客さまサービス本部事務指 導部長 平成23年4月 同 経営企画部長 平成23年7月 同 執行役 経営企画部長 平成25年6月 当社常務執行役(現職) 平成25年7月 株式会社かんぽ生命保険常務執行 役(現職)	(注)	—
執行役	不動産部門	奥 公彦	昭和32年6月18日	昭和56年4月 郵政省入省 平成19年10月 郵便事業株式会社四国支社長 平成21年4月 同 地域営業本部企画役 平成22年4月 同 国内営業統括本部営業企画本 部長 平成22年6月 同 執行役員 営業企画本部長 平成22年10月 当社執行役(現職) 平成22年12月 郵便局株式会社(現 日本郵便株 式会社)執行役員	(注)	—
執行役	不動産部門	井上 進	昭和32年8月7日	平成2年2月 三菱地所株式会社入社 平成21年4月 同 ビルアセット開発部担当部長 兼横浜支店副支店長(理事職) 平成23年4月 当社執行役(現職) 平成23年7月 郵便局株式会社(現 日本郵便株 式会社)執行役員(現職)	(注)	—
執行役	事業部門	櫻井 誠	昭和37年5月5日	昭和61年4月 株式会社三和銀行入行 平成19年1月 当社総務部担当部長 平成21年10月 同 秘書室長 秘書役 平成25年1月 同 執行役 経営企画部長 平成25年9月 同 執行役(現職)	(注)	—
執行役	総務・人事 部門 郵政大学 校長	小野寺 敦子	昭和32年4月11日	昭和56年4月 郵政省入省 平成19年10月 郵便局株式会社(現 日本郵便株 式会社)執行役員 平成24年3月 同 執行役員 北海道支社長 平成25年9月 当社執行役郵政大学校長(現職)	(注)	—
執行役	不動産部門 不動産戦略 部長	宮崎 良治	昭和29年8月5日	昭和54年4月 郵政省入省 平成19年10月 郵便事業株式会社財務部門経理部 担当部長 平成21年8月 当社ファシリティマネジメント部 次長 平成22年4月 同 施設部付部長 平成22年10月 同 不動産戦略部長 平成25年9月 同 執行役 不動産戦略部長(現 職)	(注)	—
執行役	システム 部門 システム 開発管理 部長 グループ IT統括部 PMO室長	菊原 英武	昭和29年4月23日	昭和50年4月 株式会社日立製作所入社 平成16年4月 同 情報・通信グループ金融ソリ ューション事業部市場システム本 部長 平成22年10月 同 情報・通信システム社ITサ ービス事業部事業主管 平成24年4月 同 情報・通信システム社事業主 管兼プロジェクトマネジメント統 括推進本部長 平成25年11月 当社グループIT統括部付部長 平成26年1月 同 執行役 平成26年4月 同 執行役 システム開発管理部 長 グループIT統括部PMO室長 (現職)	(注)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役	システム 部門	高橋 克之	昭和32年7月6日	昭和56年4月 株式会社日立製作所入社 平成22年4月 同 情報・通信システム社公共シ ステム事業部官公ソリューション 本部本部長 平成23年4月 同 情報・通信システム社公共シ ステム事業部事業主管 平成24年10月 同 情報・通信システム社公共シ ステム事業部事業主管兼公共イノ ベーション事業推進本部担当本部 長 平成25年4月 日立公共システムエンジニアリン グ株式会社 取締役 平成25年11月 当社グループ I T 統括部付部長 平成26年1月 同 執行役(現職)	(注)	—
執行役	システム 部門 グループ I T 企画 部長	正村 勉	昭和34年12月10日	昭和55年4月 日立ソフトウェアエンジニアリン グ株式会社(現 株式会社日立ソ リューションズ)入社 平成22年4月 同 技術開発本部長 平成22年10月 株式会社日立ソリューションズ 技術開発統括本部技術開発本部長 平成24年4月 同 理事 技術統括本部副統括本 部長 平成25年4月 同 理事 プラットフォームソリ ューション事業本部サービスビジ ネス事業部長 平成25年11月 当社グループ I T 統括部付部長 平成26年1月 同 執行役 平成27年6月 同 執行役 グループ I T 企画部 長(現職)	(注)	—
執行役	総務・人事 部門 総務部長	泉 真美子	昭和33年11月30日	昭和54年4月 郵政省入省 平成25年4月 当社総務・人事部担当部長 平成26年4月 同 総務部長 平成26年6月 同 執行役 総務部長(現職)	(注)	—
執行役	コンプライ アンス部門 コンプライ アンス統括 部長	山本 満幸	昭和32年11月13日	昭和56年4月 郵政省入省 平成19年10月 郵便事業株式会社財務部門経理部 長 平成23年4月 同 経理部門経理部長 平成24年4月 同 九州支社長 平成24年10月 日本郵便株式会社九州支社長 平成26年4月 同 執行役員 平成27年4月 当社執行役 コンプライアンス統 括部長(現職)	(注)	—
執行役	システム 部門	天野 勝美	昭和30年7月25日	昭和54年4月 株式会社東芝入社 昭和62年10月 株式会社三菱銀行(現 株式会社 三菱東京UFJ銀行)入行 平成21年7月 株式会社ゆうちょ銀行執行役 平成25年7月 同 執行役 コーポレートサービ ス部門システム統括部長 平成27年6月 当社執行役(現職)	(注)	—
執行役	事業部門	出西 信治	昭和35年12月15日	昭和60年4月 郵政省入省 平成20年4月 当社財務部長 平成25年4月 同 病院管理部長 平成27年6月 同 執行役(現職)	(注)	—
執行役	総務・人事 部門	森部 正道	昭和28年12月28日	昭和47年3月 郵政省入省 平成23年4月 当社総務・人事部次長 平成24年7月 同 総務・人事部付部長 平成26年4月 同 人事部付部長 平成27年6月 同 執行役(現職)	(注)	—
計						—

(注) 平成27年3月期に係る定時株主総会後最初に開催された取締役会の終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社グループは、当社グループ各社がコーポレート・ガバナンス体制を構築するとともに、当社が持株会社として以下の体制でグループ経営に臨むことにより、当社グループ全体としても適切なガバナンスの実現を図っています。

① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

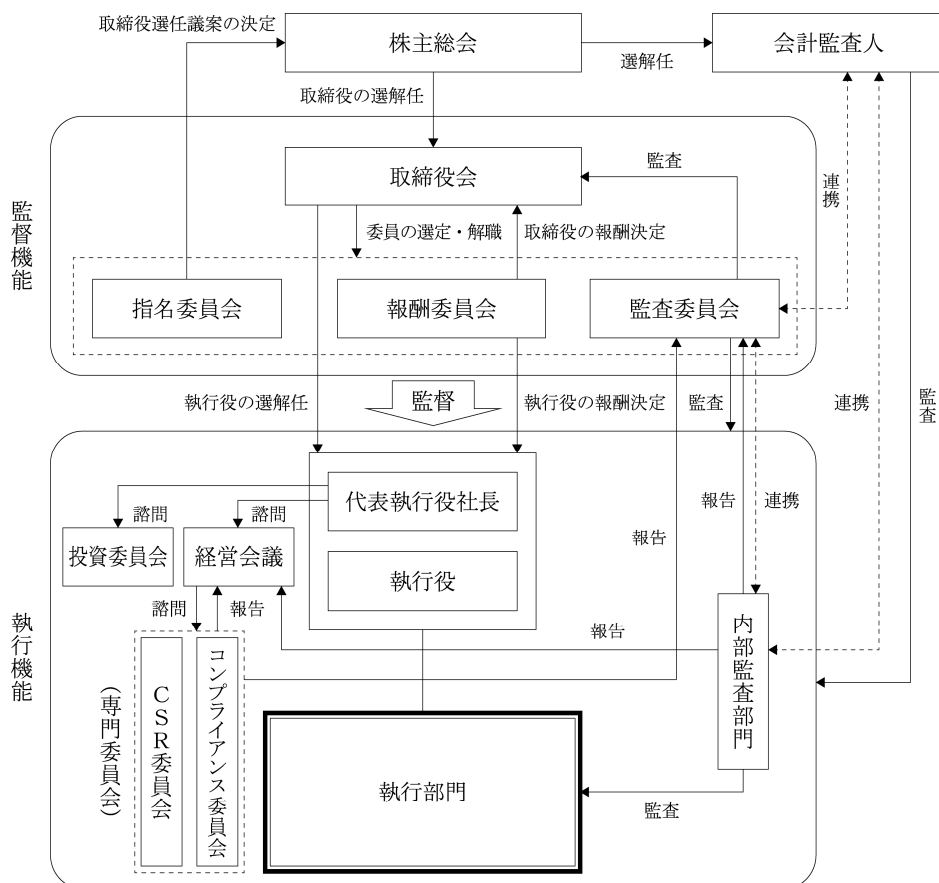
(a) 会社の機関の基本説明

当社は、当社グループ各社に対するガバナンス態勢を強化するため、会社形態を業務の執行と監督とを分離した指名委員会等設置会社としております。代表執行役社長が業務執行に関する迅速な意思決定を行い、取締役会がその状況を適切に監督し、社外取締役が過半数を占める指名委員会、監査委員会、報酬委員会は、それぞれ、株主総会に提出する取締役選任議案の決定、執行役などの職務執行の監査、取締役及び執行役の個人別報酬の決定などを行っております。

また、当社は、代表執行役社長の諮問機関として執行役で構成する経営会議及び投資委員会を設置し、経営会議では重要な業務執行について協議・報告を行い、投資委員会では経営会議の協議事項のうち高度な機密性を有する子会社等の新設等について協議を行っております。コンプライアンス委員会、CSR委員会の専門委員会を経営会議の諮問機関として設置し、これらの委員会が専門的な事項につき審議を行い、その結果を経営会議に報告することにより、経営全体として課題解決に取り組みます。

(b) 当社のコーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制図は、次のとおりであります。



(c) 内部統制システムの整備の状況

当社は、当社グループの経営方針に則り、業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係る「日本郵政株式会社内部統制システムの構築に係る基本方針」を定めるとともに、コンプライアンス、内部監査、リスク管理、情報セキュリティなどの内部統制について、グループ協定等を締結することにより当社グループ各社に態勢の整備を求めています。

また、当社グループ各社から報告を求めることにより、適切な運営が行われているかを常にモニタリングし、必要に応じて改善のための指導を行っています。

内部統制システムの構築に係る基本方針としては、以下のとおり取締役会で決議しております。

〔日本郵政株式会社内部統制システムの構築に係る基本方針〕

- 1 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険(以下「3事業会社」という。))との間で日本郵政グループ協定、日本郵政グループ運営に関する契約及びグループ運営のルールに関する覚書(以下「グループ運営覚書」という。)を締結し、グループ運営を適切かつ円滑に実施するために必要な事項等について、事前承認申請又は報告(株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険にあっては事前協議又は報告)を求める。
 - (2) グループ内取引が適正に行われ、グループ各社の健全性に重大な影響を及ぼすことのないよう、グループ運営覚書において、グループ内取引に関する基本方針及びグループ各社が遵守すべき事項等について定める。
- 2 当社の執行役及び使用人並びに子会社の取締役、執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) グループの経営理念、経営方針及び行動憲章を定め、グループ各社の役職員が、事業活動のあらゆる局面において法令等を遵守するよう周知徹底を図る。また、グループ運営覚書において、コンプライアンス態勢の基本的枠組みを構築する。
 - (2) グループのコンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンスの推進に努めるとともに、コンプライアンス委員会を設置し、グループの経営上のコンプライアンスに係る方針、具体的な運用、諸問題への対応等について審議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。
 - (3) 当社の企業活動に関連する法令等に関する解説等を記載したコンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、役職員が遵守すべき法令及び社内規則等に関する研修を実施することなどにより、コンプライアンスの徹底を図る。また、グループ運営覚書において、3事業会社にコンプライアンス・マニュアルの作成、研修の実施などによるコンプライアンスの徹底を求める。
 - (4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、グループの行動憲章に基づき、グループ全体として断固対決する姿勢を持ち、反社会的勢力との一切の関係を遮断し排除する。また、平素からグループ各社及び警察等の外部専門機関と連携をとり、違法行為や不当要求行為等には毅然と対応する。
 - (5) グループの財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、グループ運営覚書において、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び報告に関するルールを定める。また、財務報告に係る内部統制の整備等を統括する部署及び財務報告に係る内部統制の独立的評価を実施する部署を設置し、グループの財務報告の信頼性の確保に努めるとともに、重要な事項を必要に応じて経営会議及び監査委員会に報告する。
 - (6) 法令又は社内規則の違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報窓口を設け、その利用につき役職員に周知する。
 - (7) 被監査部門から独立した内部監査部門により、法令等遵守状況を含め実効性ある内部監査を実施する。また、グループ運営覚書において、3事業会社に実効性のある内部監査を求めるとともに、内部監査の実施状況や内部監査態勢の状況等のモニタリングを行い、その結果を経営会議及び監査委員会に報告する。
- 3 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) グループリスク管理における基本方針として、リスク管理の基本原則、管理対象リスクなどリスク管理に当たって遵守すべき基本事項をグループ運営覚書に定める。
 - (2) グループのリスク管理を統括する部署を設置し、グループが抱えるリスクの状況を把握し、分析・管理を行うとともに、発生リスクへの対処方法や管理手法の是正を行う。また、グループのリスク管理の実施状況を、経営会議に報告する。

- (3) 当社のリスク管理について、管理方針及び管理規程により、リスクの区分、管理方法、管理態勢等を定めて実施する。また、リスク管理に係る重要な事項は経営会議において審議する。
- (4) 経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切に対処し、是正手段をとるため、グループ運営覚書において、危機管理態勢及び危機対応策等に関するルールを定める。
- 4 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
経営会議規則及び文書管理規程等において、経営会議議事録、稟議書をはじめとする執行役の職務執行に係る各種情報の保存及び管理の方法並びに体制を明確化し、適切な保存及び管理を図るとともに、監査委員会及び内部監査部門の求めに応じ、請求のあった文書を閲覧又は謄写に供する。
- 5 当社の執行役並びに子会社の取締役及び執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 執行役で構成する経営会議を原則として毎週開催し、取締役会から委任を受けた事項及び取締役会付議事項について審議する。また、経営会議の諮問機関として、必要に応じて専門委員会を設置する。
 - (2) 組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌並びに執行役の職務権限及び責任を明確化し、執行役の職務執行の効率化を図る。
 - (3) 効率的かつ効果的なグループ経営を推進するため、グループ経営に関する重要事項を課題ごとに議論し、認識の共有を図るためにグループ運営会議を設置する。
- 6 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、監査委員会の職務を補助するのに必要な知識・能力を有する専属の使用人を配置する。
- 7 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性に関する事項
監査委員会事務局の使用人に係る採用、異動、人事評価、懲戒処分は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。
- 8 監査委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査委員会事務局の使用人は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の指揮命令に従い、調査を行い報告を受ける等の業務を実施する。
- 9 監査委員会への報告に関する体制
 - (1) 内部統制を所管する執行役は、監査委員会に定期的にグループの内部統制に係る業務の執行状況を報告する。
 - (2) 内部監査部門を所管する執行役は、グループの内部監査の実施状況及び結果について定期的に監査委員会に報告し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項については速やかに監査委員に報告する。
 - (3) コンプライアンス部門を所管する執行役は、グループのコンプライアンス推進状況及びコンプライアンス違反の発生状況等について、定期的に監査委員会に報告する。
また、内部通報等により発覚したグループの重大なコンプライアンス違反事案(そのおそれのある事案を含む。)については、速やかに監査委員に報告する。
 - (4) 執行役及び使用人は、グループの経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について、速やかに監査委員に報告する。
 - (5) 執行役及び使用人は、監査委員会の求めに応じて、グループの業務執行に関する事項を報告する。
 - (6) 監査委員会又は監査委員に報告を行った者に対し、当該報告等を行ったことを理由として不利益な取扱いを行ってはならないものとする。
- 10 監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
執行役及び使用人は、監査委員が監査委員会の職務の執行として弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を会社に対して請求したときは、当該請求に係る費用が監査委員会の職務の執行に必要なでないことを会社が証明した場合を除き、これを拒むことができないものとする。
- 11 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 代表執行役は、当社の経営の基本方針、対処すべき課題、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について、監査委員会と定期的に意見交換を行い、相互認識を深めるよう努める。
 - (2) 監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、会計監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図る。

(3) 監査委員会は、その職務の執行に当たり、3事業会社の監査委員会又は監査役と定期的に意見交換を行うなど連携を図る。

(d) 内部監査及び監査委員会監査の状況

当社は、被監査部門から独立した組織として監査部門を設置しており、監査部に28名配置しております。

当社の内部監査は、当社グループの健全かつ適正な業務の運営に資するため、「グループ運営覚書」及び「日本郵政株式会社内部監査規程」等に基づき、当社グループの経営諸活動の遂行状況及び内部管理態勢等を適切性、有効性の観点から検証・評価しております。また、内部監査の実施に当たっては、監査委員会及び会計監査人と緊密な連携を保ち、効率的かつ実効性ある内部監査の実現に努めております。

監査委員会は、社外取締役4名で構成しており、取締役及び執行役の職務の執行の監査並びに株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任等に関する議案の内容を決定する権限等を有する機関であります。また、監査委員を補助する組織として監査委員会事務局を設置し、監査委員会の職務を補助するために必要な知識・能力を有する専属の使用人を配置しております。

監査委員会は、監査方針及び監査計画を定め、監査部門等からの定期的報告、執行役への定期的ヒアリング及び監査委員会事務局スタッフを経営会議等の重要会議に陪席させ、その状況等の報告を受けること等を通じて執行役及び取締役の職務執行の監査を行っております。

また、監査委員会は、会計監査人から監査の結果及び監査の実施状況等につき定期的に報告を受けているほか、随時意見交換を行うなど連携の強化を図っております。

(e) 会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人との間で、監査契約を締結し、会計監査を受けております。当期において、業務を執行した公認会計士は、徳田省三氏、武久善栄氏、小倉加奈子氏であります。なお、当該公認会計士の監査継続年数は、7年以内であるため記載を省略しております。

また、監査業務に係る補助者の構成は公認会計士17名、その他25名であります。

(f) 社外取締役との関係

当社の社外取締役は、11名であります。社外取締役は、企業経営者や弁護士等、多様なバックグラウンドを有しており、それぞれの専門分野における豊富な経験や知見を活かし意見を述べていただくことで、取締役会及び指名・監査・報酬の各委員会の議論が多角化、活性化していると考えております。これらの社外取締役としての活動は、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等において重要な役割を果たしており、当社として社外取締役の選任状況は適切であると認識しております。

また、社外取締役の兼職する主な他の法人等は以下のとおりであり、各社外取締役と当社との人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

なお、社外取締役11名は全員、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。

役名	氏名	兼職する主な他の法人等
社外取締役	笠間 治雄	弁護士 住友商事株式会社監査役 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社監査役 キュービー株式会社監査役
社外取締役	木村 恵司	三菱地所株式会社取締役会長 一般社団法人不動産協会理事長
社外取締役	野間 光輪子	日本ぐらし株式会社代表取締役 株式会社望月代表取締役
社外取締役	御手洗 富士夫	キャノン株式会社代表取締役会長兼社長 CEO 株式会社読売新聞グループ本社監査役
社外取締役	三村 明夫	新日鐵住金株式会社相談役名誉会長 日本商工会議所会頭 東京商工会議所会頭 株式会社日本政策投資銀行取締役 株式会社産業革新機構取締役 東京海上ホールディングス株式会社取締役 株式会社日清製粉グループ本社取締役
社外取締役	八木 柁	株式会社共同通信社監査役
社外取締役	渡 文明	J Xホールディングス株式会社名誉顧問 株式会社民間資金等活用事業推進機構代表取締役社長 学校法人成城学園理事長
社外取締役	清野 智	東日本旅客鉄道株式会社取締役会長
社外取締役	石原 邦夫	東京海上日動火災保険株式会社相談役 東京急行電鉄株式会社監査役
社外取締役	大伏 泰夫	株式会社神戸製鋼所名誉顧問 阪神国際港湾株式会社代表取締役会長
社外取締役	清水 徹	株式会社日立保険サービス顧問

② リスク管理体制の整備状況

当社は、当社グループの持株会社として、当社グループのリスクを適切に管理することが経営の重要課題の一つと認識し、グループリスク管理における基本方針を定めて、グループ各社の共通の認識のもと、グループとしてのリスク管理態勢を整備しております。

当社にリスク管理統括部を設置し、当社グループ各社が行うリスク管理に関する事項の報告・協議を通じて、当社グループ全体のリスクを把握・統括する体制を構築しております。

当社グループ各社のリスク管理の状況は定期的に経営会議に報告するとともに、グループリスク管理の方針やグループリスク管理態勢等の協議を行っております。

また、当社固有の業務に関するリスク管理については、「日本郵政株式会社リスク管理基本方針」において管理体制や管理手法等の基本的事項を定め、管理するリスク区分ごとにリスク管理部署を設置するとともに、当社リスク管理統括部が全体のリスクを統括的に管理しております。

③ 役員報酬の内容

(a) 社内役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	0名	—
執行役	29名	553 (注) 2
計	29名	553

- (注) 1. 取締役と執行役の兼務者に対しては、取締役としての報酬等は支給しておりません。また、取締役のうち3名は主要な連結子会社の取締役及び執行役(員)を兼務しており、各子会社において主たる業務執行を行っていることから、各子会社から報酬を受け取っており、当社取締役としての報酬等は支給しておりません。なお、各子会社から受け取る3名の報酬総額は111百万円となります。
2. 上記表中の執行役29名中9名は、主要な連結子会社の取締役若しくは執行役(員)を兼務しておりますが、その内、当社取締役を兼務する2名は受取報酬の全額を当社から支払っております。他3名のうち、1名は平成26年4月をもって当該兼務が解消されているため、同年5月以降の報酬の全額を当社から支払っており、2名は同年6月の報酬委員会による決定を経て、同年7月以降、当該兼務により報酬の全額を当社から支払っております。残りの4名は、主要な連結子会社に属し専ら各子会社の業務執行を行っており、当社執行役としての報酬等は支給しておりません。なお各子会社から受け取る4名の報酬総額は102百万円となります。
3. 役員退職慰労金及び役員賞与はありません。

当社の取締役及び執行役の報酬等につきましては、報酬委員会が「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を以下のように定め、この方針に則って報酬等の額を決定しております。

なお、上場後の役員報酬制度の在り方につきましては、投資家等のご意見も踏まえながら、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する仕組みの導入を検討いたします。

イ. 報酬体系

- i 取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給する。
- ii 当社の取締役が受ける報酬については、経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、職責に応じた確定金額報酬を支給するものとする。
- iii 当社の執行役が受ける報酬については、職責に応じた報酬を基準金額とし、同金額に個人別の評価を反映させた一部変動金額報酬を支給するものとする。ただし、特別な業務知識・技能が必要な分野を担当する執行役であって、その職責に応じた報酬によっては他社において当該分野を担当する役員が一般に受ける報酬水準を著しく下回ることとなる者については、職責に応じた報酬に代え、他社の報酬水準を参考とした報酬を基準金額とすることができる。

ロ. 取締役の報酬

取締役の報酬については、経営の監督という主たる役割を踏まえ、職責に応じた一定水準の確定金額報酬を支給し、その水準については取締役としての職責の大きさ並びに当社の現況を考慮し相応と思われる程度とする。

ハ. 執行役の報酬

執行役の報酬については、役位によって異なる責任の違い等を踏まえ、その職責に応じた金額を基準とし、同金額に事業計画の達成状況等により評価された結果を反映させた報酬を支給する。その基準金額の水準については執行役の職責の大きさと当社の現況を考慮し相応と思われる程度とし、変動幅については、年収比等適切な比率を設定する。ただし、特別な業務知識・技能が必要な分野を担当する執行役であって、その職責に応じた報酬によっては他社において当該分野を担当する役員が一般に受ける報酬水準を著しく下回ることとなる者については、職責に応じた報酬に代え、他社の報酬水準を参考とした報酬を基準金額とすることができる。

なお、国家公務員からの出向者が執行役に就任した場合にあつては、当該執行役の退任時(退任後、引き続いて国家公務員となる場合を除く。)に国家公務員としての在職期間を通算の上、社員の退職手当規程を準用して算出された退職慰労金を支給できるものとする。

(b) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	報酬等
報酬等の合計	8名	55

(注) 1. 役員退職慰労金及び役員賞与はありません。

2. 社外役員と提出会社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(同項に定める非業務執行取締役等であるものに限る。)との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、当社と当該取締役との間で当該契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に掲げる金額の合計額としております。

⑤ 取締役の定数

当社に、20名以内の取締役を置く旨を定款で定めております。

⑥ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

また、取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨及び補欠取締役の任期は、他の取締役の任期の満了の時までとする旨を定款で定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑧ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める旨を定款で定めております。

なお、日本郵政株式会社法第11条の規定により、剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、総務大臣の認可を受けなければその効力を生じません。

⑨ 取締役及び執行役の責任免除

取締役及び執行役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)及び執行役(執行役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。

⑩ 支配株主との取引を行う際における少数株主保護の方策

支配株主との取引を行う見込みはありませんが、今後仮に支配株主との取引を行う場合には、取引の必然性を慎重に検討のうえ一般の取引条件と同様の適切な条件とすることとし、少数株主の利益を害することのないよう、適切に対処してまいります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	201	18	209	7
連結子会社	525	66	564	84
計	727	85	774	91

② 【その他重要な報酬の内容】

最近連結会計年度の前連結会計年度及び最近連結会計年度については、該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(a) 最近連結会計年度の前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)のアドバイザー業務であり、主なものは内部統制の整備及び評価のアドバイザーであります。

(b) 最近連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)のアドバイザー業務であり、株式上場を目的とした体制整備等に関するアドバイザーであります。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬については、当社及び連結子会社の規模・特性、監査日数等の諸要素を勘案し、法令に従い監査委員会の同意を得て、決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)及び「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)に基づいて作成しております。
2. 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)及び「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)に基づいて作成しております。
3. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
4. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)の連結財務諸表並びに前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)及び当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査証明を受けております。
5. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)及び第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。
6. 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、公益財団法人財務会計基準機構に加入し情報を入手するとともに、外部団体による研修に参加することにより会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応できる体制の整備を行っております。
また、適正な連結財務諸表等を作成するための基本方針、社内規程、マニュアル等の整備を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※4 21,994,452	※4 36,406,491
コールローン	2,073,594	2,406,954
債券貸借取引支払保証金	10,034,958	11,094,941
買入金銭債権	169,721	571,100
商品有価証券	278	104
金銭の信託	3,500,631	4,926,581
有価証券	※1, ※2, ※4, ※5 235,623,120	※1, ※2, ※4, ※5 222,593,945
貸出金	※3, ※6 14,096,911	※3, ※6 12,761,331
外国為替	30,659	49,332
その他資産	※4 1,083,760	※4 1,296,577
有形固定資産	※7, ※8 2,665,243	※7, ※8 2,790,296
建物	1,036,110	1,025,981
土地	1,445,909	1,513,334
建設仮勘定	27,838	61,211
その他の有形固定資産	155,384	189,769
無形固定資産	270,559	303,854
ソフトウェア	253,935	287,246
その他の無形固定資産	16,623	16,607
退職給付に係る資産	—	10,653
繰延税金資産	592,844	547,743
支払承諾見返	115,000	95,000
貸倒引当金	△5,295	△5,113
資産の部合計	292,246,440	295,849,794

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成27年 3 月31日)
負債の部		
貯金	※4, ※13 175, 291, 979	※4, ※13 175, 697, 196
保険契約準備金	80, 799, 941	77, 905, 677
支払備金	※10 831, 690	※10 718, 156
責任準備金	※10, ※12 77, 745, 490	※10, ※12 75, 112, 601
契約者配当準備金	※9 2, 222, 759	※9 2, 074, 919
債券貸借取引受入担保金	※4 14, 370, 767	※4 17, 228, 691
外国為替	249	266
その他負債	3, 678, 082	5, 091, 074
賞与引当金	93, 649	93, 528
退職給付に係る負債	2, 884, 827	2, 269, 094
特別法上の準備金	614, 233	712, 167
価格変動準備金	※12 614, 233	※12 712, 167
繰延税金負債	1, 009, 058	1, 455, 537
支払承諾	※4 115, 000	※4 95, 000
負債の部合計	278, 857, 789	280, 548, 232
純資産の部		
資本金	3, 500, 000	3, 500, 000
資本剰余金	4, 503, 856	4, 503, 856
利益剰余金	2, 967, 703	3, 149, 937
株主資本合計	10, 971, 559	11, 153, 793
その他有価証券評価差額金	2, 750, 463	4, 389, 261
繰延ヘッジ損益	△596, 892	△666, 430
為替換算調整勘定	66	160
退職給付に係る調整累計額	261, 879	422, 048
その他の包括利益累計額合計	2, 415, 517	4, 145, 039
少数株主持分	1, 573	2, 728
純資産の部合計	13, 388, 650	15, 301, 561
負債及び純資産の部合計	292, 246, 440	295, 849, 794

【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間
(平成27年6月30日)

資産の部	
現金預け金	37,510,283
コールローン	2,375,593
債券貸借取引支払保証金	11,118,964
買入金銭債権	388,990
商品有価証券	156
金銭の信託	5,238,706
有価証券	221,970,771
貸出金	※1 12,665,710
外国為替	14,348
その他資産	1,538,484
有形固定資産	3,023,658
無形固定資産	856,100
退職給付に係る資産	10,625
繰延税金資産	591,308
支払承諾見返	95,000
貸倒引当金	△7,299
資産の部合計	297,391,401

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間
(平成27年6月30日)

負債の部	
貯金	※3 177,067,917
コールマネー	51,729
保険契約準備金	77,102,239
支払備金	694,997
責任準備金	74,359,760
契約者配当準備金	※2 2,047,482
債券貸借取引受入担保金	18,577,177
外国為替	336
その他負債	4,594,603
賞与引当金	34,879
退職給付に係る負債	2,284,416
特別法上の準備金	731,380
価格変動準備金	731,380
繰延税金負債	1,449,722
支払承諾	95,000
負債の部合計	281,989,402
純資産の部	
資本金	3,500,000
資本剰余金	4,503,856
利益剰余金	3,242,599
株主資本合計	11,246,455
その他有価証券評価差額金	4,432,767
繰延ヘッジ損益	△695,158
為替換算調整勘定	1,522
退職給付に係る調整累計額	411,253
その他の包括利益累計額合計	4,150,385
非支配株主持分	5,157
純資産の部合計	15,401,998
負債及び純資産の部合計	297,391,401

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)
経常収益	15,240,126	14,258,842
郵便事業収益	1,761,145	1,806,955
銀行事業収益	2,075,516	2,077,038
生命保険事業収益	11,233,998	10,168,044
その他経常収益	169,465	206,804
経常費用	14,136,522	13,143,018
業務費	11,640,717	10,634,972
人件費	2,300,355	2,319,195
減価償却費	175,682	180,580
その他経常費用	19,767	8,269
経常利益	1,103,603	1,115,823
特別利益	1,811	9,439
固定資産処分益	371	4,316
負ののれん発生益	—	2,680
移転補償金	495	474
受取補償金	932	369
未払金取崩益	—	1,567
その他の特別利益	12	31
特別損失	122,801	144,221
固定資産処分損	13,706	6,061
減損損失	13,655	5,390
特別法上の準備金繰入額	91,360	97,934
価格変動準備金繰入額	91,360	97,934
老朽化対策工事に係る損失	※2 974	※2 22,071
その他の特別損失	3,104	12,762
契約者配当準備金繰入額	※1 242,146	※1 200,722
税金等調整前当期純利益	740,466	780,319
法人税、住民税及び事業税	381,825	376,289
法人税等調整額	△120,582	△78,484
法人税等合計	261,242	297,805
少数株主損益調整前当期純利益	479,224	482,514
少数株主利益又は少数株主損失 (△)	152	△168
当期純利益	479,071	482,682

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31 日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31 日)
少数株主損益調整前当期純利益	479,224	482,514
その他の包括利益	※1 237,899	※1 1,729,521
その他有価証券評価差額金	457,899	1,638,786
繰延ヘッジ損益	△220,069	△69,537
為替換算調整勘定	66	94
退職給付に係る調整額	—	160,168
持分法適用会社に対する持分相当額	2	9
包括利益	717,123	2,212,035
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	716,970	2,212,205
少数株主に係る包括利益	152	△169

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
経常収益	3,446,514
郵便事業収益	433,554
銀行事業収益	482,368
生命保険事業収益	2,473,101
その他経常収益	57,489
経常費用	3,203,810
業務費	2,582,434
人件費	573,393
減価償却費	46,436
その他経常費用	1,545
経常利益	242,704
特別利益	4,169
固定資産処分益	525
負ののれん発生益	849
移転補償金	458
受取補償金	20
事業譲渡益	2,315
特別損失	26,161
固定資産処分損	1,367
減損損失	60
特別法上の準備金繰入額	19,212
価格変動準備金繰入額	19,212
老朽化対策工事に係る損失	5,520
契約者配当準備金繰入額	56,371
税金等調整前四半期純利益	164,341
法人税、住民税及び事業税	53,223
法人税等調整額	△31,584
法人税等合計	21,638
四半期純利益	142,702
非支配株主に帰属する四半期純利益	63
親会社株主に帰属する四半期純利益	142,639

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
四半期純利益	142,702
その他の包括利益	5,342
その他有価証券評価差額金	43,503
繰延ヘッジ損益	△28,728
為替換算調整勘定	1,362
退職給付に係る調整額	△10,794
持分法適用会社に対する持分相当額	△1
四半期包括利益	148,044
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	147,985
非支配株主に係る四半期包括利益	59

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	3,500,000	4,503,856	2,527,181	10,531,037
当期変動額				
剰余金の配当			△38,550	△38,550
当期純利益			479,071	479,071
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	440,521	440,521
当期末残高	3,500,000	4,503,856	2,967,703	10,971,559

	その他の包括利益累計額					少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	2,292,561	△376,823	—	—	1,915,738	1,421	12,448,197
当期変動額							
剰余金の配当							△38,550
当期純利益							479,071
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	457,902	△220,069	66	261,879	499,778	152	499,931
当期変動額合計	457,902	△220,069	66	261,879	499,778	152	940,452
当期末残高	2,750,463	△596,892	66	261,879	2,415,517	1,573	13,388,650

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	3,500,000	4,503,856	2,967,703	10,971,559
会計方針の変更による累積的影響額			△256,948	△256,948
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,500,000	4,503,856	2,710,754	10,714,611
当期変動額				
剰余金の配当			△43,500	△43,500
当期純利益			482,682	482,682
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	439,182	439,182
当期末残高	3,500,000	4,503,856	3,149,937	11,153,793

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,750,463	△596,892	66	261,879	2,415,517	1,573	13,388,650
会計方針の変更による累積的影響額							△256,948
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,750,463	△596,892	66	261,879	2,415,517	1,573	13,131,701
当期変動額							
剰余金の配当							△43,500
当期純利益							482,682
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,638,797	△69,537	94	160,168	1,729,522	1,154	1,730,677
当期変動額合計	1,638,797	△69,537	94	160,168	1,729,522	1,154	2,169,859
当期末残高	4,389,261	△666,430	160	422,048	4,145,039	2,728	15,301,561

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	740,466	780,319
減価償却費	175,682	180,580
減損損失	13,655	5,390
持分法による投資損益 (△は益)	△12	561
負ののれん発生益	—	△2,680
支払備金の増減額 (△は減少)	△115,432	△113,534
責任準備金の増減額 (△は減少)	△3,656,490	△2,632,889
契約者配当準備金積立利息繰入額	4,627	1,497
契約者配当準備金繰入額 (△は戻入額)	242,146	200,722
貸倒引当金の増減 (△)	△1,470	△579
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△2,367	△187
退職給付に係る資産及び負債の増減額	△374,374	△250,106
退職給付信託の設定額	—	△639,944
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	91,360	97,934
受取利息及び受取配当金	△1,459,322	△1,367,028
支払利息	5,008	4,358
資金運用収益	△1,827,610	△1,893,273
資金調達費用	361,245	356,061
有価証券関係損益 (△)	△66,359	△52,405
金銭の信託の運用損益 (△は益)	△113,593	△75,914
為替差損益 (△は益)	△281,267	△520,124
固定資産処分損益 (△は益)	13,354	1,601
貸出金の純増 (△) 減	890,310	291,104
貯金の純増減 (△)	434,761	405,236
譲渡性預け金の純増 (△) 減	20,000	△90,000
コールローン等の純増 (△) 減	△9,577	△177,681
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	928,763	△1,161,315
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	1,224,351	2,902,607
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△27,608	△18,672
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△23	16
資金運用による収入	2,012,796	2,060,574
資金調達による支出	△205,712	△211,511
その他	166,840	34,438
小計	△815,849	△1,884,839
利息及び配当金の受取額	1,654,629	1,439,976
利息の支払額	△4,957	△4,370
契約者配当金の支払額	△420,523	△349,687
法人税等の支払額	△394,466	△405,633
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,831	△1,204,555

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31 日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31 日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
コールローンの取得による支出	△32,758,125	△33,053,228
コールローンの償還による収入	32,731,552	32,837,825
買入金銭債権の取得による支出	△2,746,495	△3,417,540
買入金銭債権の売却・償還による収入	3,066,421	3,131,989
債券貸借取引支払保証金の純増減額 (△は増加)	△490,901	101,332
債券貸借取引受入担保金の純増減額 (△は減少)	588,617	△44,684
有価証券の取得による支出	△41,594,073	△29,457,673
有価証券の売却による収入	4,029,294	4,069,483
有価証券の償還による収入	46,827,862	41,071,899
金銭の信託の増加による支出	△459,900	△710,000
金銭の信託の減少による収入	564,939	145,159
貸付けによる支出	△1,610,723	△1,354,617
貸付金の回収による収入	3,273,670	2,397,830
有形固定資産の取得による支出	△76,047	△183,547
有形固定資産の売却による収入	1,437	12,165
無形固定資産の取得による支出	△84,912	△97,719
関係会社株式の取得による支出	△63	△1,768
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	1,420
その他	△82,362	73,450
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,180,189	15,521,777
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	4,050	6,100
借入金の返済による支出	△4,489	△3,610
配当金の支払額	△38,550	△43,500
少数株主への配当金の支払額	—	△28
その他	△1,415	△1,062
財務活動によるキャッシュ・フロー	△40,405	△42,101
現金及び現金同等物に係る換算差額	661	587
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	11,159,277	14,275,707
現金及び現金同等物の期首残高	10,370,394	21,529,671
現金及び現金同等物の期末残高	※1 21,529,671	※1 35,805,379

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 16社

主要な会社名 日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険

なお、郵便(中国)国際物流有限公司は、新規設立により当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社 2社

東京米油株式会社、ニッテイ物流技術株式会社

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 3社

株式会社ジェイエイフーズおおいた、SDPセンター株式会社、日本ATMビジネスサービス株式会社

なお、株式会社ジェイエイフーズおおいたは、株式取得により当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 2社

東京米油株式会社、ニッテイ物流技術株式会社

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日

12月末日 1社

3月末日 15社

(2) 12月末日を決算日とする連結子会社については、決算日の財務諸表により連結しております。

なお、連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券は原則として、株式については連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額(為替変動による評価差額を含む。ただし、為替変動リスクをヘッジするために時価ヘッジを適用している場合を除く。)については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同様の方法によっております。
 なお、その他の金銭の信託の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。
 また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建 物： 2 年 ～ 50年
 その他： 2 年 ～ 75年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として 5 年）に基づいて償却しております。
- ③ リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
- ① 当社及び連結子会社（銀行子会社及び保険子会社を除く。）の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
- ② 銀行子会社における貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第 4 号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
 銀行子会社におけるすべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- ③ 保険子会社における貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しております。
 保険子会社におけるすべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- (6) 賞与引当金の計上基準
 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- (7) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、過去勤務費用、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- | | |
|----------|--|
| 過去勤務費用 | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8 年～14 年）による定額法により費用処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8 年～14 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理 |

- ② 退職共済年金負担に要する費用のうち、通信省及び郵政省(郵政事業に従事)に勤務し昭和34年1月以降に退職した者の昭和33年12月以前の勤務期間に係る年金給付に要する費用(以下「整理資源」という。)の負担について、当該整理資源に係る負担額を算定し「退職給付に係る負債」に含めて計上しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を発生翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時における対象者の平均残余支給期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

(追加情報)

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第63号)により、平成25年8月1日を施行期日として恩給期間に係る給付が将来減額されることとなりました。これに伴い、必要な情報の提供を受けて影響額の算定を行った結果、退職給付債務が減額されることにより過去勤務費用が117,175百万円発生し、当該過去勤務費用については、平均残余支給期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

- ③ 退職共済年金負担に要する費用のうち、通信省及び郵政省(郵政事業に従事)に勤務し昭和33年12月以前に退職した者の恩給給付に要する費用(以下「恩給負担金」という。)の負担について、当該恩給負担金に係る負担額を算定し「退職給付に係る負債」に含めて計上しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(8) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(9) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。

小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジを適用しております。

ヘッジ有効性評価の方法については、小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジの場合には、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貯金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が金利スワップの特例処理の要件とほぼ同一となるヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。また、一部の金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で、金利スワップの特例処理を適用しております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で、繰延ヘッジ、時価ヘッジ又は振当処理を適用しております。

外貨建有価証券において、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在すること等を条件に包括ヘッジとしております。

ヘッジの有効性評価は、個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。

(10) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、発生原因に応じて5年以内での均等償却を行っております。ただし、その金額に重要性が乏しい場合には、発生年度に一括償却しております。

(11) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(12) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価額の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資(銀行子会社における「現金預け金」のうち、譲渡性預け金を除く。)であります。

(13) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、当社を連結親法人として、連結納税制度を適用しております。

③ 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

(a) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)

(b) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、平成22年度より、管理機構からの受再保険の一部を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を10年間にわたり追加して積み立てることとしております。これに伴い当連結会計年度に積み立てた額は、175,129百万円であります。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 23社

主要な会社名 日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険

なお、日本郵便デリバリー株式会社他3社は新規設立により、日本郵便オフィスサポート株式会社他2社は株式取得により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社 3社

東京米油株式会社、日本郵便メンテナンス株式会社、大東設備工業株式会社

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 5社

株式会社ジェイエフーズおおいた、リンベル株式会社、セゾン投信株式会社、SDPセンター株式会社、日本ATMビジネスサービス株式会社

なお、リンベル株式会社及びセゾン投信株式会社は、株式取得により当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 3社

東京米油株式会社、日本郵便メンテナンス株式会社、大東設備工業株式会社

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日

12月末日 1社

3月末日 22社

(2) 12月末日を決算日とする連結子会社については、決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券は原則として、株式については連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額(為替変動による評価差額を含む。ただし、為替変動リスクをヘッジするために時価ヘッジを適用している場合を除く。)については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同様の方法によっております。
 なお、その他の金銭の信託の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。
 また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|-----------|
| 建 物 | 2 年 ～ 50年 |
| その他 | 2 年 ～ 75年 |
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として 5 年）に基づいて償却しております。
- ③ リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
- ① 当社及び連結子会社（銀行子会社及び保険子会社を除く。）の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
- ② 銀行子会社における貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第 4 号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
 銀行子会社におけるすべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- ③ 保険子会社における貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しております。
 保険子会社におけるすべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- (6) 賞与引当金の計上基準
 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- (7) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 過去勤務費用 | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8 年～14 年）による定額法により費用処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8 年～14 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 |

(追加情報)

当社及び主な連結子会社は、平成27年4月1日を施行日とする退職手当規程の改訂を行い、退職一時金制度を最終給与比例方式からポイント制へ変更しております。これに伴い、退職給付債務が減少し、過去勤務費用が184,859百万円発生しております。なお、当該過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年～14年)による定額法により費用処理しております。

- ② 退職共済年金負担に要する費用のうち、通信省及び郵政省(郵政事業に従事)に勤務し昭和34年1月以降に退職した者の昭和33年12月以前の勤務期間に係る年金給付に要する費用(以下「整理資源」という。)の負担について、当該整理資源に係る負担額を算定し「退職給付に係る資産」に含めて計上しております。

なお、当社は退職給付信託を設定しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を発生翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

- ③ 退職共済年金負担に要する費用のうち、通信省及び郵政省(郵政事業に従事)に勤務し昭和33年12月以前に退職した者の恩給給付に要する費用(以下「恩給負担金」という。)の負担について、当該恩給負担金に係る負担額を算定し「退職給付に係る負債」に含めて計上しております。

なお、当社は退職給付信託を設定しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(追加情報)

当社は、平成26年9月22日開催の取締役会において、退職給付財政の健全化を目的として、整理資源及び恩給負担金に係る退職給付信託を設定することを決議いたしました。これに基づき、平成27年1月29日に現金預け金639,944百万円を拠出しております。

- (8) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- (9) 重要なヘッジ会計の方法

- ① 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。

ヘッジの有効性評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が金利スワップの特例処理の要件とほぼ同一となるヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。また、一部の金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で、金利スワップの特例処理を適用しております。

- ② 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券の為替相場の変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ又は振当処理を適用しております。

外貨建有価証券において、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在すること等を条件に包括ヘッジとしております。

ヘッジの有効性評価は、個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。

- (10) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、発生原因に応じて5年以内での均等償却を行っております。ただし、その金額に重要性が乏しい場合には、発生年度に一括償却しております。

- (11) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(12) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価額の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資(銀行子会社における「現金預け金」のうち、譲渡性預け金を除く。)であります。

(13) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、当社を連結親法人として、連結納税制度を適用しております。

③ 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

(a) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)

(b) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、平成22年度より、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構からの受再保険の一部を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を10年間にわたり追加して積み立てることとしております。これに伴い当連結会計年度に積み立てた額は、176,491百万円であります。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、税効果調整後の未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額として計上しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が2,884,827百万円計上されております。また、繰延税金資産が1,020百万円減少し、繰延税金負債が2,548百万円増加したほか、その他の包括利益累計額が261,879百万円増加しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が263,412百万円増加し、利益剰余金が256,948百万円減少しております。また当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ10,561百万円増加しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)

1. 退職給付会計基準等(平成24年 5 月17日)

(1) 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

当社は、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成26年 4 月 1 日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、平成26年 4 月 1 日に開始する連結会計年度の期首における利益剰余金が256,948百万円減少する予定です。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年 9 月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年 9 月13日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第 7 号 平成25年 9 月13日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号 平成25年 9 月13日)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年 9 月13日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号 平成25年 9 月13日)

(1) 概要

当該会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③暫定的な会計処理の取扱い、④当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更を中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

当社は、改正後の当該会計基準等を平成27年 4 月 1 日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、未定であります。

当連結会計年度(自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年 9 月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年 9 月13日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第 7 号 平成25年 9 月13日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号 平成25年 9 月13日)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年 9 月13日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号 平成25年 9 月13日)

(1) 概要

当該会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③暫定的な会計処理の取扱い、④当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更を中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

当社は、改正後の当該会計基準等を平成27年 4 月 1 日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、連結財務諸表規則附則第2項の規定に基づき、平成26年4月1日に開始する連結会計年度(以下「翌連結会計年度」といいます。)における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

当連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「債券貸借取引支払保証金・受入担保金の純増減額」に含めておりました「債券貸借取引支払保証金の純増減額(△は増加)」、「債券貸借取引受入担保金の純増減額(△は減少)」は、重要性が増したため、翌連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、当連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「債券貸借取引支払保証金・受入担保金の純増減額」に表示していた97,715百万円は、「債券貸借取引支払保証金の純増減額(△は増加)」△490,901百万円、「債券貸借取引受入担保金の純増減額(△は減少)」588,617百万円として組み替えております。

また、当連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「定期預金の預入による支出」は、重要性が乏しくなったため、翌連結会計年度より「その他」に含めております。

この結果、当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「定期預金の預入による支出」に表示していた△715百万円、「その他」に表示していた△81,647百万円は、「その他」△82,362百万円として組み替えております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「債券貸借取引支払保証金・受入担保金の純増減額」に含めておりました「債券貸借取引支払保証金の純増減額(△は増加)」及び「債券貸借取引受入担保金の純増減額(△は減少)」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「債券貸借取引支払保証金・受入担保金の純増減額」に表示していた97,715百万円は、「債券貸借取引支払保証金の純増減額(△は増加)」△490,901百万円、「債券貸借取引受入担保金の純増減額(△は減少)」588,617百万円として組み替えております。

また、前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「定期預金の預入による支出」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「定期預金の預入による支出」に表示していた△715百万円、「その他」に表示していた△81,647百万円は、「その他」△82,362百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 非連結子会社及び関連会社の株式の総額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
株 式	1,067百万円	2,283百万円

※ 2. 有担保の消費貸借契約(代用有価証券担保付債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
	100,660百万円	301,181百万円

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
当連結会計年度末に当該処分をせずに 所有している有価証券	10,031,422百万円	11,078,662百万円

※ 3. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、ありません。

※ 4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	38,315,526百万円	37,335,206百万円
担保資産に対応する債務		
貯金	26,038,039 "	22,088,270 "
債券貸借取引受入担保金	14,370,767 "	17,228,691 "
支払承諾	115,000 "	95,000 "

上記のほか、日銀当座貸越取引、為替決済、デリバティブ取引等の担保、先物取引証拠金の代用等として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
有価証券	5,960,168百万円	4,907,981百万円
現金預け金	30百万円	30百万円
その他資産	129百万円	129百万円

※ 5. 責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表計上額及び時価並びにリスク管理方針の概要

(1) 責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表計上額及び時価は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
連結貸借対照表計上額	17,953,667百万円	15,493,208百万円
時価	19,052,820百万円	16,668,447百万円

(2) 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

保険子会社は、資産・負債の金利リスクを管理するために、保険契約の特性に応じて以下に掲げる小区分を設定し、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針を採っております。また、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションについては、定期的に確認しております。

- ・簡易生命保険契約商品区分
- ・かんぽ生命保険契約(一般)商品区分
- ・かんぽ生命保険契約(一時払年金)商品区分

※6. 銀行子会社における当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件に基づいて、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
融資未実行残高	2,735百万円	一百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	一百万円	一百万円

なお、契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。契約には必要に応じて、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、銀行子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶ができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている銀行子会社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

また、保険子会社における貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
融資未実行残高	1,250百万円	1,250百万円

※7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
減価償却累計額	910,337百万円	957,443百万円

※8. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
圧縮記帳額	62,214百万円	62,252百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(55,799百万円)	(6,119百万円)

※9. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
期首残高	2,396,947百万円	2,222,759百万円
契約者配当金支払額	420,523 "	349,687 "
利息による増加等	4,627 "	1,497 "
年金買増しによる減少	438 "	372 "
契約者配当準備金繰入額	242,146 "	200,722 "
期末残高	2,222,759 "	2,074,919 "

※10. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金の金額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
82百万円	285百万円

また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金の金額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
183百万円	314百万円

11. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する保険子会社の今後の負担見積額は、次のとおりであります。

なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の業務費として処理しております。

前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
18,834百万円	22,829百万円

※12. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構からの受再保険に係る責任準備金(危険準備金を除く。)は、当該再保険に関する再保険契約により、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成17年法律第101号)による簡易生命保険責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を下回らないよう、保険子会社の保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を積み立てております。当該積立てを行った金額及び受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金、価格変動準備金の積立額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
責任準備金(危険準備金を除く)	57,879,628百万円	52,156,724百万円
危険準備金	2,350,030百万円	2,182,885百万円
価格変動準備金	554,723百万円	626,849百万円

※13. 連結貸借対照表中、「貯金」は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。

14. システムに係る役務提供契約(ハード・ソフト・通信サービス・保守等を一体として利用する複合契約)で契約により今後の支払いが見込まれる金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
1年内	4,332百万円	3,928百万円
1年超	6,742百万円	3,439百万円

15. 偶発債務に関する事項

連結子会社の一部の借入郵便局局舎の賃貸借契約については、その全部又は一部を解約した場合において、貸主から解約補償を求めることができる旨を契約書に記載しております。解約補償額は、貸主が郵便局局舎に対して投資した総額のうち、解約時における未回収投資額を基礎に算出することとしておりますが、発生する可能性のある解約補償額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
113,858百万円	104,372百万円

なお、連結子会社の都合により解約した場合であっても、局舎を他用途へ転用する等のときは補償額を減額することから、全額が補償対象とはなりません。

(連結損益計算書関係)

- ※1. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構からの受再保険に関する再保険契約により、受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構のため、契約者配当準備金に繰り入れた金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
契約者配当準備金繰入額	222,812百万円	190,363百万円

- ※2. これまでの投資不足による設備等の老朽化の改善のため、経済実態的に利用可能な耐用年数を超過している設備等に対して、緊急に必要な工事を実施することとしております。

これに伴い、特別損失として、「老朽化対策工事に係る損失」を計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

- ※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	813,880百万円	2,431,516百万円
組替調整額	△114,528 "	△236,039 "
税効果調整前	699,352 "	2,195,476 "
税効果額	△241,453 "	△556,689 "
その他有価証券評価差額金	457,899 "	1,638,786 "
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△494,241 "	△369,756 "
組替調整額	156,509 "	321,616 "
資産の取得原価調整額	△4,199 "	△5,985 "
税効果調整前	△341,931 "	△54,125 "
税効果額	121,862 "	△15,411 "
繰延ヘッジ損益	△220,069 "	△69,537 "
為替換算調整勘定：		
当期発生額	66 "	94 "
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	— "	195,074 "
組替調整額	— "	△30,501 "
税効果調整前	— "	164,572 "
税効果額	— "	△4,404 "
退職給付に係る調整額	— "	160,168 "
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	2 "	9 "
その他の包括利益合計	237,899 "	1,729,521 "

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	150,000	—	—	150,000	

2. 配当に関する事項

剰余金の配当は、日本郵政株式会社法第11条の規定により、総務大臣の認可事項となっております。

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月22日 取締役会	普通株式	38,550	257.00	平成25年3月31日	平成25年6月20日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年5月21日 取締役会	普通株式	43,500	利益剰余金	290.00	平成26年3月31日	平成26年6月25日

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	150,000	—	—	150,000	

2. 配当に関する事項

剰余金の配当は、日本郵政株式会社法第11条の規定により、総務大臣の認可事項となっております。

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年5月21日 取締役会	普通株式	43,500	290.00	平成26年3月31日	平成26年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月15日 取締役会	普通株式	50,100	利益剰余金	334.00	平成27年3月31日	平成27年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)
現金預け金勘定	21,994,452百万円	36,406,491百万円
現金預け金勘定に含まれる 銀行子会社における譲渡性預け金	△615,000 "	△705,000 "
有価証券勘定に含まれる譲渡性預け金	151,000 "	105,160 "
預入期間が3カ月を超える預け金	△781 "	△912 "
預入期間が3カ月を超える譲渡性預け金	— "	△360 "
現金及び現金同等物	21,529,671 "	35,805,379 "

(リース取引関係)

前連結会計年度(平成26年 3 月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

主として動産であります。

② 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	平成26年 3 月31日
1 年内	967
1 年超	96
合計	1,064

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	平成26年 3 月31日
1 年内	10,633
1 年超	45,459
合計	56,093

当連結会計年度(平成27年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

主として動産であります。

② 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	平成27年3月31日
1 年内	846
1 年超	860
合計	1,706

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	平成27年3月31日
1 年内	12,239
1 年超	47,499
合計	59,739

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループにおいて、銀行子会社及び保険子会社の保有する金融資産・負債の多くは金利変動による価値変化等を伴うものであるため、将来の金利・為替変動により安定的な期間損益の確保が損なわれる等の不利な影響が生じないように管理していく必要があります。

このため、両社それぞれにおいて、資産負債の総合管理(ALM)を実施して収益及びリスクの適切な管理に努めており、その一環として、金利スワップ、先物外国為替等のデリバティブ取引も行っております。

デリバティブ取引は運用資産の金利・為替変動リスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、原則としてヘッジ目的の利用に限定し、投機目的には利用しないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループにおいて、銀行子会社及び保険子会社が保有する金融資産の主なものは、国債を中心とする国内債券や外国債券等の有価証券、貸付や金銭の信託を通じた株式への投資などであります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク等に晒されております。

ALMの観点から、金利関連取引については、円金利変動に伴う有価証券、貸出金、定期性預金等の将来の経済価値変動リスク・金利リスクを回避するためのヘッジ手段として、金利スワップ取引を行っております。

また、通貨関連取引については、銀行子会社及び保険子会社が保有する外貨建資産(債券)の為替評価額及び償還金・利金の円貨換算額の為替変動リスクを回避するためのヘッジ手段等として、通貨スワップ又は為替予約取引を行っております。

なお、デリバティブ取引でヘッジを行う際には、財務会計への影響を一定の範囲にとどめるため、所定の要件を満たすものについてはヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループでは、銀行子会社及び保険子会社が管理対象とすべきリスク区分とリスク管理に当たって遵守すべき基本事項を定めております。

また、グループ各社のリスク管理の状況を定期的に経営会議に報告するとともに、グループリスク管理の方針やグループリスク管理態勢などの協議を行っております。

市場リスク、信用リスク等のリスクについては、それぞれの会社において計量化するリスクを特定し、客観性・適切性を確保した統一的な尺度であるVaR(バリュー・アット・リスク：一定の確率のもとで被る可能性がある予想最大損失額)等により計測しております。当社は個々の会社ごとに計測されたリスク量が各社の資本量に対して適正な範囲に収まることを確認することによりリスクを管理しております。

① 信用リスクの管理

銀行子会社及び保険子会社は、それぞれ信用リスク管理に関する諸規程に基づき、VaRにより信用リスク量を定量的に計測・管理しております。また、与信集中リスクを抑えるために、個社及び企業グループごとに「与信限度」を定め、期中の管理等を行っております。

② 市場リスクの管理

(a) 銀行子会社

銀行子会社は、ALMに関する方針のもとで、バンキング業務として国内外の債券や株式等への投資を行っており、金利、為替、株価等の変動の影響を受けるものであることから、市場リスク管理に関する諸規程に基づき、統計的な手法であるVaRにより市場リスク量を定量的に計測し、自己資本等の経営体力を勘案して定めた資本配賦額の範囲内に市場リスク量が収まるよう、市場リスク限度枠や損失額等の上限を設定しモニタリング・管理等を実施しております。

主要な市場リスクに係るリスク変数(金利、為替、株価)の変動の影響を受ける主たる金融商品は、「コールローン」、「買入金銭債権」、「金銭の信託」、「有価証券」、「貸出金」、「貯金」、「デリバティブ取引」であります。

銀行子会社ではV a Rの算定に当たって、ヒストリカル・シミュレーション法(保有期間240営業日(1年相当)、片側99%の信頼水準、観測期間1,200日(5年相当))を採用しております。なお、当連結会計年度より、より実態に即し精度を向上させるため、負債側について内部モデルの高度化を図っております。また、従前は信用リスクとして認識していた社債等の信用スプレッド変動が資産の現在価値に影響を与えるリスクについては、市場リスクとして認識する方法に変更しております。当連結会計年度末(平成26年3月31日)現在の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で2,692,520百万円であります。なお、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測するものであることから、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクについて捕捉できない場合があります。このリスクに備えるため、さまざまなシナリオを用いたストレス・テストを実施しております。

市場リスク管理態勢の整備・運営に関する事項及び市場リスク管理の実施に関する事項については、定期的にリスク管理委員会・A L M委員会・経営会議を開催し、協議・報告を行っております。

また、市場運用(国債)中心の資産・定額貯金中心の負債という特徴を踏まえ、金利リスクの重要性についても十分認識した上で、A L Mにより、さまざまなシナリオによる損益シミュレーションを実施するなど、多面的な側面から金利リスクの管理を行っており、適切にリスクをコントロールしております。

A L Mに関する方針については、経営会議で協議した上で決定し、その実施状況等について、A L M委員会・経営会議に報告を行っております。

なお、デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブに関する諸規程に基づき実施しております。

(b) 保険子会社

保険子会社は、市場リスクを、金利リスクと価格変動リスクに区分して管理しております。金利リスクについては、円金利資産と負債のキャッシュ・フロー・マッチングの推進等により管理しております。また、価格変動リスクについては、外国債及び株式等のリスクについて、リスク量を管理するための基準値を設定(価格変動リスクは、信用リスク及び不動産投資リスクと合算の上区分を設定)し、それぞれのリスク量が基準値を超過しないように管理しております。

なお、市場リスク量、信用リスク量及び不動産投資リスク量については、リスク管理統括部においてV a Rにより計測し、管理の状況を定期的にリスク管理委員会に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

銀行子会社及び保険子会社は、それぞれ資金繰りに関する指標等を設定し、資金流動性リスクの管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	21,994,452	21,994,452	—
(2) コールローン	2,073,594	2,073,594	—
(3) 債券貸借取引支払保証金	10,034,958	10,034,958	—
(4) 買入金銭債権	169,721	169,721	—
(5) 商品有価証券			
売買目的有価証券	278	278	—
(6) 金銭の信託	3,500,631	3,500,631	—
(7) 有価証券			
満期保有目的の債券	134,875,084	140,527,456	5,652,372
責任準備金対応債券	17,953,667	19,052,820	1,099,152
其他有価証券	82,653,215	82,653,215	—
(8) 貸出金	14,096,911		
貸倒引当金(*1)	△208		
	14,096,702	15,138,720	1,042,017
資産計	287,352,306	295,145,848	7,793,542
(1) 貯金	175,291,979	175,946,708	654,728
(2) 債券貸借取引受入担保金	14,370,767	14,370,767	—
負債計	189,662,747	190,317,476	654,728
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	141	141	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,001,481)	(1,001,481)	—
デリバティブ取引計	(1,001,339)	(1,001,339)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。なお、金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金及び有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該貸出金及び有価証券の時価に含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン、(3) 債券貸借取引支払保証金

これらは、短期間(1年以内)で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 買入金銭債権

ブローカー等から提示された価格を時価としております。

(5) 商品有価証券

日本銀行の買取価格を時価としております。

(6) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、店頭取引による価格、又は市場価格に準じて合理的に算定された価額等によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(7) 有価証券

取引所の価格、店頭取引による価格、又は市場価格に準じて合理的に算定された価額等によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(8) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 貯金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に適用する利率を用いております。

(2) 債券貸借取引受入担保金

短期間(1年以内)で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)、通貨関連取引(為替予約、通貨スワップ)であり、取引所の価格、割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(7)有価証券」には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区 分	平成26年3月31日
非上場株式(※)	141,152
合計	141,152

(※) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	20,935,334	—	—	—	—	—
コールローン	2,073,594	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	10,034,958	—	—	—	—	—
買入金銭債権	81,063	1,378	13,761	10,000	7,000	54,400
有価証券	39,360,521	55,843,874	36,307,817	24,341,200	38,320,312	30,266,476
満期保有目的の債券	27,338,868	33,550,436	19,485,905	9,829,264	21,284,129	22,847,540
うち国債	25,846,800	29,870,340	14,895,445	7,138,500	17,693,900	21,574,200
地方債	496,522	1,441,641	1,878,440	1,827,595	2,310,376	873,590
社債	966,909	2,166,769	2,679,542	732,736	1,279,853	399,750
その他	28,637	71,686	32,478	130,433	—	—
責任準備金対応債券	1,014,401	4,830,421	3,605,125	1,583,792	2,732,196	4,056,700
うち国債	775,100	4,640,560	3,535,900	1,492,300	2,484,100	3,962,400
地方債	163,575	189,861	50,394	73,312	205,885	66,500
社債	75,726	—	18,831	18,180	42,211	27,800
その他有価証券のうち満期があるもの	11,007,251	17,463,015	13,216,786	12,928,143	14,303,986	3,362,236
うち国債	6,852,740	9,834,080	5,086,566	7,779,879	11,697,389	1,788,000
地方債	510,063	1,112,685	1,239,611	1,545,805	514,243	33,706
短期社債	334,000	—	—	—	—	—
社債	1,326,122	1,998,408	2,119,191	1,425,378	440,520	1,508,662
その他	1,984,325	4,517,841	4,771,416	2,177,080	1,651,834	31,867
貸出金	2,579,870	2,801,100	2,183,133	1,899,461	2,136,635	2,492,467
合計	75,065,341	58,646,353	38,504,713	26,250,661	40,463,948	32,813,344

(注4) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
貯金(*)	74,709,231	11,218,546	32,951,793	22,382,440	34,029,968	—
債券貸借取引受入担保金	14,370,767	—	—	—	—	—
合計	89,079,998	11,218,546	32,951,793	22,382,440	34,029,968	—

(*) 貯金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループにおいて、銀行子会社及び保険子会社の保有する金融資産・負債の多くは金利変動による価値変化等を伴うものであるため、将来の金利・為替変動により安定的な期間損益の確保が損なわれる等の不利な影響が生じないように管理していく必要があります。

このため、両社それぞれにおいて、資産負債の総合管理(ALM)を実施して収益及びリスクの適切な管理に努めており、その一環として、金利スワップ、先物外国為替等のデリバティブ取引も行っております。

デリバティブ取引は運用資産の金利・為替変動リスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、原則としてヘッジ目的の利用に限定し、投機目的には利用しないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループにおいて、銀行子会社及び保険子会社が保有する金融資産の主なものは、国債を中心とする国内債券や外国債券等の有価証券、貸付や金銭の信託を通じた株式への投資などであり、これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク等に晒されております。

ALMの観点から、金利関連取引については、金利変動に伴う有価証券、貸出金、定期性預金等の将来の経済価値変動リスク・金利リスクを回避するためのヘッジ手段として、金利スワップ取引を行っております。

また、通貨関連取引については、銀行子会社及び保険子会社が保有する外貨建資産の為替評価額及び償還金・利金の円貨換算額の為替変動リスクを回避するためのヘッジ手段等として、通貨スワップ又は為替予約取引を行っております。

なお、デリバティブ取引でヘッジを行う際には、財務会計への影響を一定の範囲にとどめるため、所定の要件を満たすものについてはヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

グループリスク管理における基本方針として、リスク管理の基本原則、日本郵政グループ各社が管理対象とするべきリスク区分などリスク管理に当たって遵守すべき基本事項を定め、グループのリスク管理を実施しております。

さらに、グループ各社のリスク管理の状況を定期的に経営会議に報告するとともに、グループリスク管理の方針やグループリスク管理態勢などの協議を行っております。

市場リスク、信用リスク等のリスクについては、それぞれの会社において計量化するリスクを特定し、客観性・適切性を確保した統一的な尺度であるVaR(バリュー・アット・リスク：一定の確率のもとで被る可能性がある予想最大損失額)等により計測しております。当社は個々の会社ごとに計測されたリスク量が各社の資本量に対して適正な範囲に収まることを確認することによりリスクを管理しております。

① 信用リスクの管理

銀行子会社及び保険子会社は、それぞれ信用リスク管理に関する諸規程に基づき、VaRにより信用リスク量を定量的に計測・管理しております。また、与信集中リスクを抑えるために、個社及び企業グループごとに「与信限度」等を定め、期中の管理等を行っております。

② 市場リスクの管理

(a) 銀行子会社

銀行子会社は、ALMに関する方針のもとで、バンキング業務として国内外の債券や株式等への投資を行っており、金利、為替、株価等の変動の影響を受けるものであることから、市場リスク管理に関する諸規程に基づき、統計的な手法であるVaRにより市場リスク量を定量的に計測し、自己資本等の経営体力を勘案して定めた資本配賦額の範囲内に市場リスク量が収まるよう、市場リスク限度枠や損失額等の上限を設定しモニタリング・管理等を実施しております。

主要な市場リスクに係るリスク変数(金利、為替、株価)の変動の影響を受ける主たる金融商品は、「コールローン」、「買入金銭債権」、「金銭の信託」、「有価証券」、「貸出金」、「貯金」、「デリバティブ取引」であります。

銀行子会社ではV a Rの算定に当たって、ヒストリカル・シミュレーション法(保有期間240営業日(1年相当)、片側99%の信頼水準、観測期間1,200日(5年相当))を採用しております。なお、負債側については、内部モデルを用いて計測しております。当連結会計年度末(平成27年3月31日)現在での市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で1,866,712百万円であります。なお、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測するものであることから、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクについて捕捉できない場合があります。このリスクに備えるため、さまざまなシナリオを用いたストレス・テストを実施しております。

市場リスク管理態勢の整備・運営に関する事項及び市場リスク管理の実施に関する事項については、定期的にリスク管理委員会・ALM委員会・経営会議を開催し、協議・報告を行っております。

また、市場運用(国債)中心の資産・定額貯金中心の負債という特徴を踏まえ、金利リスクの重要性についても十分認識した上で、ALMにより、さまざまなシナリオによる損益シミュレーションを実施するなど、多面的に金利リスクの管理を行い、リスクをコントロールしております。

ALMに関する方針については、経営会議で協議した上で決定し、その実施状況等について、ALM委員会・経営会議に報告を行っております。

なお、デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブに関する諸規程に基づき実施しております。

(b) 保険子会社

保険子会社は、市場リスクを、金利リスクと価格変動リスクに区分して管理しております。金利リスクについては、円金利資産と負債のキャッシュ・フロー・マッチングの推進等により管理しております。また、価格変動リスクについては、外国債及び株式等のリスクについて、リスク量を管理するための基準値を設定(価格変動リスクは、信用リスク及び不動産投資リスクと合算の上区分を設定)し、それぞれのリスク量が基準値を超過しないように管理しております。

なお、市場リスク量、信用リスク量及び不動産投資リスク量については、リスク管理統括部においてV a Rにより計測し、管理の状況を定期的にリスク管理委員会に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

銀行子会社及び保険子会社は、それぞれ資金繰りに関する指標等を設定し、資金流動性リスクの管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	36,406,491	36,406,491	—
(2) コールローン	2,406,954	2,406,954	—
(3) 債券貸借取引支払保証金	11,094,941	11,094,941	—
(4) 買入金銭債権	571,100	571,100	—
(5) 商品有価証券			
売買目的有価証券	104	104	—
(6) 金銭の信託	4,926,581	4,926,581	—
(7) 有価証券			
満期保有目的の債券	110,185,001	116,943,661	6,758,660
責任準備金対応債券	15,493,208	16,668,447	1,175,238
其他有価証券	96,891,576	96,891,576	—
(8) 貸出金	12,761,331		
貸倒引当金(*1)	△200		
	12,761,130	13,767,761	1,006,630
資産計	290,737,091	299,677,620	8,940,529
(1) 貯金	175,697,196	176,219,929	522,733
(2) 債券貸借取引受入担保金	17,228,691	17,228,691	—
負債計	192,925,887	193,448,620	522,733
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	500	500	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(961,309)	(961,309)	—
デリバティブ取引計	(960,809)	(960,809)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。なお、金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金及び有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該貸出金及び有価証券の時価に含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン、(3) 債券貸借取引支払保証金

これらは、短期間(1年以内)で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 買入金銭債権

ブローカー等から提示された価格を時価としております。

(5) 商品有価証券

日本銀行の買取価格を時価としております。

(6) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、店頭取引による価格、又は市場価格に準じて合理的に算定された価額等によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(7) 有価証券

取引所の価格、店頭取引による価格、又は市場価格に準じて合理的に算定された価額等によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(8) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 貯金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に適用する利率を用いております。

(2) 債券貸借取引受入担保金

短期間(1年以内)で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)、通貨関連取引(為替予約、通貨スワップ、通貨オプション)であり、取引所の価格、割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(7)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	平成27年3月31日
非上場株式(*)	24,158
合計	24,158

(*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	35,387,648	—	—	—	—	—
コールローン	2,406,954	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	11,094,941	—	—	—	—	—
買入金銭債権	419,007	24,768	47,139	15,113	5,224	56,624
有価証券	31,116,002	54,167,918	33,030,767	25,554,115	29,957,931	31,390,906
満期保有目的の債券	17,313,507	27,145,011	14,840,900	12,022,926	14,488,099	23,854,900
うち国債	15,595,800	22,606,740	11,170,045	9,369,700	11,637,400	22,527,900
地方債	477,285	1,797,792	1,762,530	2,060,555	1,788,557	926,550
社債	1,200,568	2,676,167	1,875,892	494,671	1,062,142	400,450
その他	39,853	64,311	32,433	98,000	—	—
責任準備金対応債券	1,911,429	4,288,547	1,762,786	1,444,146	2,168,753	3,809,900
うち国債	1,729,360	4,262,100	1,653,400	1,355,800	1,845,000	3,711,700
地方債	182,069	26,447	86,149	64,313	267,014	70,400
社債	—	—	23,237	24,033	56,739	27,800
その他有価証券のうち満期があるもの	11,891,065	22,734,359	16,427,080	12,087,041	13,301,078	3,726,106
うち国債	7,032,518	13,963,878	5,829,696	7,068,912	9,492,924	1,887,000
地方債	777,112	1,042,155	1,787,231	1,232,179	510,673	31,608
短期社債	227,000	—	—	—	—	—
社債	1,257,525	2,063,884	2,767,354	1,031,755	566,700	1,604,945
その他	2,596,909	5,664,441	6,042,797	2,754,194	2,730,780	202,553
貸出金	2,384,422	2,538,616	2,204,470	1,698,606	1,950,641	1,980,256
合計	82,808,976	56,731,303	35,282,376	27,267,835	31,913,797	33,427,788

(注4) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
貯金(*)	72,843,879	25,572,162	20,968,406	28,693,665	27,619,083	—
債券貸借取引受入担保金	17,228,691	—	—	—	—	—
合計	90,072,570	25,572,162	20,968,406	28,693,665	27,619,083	—

(*) 貯金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金
銭債権」の一部が含まれております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

売買目的有価証券において、損益に含まれた評価差額ははありません。

2. 満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	114,982,371	119,922,919	4,940,548
	地方債	8,709,765	9,115,202	405,436
	社債	7,991,710	8,290,168	298,458
	その他	263,235	329,613	66,378
	小計	131,947,082	137,657,903	5,710,821
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	2,564,947	2,561,639	△3,308
	地方債	125,077	124,177	△899
	社債	237,976	237,723	△253
	その他	—	—	—
	小計	2,928,001	2,923,540	△4,461
合計		134,875,084	140,581,444	5,706,359

3. 責任準備金対応債券

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	16,783,518	17,861,458	1,077,940
	地方債	652,123	670,555	18,431
	社債	174,853	178,935	4,081
	小計	17,610,495	18,710,949	1,100,453
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	233,293	232,257	△1,036
	地方債	100,614	100,372	△241
	社債	9,263	9,240	△23
	小計	343,171	341,870	△1,300
合計		17,953,667	19,052,820	1,099,152

4. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	20,813	16,728	4,085
	債券	55,968,385	54,431,554	1,536,830
	国債	42,591,140	41,414,466	1,176,674
	地方債	4,864,598	4,741,977	122,621
	短期社債	—	—	—
	社債	8,512,646	8,275,111	237,535
	その他	22,288,803	19,960,802	2,328,001
	小計	78,278,003	74,409,085	3,868,917
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	408	486	△78
	債券	2,945,039	2,957,468	△12,428
	国債	1,773,535	1,773,686	△150
	地方債	271,980	272,391	△411
	短期社債	333,979	333,979	—
	社債	565,544	577,410	△11,865
	その他	2,918,785	2,930,949	△12,164
	小計	5,864,233	5,888,904	△24,671
合計		84,142,236	80,297,989	3,844,246

5. 連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

6. 連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
国債	1,962,621	68,754	—
地方債	109,350	2,212	—
合計	2,071,972	70,967	—

7. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	2,983	1,226	7
債券	1,582,285	8,974	11,344
国債	1,560,117	8,484	8,277
社債	22,168	489	3,066
その他	369,797	340	13,592
合計	1,955,066	10,541	24,944

8. 保有目的を変更した有価証券

保有目的が変更となった有価証券はありません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」が含まれております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

売買目的有価証券において、損益に含まれた評価差額はありません。

2. 満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	93,418,463	99,419,865	6,001,402
	地方債	8,755,185	9,211,651	456,466
	社債	7,341,570	7,633,754	292,183
	その他	234,597	291,352	56,754
	小計	109,749,817	116,556,624	6,806,806
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債国債	—	—	—
	地方債	64,865	64,341	△523
	社債	370,318	370,268	△49
	その他	—	—	—
	小計	435,183	434,610	△573
合計		110,185,001	116,991,234	6,806,232

3. 責任準備金対応債券

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	14,655,817	15,800,030	1,144,212
	地方債	674,853	699,297	24,444
	社債	132,049	138,846	6,797
	小計	15,462,719	16,638,173	1,175,453
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	4,450	4,419	△31
	地方債	25,036	24,857	△179
	社債	1,001	997	△4
	小計	30,488	30,273	△214
合計		15,493,208	16,668,447	1,175,238

4. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	24,177	14,553	9,623
	債券	57,584,562	55,841,340	1,743,222
	国債	43,599,527	42,214,543	1,384,984
	地方債	5,178,080	5,056,546	121,534
	短期社債	—	—	—
	社債	8,806,954	8,570,251	236,703
	その他	32,127,672	28,317,297	3,810,374
	小計	89,736,412	84,173,191	5,563,220
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	4,556,667	4,562,225	△5,558
	国債	3,190,097	3,191,876	△1,779
	地方債	382,953	383,706	△753
	短期社債	226,986	226,986	—
	社債	756,629	759,655	△3,025
	その他	5,169,597	5,214,569	△44,971
	小計	9,726,265	9,776,795	△50,530
合計		99,462,677	93,949,986	5,512,690

5. 連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

6. 連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
国債	1,717,375	56,869	—
合計	1,717,375	56,869	—

7. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	4,484	1,793	—
債券	1,947,642	287	5,393
国債	1,945,276	287	4,855
社債	2,365	—	538
その他	411,885	6,295	5,050
合計	2,364,012	8,376	10,444

8. 保有目的を変更した有価証券

保有目的が変更となった有価証券はありません。

(金銭の信託関係)

前連結会計年度(平成26年3月31日)

1. 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	3,500,631	2,762,362	738,268	747,393	△9,124

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

1. 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	4,926,581	3,400,444	1,526,137	1,530,218	△4,081

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約 買建	10,267	—	141	141
合計		—	—	141	141

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	有価証券、 貸出金			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		9,950 2,913,747	9,950 2,913,747	16 △201,753
金利スワップの 特例処理	金利スワップ	貸出金			
	受取固定・支払変動		102,780	85,400	(注) 3.
合計		—	—	—	△201,737

(注) 1. 原則として、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	有価証券	2,721,308	2,175,135	△718,218
	為替予約		244,301	153,648	△62,151
為替予約等の 振当処理	通貨スワップ	有価証券	59,220	59,220	(注) 3.
	為替予約		115,726	82,388	
ヘッジ対象に 係る損益を 認識する方法	為替予約	有価証券	1,518,394	—	△19,374
合計		—	—	—	△799,744

(注) 1. 原則として、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該有価証券の時価に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	7,230	—	△16	△16
	買建	120,403	—	516	516
合計		—	—	500	500

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	有価証券、 貸出金			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		13,750 2,940,067	13,750 2,940,067	32 △295,168
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金			
	受取固定・支払変動		88,200	65,500	(注) 3.
合計		—	—	—	△295,135

(注) 1. 原則として、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	有価証券、 外貨建予定 取引	2,913,732	2,118,969	△676,266
	為替予約		340,621	80,937	△50,157
	通貨オプション		413,350	—	6,130
為替予約等の振 当処理	通貨スワップ	有価証券	59,220	59,220	(注) 3.
	為替予約		82,388	39,121	
ヘッジ対象に係 る損益を認識す る方法	為替予約	有価証券	1,916,428	—	54,120
合計		—	—	—	△666,173

(注) 1. 原則として、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該有価証券の時価に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び主な連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。なお、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。また、当社の退職給付債務には、整理資源及び恩給負担金に係る負担額が含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	3,113,194百万円
勤務費用	111,364
利息費用	51,105
数理計算上の差異の当期発生額	△15,368
退職給付の支払額	△247,589
過去勤務費用の発生額	△117,175
退職給付債務の期末残高	2,895,530

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	10,669百万円
期待運用収益	220
数理計算上の差異の当期発生額	437
事業主からの拠出額	1,267
退職給付の支払額	△1,891
年金資産の期末残高	10,702

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	11,905百万円
年金資産	△10,702
	1,202
非積立型制度の退職給付債務	2,883,624
退職一時金	2,251,384
整理資源	630,724
恩給負担金	1,515
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,884,827
退職給付に係る負債	2,884,827
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,884,827

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	111,364百万円
利息費用	51,105
期待運用収益	△220
数理計算上の差異の費用処理額	△15,904
過去勤務費用の費用処理額	△8,304
その他	29
確定給付制度に係る退職給付費用	138,069

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	110,663百万円
未認識数理計算上の差異	154,785
合計	265,448

(6) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	52%
株式	21
現金及び預金	1
その他	26
合計	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮して設定しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.6～1.7%
長期期待運用収益率	2.0%

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び主な連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。なお、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。また、当社の退職給付債務には、整理資源及び恩給負担金に係る負担額が含まれております。

なお、当社及び主な連結子会社は、平成27年4月1日を施行日とする退職手当規程の改訂を行い、退職一時金制度を最終給与比例方式からポイント制へ変更しております。また、整理資源及び恩給負担金に係る負担額について、退職給付財政の健全化を目的として、平成27年1月29日に現金預け金639,944百万円を拠出し、退職給付信託を設定しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,895,530百万円
会計方針の変更による累積的影響額	263,412
会計方針の変更を反映した期首残高	3,158,943
勤務費用	127,742
利息費用	19,243
数理計算上の差異の発生額	△10,552
退職給付の支払額	△213,843
過去勤務費用の発生額	△184,859
その他	247
退職給付債務の期末残高	2,896,921

(注) 平成27年4月1日付で退職一時金制度をポイント制へ変更したため、過去勤務費用が発生しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	10,702百万円
期待運用収益	449
数理計算上の差異の発生額	△336
事業主からの拠出額	640,910
退職給付の支払額	△13,244
年金資産の期末残高	638,481

(注) 平成27年1月29日に現金預け金639,944百万円を拠出し、退職給付信託を設定しております。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	628,054百万円
整理資源	616,162
恩給負担金	1,257
企業年金	10,634
年金資産	△638,481
整理資源	△626,576
恩給負担金	△1,030
企業年金	△10,874
	△10,426
非積立型制度の退職給付債務	2,268,867
退職一時金	2,268,867
整理資源	—
恩給負担金	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,258,440
退職給付に係る負債	2,269,094
退職給付に係る資産	△10,653
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,258,440

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	127,742百万円
利息費用	19,243
期待運用収益	△449
数理計算上の差異の費用処理額	△17,192
過去勤務費用の費用処理額	△13,309
その他	335
確定給付制度に係る退職給付費用	116,370

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	171,549百万円
数理計算上の差異	△6,976
合計	164,572

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	282,212百万円
未認識数理計算上の差異	147,808
合計	430,021

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	71%
株式	0
現金及び預金	—
貸出金	28
その他	0
合計	100

(注) 当連結会計年度における年金資産合計には、整理資源及び恩給負担金に対して設定した退職給付信託が98%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮して設定しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.2～0.7%
長期期待運用収益率	0.1～2.0%

(税効果会計関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付に係る負債	1,025,771百万円
責任準備金	485,089
支払備金	53,823
賞与引当金	33,250
価格変動準備金	106,845
繰延ヘッジ損益	330,528
その他	163,924
繰延税金資産小計	2,199,234
評価性引当額	△1,090,571
繰延税金資産合計	1,108,662
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,505,332
その他	△19,545
繰延税金負債合計	△1,524,877
繰延税金資産(負債)の純額	△416,214百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	38.0%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.6
評価性引当額の増減	△5.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.0
当期と翌期以降の税率差異による影響	1.6
その他	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.3%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。この税率変更により、繰延税金資産は5,233百万円減少、繰延税金負債は2,927百万円減少し、法人税等調整額は7,354百万円増加しております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付に係る負債	933,407百万円
責任準備金	559,683
支払備金	49,850
賞与引当金	30,856
価格変動準備金	134,860
繰延ヘッジ損益	317,483
その他	146,810
繰延税金資産小計	2,172,952
評価性引当額	△998,131
繰延税金資産合計	1,174,820
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,058,998
その他	△23,616
繰延税金負債合計	△2,082,614
繰延税金資産(負債)の純額	△907,793百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.8
評価性引当額の増減	△3.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	7.5
当期と翌期以降の税率差異による影響	—
その他	△0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.2%

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。この税率変更により、繰延税金資産は36,609百万円、繰延税金負債は146,543百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金は199,825百万円増加、繰延ヘッジ損益は32,199百万円減少し、法人税等調整額は58,418百万円増加しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(平成26年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社及び連結子会社の建物解体時におけるアスベスト除去費用、並びに営業拠点や社宅等に係る不動産賃借契約等に基づく原状回復義務の履行に伴う費用等に関し、資産除去債務を計上しております。

なお、当社グループの郵便局を中心としたネットワークについては、公的なサービス提供の観点から、当該ネットワークの確実な維持が求められております。このため、当該ネットワーク維持に必要な施設に係る不動産賃借契約等に基づく原状回復義務については、当該契約の終了等により、その履行が明らかに予定されている場合に限り、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を1年～40年と見積り、割引率は0.1%～2.3%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	4,895百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	101百万円
時の経過による調整額	57百万円
資産除去債務の履行による減少額	△312百万円
その他増減額(△は減少)	5,153百万円
期末残高	<u>9,895百万円</u>

当連結会計年度(平成27年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社及び連結子会社の建物解体時におけるアスベスト除去費用、並びに営業拠点や社宅等に係る不動産賃借契約等に基づく原状回復義務の履行に伴う費用等に関し、資産除去債務を計上しております。

なお、当社グループの郵便局を中心としたネットワークについては、公的なサービス提供の観点から、当該ネットワークの確実な維持が求められております。このため、当該ネットワーク維持に必要な施設に係る不動産賃借契約等に基づく原状回復義務については、当該契約の終了等により、その履行が明らかに予定されている場合に限り、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を1年～40年と見積り、割引率は0.0%～2.3%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	9,895百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
時の経過による調整額	45百万円
資産除去債務の履行による減少額	△485百万円
その他増減額(△は減少)	1,152百万円
期末残高	<u>10,608百万円</u>

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)や賃貸商業施設等を保有しております。平成26年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は2,567百万円(主な賃貸収益はその他経常収益に、主な賃貸費用は減価償却費に計上)、売却損益は303百万円(特別損益に計上)、減損損失は3,788百万円(特別損益に計上)、その他の特別損失は293百万円であります。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額		
	期首残高	399,541
	期中増減額	△1,306
	期末残高	398,234
期末時価		365,358

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき算定した金額であります。
3. 賃貸商業施設等の開発中の不動産は、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。これらの不動産の連結貸借対照表計上額は、62,534百万円であります。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)や賃貸商業施設等を保有しております。平成27年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は3,178百万円(主な賃貸収益はその他経常収益に、主な賃貸費用は減価償却費に計上)、売却損益は3,811百万円(特別損益に計上)、減損損失は3,747百万円(特別損益に計上)、その他の特別損失は156百万円であります。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額		
	期首残高	398,234
	期中増減額	13,808
	期末残高	412,043
期末時価		409,655

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき算定した金額であります。
3. 賃貸商業施設等の開発中の不動産は、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。これらの不動産の連結貸借対照表計上額は、70,683百万円であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営者が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものを一定の基準に従い集約したものです。

当社グループは、業績の評価等を主として連結子会社別(日本郵便株式会社は郵便・物流事業セグメント、金融窓口事業セグメントに分類)に行っているため、これらを事業セグメントの識別単位とし、このうち各事業セグメントの経済的特徴、製品及びサービスを販売する市場及び顧客の種類等において類似性が認められるものについて集約を実施し、報告セグメントを決定しております。

各報告セグメントは、日本郵便株式会社を中心とした「郵便・物流事業」及び「金融窓口事業」、株式会社ゆうちょ銀行を中心とした「銀行業」、株式会社かんぽ生命保険を中心とした「生命保険業」であります。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部経常収益は、市場価格又は総原価を基準に決定した価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	合計
	郵便・ 物流事業	金融 窓口事業	銀行業	生命保険業	計		
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	1,767,818	104,203	2,075,516	11,233,998	15,181,537	58,588	15,240,126
セグメント間の 内部経常収益	54,103	1,169,984	897	106	1,225,092	229,210	1,454,303
計	1,821,922	1,274,188	2,076,414	11,234,105	16,406,630	287,799	16,694,429
セグメント利益	18,540	39,236	565,084	462,748	1,085,610	148,144	1,233,755
セグメント資産	2,017,207	2,893,901	202,512,860	87,092,800	294,516,769	9,753,351	304,270,121
その他の項目							
減価償却費	63,904	34,095	33,480	34,074	165,555	10,211	175,766
のれんの償却額	—	—	—	—	—	4	4
受取利息、利息 及び配当金収入 又は資金運用収益	926	559	1,827,610	1,458,190	3,287,286	148	3,287,434
支払利息又は 資金調達費用	37	0	361,747	4,963	366,748	6	366,755
持分法投資利益 又は損失(△)	—	23	△11	—	12	—	12
特別利益	378	972	—	—	1,351	459	1,811
特別損失	5,914	5,551	628	100,030	112,124	11,210	123,335
固定資産処分損	1,993	1,111	562	8,670	12,338	1,374	13,712
減損損失	374	3,375	65	—	3,815	9,836	13,652
価格変動準備金 繰入額	—	—	—	91,360	91,360	—	91,360
契約者配当準備金 繰入額	—	—	—	242,146	242,146	—	242,146
税金費用	△865	12,294	209,802	57,769	279,000	△17,757	261,242
持分法適用会社 への投資額	—	90	912	—	1,002	—	1,002
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	38,687	25,011	17,700	58,915	140,315	27,114	167,429

(注) 1. 翌連結会計年度より、「郵便事業・物流業」は「郵便・物流事業」に、「郵便局事業」は「金融窓口事業」に報告セグメントの名称を変更しております。なお、当連結会計年度のセグメント情報は、変更後の名称を用いて表示しております。

2. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

3. 「その他」の区分には、報告セグメントに含まれていない宿泊事業、病院事業等が含まれております。また、「その他」の区分のセグメント利益には当社が計上した関係会社受取配当金(131,253百万円)が含まれております。

4. 報告セグメントの合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(1) 報告セグメントの経常収益の合計額と連結損益計算書の経常収益計上額

(単位：百万円)

経常収益	
報告セグメント計	16,406,630
「その他」の区分の経常収益	287,799
セグメント間取引消去	△1,454,303
連結損益計算書の経常収益	15,240,126

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

(2) 報告セグメントの利益の合計額と連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

利益	
報告セグメント計	1,085,610
「その他」の区分の利益	148,144
セグメント間取引消去	△130,151
連結損益計算書の経常利益	1,103,603

(3) 報告セグメントの資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	
報告セグメント計	294,516,769
「その他」の区分の資産	9,753,351
セグメント間取引消去	△12,023,681
連結貸借対照表の資産合計	292,246,440

(4) 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該項目に相当する科目の連結財務諸表計上額

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計	その他	調整額	連結財務諸表 計上額
減価償却費	165,555	10,211	△84	175,682
のれんの償却額	—	4	—	4
受取利息、利息及び 配当金収入又は 資金運用収益	3,287,286	148	△501	3,286,933
支払利息又は 資金調達費用	366,748	6	△501	366,253
持分法投資利益	12	—	—	12
特別利益	1,351	459	—	1,811
特別損失	112,124	11,210	△534	122,801
固定資産処分損	12,338	1,374	△5	13,706
減損損失	3,815	9,836	3	13,655
価格変動準備金繰入額	91,360	—	—	91,360
契約者配当準備金繰入額	242,146	—	—	242,146
税金費用	279,000	△17,757	—	261,242
持分法適用会社への 投資額	1,002	—	—	1,002
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	140,315	27,114	△198	167,231

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営者が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものを一定の基準に従い集約したものであります。

当社グループは、業績の評価等を主として連結子会社別(日本郵便株式会社は郵便・物流事業セグメント、金融窓口事業セグメントに分類)に行っているため、これらを事業セグメントの識別単位とし、このうち各事業セグメントの経済的特徴、製品及びサービスを販売する市場及び顧客の種類等において類似性が認められるものについて集約を実施し、報告セグメントを決定しております。

各報告セグメントは、日本郵便株式会社を中心とした「郵便・物流事業」及び「金融窓口事業」、株式会社ゆうちょ銀行を中心とした「銀行業」、株式会社かんぽ生命保険を中心とした「生命保険業」であります。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部経常収益は、市場価格又は総原価を基準に決定した価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	合計
	郵便・ 物流事業	金融窓口 事業	銀行業	生命保険業	計		
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	1,816,551	139,979	2,077,038	10,168,044	14,201,613	57,228	14,258,842
セグメント間の 内部経常収益	54,752	1,162,106	1,260	1,197	1,219,317	243,148	1,462,465
計	1,871,304	1,302,086	2,078,298	10,169,241	15,420,930	300,376	15,721,307
セグメント利益	1,820	22,832	569,609	492,625	1,086,888	150,221	1,237,110
セグメント資産	2,403,390	3,123,755	208,179,406	84,915,012	298,621,565	9,143,925	307,765,491
その他の項目							
減価償却費	60,708	35,023	34,601	35,224	165,557	15,121	180,679
のれんの償却額	—	8	—	—	8	0	8
受取利息、利息 及び配当金収入 又は資金運用収益	1,100	606	1,893,273	1,365,796	3,260,776	244	3,261,020
支払利息又は 資金調達費用	42	14	356,780	4,298	361,136	3	361,139
持分法投資利益 又は損失(△)	—	△681	119	—	△561	—	△561
特別利益	676	3,330	3,008	—	7,014	4,195	11,210
固定資産処分益	660	175	3,008	—	3,845	471	4,316
負ののれん発生益	—	2,680	—	—	2,680	—	2,680
特別損失	1,835	4,815	1,464	99,366	107,482	37,109	144,591
固定資産処分損	1,485	1,205	1,446	1,432	5,569	858	6,427
減損損失	203	3,601	17	—	3,822	1,573	5,395
価格変動準備金 繰入額	—	—	—	97,934	97,934	—	97,934
老朽化対策工事 に係る損失	—	—	—	—	—	22,071	22,071
契約者配当 準備金繰入額	—	—	—	200,722	200,722	—	200,722
税金費用	△5,021	5,023	201,599	111,213	312,814	△15,008	297,805
持分法適用会社 への投資額	—	1,168	1,031	—	2,200	—	2,200
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	84,628	62,339	61,973	107,262	316,204	33,080	349,284

(注) 1. 当連結会計年度より、「郵便事業・物流業」は「郵便・物流事業」に、「郵便局事業」は「金融窓口事業」に報告セグメントの名称を変更しております。なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の名称を用いて表示しております。

2. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

3. 「その他」の区分には、報告セグメントに含まれていない宿泊事業、病院事業等が含まれております。また、「その他」の区分のセグメント利益には当社が計上した関係会社受取配当金(119,517百万円)が含まれております。

4. 報告セグメントの合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(1) 報告セグメントの経常収益の合計額と連結損益計算書の経常収益計上額

(単位：百万円)

経常収益	
報告セグメント計	15,420,930
「その他」の区分の経常収益	300,376
セグメント間取引消去	△1,462,465
連結損益計算書の経常収益	14,258,842

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

(2) 報告セグメントの利益の合計額と連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

利益	
報告セグメント計	1,086,888
「その他」の区分の利益	150,221
セグメント間取引消去	△121,286
連結損益計算書の経常利益	1,115,823

(3) 報告セグメントの資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	
報告セグメント計	298,621,565
「その他」の区分の資産	9,143,925
セグメント間取引消去	△11,915,696
連結貸借対照表の資産合計	295,849,794

(4) 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該項目に相当する科目の連結財務諸表計上額

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計	その他	調整額	連結財務諸表 計上額
減価償却費	165,557	15,121	△98	180,580
のれんの償却額	8	0	—	8
受取利息、利息及び 配当金収入又は 資金運用収益	3,260,776	244	△719	3,260,301
支払利息又は 資金調達費用	361,136	3	△719	360,420
持分法投資利益又は 損失(△)	△561	—	—	△561
特別利益	7,014	4,195	△1,770	9,439
固定資産処分益	3,845	471	—	4,316
負ののれん発生益	2,680	—	—	2,680
特別損失	107,482	37,109	△370	144,221
固定資産処分損	5,569	858	△365	6,061
減損損失	3,822	1,573	△4	5,390
価格変動準備金繰入額	97,934	—	—	97,934
老朽化対策工事に係る 損失	—	22,071	—	22,071
契約者配当準備金繰入額	200,722	—	—	200,722
税金費用	312,814	△15,008	—	297,805
持分法適用会社への 投資額	2,200	—	—	2,200
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	316,204	33,080	△567	348,717

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. サービスごとの情報

報告セグメントに係る情報と類似しているため本情報の記載は省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. サービスごとの情報

報告セグメントに係る情報と類似しているため本情報の記載は省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

「セグメント情報 3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報」に記載のとおりです。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

「セグメント情報 3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報」に記載のとおりです。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

のれんの償却額は、「セグメント情報 3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報」に記載のとおりです。また、のれんの未償却残高について記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

のれんの償却額は、「セグメント情報 3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報」に記載のとおりです。また、のれんの未償却残高について記載すべき重要なものはありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

金融窓口事業セグメントにおいて、日本郵便オフィスサポート株式会社の株式取得により、負ののれん発生益を計上しております。

なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当連結会計年度においては、2,680百万円であります。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	円	2,974.91	3,399.74
1株当たり当期純利益金額	円	106.46	107.26

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、平成27年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度末 (平成26年3月31日)	当連結会計年度末 (平成27年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	13,388,650	15,301,561
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	1,573	2,728
うち少数株主持分	百万円	1,573	2,728
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	13,387,076	15,298,833
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	4,500,000	4,500,000

4. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益	百万円	479,071	482,682
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る当期純利益	百万円	479,071	482,682
普通株式の期中平均株式数	千株	4,500,000	4,500,000

(前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日))

「会計方針の変更」の前連結会計年度に記載のとおり「退職給付会計基準」及び「退職給付適用指針」を、前連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く)、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、前連結会計年度の1株当たり純資産額が、58円20銭増加しております。

(当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日))

「会計方針の変更」の当連結会計年度に記載のとおり、「退職給付会計基準」及び「退職給付適用指針」を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の期首の1株当たり純資産額が57円10銭減少し、1株当たり当期純利益金額が2円32銭増加しております。

(重要な後発事象)

(株式取得による会社等の買収)

当社の連結子会社である日本郵便株式会社は、平成27年5月28日、豪州会社法に基づくスキーム・オブ・アレンジメントの手続きにより、豪州物流大手であるToll Holdings Limited(以下「トール社」)の発行済株式100%を取得しました。

(1) 株式取得の目的

日本郵便株式会社は、国内事業の強化と同時に、成長著しいアジア市場への展開を中心に、国際物流事業を手掛ける総合物流企業として成長していくことを目指しています。

今後アジア市場での確固たる地位を確立しながら、更なるグローバル展開を図るために、豪州の大手物流企業であるトール社の株式を取得しました。

(2) 取得した会社の名称、事業内容等

① 名称

Toll Holdings Limited

② 所在地

豪州メルボルン

③ 事業内容

フォワーディング事業、3PL事業、エクスプレス事業等(※1)

(※1) トール社は持株会社であり、同社傘下の子会社がこれらの事業を営んでおります。

④ 資本金

2,977百万豪ドル

⑤ 経営成績(連結：平成26年6月期)(※2)

営業収益 8,811百万豪ドル

当期純利益 293百万豪ドル

⑥ 財政状態(連結：平成26年6月期)(※2)

総資産 5,902百万豪ドル

純資産 2,733百万豪ドル

(※2) 数値はトール社の連結決算ベース(IFRS適用)のものであります。

(3) 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

① 取得した株式の数

717,437,878株

② 取得価額

6,486百万豪ドル

③ 取得後の持分比率

100%

(4) 支払資金の調達方法

本件株式取得のための支払資金は、日本郵便株式会社が保有する手元資金により充当いたしました。

(株式分割)

1. 分割の目的

当社は、株式流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、平成27年8月1日を効力発生日とする株式分割を行っております。

2. 分割の方法

平成27年7月31日を基準日として、同日最終の株主名簿上の株主の所有する普通株式を、1株につき30株の割合をもって分割いたしました。

3. 分割により増加する株式数

普通株式 4,350,000,000株

4. 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割による影響については、(1株当たり情報)に記載しております。

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

連結の範囲の重要な変更

Toll Holdings Limited及び同社傘下の子会社を株式取得により、当第1四半期連結会計期間から連結の範囲に含めております。

当該連結範囲の変更は、当第1四半期連結会計期間の属する連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えております。影響の概要は、連結貸借対照表の総資産の増加等であります。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、
当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。
また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。
加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる、当第1四半期連結累計期間の経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1. 貸出金のうち、リスク管理債権(破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額)は、当第1四半期連結会計期間末において、ありません。

※2. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
期首残高	2,074,919百万円
契約者配当金支払額	83,952 〃
利息による増加等	232 〃
年金買増しによる減少	87 〃
契約者配当準備金繰入額	56,371 〃
期末残高	2,047,482 〃

※3. 四半期連結貸借対照表中、「貯金」は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。

4. システムに係る役務提供契約(ハード・ソフト・通信サービス・保守等を一体として利用する複合契約)で契約により今後の支払いが見込まれる金額は次のとおりであります。

当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)	
1年内	3,736百万円
1年超	2,647百万円

5. 偶発債務に関する事項

連結子会社の一部の借入郵便局局舎の賃貸借契約については、その全部又は一部を解約した場合において、貸主から解約補償を求めることができる旨を契約書に記載しております。解約補償額は、貸主が郵便局局舎に対して投資した総額のうち、解約時における未回収投資額を基礎に算出することとしておりますが、発生する可能性のある解約補償額は次のとおりであります。

当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
102,012百万円

なお、連結子会社の都合により解約した場合であっても、局舎を他用途へ転用する等のときは補償額を減額することから、全額が補償対象とはなりません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	
減価償却費	46,436百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

剰余金の配当は、日本郵政株式会社法第11条の規定により、総務大臣の認可事項となっております。

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月15日 取締役会	普通株式	50,100	334.00	平成27年3月31日	平成27年6月26日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額については、基準日が平成27年3月31日であるため、平成27年8月1日付の株式分割(1:30)については加味しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント					その他	合計
	郵便・ 物流事業	金融窓口 事業	銀行業	生命保険業	計		
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	440,367	35,571	482,368	2,473,101	3,431,409	15,105	3,446,514
セグメント間の内 部経常収益	13,662	298,402	378	24	312,468	230,278	542,746
計	454,029	333,974	482,747	2,473,125	3,743,877	245,383	3,989,261
セグメント利益	743	16,807	113,928	107,412	238,890	214,536	453,427

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分には、報告セグメントに含まれていない宿泊事業、病院事業等が含まれております。また、「その他」の区分のセグメント利益には当社が計上した関係会社受取配当金(209,245百万円)が含まれております。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位: 百万円)

利益	金額
報告セグメント計	238,890
「その他」の区分の利益	214,536
セグメント間取引消去	△210,722
四半期連結損益計算書の経常利益	242,704

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

当第1四半期連結累計期間においてToll Holdings Limitedの株式を取得し、同社及び傘下の子会社を連結の範囲に含めております。これに伴うのれんの増加額は、当第1四半期連結累計期間において532,102百万円であります。

なお、のれんの金額は、取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間(平成27年6月30日)

金融商品の時価等に関する事項

四半期連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金	37,510,283	37,510,283	—
(2) コールローン	2,375,593	2,375,593	—
(3) 債券貸借取引支払保証金	11,118,964	11,118,964	—
(4) 買入金銭債権	388,990	388,990	—
(5) 商品有価証券			
売買目的有価証券	156	156	—
(6) 金銭の信託	5,238,706	5,238,706	—
(7) 有価証券			
満期保有目的の債券	106,395,162	112,625,052	6,229,889
責任準備金対応債券	15,488,619	16,584,468	1,095,849
その他有価証券	100,067,528	100,067,528	—
(8) 貸出金	12,665,710		
貸倒引当金(*1)	△196		
	12,665,513	13,609,996	944,482
資産計	291,249,518	299,519,740	8,270,221
(1) 貯金	177,067,917	177,550,656	482,739
(2) コールマネー	51,729	51,729	—
(3) 債券貸借取引受入担保金	18,577,177	18,577,177	—
負債計	195,696,824	196,179,563	482,739
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	76	76	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,084,948)	(1,084,948)	—
デリバティブ取引計	(1,084,871)	(1,084,871)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。なお、金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金及び有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該貸出金及び有価証券の時価に含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン、(3) 債券貸借取引支払保証金

これらは、短期間(1年以内)で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 買入金銭債権

ブローカー等から提示された価格を時価としております。

(5) 商品有価証券

日本銀行の買取価格を時価としております。

(6) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、店頭取引による価格、又は市場価格に準じて合理的に算定された価額等によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(7) 有価証券

取引所の価格、店頭取引による価格、又は市場価格に準じて合理的に算定された価額等によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(8) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 貯金

要求払預金については、四半期連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に適用する利率を用いております。

(2) コールマネー、(3) 債券貸借取引受入担保金

これらは、短期間(1年以内)で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)、通貨関連取引(為替予約、通貨スワップ等)であり、取引所の価格、割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の四半期連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(7)有価証券」には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区 分	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
非上場株式(*)	19,461
合計	19,461

(*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間(平成27年6月30日)

※ 四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」が含まれております。

1. 満期保有目的の債券

	四半期連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	90,329,231	95,859,560	5,530,329
地方債	8,602,278	9,021,899	419,620
社債	7,250,872	7,521,887	271,014
その他	212,779	269,793	57,014
合計	106,395,162	112,673,141	6,277,979

2. 責任準備金対応債券

	四半期連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	14,655,933	15,724,342	1,068,408
地方債	699,703	720,881	21,178
社債	132,982	139,244	6,262
合計	15,488,619	16,584,468	1,095,849

3. その他有価証券

	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	4,946	9,868	4,922
債券	58,111,490	59,766,520	1,655,029
国債	43,225,094	44,546,227	1,321,133
地方債	5,516,010	5,630,140	114,129
短期社債	213,968	213,968	—
社債	9,156,416	9,376,184	219,767
その他	38,316,879	42,168,829	3,851,950
合計	96,433,315	101,945,218	5,511,902

(金銭の信託関係)

当第1四半期連結会計期間(平成27年6月30日)

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
その他の金銭の信託	3,521,759	5,238,706	1,716,947

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間(平成27年6月30日)

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

なお、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は除いております。

(2) 通貨関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約			
	売建	5,080	41	41
	買建	57,883	34	34
合計		—	76	76

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の四半期連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社の連結子会社である日本郵便株式会社は、豪州物流大手であるToll Holdings Limitedの発行済株式の100%を取得しました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Toll Holdings Limited

事業内容 フォワーディング事業、3PL事業、エクスプレス事業等

(2) 企業結合を行った主な理由

日本郵便株式会社は、国内事業の強化と同時に、成長著しいアジア市場への展開を中心に、国際物流事業を手掛ける総合物流企業として成長していくことを目指しています。今後アジア市場での確固たる地位を確立しながら、更なるグローバル展開を図るために、Toll Holdings Limitedの株式を取得しました。

(3) 企業結合日

平成27年5月28日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5) 結合後企業の名称

Toll Holdings Limited

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

日本郵便株式会社が現金を対価として株式を取得したことによります。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

みなし取得日を平成27年6月30日としているため、当第1四半期連結累計期間には被取得企業の業績を含んでおりません。

3. 被取得企業の取得原価

609,317百万円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

532,102百万円

なお、のれん金額は取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債の純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却を予定しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	円	31.70
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	142,639
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	142,639
普通株式の期中平均株式数	千株	4,500,000

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、平成27年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割)

1. 分割の目的

当社は、株式流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、平成27年8月1日を効力発生日とする株式分割を行っております。

2. 分割の方法

平成27年7月31日を基準日として、同日最終の株主名簿上の株主の所有する普通株式を、1株につき30株の割合をもって分割いたしました。

3. 分割により増加する株式数

普通株式 4,350,000,000株

4. 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割による影響については、(1株当たり情報)に記載しております。

⑤ 【連結附属明細表】（平成27年3月31日現在）

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	925	3,415	0.38	—
借入金	925	3,415	0.38	平成27年4月～ 平成31年9月
リース債務	3,643	4,212	—	平成27年4月～ 平成36年8月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 一部の連結子会社において、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、リース債務の「平均利率」の欄に記載を行っておりません。

3. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	3,220	70	70	45	10
リース債務(百万円)	918	796	748	647	511

借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「その他負債」中の借入金及びリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

訴訟

当社の連結子会社である日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社(以下JPiT)は、平成27年4月30日付で、ソフトバンクモバイル株式会社(現ソフトバンク株式会社)及び株式会社野村総合研究所を被告として、同社に発注した業務の履行遅延等に伴い生じた損害(16,150百万円)の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起いたしました。

また、JPiTは、同日付でソフトバンクモバイル株式会社(現ソフトバンク株式会社)より、JPiTから受注した通信回線の敷設工事等の追加業務に関する報酬等(14,943百万円)の支払いを求める訴訟の提起を東京地方裁判所に受けました。

当社としては、本件は根拠のないものと考えており、裁判を通じて原告の主張及び請求が不当であることを主張していくものです。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年 3 月31 日)	当事業年度 (平成27年 3 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 195,114	※1 277,553
たな卸資産	※2 615	※2 511
前払費用	※1 69	68
短期貸付金	※1 31,620	※1 42,200
未収入金	※1 176,642	※1 139,560
その他	※1 857	※1 2,916
貸倒引当金	△10	△7
流動資産合計	404,908	462,804
固定資産		
有形固定資産		
建物	37,460	36,784
構築物	704	652
機械及び装置	694	692
車両運搬具	108	86
工具、器具及び備品	5,083	3,323
土地	92,249	95,727
建設仮勘定	※3 600	※3 735
有形固定資産合計	136,902	138,001
無形固定資産		
ソフトウェア	1,590	8,582
その他	332	428
無形固定資産合計	1,922	9,010
投資その他の資産		
関係会社株式	9,195,299	8,502,299
破産更生債権等	120	89
長期前払費用	84	74
その他	※1, ※4 1,011	※4 139
貸倒引当金	△120	△89
投資損失引当金	—	△5,152
投資その他の資産合計	9,196,395	8,497,360
固定資産合計	9,335,220	8,644,373
資産合計	9,740,129	9,107,178

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年 3月31日)	当事業年度 (平成27年 3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	※1 19,026	※1 52,626
未払費用	※1 3,169	※1 2,138
未払法人税等	152,891	107,444
未払消費税等	—	455
賞与引当金	1,746	1,670
ポイント引当金	472	516
その他	※1 1,093	4,922
流動負債合計	178,399	169,775
固定負債		
退職給付引当金	817,712	167,507
公務災害補償引当金	22,550	21,609
その他	2,081	3,828
固定負債合計	842,344	192,946
負債合計	1,020,744	362,721
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,500,000	3,500,000
資本剰余金		
資本準備金	4,503,856	875,000
その他資本剰余金	—	3,628,856
資本剰余金合計	4,503,856	4,503,856
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	715,528	740,600
利益剰余金合計	715,528	740,600
株主資本合計	8,719,384	8,744,456
純資産合計	8,719,384	8,744,456
負債純資産合計	9,740,129	9,107,178

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31 日)	当事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31 日)
営業収益		
関係会社受入手数料	※1 10,348	※1 11,449
関係会社受取配当金	※1 131,253	※1 119,517
受託業務収益	※1 52,541	※1 47,482
貯金旧勘定交付金	※1 22,069	※1 18,967
医業収益	24,902	24,137
宿泊事業収益	31,874	30,365
営業収益合計	272,988	251,919
営業費用		
受託業務費用	50,426	43,851
医業費用	30,683	30,202
宿泊事業費用	33,725	33,299
管理費	※2 12,150	※2 △2,622
営業費用合計	※1 126,985	※1 104,731
営業利益	146,002	147,187
営業外収益		
受取利息	230	377
受取賃貸料	2,599	2,520
その他	501	553
営業外収益合計	※1 3,331	※1 3,451
営業外費用		
支払利息	6	3
賃貸費用	1,162	1,154
その他	※1 327	※1 182
営業外費用合計	1,496	1,340
経常利益	147,837	149,298
特別利益		
固定資産売却益	3	471
受取補償金	443	369
未払金取崩益	—	※3 1,567
システム契約解約収入	—	※1, ※4 1,770
その他	12	9
特別利益合計	459	4,187
特別損失		
固定資産除却損	1,372	858
減損損失	9,836	1,573
投資損失引当金繰入額	—	5,152
老朽化対策工事負担金	—	※1, ※5 24,029
その他	—	5,777
特別損失合計	11,209	37,391
税引前当期純利益	137,088	116,095
法人税、住民税及び事業税	△18,001	△15,086
法人税等合計	△18,001	△15,086
当期純利益	155,090	131,181

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	3,500,000	4,503,856	4,503,856	598,987	598,987	8,602,843	8,602,843
当期変動額							
剰余金の配当				△38,550	△38,550	△38,550	△38,550
当期純利益				155,090	155,090	155,090	155,090
当期変動額合計	—	—	—	116,540	116,540	116,540	116,540
当期末残高	3,500,000	4,503,856	4,503,856	715,528	715,528	8,719,384	8,719,384

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		利益 剰余金 合計
当期首残高	3,500,000	4,503,856	—	4,503,856	715,528	715,528	
会計方針の変更による累積的影響額					△62,609	△62,609	
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,500,000	4,503,856	—	4,503,856	652,918	652,918	
当期変動額							
剰余金の配当					△43,500	△43,500	
当期純利益					131,181	131,181	
準備金から剰余金への振替		△3,628,856	3,628,856	—			
当期変動額合計	—	△3,628,856	3,628,856	—	87,681	87,681	
当期末残高	3,500,000	875,000	3,628,856	4,503,856	740,600	740,600	

	株主資本 株主資本 合計	純資産 合計
当期首残高	8,719,384	8,719,384
会計方針の変更による累積的影響額	△62,609	△62,609
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,656,774	8,656,774
当期変動額		
剰余金の配当	△43,500	△43,500
当期純利益	131,181	131,181
準備金から剰余金への振替	—	—
当期変動額合計	87,681	87,681
当期末残高	8,744,456	8,744,456

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち、株式については決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法は、移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：2年～50年

その他：2年～60年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法の定めと同一の基準により行っております。

自社利用のソフトウェアについては当社における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により行っております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) ポイント引当金

顧客へ付与されたポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

① 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

② 退職共済年金負担に要する費用のうち、逓信省及び郵政省(郵政事業に従事)に勤務し昭和34年1月以降に退職した者の昭和33年12月以前の勤務期間に係る年金給付に要する費用(以下「整理資源」という。)の負担について、当該整理資源に係る負担額を算定し「退職給付引当金」に含めて計上しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時における対象者の平均残余支給期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

(追加情報)

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第63号)により、平成25年8月1日を施行期日として恩給期間に係る給付が将来減額されることとなりました。これに伴い、必要な情報の提供を受けて影響額の算定を行った結果、退職給付債務が減額されることにより過去勤務費用が117,175百万円発生し、当該過去勤務費用については、平均残余支給期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

- ③ 退職共済年金負担に要する費用のうち、通信省及び郵政省(郵政事業に従事)に勤務し昭和33年12月以前に退職した者の恩給給付に要する費用(以下「恩給負担金」という。)の負担について、当該恩給負担金に係る負担額を算定し「退職給付引当金」に含めて計上しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

- (5) 公務災害補償引当金

公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合の職員又は遺族に対する年金の支出に備えるため、当事業年度末における公務災害補償に係る債務を計上しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

- (2) 連結納税制度の適用

当社を連結親法人とする連結納税制度を適用しております。

- (3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち、株式については決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法は、移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：2年～50年

その他：2年～60年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法の定めと同一の基準によっております。

自社利用のソフトウェアについては当社における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) ポイント引当金

顧客へ付与されたポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

① 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

(追加情報)

当社は、平成27年4月1日を施行日とする退職手当規程の改訂を行い、退職一時金制度を最終給与比例方式からポイント制へ変更しております。これに伴い、退職給付債務が減少し、過去勤務費用が1,426百万円発生しております。

なお、当該過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

- ② 退職共済年金負担に要する費用のうち、通信省及び郵政省(郵政事業に従事)に勤務し昭和34年1月以降に退職した者の昭和33年12月以前の勤務期間に係る年金給付に要する費用(以下「整理資源」という。)の負担について、当該整理資源に係る負担額を算定し「退職給付引当金」に含めて計上しております。

なお、当社は退職給付信託を設定しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

- ③ 退職共済年金負担に要する費用のうち、通信省及び郵政省(郵政事業に従事)に勤務し昭和33年12月以前に退職した者の恩給給付に要する費用(以下「恩給負担金」という。)の負担について、当該恩給負担金に係る負担額を算定し「退職給付引当金」に含めて計上しております。

なお、当社は退職給付信託を設定しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

(追加情報)

当社は、平成26年9月22日開催の取締役会において、退職給付財政の健全化を目的として、整理資源及び恩給負担金に係る退職給付信託を設定することを決議いたしました。

これに基づき、平成27年1月29日に現金及び預金639,944百万円を拠出しております。

(6) 公務災害補償引当金

公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合の職員又は遺族に対する年金の支出に備えるため、当事業年度末における公務災害補償に係る債務を計上しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

当社を連結親法人とする連結納税制度を適用しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が62,609百万円増加し、繰越利益剰余金が62,609百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ8,756百万円増加しております。

なお、当事業年度の期首の1株当たり純資産額は13円91銭減少し、1株当たり当期純利益金額は1円94銭増加しております。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「災害損失引当金」(当事業年度は246百万円)は、金額的に重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

(単体簡素化に伴う財務諸表等規則第127条の適用及び注記の免除等に係る表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

- ・配当制限に関する注記については、該当する条文が削除されたため、記載しておりません。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。

下記の表示方法の変更に關する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、平成26年4月1日に開始する事業年度(以下「翌事業年度」といいます。)における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(損益計算書関係)

当事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取利息」は、金額的重要性が増したため、翌事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法を反映させるため、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた731百万円は、「受取利息」230百万円、「その他」501百万円として組み替えております。

また、当事業年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、金額的重要性が増したため、翌事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法を反映させるため、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の損益計算書において、「特別利益」の「その他」に表示していた15百万円は、「固定資産売却益」3百万円、「その他」12百万円として組み替えております。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取利息」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた731百万円は、「受取利息」230百万円、「その他」501百万円として組み替えております。

前事業年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別利益」の「その他」に表示していた15百万円は、「固定資産売却益」3百万円、「その他」12百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (平成26年 3 月31日)	当事業年度 (平成27年 3 月31日)
短期金銭債権	395,506百万円	452,611百万円
長期金銭債権	878百万円	一百万円
短期金銭債務	9,045百万円	39,887百万円

※ 2. たな卸資産の内訳

	前事業年度 (平成26年 3 月31日)	当事業年度 (平成27年 3 月31日)
貯蔵品	615百万円	511百万円

※ 3. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (平成26年 3 月31日)	当事業年度 (平成27年 3 月31日)
圧縮記帳額	17,070百万円	17,070百万円

※ 4. 担保に供している資産

宅地建物取引業法に基づく営業保証金として法務局に供託しているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年 3 月31日)	当事業年度 (平成27年 3 月31日)
投資その他の資産の「その他」	45百万円	45百万円

(損益計算書関係)

※ 1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

	前事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)
営業取引(収入分)	216,078百万円	197,258百万円
営業取引(支出分)	16,054百万円	12,558百万円
営業取引以外の取引(収入分)	2,793百万円	4,689百万円
営業取引以外の取引(支出分)	20百万円	24,043百万円

※ 2. 管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。

なお、当事業年度において管理費がマイナスとなっているのは、主として退職給付費用の整理資源に係る過去勤務費用の償却等によるものであります。

	前事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)
退職給付費用	△1,477百万円	△15,998百万円
給料・手当	5,743百万円	5,793百万円
通信費	1,604百万円	965百万円
減価償却費	897百万円	623百万円
租税公課	1,274百万円	1,791百万円

※3. 未払金取崩益

日本郵政公社から承継した取り壊し工事にかかる未払金について、工事内容の変更に伴う金額の変更により未払金を取り崩したものです。

※4. システム契約解約収入

システムサービス契約の中途解約に伴い、当社が委託元から受け取る損害金を計上したものです。

※5. 老朽化対策工事負担金

日本郵便は、これまでの投資不足による設備等の老朽化の改善のため、経済実態的に利用可能な耐用年数を超過している設備等に対して、緊急に必要な工事を実施しております。

これらの工事は、日本郵政公社からの業務等の承継以前を含めて、過去の修繕工事の実施が不十分であったことに起因し、定期的に行う修繕等とは性質を異にするため、グループの経営管理を行う当社がその費用を「老朽化対策工事負担金」として計上するものです。

(有価証券関係)

前事業年度(平成26年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)	
平成26年3月31日	
(1) 子会社株式	9,195,299
(2) 関連会社株式	—
合計	9,195,299

当事業年度(平成27年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)	
平成27年3月31日	
(1) 子会社株式	8,502,299
(2) 関連会社株式	—
合計	8,502,299

(税効果会計関係)

前事業年度(平成26年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	32,359百万円
退職給付引当金	291,425
賞与引当金	622
その他	9,612
繰延税金資産小計	334,019
評価性引当額	△334,019
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産(負債)の純額	—百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	38.0%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△36.3
評価性引当額の増減	△19.5
その他	4.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△13.1%

当事業年度(平成27年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	29,866百万円
退職給付引当金	257,591
賞与引当金	553
その他	10,015
繰延税金資産小計	298,025
評価性引当額	△298,025
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産(負債)の純額	—百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△36.6
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.3
評価性引当額の増減	△21.4
その他	2.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△12.9%

(重要な後発事象)

(株式分割)

1. 分割の目的

当社は、株式流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、平成27年8月1日を効力発生日とする株式分割を行っております。

2. 分割の方法

平成27年7月31日を基準日として、同日最終の株主名簿上の株主の所有する普通株式を、1株につき30株の割合をもって分割いたしました。

3. 分割により増加する株式数

普通株式 4,350,000,000株

4. 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合における、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	円	1,937.64	1,943.21
1株当たり当期純利益金額	円	34.46	29.15

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

④ 【附属明細表】(平成27年3月31日現在)

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形 固定資産	建物	37,460	2,508	(792) 898	2,286	36,784	20,402
	構築物	704	59	(50) 53	58	652	613
	機械 及び装置	694	160	(13) 32	130	692	1,114
	車両 運搬具	108	19	(4) 4	36	86	312
	工具、器具 及び備品	5,083	2,218	(371) 1,178	2,799	3,323	28,988
	土地	92,249	3,835	(242) 358	—	95,727	—
	建設 仮勘定	600	6,877	(14) 6,742	—	735	—
	計	136,902	15,679	(1,489) 9,268	5,311	138,001	51,432
無形 固定資産	ソフトウェア	1,590	9,814	(79) 82	2,740	8,582	31,640
	その他	332	9,782	(4) 9,680	5	428	38
	計	1,922	19,597	(83) 9,762	2,745	9,010	31,679

(注) 当期減少額の欄の()内の金額は、減損損失による減少分であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	131	48	83	96
投資損失引当金	—	5,152	—	5,152
賞与引当金	1,746	1,670	1,746	1,670
ポイント引当金	472	516	472	516
公務災害補償引当金	22,550	590	1,531	21,609

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から毎年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	当社の株主は財務大臣のみであることから、名義書換手数料は定めておりません。
新券交付手数料	当社の株主は財務大臣のみであることから、新券交付手数料は定めておりません。
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社
取次所(注)1	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取・買増し手数料(注)2	当社の株主は財務大臣のみであることから、買取・買増し手数料は定めておりません。
公告掲載方法	当社の公告掲載方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.japanpost.jp/corporate/public_notice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取・買増し手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「無料」に変更されます。

3. 当社に単元未満株主が発生した場合、当社の株主は、その有する単元未満株式について、当社定款の定めにより、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第 2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第 3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目 1 番 1 号	4,500,000,000	100.0

(注) 株主は、特別利害関係者等(大株主上位10名)であります。

独立監査人の監査報告書

平成27年9月3日

日本郵政株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 徳 田 省 三 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武 久 善 栄 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 倉 加 奈 子 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本郵政株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本郵政株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年9月3日

日本郵政株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 徳 田 省 三 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武 久 善 栄 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 倉 加 奈 子 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本郵政株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本郵政株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年9月3日

日本郵政株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 徳 田 省 三 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武 久 善 栄 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 倉 加 奈 子 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本郵政株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本郵政株式会社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年9月3日

日本郵政株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 徳 田 省 三 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武 久 善 栄 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 倉 加 奈 子 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本郵政株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本郵政株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年9月3日

日本郵政株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 徳 田 省 三 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武 久 善 栄 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 倉 加 奈 子 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本郵政株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本郵政株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

